

令和3年度

## 包括外部監査の結果報告書

不測の事態における事務処理について

～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として～

令和4年2月

豊田市包括外部監査人

弁護士 田 口 勤

## 目次

<b>第1章 総論</b> .....	<b>1</b>
<b>第1 外部監査の概要</b> .....	<b>1</b>
1 外部監査の種類.....	1
2 選定した特定の事件（テーマ）.....	1
3 事件を選定した理由.....	1
4 外部監査の対象部署.....	2
5 外部監査の対象期間.....	2
6 外部監査の実施期間.....	2
7 外部監査の方法.....	3
8 包括外部監査人及び補助者.....	4
9 利害関係.....	4
<b>第2 本書の構成</b> .....	<b>4</b>
1 章立て.....	4
2 指摘と意見.....	5
<b>第2章 不測の事態（その予防を含む）に対する対応方法の概要</b> .....	<b>6</b>
<b>第1 当初予算について</b> .....	<b>6</b>
1 令和2年度当初予算調製前後の感染状況.....	6
2 予算の種類と原則.....	6
3 歳入歳出予算.....	8
4 継続費.....	1 4
5 債務負担行為.....	1 4
6 地方債.....	1 4
7 一時借入金.....	1 5
8 歳出予算の各項の経費の金額の流用.....	1 5
9 事故繰越し.....	1 5
<b>第2 予算の補正について</b> .....	<b>1 6</b>
1 不測の事態に対処する予算処理.....	1 6
2 予算の補正の意義.....	1 6

3	令和2年度補正予算の概要 .....	16
<b>第3</b>	<b>専決処分.....</b>	<b>19</b>
1	専決処分と予算の補正 .....	19
2	議会の報告承認案件 .....	19
3	議会の報告案件 .....	19
<b>第4</b>	<b>繰越明許費.....</b>	<b>22</b>
<b>第5</b>	<b>予算の流用.....</b>	<b>24</b>
1	意義 .....	24
2	予算の流用手続 .....	24
3	予算流用の現状 .....	25
<b>第6</b>	<b>予備費の充用.....</b>	<b>28</b>
1	意義 .....	28
2	充用の手続.....	29
<b>第7</b>	<b>財政調整基金.....</b>	<b>31</b>
1	基金一般について.....	31
2	財政調整基金 .....	34
<b>第8</b>	<b>契約等と不測の事態.....</b>	<b>35</b>
1	不測の事態における契約事務処理 .....	35
2	物品購入契約について .....	39
3	賃貸借契約について .....	40
4	不測の事態における契約からの解放.....	42
5	不測の事態における契約変更.....	45
<b>第9</b>	<b>公の施設の利用停止等.....</b>	<b>49</b>
1	公の施設の閉館等.....	49
2	指定管理者制度に対する影響.....	53
3	市の通知 .....	56
4	リスク分担.....	64
5	監査の結果.....	69
<b>第10</b>	<b>不測の事態に対する事前の備え.....</b>	<b>77</b>
1	豊田市公共施設等総合管理計画.....	77
2	不測の事態に対する備え.....	84

<b>第3章 各論</b> .....	<b>86</b>
<b>第1 予算の補正</b> .....	<b>86</b>
1 新型コロナウイルス感染症対策協力金交付費 .....	86
2 信用保証料補助金.....	87
3 特別定額給付金給付費 .....	88
4 子育て世帯への臨時特別給付金給付費 .....	89
5 ふるさと寄附金推進費 .....	89
6 豊田地域医療センター施設等整備費、豊田地域医療センター運営費負担金、医療従事者応援金負担金 ....	91
7 臨時特別水道事業補助金.....	91
8 中小企業緊急雇用対策費、働き方改革推進費 .....	92
9 新型コロナウイルス感染症対策協力金交付費、中小企業者等支援費 .....	94
10 WE LOVE とよた応援商品券事業費 .....	95
11 GIGAスクール構想推進事業費.....	95
12 ひとり親世帯臨時特別給付金給付費 .....	96
13 学校保健特別対策事業費 .....	98
14 バス運行推進費、愛知環状鉄道整備促進費 .....	98
<b>第2 予算の流用と予備費の充用</b> .....	<b>101</b>
1 財政課.....	101
2 人事課.....	102
3 財産管理課.....	104
4 保育課.....	105
5 総務監査課.....	106
6 福祉総合相談課 .....	107
7 商業観光課.....	108
8 学校づくり推進課.....	114
<b>第3 個別の契約等事務と不測の事態</b> .....	<b>132</b>
1 市制70周年記念ロゴマーク応募作品展覧会実施業務委託 .....	132
2 ふるさとふれあいウォーキング「歩かまい稲武」事業負担金.....	134
3 ラリーイベント等を活用したまちづくり事業負担金 .....	135
4 豊田市和紙のふるさと和紙漉き体験業務委託 .....	136
5 「夢の教室」i n 豊田業務委託.....	138
6 豊田市駅前イベント企画・運営業務委託 .....	140
7 豊田市駅下装飾業務委託.....	141
8 世界ラリー選手権PRコーナー制作業務委託 .....	144

9	公金警備輸送等業務委託	1 4 5
1 0	豊田市美術館ミュージアムショップ運営業務委託	1 4 7
1 1	豊田市美術館清掃管理業務委託	1 4 9
1 2	豊田市美術館常駐警備業務委託	1 5 1
1 3	豊田市美術館作品看視等会場運営業務委託	1 5 4
1 4	豊田市美術館樹木管理業務委託	1 5 8
1 5	豊田市美術館設備運転及び保守点検業務委託	1 5 9
1 6	子どもの居場所づくり事業業務委託	1 6 1
1 7	豊田市放課後児童健全育成事業業務委託	1 6 4
1 8	リサイクルステーション資源収集運搬業務委託	1 6 7
1 9	リサイクルステーション管理等委託	1 6 8
2 0	リユース工房管理等業務委託	1 6 9
2 1	豊田市戦没者春のみたま祭式典祭壇等設営委託	1 7 0
2 2	少年消防クラブ防火防災体験ツアー設営業務委託	1 7 1
2 3	旭高原少年自然の家野外学習送迎バス借入	1 7 2
2 4	豊田市総合野外センター野外学習送迎バス借入	1 7 4
2 5	施設見学学習送迎バス借入	1 7 7
2 6	プール用殺菌消毒剤（液体）（単価契約）	1 7 9
2 7	プール用凝集剤（単価契約）	1 8 0
2 8	プール用殺菌消毒剤（顆粒）（単価契約）	1 8 1
2 9	豊田市東部給食センター改築整備運営事業	1 8 3
3 0	豊田市北部給食センター改築整備運営事業	1 8 6
3 1	学校給食配送等業務委託【その1】（豊田市中部給食センター及び1民間会社）	1 8 8
3 2	学校給食配送等業務委託【その2】（豊田市平和給食センター）	1 8 9
3 3	学校給食配送等業務委託【その4】（豊田市南部給食センター）	1 9 0
3 4	旭中学校給食配送等業務委託	1 9 1
3 5	給食調理等及び給食用物資調達業務委託	1 9 2
<b>第4</b>	<b>公の施設の利用停止</b>	<b>1 9 4</b>
1	笹戸生活改善センター笹戸会館	1 9 4
2	豊田市浅野会館	1 9 5
3	敷島農村環境改善センター敷島会館	1 9 7
4	築羽農村環境改善センター築羽会館	1 9 8
5	豊田市旭高原自然活用村	1 9 9
6	どんぐりの里いなぶ	2 0 2
7	どんぐり工房	2 0 5
8	小原トレーニングセンター及び緑の公園	2 0 8

9	小原北部生活改善センター .....	2 1 0
1 0	豊田市高岡コミュニティセンター、豊田市六鹿会館及び豊田市高岡運動広場....	2 1 1
1 1	豊田市藤岡体育センター、豊田市藤岡総合グラウンド野球場、豊田市藤岡運動広場及び豊田市藤岡テニスコート	2 1 3
1 2	豊田市藤岡ふれあいの館 .....	2 1 5
1 3	豊田市産業文化センター及び豊田市青少年センター.....	2 1 7
1 4	豊田市老人福祉センターぬくもりの里ほか6施設 .....	2 2 0
1 5	豊田市温浴施設じゅわじゅわ.....	2 2 3
1 6	豊田市高齢者温泉休養施設寿楽荘.....	2 2 6
1 7	豊田市老人福祉センター豊寿園 .....	2 2 9
1 8	豊田市高岡農村環境改善センター.....	2 3 2

## 第1章 総論

### 第1 外部監査の概要

#### 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

#### 2 選定した特定の事件（テーマ）

不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として

#### 3 事件を選定した理由

令和元年12月以降、世界で新型コロナウイルス感染症（COVID-19。以下単に「感染症」ということもある）が猛威をふるい、翌2年4月7日から7都道府県（愛知県は含まず）を対象に緊急事態宣言が発令された。同月10日には、愛知県知事も愛知県内に「愛知県緊急事態宣言」を発出したことから、市内の公の施設の利用は軒並み停止され、市民も外出を自粛して経済活動は抑制された。また、市が締結した契約を途中で終了したり変更したりせざるを得ないものも多数発生した。さらに、感染症に関する緊急事態宣言が発出されたのは当初予算調製後であったため、補正予算により増大した経費は、感染症対策に関連しない補正額も含め、約550億円と多額に上った。このように、令和2年度は、感染症の拡大という不測の事態に対し、前例のない様々な対応を余儀なくされた最初の年度となった。

もちろん、今回の感染症のような不測の事態が短期間に繰り返されるとは考え難いが、近年の気候変動による大災害や大地震の発生、SARS、MERS、新型インフルエンザ等の感染症、口蹄疫、鳥インフルエンザ、豚熱等の動物伝染病による移動制限の可能性も考慮に入れると、今後も不測の事態は生じうるということを覚悟しなければならない時期が到来していると言わざるを得ない。また、不測の事態は、局所的には施設や樹木の実地管理不全、土木工事の強度不足、施設設備の修繕や更新の遅れといった人為的なミスが自然の威力と競合した結果、発生することも考えられる。

このような不測の事態に対処するに当たっても、可能な限り「法の支配」が貫徹されることが理想であることは言うまでもない。そのためには、不測の事態を極力事前に予測して対策を立てておくことが望ましい。一方、限られた予算という資源を有効に配分し、持続可能な市民生活と行政経営を両立するためには、事前の対策によらない大胆な判断をせざるを得ない場面が存在するであろうことも想像に難くない。

そこで、予備費の充用、予算の補正、予算の流用、事故繰越し、専決処分、基金の運用、契約中断、公の施設の利用中止など、当初予算の調製時には予測していなかった事態に対処するために行った事務処理のあり方について監査し、次なる不測の事態に対しあらかじめ備えておくことが妥当な範囲で、事前の対策を検討しておくことには意義があると考えた。なお、「不測の事態」は新型コロナウイルス感染症の拡大が中心であることは間違いないが、当初予算の調製時には予測していなかった事態を広く「不測の事態」として捉えており、予算の流用は正に当初予算の調製時には想定していなかった事態に対する事務処理の具体的な現れであるとの理解の下、予算の流用案件については必ずしも新型コロナウイルス感染症の拡大防止と関連性のない事務事業についても、取り上げる意義があると考えた（第3章第2）。

#### 4 外部監査の対象部署

保健部を除く部署全て。

市によると、監査対象を確定した令和3年6月の時点でも、感染症の感染拡大が断続的に生じており、保健部の職員が中心となって感染症対策事務に従事しているとのことである。

これらの職員のうち、令和3年4月及び5月の時間外勤務が80時間以上となった職員はそれぞれ9人と13人で、このうち100時間を超えた職員が7人と8人に上ったとのことである。そして、同部感染症予防課では、当該感染症対策事務のため半数近く職員が1月当たり80時間以上の時間外勤務を経験するに至っており、現時点で同課を中心に業務がひっ迫していることが窺われる。

また、当該感染症については、テーマ選定を行う6月の時点でワクチン接種が始まったところであり、これらに関する業務が今後も増大し、業務がよりひっ迫する可能性がある。

このような状況下で、保健部を監査の対象部局として選定してしまうと、本来の重要な業務の遂行に影響を及ぼしかねないことに加え、当該部局において監査への対応を十分に行う余裕がないために充実した監査の実施が困難になると想定されることから、本年度については、保健部を監査対象から除外することとした。

#### 5 外部監査の対象期間

令和2年度（必要に応じて他の年度も対象とする）

#### 6 外部監査の実施期間

令和3年6月29日から令和4年2月16日まで



## 7 外部監査の方法

### (1) 予備調査

本年度は、監査対象とするべき特定の事件を選定する前の令和3年5月中旬に、次のような観点で予備調査を行った。

- ① 令和2年度中の新型コロナウイルス感染症に関連した歳出（補正予算、流用等）
- ② 令和2年度中に、感染拡大防止、災害その他のため、契約を締結したが、当初から履行せず、又は履行を開始した後に中断したことがある契約又は使用を中止したことのある公の施設に関する事務処理のあり方
- ③ 教育
- ④ 交通
- ⑤ デジタル化

### (2) レクチャーと資料提出要請

上記予備調査の結果も参考にしつつ、令和3年6月下旬までに監査テーマを選定し、翌7月7日に財政課のレクチャーを受け、同月14日に次のような資料の提出を要請した。

- ① 令和2年度中の歳出補正された予算（新型コロナウイルス感染症に関連するものに限る）の執行に関する資料
- ② 令和2年度中の予算の流用又は予備費の充用（予備調査に回答があったもの）のうち、流用等の額が100万円以上のものに関する予算の執行に関する資料及び同予算の流用先に対応する流用元の予算要求に関する資料
- ③ 種類別の基金残高（一般会計分）直近5年間（2016～2020年）の推移、財政調整基金の直近10年間（2011～2020年）の推移、一般会計繰入状況の推移及び運用益の推移
- ④ 中断又は変更等した契約（予備調査に回答があったもの）の当初契約書、変更契約書、合意解約書、精算書その他契約の発生・変更・消滅・支出に関する一切の資料その他関連する文書
- ⑤ 利用停止した施設（予備調査に回答があったもの）の指定管理に関する基本協定書、年度協定書、中断・再開に関する一切の文書、精算書、その他関連する文書。管理等委託契約その他指定管理以外の場合は、契約の当初契約書、変更契約書、合意解約書、精算書その他契約の発生・変更・消滅・支出に関する一切の資料その他関連する文書

### (3) 提出資料の検討

その後は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮するため、提出資料の検討を中心に監査を行い、市に詳細を確認する必要がある場合には電話や電子メールに添付した照会文書等の方法で照会し、電子メール又は紙媒体で回答を得る方法で監査を実施した。

#### (4) 全体会議

監査期間中、監査人と補助者による全体会議を基本的にウェブ会議の方法で開催し、情報と視点の共有化を図った。全体会議の日程は、次のとおりである。

5月7日、6月4日、6月14日、7月7日、7月21日、8月4日、8月18日、9月3日、9月14日、9月21日、9月28日、10月5日、10月13日、10月21日、10月29日、11月5日、11月10日、11月17日、12月2日、12月10日、12月23日

#### (5) ヒアリング

令和3年11月17日、第1稿提出後に、希望する対象課との間でウェブ会議又は電話の方法でヒアリングし、意見調整を行った。ヒアリングした対象課は、次のとおりである。

経営戦略課、財政課、行政改革推進課、スポーツ戦略課、美術館、総務監査課、福祉総合相談課、高齢福祉課、次世代産業課、農地整備課、学校づくり推進課、保健給食課

### 8 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	田口 勤	弁護士
補助者	都築 真琴	弁護士
補助者	青山 正和	弁護士
補助者	菊池 龍太	弁護士
補助者	西脇 正訓	弁護士 公認会計士
補助者	杉浦 理絵	弁護士
補助者	中村博太郎	弁護士

### 9 利害関係

包括外部監査人は、監査の対象とした事件について、地方自治法第252条の29に規定されている利害関係はない。

## 第2 本書の構成

### 1 章立て

以下の本報告書では、第2章において、不測の事態に対する対応方法の概要を記載し、第3章で具体的な事業を監査した結果を記載した。

第2章では、まず原則的な予算措置のあり方である当初予算について概括的に説明し、次に当初予算の調製時に予測できなかった事態に対処するための各種手法の中でも原則的な予算の補正を説明した。そして、予算を補正する手続のひとつである専決処分、予算を次年度に繰り越して使用するために補正される繰越明許費を説明した。さらに、予

算の範囲内で不測の事態に対処する方法でもある、予算の流用、予算の充用、補正予算等の財源として使用されることがある財政調整基金について説明した。

なお、契約と指定管理者制度の事務処理のうち、複数のものにまたがる問題点や個別の契約等に限らない問題を含む指摘や意見も、第2章に記述した。

第3章では、具体的な事業について監査した結果を記載した。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大とその防止やその他不測の事態に対処し続ける年度であった。次の指摘や意見に必ずしも繋がらなかった事業についても、歴史的事実として書き留める意味もあり、記載した事業もある。

## 2 指摘と意見

法令等に違反して是正の必要がある事項及び市や出資団体が自ら定立し、又は契約書や合意書で定められた規範に違反している事項は【指摘】として記載した。また、これら法令等や規範に違反している訳ではないが、正確性を欠くものや、著しく不合理で裁量を逸脱していると認めた事項も【指摘】とした。

これに対し、経済性、効率性及び有効性の3Eの観点のほか、合理性や相当性の観点から、是正を推奨するものは【意見】として記載した。なお、単純な誤記であることが明らかで他に影響のないものは、正確性を欠くものであっても軽重を判断し【意見】に止めたものもある。

なお、地方自治法第252条の38第2項によれば、「包括外部監査人は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該包括外部監査対象団体の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。」とされている。包括外部監査人が、その権限の範囲内（財務監査）で監査の結果に関する報告に意見を記載するのは当然であり、同条項であえて「報告に添えてその意見」を提出できるとしている趣旨は、地方自治法第199条第10項と同様、監査を通じて経済的で効率的な行政の水準を維持し、これを高める見地から、これに関する見解を明らかにすることが監査人の職責（松本英昭著 逐条地方自治法第9次改訂版1493頁及び713頁参照）とされているからである（昭和27年10月6日付け行政実例参照）。そこで、このような観点からの意見については、【添える意見】として掲載した（第2章第5の3(3)、同章第10の2参照）。

## 第2章 不測の事態（その予防を含む）に対する対応方法の概要

### 第1 当初予算について

#### 1 令和2年度当初予算調製前後の感染状況

令和2年度一般会計当初予算は、令和2年3月の定例会において議案40号として市議会で審議され、同年3月13日に原案のとおり可決承認された。承認の対象となった予算関係議案の要旨に関する資料は、同年2月13日付けで作成されていた。

しかし、同年1月20日頃までには、中華人民共和国国内で新型コロナウイルスによる肺炎の発症が確認された患者は200名に達し、タイ王国、大韓民国だけでなく、日本国内でも患者が確認されていた。その頃、横浜港を出港したクルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号の乗客で、1月25日に香港で下船した男性が新型コロナウイルス感染症に罹患していたことが2月1日に確認されてから同月末までには、同船内で700名以上の感染者が確認されたほか、日本国内の感染者数は200名を超えていた。

3月13日、新型インフルエンザ対策特別措置法の対象に新型コロナウイルス感染症を追加する改正法が参議院本会議で成立、翌日施行され、「緊急事態宣言」の発令が可能となり、4月7日、政府は緊急事態宣言を発令した（愛知県は除く）。また、4月10日に発出された「愛知県緊急事態宣言」により、当初政府による宣言の対象外であった愛知県の住民に対しても不要不急の外出自粛が要請され、学校や体育館などの施設の使用停止、イベントの開催制限要請・指示などの措置がとられた。

3月13日成立の市の当初予算は、令和2年4月1日から翌3年3月31日までの会計年度の収入と支出に関する全ての事項が予定されていることが理想ではあるが、予算関係の資料が作成された2月13日以降の事情、特に新型コロナウイルス感染症の拡大に対応するための経費は、当然のことながら全く加味されていなかった。

そこで、市が当初予算を編成するまでに予測していなかった不測の事態に対して、どのように対応したかについて監査するため、前提となる予算に関する規律についてまず整理する。

#### 2 予算の種類と原則

##### (1) 予算の種類

地方自治法第215条は、予算は次の一から七に掲げる事項に関する定めからなるとしている。歳入歳出予算及びこれに直接関連する事項並びに将来の財政負担を伴い実質的に予算の内容となるものの全体像を把握できるようにするためである。

- 一 歳入歳出予算
- 二 継続費
- 三 繰越明許費
- 四 債務負担行為
- 五 地方債

六 一時借入金

七 歳出予算の各項の経費の金額の流用

(2) 予算書

首長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない（地方自治法第211条）。令和2年度の市一般会計予算書（抜粋）は次のとおりである（第1～4表は省略）。

<p>令和2年度豊田市一般会計予算</p> <p>令和2年度豊田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ182,600,000千円と定める。</p> <p>2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。</p> <p>(継続費)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。</p> <p>(債務負担行為)</p> <p>第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。</p> <p>(地方債)</p> <p>第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。</p> <p>(一時借入金)</p> <p>第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。</p> <p>(歳出予算の流用)</p> <p>第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。</p> <p>令和2年2月21日提出</p> <p style="text-align: right;">豊田市長</p>
---

(3) 予算単一主義

地方自治体の財政状況の全体像が容易に把握できるよう、特別会計以外の予算は、全て単一の一般会計でまとめて整理するべきとされる。複雑で多岐にわたる事務を処理することができるよう、特別会計を設けることができるが、特別会計は、次のような場合に限り条例で設置できるとされている（地方自治法第209条第2項）。

- ① 普通地方公共団体が特定の事業（地方公営企業等）を行なう場合
- ② その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合

(4) 会計年度及び会計年度独立の原則

地方自治法第208条は、会計年度を毎年4月1日から翌年3月31日までとし、各会計年度の歳出は、その年度の歳入で支出するべきとし、会計年度独立の原則を採

用している。しかし、この原則を例外なく厳格に適用することとすると、かえって円滑な財政運営を阻害する可能性があるため、次のような例外が認められている。

- ① 継続費の繰次繰越し（地方自治法第212条）
- ② 繰越明許費（地方自治法第213条）
- ③ 事故繰越し（地方自治法第220条第3項ただし書）
- ④ 過年度収入（地方自治法施行令第160条）及び過年度支出（同第165条の8）
- ⑤ 歳計剰余金の繰越し（地方自治法第233条の2）
- ⑥ 翌年度歳入の繰上充用（地方自治法施行令第166条の2）

### 3 歳入歳出予算

#### (1) 総計予算主義

地方自治法第210条は、一会計年度における一切の収入及び支出は、全てこれを歳入歳出予算に編入しなければならないとし、歳入と歳出を混淆（相殺）することなく、収入（各種経費に充てるための財源となるべき現金の収納）と支出（行政上の需要を満たすための現金の支払）それぞれの予定額を歳入予算、歳出予算に計上するべきという総計予算主義を採用している。

#### (2) 予算統一の原則

地方自治法第216条は、歳入歳出予算のうち、歳入はその性質（地方税、国庫支出金等）に従って款項に区分し、歳出はその目的（議会費、民生費、教育費等）に従って款項に区分するべき旨を規定する。各項はさらに予算執行に関して目節に区分される。

歳入予算は、歳出の財源としての見積りにすぎず、予算区分いかんによって受ける制約は重要ではなく、単に収入をどのように整理するかの問題である。これに対して歳出予算は、予算に計上することによって、支出の限度や内容を法的に拘束するため、予算に計上されない経費を支出したり、計上された額を超えて支出したりすることはできない。

#### (3) 款項目節の区分

議会の議決の対象となる歳入歳出予算は、款項であり、これらを「議決科目」、目節を「執行科目」、双方併せて「予算科目」と呼ぶことがある。

地方自治法施行令第147条第1項は、歳入歳出予算の款項の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならないとしており、地方自治法施行規則第15条第1項は款項の区分について別記（歳入につき【図表1-1】、歳出につき【図表1-2】参照）として詳細に定めている。一方、節について同規則同条第2項は、歳出予算に係る節の区分は、別記（歳入につき【図表1-3】、歳出につき【図表1-4】参照）のとおり定めなければならないとしている。

款項目の区分は基準であるのに対して、節の区分は厳密に別記（【図表1-3】及び【図表1-4】参照）のとおり区分することを求めている。その趣旨は、歳出予算における節は、個々の予算の執行に当たっての最小限度の「単位」であり、普遍的なものとして統一されていることが、住民が予算を常識的に把握する上においても、また他の地方公共団体と比較して論じる上においても望ましいと判断されたためであるとされている（松本英昭著 要説地方自治法 第十次改訂版 新地方自治制度の全容 519頁）。

#### 地方自治法施行令

(歳入歳出予算の款項の区分及び予算の調製の様式)					
第147条 歳入歳出予算の款項の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならない。					
2 予算の調製の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。					
(予算の執行及び事故繰越し)					
第150条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。					
一 予算の計画的かつ効率的な執行を確保するため必要な計画を定めること。					
二 定期又は臨時に歳出予算の配当を行なうこと。					
三 歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行すること。					
2 前項第三号の目節の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならない。					

【図表1-1】歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分（第十五条関係）（歳入の一部）

歳 入						
都 道 府 県			市 町 村			
款	項	目	款	項	目	
1 都（道府県）税	1 道府県民税	1 個人	1 市（町村）税	1 市町村民税	1 個人	
		2 法人			2 法人	
		3 利子割		2 固定資産税	1 固定資産税	
	2 事業税	1 個人				2 固有資産等所在市町村交付金及び納付金

【図表 1 - 2】歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分（第十五条関係）（歳出の一部）

歳			出		
都 道 府 県			市 町 村		
款	項	目	款	項	目
1	議会費	1 議会費	1	議会費	1 議会費
2	総務費	2 事務局費	2	総務費	
	1 総務管理費	1 一般管理費		1 総務管理費	1 一般管理費
		2 人事管理費			2 文書広報費
		3 広報費			3 財政管理費
		4 文書費			4 会計管理費
		5 財政管理費			5 財産管理費

【図表 1 - 3】歳入予算に係る節の区分（第十五条関係）

款の区分	節
都（道府県）税、市（町村）税	1 現年課税分 2 滞納繰越分 ただし、歳入予算の項の区分を地方消費税とするもの及び項の区分を軽自動車税とし目の区分を環境性能割とするものについては、目と同一とする。
地方消費税清算金 地方譲与税 利子割交付金 配当割交付金 株式等譲渡所得割交付金 地方消費税交付金 環境性能割交付金 地方特例交付金 地方交付税 交通安全対策特別交付金 繰入金 繰越金	目と同一とする。
その他の歳入科目	歳出予算の項の区分等に対応して普通地方公共団体の長が定めた節の区分による。



【図表 1 - 4】歳出予算に係る節の区分（第十五条関係）（一部を抜粋）

節	説 明
1 報 酬	議 員 報 酬 委 員 報 酬
2 給 料	非 常 勤 職 員 報 酬 特 別 職 給
3 職 員 手 当 等	一 般 職 給 扶 養 手 当 初 任 給 調 整 手 当 通 勤 手 当 特 殊 勤 務 手 当 特 地 勤 務 手 当 何 手 当 児 童 手 当
4 共 済 費	地 方 公 務 員 共 済 組 合 に 対 する 負 担 金 報 酬、給 料 及 び 賃 金 に 係 る 社 会 保 険 料
5 災 害 補 償 費	療 養 補 償 費 休 業 補 償 費 何 補 償 費 葬 祭 料
6 恩 給 及 び 退 職 年 金	恩 給 退 職 年 金
7 報 償 費	報 奨 金 賞 賜 金 買 上 金
8 旅 費	費 用 弁 償 普 通 旅 費 特 別 旅 費
9 交 際 費	消 耗 品 費
10 需 用 費	燃 料 費 食 糧 費 印 刷 製 本 費 光 熱 水 費 修 繕 料

執行機関である委員会の委員及び委員（常勤のものを除く。）に係る報酬  
その他の非常勤職員の報酬  
知事、副知事、市町村長及び副市町村長並びに教育長、常勤の監査委員及び人事委員会の常勤の委員に係る報酬

法律又はこれに基づく条例に基づく手当

普通恩給、増加恩給及び扶助料  
退職年金、通算退職年金、公務傷病年金及び遺族年金  
報酬に掲げるもの以外のもの（謝礼金を含む。）

議員その他の非常勤職員の費用弁償及び関係人等に対する実費弁償

文具、印紙の類で一度の使用でその効用を失うもの及び数会計年度にわたり使用される物品で備品の程度に至らない消耗器材  
暖房、炊事等の庁用燃料及び自動車用燃料費

電気、ガス、水道及び冷暖房使用料  
備品の修繕若しくは備品又は船舶、航空機等の部分品の取替えの費用及び家屋等の小修繕で工事請負費に至らないもの

11	役 務 費	賄 材 料 費 飼 料 費 医 藥 材 料 費 通 信 運 搬 費 保 管 料 広 告 料 手 数 料 筆 耕 翻 訳 料 火 災 保 險 料 自 動 車 損 害 保 險 料	郵便、電信電話料及び運搬料  地方債事務取扱手数料 筆耕、翻訳及び速記料
12	委 託 料		試験、研究及び調査並びに映画等製作委託料
13	使用料及び賃借料		
14	工 事 請 負 費	何 工 事 請 負 費	土地、工作物等の造成又は製造及び改造の工事並びに工作物等の移転及び除却の工事等に要する経費で契約によるもの
15	原 材 料 費	工 事 材 料 費	
16	公有財産購入費	加 工 用 材 料 費 権 利 購 入 費 土 地 購 入 費 家 屋 購 入 費 船 舶、航 空 機 等 購 入 費	
17	備 品 購 入 費	庁 用 器 具 費 機 械 器 具 費 動 物 購 入 費	消耗品以外の動物
18	負担金、補助及び 交付金	負 担 金 補 助 金 交 付 金	
19	扶 助 費	生 活 扶 助 費 何 扶 助 費	
20	貸 付 金		
21	補償、補填及び賠償 金	補 償 金 補 填 金 賠 償 金	欠損補填金及び繰上充当金
22	償還金、利子及び 割引料	償 還 金  小 切 手 支 払 未 済 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	地方債の元金償還金、税収入等の還付金  地方債及び一時借入金の利子並びに割引発行する地方債の割引料
23	投資及び出資金	還 付 加 算 金	債券及び株式の取得に要する経費並びに公益財団法人の定款に係る出えん金等
24	積 立 金		
25	寄 付 金		
26	公 課 費		
27	繰 出 金		他会計への繰出し

#### (4) 細節の区分

節は、01報酬から28予備費まで区分されている。01から27までは、上記の地方自治法施行規則第15条別記歳出節の区分のとおりであり、節毎に振られた頭初の番号は、これを変更することはできないものとされている。

そして、市では、豊田市予算決算会計規則に基づき、必要に応じて歳出予算の節の細分として細節を設けることができるとしており、例えば、01報酬は01-01議員報酬と01-02その他報酬に、02給与は02-01一般職給与と02-02特別職給与に、03職員手当等は03-01扶養手当から03-16その他手当等まで、多岐に細分されている。

これら細節の全体像については、財政課と会計課で作成した節別ハンドブック（下記「令和2年4月版節別ハンドブック目次」参照）において詳細を説明している。

#### 豊田市予算決算会計規則

(歳入歳出予算の款項及び目節の区分)

第7条 歳入歳出予算の款項の区分並びに目及び歳入予算に係る節の区分は、毎年度市長が別に定める。

2 歳出予算に係る節の区分は、施行規則別記に規定する歳出予算に係る節の区分のとおりとする。

3 前項の規定による歳出予算の節には、必要に応じその細分としての細節を設けることができる。この場合において、当該細節の区分は、毎年度市長が別に定める。

#### 令和2年4月版節別ハンドブック目次

●01	報酬	1
●02	給料	3
●03	職員手当等	4
●04	共済費	6
●05	災害補償費	7
●06	恩給及び退職年金	8
●07	報償費	9
●08	旅費	12
●09	交際費	15
●10-01	消耗品費	16
●10-02	燃料費	19
●10-03	食糧費	21
●10-04	印刷製本費	23
●10-05	光熱水費	25
●10-06	修繕料	26
●10-07	賄材料費	28
●10-08	飼料費	30
●10-09	医薬材料費	31
●10-10	金券類需用費	33
●11-01	通信運搬費	35
●11-02	広告料	38
●11-03	手数料	40

●11-04	筆耕翻訳料	43
●11-05	火災保険料	45
●11-06	自動車損害保険料	47
●11-07	金券類役務費	49
●12	委託料	50
●13	使用料及び賃借料	54
●14	工事請負費	59
●15	原材料費	61
●16	公有財産購入費	63
●17	備品購入費	65
●18	負担金、補助及び交付金	68
●19	扶助費	73
●20	貸付金	74
●21-01、02	補償費	75
●21-03	賠償金	77
●22	償還金、利子及び割引料	78
●23	投資及び出資金	79
●24	積立金	80
●25	寄附金	81
●26	公課費	82
●27	繰出金	83
●28	予備費	84

#### 4 継続費

地方自治法第212条は、普通地方公共団体の経費をもって支弁する事件でその履行に数年度を要するものについては、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたって支出することができるとし、この経費を継続費としている。会計年度独立の原則の例外である（前述2(4)参照）。

年割額のうち当該年度の具体的な歳出額は、歳入歳出予算に編入される。継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終わらなかつたものは、当該継続費の継続年度の終わりまで逡次繰り越して使用することができる（地方自治法施行令第145条第1項）。

#### 5 債務負担行為

地方自治法第214条は、歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならないとする。債務負担行為として予算で定めた案件は、その支出すべき年度に義務費として歳入歳出予算に計上される。

#### 6 地方債

地方自治法第230条は、普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起すことができ、起債の目的、限度額、起債の方

法、利率及び償還の方法は、予算でこれを定めなければならないとしている。単行議決ではなく、予算でこれを定めることとされている。地方債は、特定の費途に充てることを目的として、地方公共団体が他の者から資金を2か年度以上にわたって長期に借り入れるものであり、財政負担の平準化、負担の世代間の公平化等を目的としている。

## 7 一時借入金

地方自治法第235条の3は、普通地方公共団体の長は、歳出予算内の支出をするため、一時借入金を借り入れることができ、その借入れの最高額は、予算でこれを定めなければならないとしている。また、一時借入金は、当該の会計年度の歳入をもって償還しなければならない。一時借入金は、既定歳出予算内の支出現金の不足を補うために一時的に調達される資金である。

## 8 歳出予算の各項の経費の金額の流用

地方自治法第220条第2項は、歳出予算の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互にこれを流用することができないが、歳出予算の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより、これを流用することができるとしている。ただし、豊田市予算決算会計規則第17条第1項ただし書では、人件費と物件費の相互流用及び食糧費に対しての流用を禁止している。

詳細については、第5において後述する。

## 9 事故繰越し

当初予算の概念からは外れるが、地方自治法第220条第3項ただし書は、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたものを翌年度に繰り越して使用することができる旨を定めている。継続費及び繰越明許費等とともに、会計年度独立の原則の例外である（前述2(4)参照）。

不測の事態により当該年度中に執行が終わらない事業経費については、必要な事業で繰越しがやむを得ないものであるときは繰越明許費又は事故繰越しにより措置することになるが、それ以外は次年度の新規事業として厳密な検討を経て当初予算において措置すべきことになる。

令和2年度には、鞍ヶ池公園キャンプフィールド等施設整備事業で、緊急事態宣言発令を受けた事業者の出張制限等のため、年度内の完成が困難となり事故繰越しした事例が1件発生した。約10年ぶりの事例である。

### 地方自治法

(予算の執行及び事故繰越し)

第220条 普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従って予算の執行に関する手続を定め、これに従って予算を執行しなければならない。

- 2 歳出予算の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互にこれを流用することができない。ただし、歳出予算の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより、これを流用することができる。
- 3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかったもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

## 第2 予算の補正について

### 1 不測の事態に対処する予算処理

予算の調製後に生じた不測の事態に対処するための方法としては、予算の範囲内で行う予算の流用や予備費の充用がまず考えられるが、当初予算の範囲内で対処しきれないものについては、予算の補正が必要である。

予算の補正は、議会の議決による場合と、専決処分による場合がある。歳入予算の補正を伴う場合は、国や県から支出される補助金等の新たな財源が見込まれる場合のほか、財政調整基金等の基金からの繰入金等の財源が確保されなければならない。

### 2 予算の補正の意義

地方自治法第218条第1項は、首長は補正予算を調製し、議会に提出できる旨の規定である。予算の補正とは、予算が成立した後に生じた事由に基づいて、既定の経費の不足を充足し、又は既定予算の変更を行うため、一旦は成立した予算の科目若しくは金額を追加若しくは更正し、又は事項に変更を加えることである。

ここにいう「追加」は予算の増額や新しい予算科目の創設を目的とするもの、「更正」は成立した予算内で科目の変更又は金額の減少を行うことを目的とするもの、「事項の変更」は継続費、繰越明許費、債務負担行為等の各事項に変更を加えることを目的とするものである。

市においては、通常、6月、9月、12月、3月に市議会定例会を開催する際に、その都度必要な補正予算を編成している。ただし、急を要する補正予算について次の定例会の議決を待てない場合は、臨時議会を開催して議決を得るか、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかな場合は、市長による専決処分を行うことになる（後述の第3の2③及び3①参照）。

### 3 令和2年度補正予算の概要

令和2年度補正予算のうち、新型コロナウイルス感染症対応のため（ただし、一部新型コロナウイルス感染症対応以外の経費を含む）のものは、【図表1-5】のとおり500億円を超えた。そのうち最も多くを占めるのは、市民一人につき10万円を支給する特別定額給付金給付事業給付であり、426億7500万円の補正予算が組まれた。

【図表1-5】令和2年度補正予算のうち一般会計歳出補正の内容  
(コロナ関連に限定かつ保健部の所管を除く)

(千円)

[ 令和2年度4月補正予算の概要 ]		
事業名	内容	補正額
新型コロナウイルス感染症対策協力金交付事業	・休業要請に協力した事業者に対して協力金を交付	745,000
信用保証料補助金	・中小企業・小規模事業者が国・県の新型コロナウイルス感染症に関する融資を受けた場合に支払う信用保証料を補助	720,000
予備費	・新型コロナウイルス感染症対策に伴う不測の事態に対応するために増額	500,000
令和2年度補正予算(5月1日専決)の概要		
事業名	内容	補正額
特別定額給付金給付事業給付	・市民一人当たり10万円を給付 ・給付に係る事務費	42,675,000
子育て世帯への臨時特別給付金給付事業	・児童手当に1万円を上乗せして給付 ・給付に係る事務費	597,972
[ 令和2年度6月補正予算の概要 ]		
事業名	内容	補正額
ふるさと寄附金推進費	・WE LOVEとよた応援寄附金の事務や返礼に係る費用	97,700
生活困窮者自立支援費	・住居のない又は失うおそれのある困窮者に対し、住居確保給付金の支給や緊急一時的な宿泊場所を提供	42,491
豊田地域医療センター運営費負担金	・新型コロナウイルス感染症の影響等による収入減に対し、運営費負担金を増	560,000
医療従事者応援金負担金	・新型コロナウイルスに感染した患者を受け入れた医療機関へ応援金を交付 ・愛知県に対し市負担分を支出(1 / 3)	16,020
臨時特別水道事業補助金	・水道料金(基本料金)を4か月分免除	800,000
中小企業等雇用調整補助金	・国の雇用調整助成金等の支給決定を受けた中小企業等に対して上乗せ補助	730,000
テレワーク導入支援補助金	・テレワーク導入に関する国の助成金等の支給決定を受けた事業者に対して上乗せ補助	30,000
新型コロナウイルス感染症対策協力金(定額)	・県の休業要請に協力した事業者に対して交付する協力金の対象拡大に伴う増	510,000
中小企業者等支援補助金(定額)	・売上が減少し、かつ県の休業要請等に伴う協力金を受給していない中小企業者等に10万円の支援金を給付	700,000
WE LOVEとよた応援商品券事業費	・市内中小店舗等で使用できるプレミアム付の商品券を発行	500,000
GIGAスクール構想推進事業費	・児童生徒1人1台の学習用タブレット端末整備について、緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備のため、令和3年度以降で予定していた小学1~3年生分を前倒して整備 ・その他遠隔学習用カメラ・マイク、モバイルルーター及び特別支援学校児童生徒用入出力支援装置を整備	846,039
就学援助事業	・必要保護者等である小中学生の保護者に対し、WE LOVEとよた応援商品券 ・1人1万2千円(2千円のプレミアム分含む)	31,556
[ 令和2年度6月補正予算(追加議案)の概要 ]		
事業名	内容	補正額
介護事業所等サービス継続支援費補助金	・新型コロナウイルス感染症拡大の影響下であっても介護サービスを継続提供するためのかかり増し経費(消耗品等)を補助	684
特別養護老人ホーム等施設整備費補助金(定額)	・新型コロナウイルス感染拡大リスク低減のため、介護施設等に簡易陰圧装置の設置費を補助	21,600
子育て支援センター・つどいの広場費	・新型コロナウイルス感染拡大防止のために購入するマスクや消毒液等	8,500
新型コロナウイルス感染拡大防止対策補助金	・私立こども園等が新型コロナウイルス感染拡大防止のために購入するマスクや消毒液等の費用を補助	89,453
公立こども園(保育園)管理運営費	・新型コロナウイルス感染拡大防止のために購入するマスクや消毒液等	44,711
ひとり親世帯臨時特別給付金給付費	・ひとり親世帯へ給付金を給付する事業費 ・給付に係る人件費及び事務費	354,248
公立こども園(幼稚園)管理運営費	・新型コロナウイルス感染拡大防止のために購入するマスクや消毒液等	7,681

[ 令和2年度補正予算(7月27日専決) の概要]		
事業名	内容	補正額
日中一時支援等事業の体制強化等事業費補助金	・日中一時支援事業所等の人件費や消毒等のかかり増し経費を補助	1,099
サービス継続支援事業費補助金	・生活介護、児童発達支援など障がい福祉サービスの提供体制確保のためのかかり増し経費を補助	2,087
テレワーク等導入支援事業費補助金	・VRを活用したソーシャルスキルトレーニングシステムの導入経費補助	692
衛生管理体制確保支援等事業費補助金	・マスクや消毒液、簡易陰圧装置等の費用を補助	75,000
ICT導入モデル事業費補助金	・ICT機器(タブレット端末、オンライン会議システム)の導入費用を補助	3,054
ロボット等導入支援事業費補助金	・施設現場へ介護ロボット等を導入する費用を補助	304
就労系障がい福祉サービス等機能強化事業費補助金(定額)	・継続して生産活動を実施するために必要な経費を補助	1,000
訪問入浴サービス等体制強化事業費補助金	・訪問入浴等事業の人件費や消毒等のかかり増し経費を補助	2,826
放課後等デイサービス支援等事業費補助金	・利用増加に伴う保護者負担分のかかり増し経費を補助	8,171
放課後等デイサービス費	・臨時休校によりサービス利用が増加したかかり増し経費を補助	5,722
感染症対策支援費	・新型コロナウイルス感染拡大防止のためマスクや消毒液等を購入	4,140
学校再開支援費	・感染拡大防止のためマスクや消毒液等の経費を各学校に配分	151,500
[ 令和2年度補正予算(8月14日専決) の概要]		
事業名	内容	補正額
妊婦のPCR検査費補助金(定額)	・妊婦が行うPCR検査費用を補助	37,800
[ 令和2年度9月補正予算の概要]		
事業名	内容	補正額
新型コロナウイルス関連 事業中止に伴う減額	・給食協会委託費等の減▲173,078 ・東京オリンピック・パラリンピック関連事業開催費▲97,790 ・議会活動費▲20,160 ・他14事業	▲534,937
地域交通推進費	・新型コロナウイルスの影響で減少した運賃収入を補填	4,007
生活困窮者自立支援費	・住居のない又は失うおそれのある困窮者に対し、住居確保給付金を給付	113,098
基幹バス運行費	・新型コロナウイルスの影響で減少した運賃収入を補填	71,135
[ 令和2年度補正予算(12月14日専決) の概要]		
事業名	内容	補正額
ひとり親世帯臨時特別給付金給付費	・ひとり親世帯へ給付金を給付	117,323
[ 令和2年度12月補正予算の概要]		
事業名	内容	補正額
新型コロナウイルス関連事業中止に伴う減額	・おいでんまつり開催負担金▲168,000 ・世界ラリー選手権開催負担金▲37,000 ・他2事業	▲230,000
合計		50,462,676

※減額補正は▲で表記し、合計は増額補正から減額補正を差し引いた数字を計上した。



### 第3 専決処分

#### 1 専決処分と予算の補正

予算の補正は、議会の議決による場合と、専決処分による場合があることは既に述べた。

地方自治法第179条は、議会において議決すべき事件又は決定すべき事件に関して、必要な議決又は決定が得られない場合の補充的手段として、当該普通地方公共団体の長に専決処分の権限を認めている。この場合普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない（同条第3項）。

また、同法第180条は、議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができるとしている。同条の専決処分をした首長は、これを議会に報告しなければならない（同条第2項）。

#### 2 議会の報告承認案件

地方自治法第179条第1項本文は、次の①から④までの場合に、首長は、議会において議決すべき事件を処分することができる旨を規定している。

- ① 議会が成立しないとき。
- ② 同法第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき。
- ③ 普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき。
- ④ 議会において議決すべき事件を議決しないとき。

議会において議決すべき事件には、同法第96条第1項各号の事件が含まれ、同項第2号の「予算を定めること」として予算の補正も専決処分することが可能である。

令和2年度予算に関連しては、令和3年2月2日に繰越明許費の新規設定について、同法第179条の専決処分により予算の補正がなされた例がある。ただし、これに対しては国の事業のスケジュールが変更となったため、予算の繰越しは行われなかった。

#### 3 議会の報告案件

市の議会では、市長において専決処分することを得る事項（昭和40年6月25日議決）を議決し、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長の専決処分事項として次の①から⑥までの事項を指定している。

- ① 全額を負担金、補助金、交付金、寄附金等の特定財源をもってする補正予算（負担付きのものを除く。）を定めること。
- ② 地方債の額及び条件の変更に関すること。
- ③ 1件100万円以下（損害賠償の額が100万円を超える交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償責任保険契約、自動車保険普通保険契約又は自動車損害共済

委託契約により支払われる保険金の額及びてん補額に免責金額を加えた額に相当する額) の法律上の義務に属する損害賠償の額を定めること。

- ④ 議会の議決のあった工事又は製造の請負契約について、1500万円以下の変更をすること。
- ⑤ 市営住宅、新婚者住宅、特定公共賃貸住宅、地域定住化促進住宅及び小原活性化促進住宅の家賃、共益費若しくは駐車場使用料の支払又はこれらの住宅（駐車場を含む。）の明渡しに係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。
- ⑥ その目的の価額が500万円以下の金銭債権に係る訴えの提起、和解及び調停（⑤に規定するものを除く。）に関すること。

令和2年度には、同条に基づき【図表1-6】記載の専決処分がなされた。

【図表1-6】令和2年度専決案件一覧（地方自治法第180条）

議会	専決日	題名	所管部局
令和2年5月	令和2年4月9日	工事請負契約の変更について	福祉部
令和2年5月	令和2年4月9日	訴えの提起について（学校給食費請求事件）	市民部
令和2年5月	令和2年4月14日	和解の成立について（市営住宅明渡等請求和解事件）	都市整備部
令和2年5月	令和2年5月1日	令和2年度豊田市一般会計補正予算	企画政策部
令和2年6月	令和2年5月18日	損害賠償額の決定について（こども園における保育中の物損事故）	子ども部
令和2年6月	令和2年5月19日	損害賠償額の決定について（工作物の管理瑕疵による傷害事故）	地域振興部
令和2年6月	令和2年5月20日	損害賠償額の決定について（施設の管理瑕疵による物損事故）	総務部
令和2年6月	令和2年5月21日	工事請負契約の変更について	建設部
令和2年6月	令和2年5月28日	工事請負契約の変更について	建設部
令和2年6月	令和2年5月28日	工事請負契約の変更について	建設部
令和2年6月	令和2年6月10日	訴えの提起について（市営住宅明渡等請求事件）	都市整備部
令和2年9月	令和2年6月26日	和解の成立について（学校給食費請求事件）	市民部
令和2年9月	令和2年7月8日	工事請負契約の変更について	建設部
令和2年9月	令和2年7月14日	工事請負契約の変更について	生涯活躍部
令和2年9月	令和2年7月27日	令和2年度豊田市一般会計補正予算	企画政策部
令和2年9月	令和2年7月30日	訴えの提起について（学校給食費請求事件）	市民部
令和2年9月	令和2年7月30日	訴えの提起について（不当利得返還金請求事件）	市民部
令和2年9月	令和2年8月6日	損害賠償額の決定について（公用車による交通事故）	産業部
令和2年9月	令和2年8月7日	工事請負契約の変更について	子ども部
令和2年9月	令和2年8月11日	損害賠償額の決定について（樹木の管理瑕疵による物損事故）	生涯活躍部
令和2年9月	令和2年8月14日	令和2年度豊田市一般会計補正予算	企画政策部
令和2年9月	令和2年8月28日	訴えの提起について（市営住宅明渡等請求事件）	都市整備部
令和2年9月	令和2年9月16日	和解の成立について（市営住宅明渡等請求和解事件）	都市整備部
令和2年9月	令和2年9月23日	令和2年度豊田市一般会計補正予算	企画政策部
令和2年12月	令和2年10月1日	損害賠償額の決定について（公用車による物損事故）	環境部
令和2年12月	令和2年10月8日	損害賠償額の決定について（小学校における物損事故）	教育部
令和2年12月	令和2年10月9日	和解の成立について（学校給食費請求事件）	市民部
令和2年12月	令和2年11月6日	損害賠償額の決定について（公用車による交通事故）	市民部
令和2年12月	令和2年11月6日	損害賠償額の決定について（公用車による交通事故）	市民部
令和2年12月	令和2年11月9日	訴えの提起について（学校給食費請求事件）	市民部
令和2年12月	令和2年11月9日	訴えの提起について（学校給食費請求事件）	市民部
令和2年12月	令和2年11月9日	訴えの提起について（生活保護徴収金請求事件）	市民部
令和2年12月	令和2年11月9日	訴えの提起について（国民健康保険療養給付費返還請求事件）	市民部
令和2年12月	令和2年11月9日	訴えの提起について（地域定住化促進住宅家賃請求事件）	市民部
令和2年12月	令和2年11月13日	令和2年度豊田市一般会計補正予算	企画政策部
令和2年12月	令和2年11月13日	損害賠償額の決定について（緑地の管理瑕疵による物損事故）	都市整備部
令和2年12月	令和2年11月24日	製造請負契約の変更について（都市計画道路高橋細谷線竜宮橋上部工製造）	建設部
令和2年12月	令和2年11月25日	損害賠償額の決定について（市道の管理瑕疵による物損事故）	建設部
令和2年12月	令和2年11月25日	損害賠償額の決定について（市道の管理瑕疵による物損事故）	建設部
令和2年12月	令和2年11月25日	損害賠償額の決定について（市道の管理瑕疵による物損事故）	建設部
令和2年12月	令和2年11月25日	損害賠償額の決定について（施設の管理瑕疵による物損事故）	都市整備部
令和2年12月	令和2年12月14日	令和2年度豊田市一般会計補正予算	企画政策部
令和3年3月	令和3年1月15日	和解の成立について（市営住宅明渡等請求和解事件）	都市整備部
令和3年3月	令和3年2月2日	訴えの提起について（市営住宅明渡等請求事件）	都市整備部
令和3年3月	令和3年2月8日	工事請負契約の変更について（豊田市立朝日丘中学校校舎増築工事）	教育部
令和3年3月	令和3年2月8日	工事請負契約の変更について（豊田市立朝日丘中学校電気設備工事）	教育部
令和3年3月	令和3年2月9日	工事請負契約の変更について（（仮称）松平屋根付広場新設工事）	生涯活躍部
令和3年3月	令和3年2月25日	工事請負契約の変更について（花本産業団地拡張事業造成工事）	産業部
令和3年3月	令和3年3月3日	工事請負契約の変更について（東梅坪橋橋りょう耐震補強工事）	建設部

#### 第4 繰越明許費

地方自治法第213条は、歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用できると規定し、この経費を繰越明許費としている。継続費、事故繰越し等とともに、会計年度独立の原則の例外である（前述第1の2(4)参照）。

繰越明許費は、原則として補正予算の形で予算に現れてくる。当該事業の財源が確保されているにもかかわらず、突発的な事故等によって翌年度にまたがるような事態が生じた場合に、前年度の歳入歳出予算を補正減額したり不用額としたりして、翌年度の歳入歳出予算を補正するといった手続によることなく、予算の繰越使用によって事業の実施が翌年度にまたがることを認める制度である。

令和2年度中の9月から3月にかけて繰越明許費として補正された予算（新型コロナウイルス感染症の影響によるものとは限らない）の一覧は【図表1-7】のとおり、合計73億3770万円であった。市によると、このうち新型コロナウイルス感染症の直接的な影響を受けたものは、中小企業等雇用調整補助事業5億円と、（仮）三河豊田駅前地区優良建築物等整備事業8020万円であったが、間接的に影響を受けて繰越明許費とされたものはより広範囲に及ぶとのことであった。

【図表 1 - 7】令和 2 年度繰越明許費一覧

事業名	金額 (千円)
高齢者福祉施設非常用自家発電設備整備補助事業	5,300
中小企業等雇用調整補助事業	500,000
地積調査事業	74,800
路面舗装修繕事業	170,200
橋りょう定期点検事業	152,000
橋りょう修繕事業 (日影歩道橋外 2 橋)	50,000
橋りょう修繕事業 (足助記念橋)	42,200
市道新設事業 (市道中垣内九久平 1 号線)	185,000
市道新設事業 (市道藤岡北一色迫線外 1 路線)	6,900
市道改良事業 (市道鍋田 1 号線外 3 路線)	14,000
市道改良事業 (市道立岩平古線)	12,000
市道改良事業 (市道松平足助線)	35,000
市道改良事業 (市道三好岡崎線)	35,000
歩道設置事業 (市道千足深田山線外 2 路線)	104,000
歩道設置事業 (市道高嶺通学線)	60,000
洪水ハザードマップ作成事業	12,000
流域貯留施設整備事業 (米田池)	63,000
公共施設管理者負担事業 (土橋土地区画整理事業)	386,500
公共施設管理者負担事業 (寺部土地区画整理事業)	141,100
公共施設管理者負担事業 (花園土地区画整理事業)	558,500
街路建設事業 (都市計画道路豊栄河合線)	230,000
名鉄三河線若林駅付近連続立体交差事業	726,000
特定道路改良促進事業 (豊田南バイパス関連市道宮町本新線外 1 路線)	56,000
特定道路改良促進事業 (豊田北バイパス関連市道若草 4 号線)	30,000
特定道路改良促進事業 (豊田北バイパス関連市道扶桑 1 号線)	29,000
中央公園第二期整備用地調査事業	60,000
農業用送水管測量設計事業	24,300
(仮) 三河豊田駅前地区優良建築物等整備事業	80,200
消防隊員用感染防止衣取得事業	15,200
足助消防署外構整備事業	50,000
笹戸詰所格納庫整備事業	52,000
保全改修・トイレ再整備事業(根川小学校外 1 1 校)	1,396,400
バリアフリー化整備事業 (市木小学校外 2 校)	243,800
屋外遊具整備事業(野見小学校外 1 2 校)	210,000
保全改修・トイレ再整備事業(猿投台中学校外 5 校)	1,122,100
とよた科学体験館プラネタリウム改修事業	312,000
旧鈴木家住宅給水工事負担事業	1,200
柳川瀬公園マレットゴルフ場トイレ増築事業	10,000
藤岡体育センター浄化槽改築事業	24,300
緑の公園ネット設置事業	2,500
農業施設災害復旧事業	47,200
土木施設災害復旧事業	8,000
合 計	7,337,700

## 第5 予算の流用

### 1 意義

予算の流用の意義については、歳出予算の各項の経費の金額の流用に関連して予算の箇所（第2章第1の8）で説明したとおりである。

地方自治法第215条第7号は、歳出予算の各項の経費の金額の流用を予算として定めるべき旨を規定しながら、同法第220条第2項は、「歳出予算の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互にこれを流用することができない。ただし、歳出予算の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより、これを流用することができる。」としているため、各款の間での流用は禁止されており、各項の間の流用は、予算の定める限度で可能である。一方、各目節間、細節間、事業間の流用は禁止されていない。ただし、人件費と物件費の相互流用及び食糧費に対する流用は豊田市予算決算会計規則第17条第1項ただし書で禁止されている（後述）。

不測の事態に対処するための予算執行の現実的な方法としては、当初予算の範囲内で行う流用がまず考えられる。

### 2 予算の流用手続

#### (1) 予算の定め

同一款内での各項間の経費を流用するには、予算の定めが必要である。一般会計における項間流用に関する予算書の記載例は次のとおりである（再掲）。

#### (歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

#### (2) 豊田市予算決算会計規則の手続

豊田市予算決算会計規則では、歳出予算の各項、各目、各節及び各細節間の流用が必要な場合は、副部長が予算更正何書を財政課長に提出する必要がある。この場合でも、人件費と物件費の相互流用及び食糧費に対する流用は同規則により禁止されていることは既に指摘した。

市によると、各副部長から財政課に提出される予算更正何書の提出件数は、令和2年度には、予備費充用案件（後述）も含めると2000件程度に及び、いずれも紙媒体で管理しているとのことである。

## 豊田市予算決算会計規則

### (歳出予算の流用)

第17条 各部等の副部長は、歳出予算の各項、各目、各節及び各細節間の流用を必要とする場合は、予算更正伺書を財政担当課長に提出しなければならない。ただし、人件費と物件費の相互流用及び食糧費に対する流用をしてはならない。

2 財政担当課長は、前項の規定に基づいて提出された予算更正伺書を審査し、意見を付して、財政担当専門監の決定を求めるものとする。

3 財政担当課長は、財政担当専門監が歳出予算の流用を決定したときは、直ちに各部等の副部長及び会計管理者に通知しなければならない。

4 前条の規定に基づく歳出予算の配当は、前項の流用決定により変更されたものとみなす。

### (節の新設)

第18条 各部等の副部長は、歳入歳出予算に新たに節を設ける必要があるときは、その理由を明らかにして予算更正伺書を財政担当課長に提出しなければならない。

2 財政担当課長は、前項の規定に基づいて提出された予算更正伺書を審査し、意見を付して、財政担当専門監の決定を求めるものとする。

3 財政担当課長は、財政担当専門監が予算の節の新設を決定したときは、直ちに各部等の副部長及び会計管理者に通知しなければならない。

### (他経費への流用禁止)

第20条 第17条の規定により流用した経費又は前条(略)の規定により充用した経費は、更に他の経費に流用することができない。

## 3 予算流用の現状

### (1) 予備調査の経緯

予備調査の段階で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の予防に関連する予算更正伺書の提出を求めたところ、財政課からは合計139件の予算更正伺書が提出された。そこには、次の43課に係る予算更正伺書が含まれていた。

情報戦略課、国際まちづくり推進課、秘書課、財政課、庶務課、法務課、人事課、行政改革推進課、財産管理課、市民税課、資産税課、足助支所、稲武支所、小原支所、上郷支所、下山支所、高岡支所、藤岡支所、防災対策課、市民活躍支援課、文化振興課、生涯スポーツ推進課、文化財課、次世代育成課、子ども家庭課、保育課、地域包括ケア企画課、総務監査課、福祉総合相談課、障がい福祉課、産業労働課、商業観光課、交通政策課、幹線道路推進課、街路課、土木課、(消)総務課、警防救急課、(北)管理課、学校教育課、青少年相談センター、学校づくり推進課、保健給食課

### (2) 本調査の経緯

予備調査の段階で提出された予算更正伺書のうち、流用(充用)の額が100万円以上のものを抽出すると、55件であった。そこで、本調査に当たりこれらの課に流用の一覧を改めて求めたところ、追加提出されたものも含めると、件数にして378件、金額にして11億2700万円弱の流用額が報告された。そのうち新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関連するものを抽出すると、【図表1-8】のとおり、2億3700万円余りであった。

【図表1-8】100万円以上流用の一覧（新型コロナウイルス感染症の影響）（円）

所管課	流用金額	説明
財産管理課	3,580,165	コロナ対策でアクリル板を購入するため
財産管理課	2,356,177	コロナによる空調稼働増により、光熱水費が不足するため
足助支所	3,594,833	指定管理料の一部経費の精算を行うため
市民活躍支援課	1,199,010	【交流館】使用料還付
市民活躍支援課	1,405,892	【地文】指定管理料精算
文化振興課	2,628,780	新型コロナウイルスの影響で施設使用料の還付を行う必要があるため
文化振興課	2,090,000	サーモグラフィー購入のため
文化振興課	2,090,000	サーモグラフィー購入のため
生涯スポーツ推進課	1,580,027	指定管理料の精算により実績額が当初予定額を上回ったため
生涯スポーツ推進課	2,379,482	指定管理料の精算により実績額が当初予定額を上回ったため
生涯スポーツ推進課	6,212,622	指定管理料の精算により実績額が当初予定額を上回ったため
次世代育成課	2,200,000	放課後児童クラブ用使い捨てマスク購入費
次世代育成課	1,947,000	放課後児童クラブにおける手指消毒用アルコール
次世代育成課	2,215,400	放課後児童クラブ用加湿空気清浄機購入のため
次世代育成課	4,500,000	コロナウイルス感染症対策により、会場変更費・会場設営費増加のため
次世代育成課	1,400,000	コロナウイルス感染症対策により、会場変更費・会場設営費増加のため
子ども家庭課	44,685,970	母子生活支援施設委託措置費
子ども家庭課	1,729,247	子育て世帯への臨時特別給付金のお知らせ郵便料支払
子ども家庭課	3,428,810	子育て世帯への臨時特別給付金（振込手数料、組戻手数料）
保育課	2,871,396	新型コロナウイルス感染症対策用消毒のため
保育課	23,634,614	新型コロナウイルス感染症対策用消毒のため
保育課	1,661,854	新型コロナウイルス感染症対策用空気清浄機購入のため
保育課	2,848,000	新型コロナウイルス感染症対策として給食費相当額等を助成するため
保育課	4,013,424	新型コロナウイルス感染症対策用消毒
保育課	1,200,000	感染予防費の購入が必要なため
障がい福祉課	1,400,300	食器消毒保管庫を購入するため
(消) 総務課	11,012,155	新型コロナウイルス感染症第2波に備えた感染防護具等を購入するため
(消) 総務課	14,625,600	保見出張所及び力石出張所の長寿命化を修繕で執行するため
(消) 総務課	2,870,615	自動式心マッサージ器を藤岡小原分署に配備するため
(消) 総務課	4,620,000	新型コロナウイルス感染症対策のため、救急車に間仕切りを設置するため
警防救急課	9,361,000	新型コロナウイルス感染症第2波に備えた感染防護具等を購入するため
警防救急課	4,620,000	新型コロナウイルス感染症対策のため、救急車に間仕切りを設置するため
学校教育課	13,953,652	修学旅行キャンセル料補助金
学校づくり推進課	1,093,707	消耗品費不足のため
学校づくり推進課	3,087,288	電話料金が不足するため
学校づくり推進課	2,516,350	コロナ感染予防用備品等購入のため
学校づくり推進課	2,649,462	新型コロナウイルス感染対策用消毒費等
学校づくり推進課	1,610,870	新型コロナウイルス感染症対策用消毒等のため
学校づくり推進課	3,526,940	新型コロナウイルス感染症対策用消毒等のため
保健給食課	3,019,366	コロナ対策の学校要望について、備品の購入が見込みより増えるため
保健給食課	5,770,634	新型コロナウイルス対策用備品購入のため
保健給食課	4,992,560	コロナ対策用備品購入のため
保健給食課	5,223,400	新型コロナウイルス感染症緊急対策用お米券配布のため
保健給食課	13,954,341	給食センター修繕のため
合計	237,360,943	



### (3) 監査の結果

個々の流用案件を監査した結果については第3章第2で詳細に述べるが、複数の事業にまたがりうる問題点についてここに記載する。

#### ア 要綱に基づき予算を流用した場合は支出の法的根拠が薄弱である【添える意見】

補助金交付の根拠規定を要綱に求め、財源を流用した場合、支出の法的根拠は極めて薄弱であることに注意されたい。

豊田市中小企業団体等事業費補助金交付要綱を改正し、新型コロナウイルス感染対策事業補助金（第3章第2の7(5)参照）を新設した令和2年11月10日当時、財源の手当があったとは考え難いことから、始めから流用を予定していたと考えられる。

たしかに補助金の公益上の必要性は、補助金等ガイドラインに示している他、補助金要綱の新規創設や改正に当たっては、緊急時を含めて補助金等適正化委員会に付議することとし、さらには予算要求時や予算執行伺い決裁時にも、公益上の必要性の有無の審査をしている。しかし、支出根拠を要綱で定めかつ予算を流用した場合には、支出根拠の点でも予算審議の点でも、民主的な意思決定が一切なされていないことに注意が必要である。合理的な行政運営を維持し高めるためには、民意に晒されながら事業を実施に移すプロセスの合理性も重要であることに留意されたい。

#### イ 入札差金を流用する場合の問題点【添える意見】

競争入札は、官公庁が契約者を決める最も基本的かつ原則的方法であり、複数の者に入札書を提出させ、最も有利な条件の者を契約相手として選定する方法である。地方自治法第2条第14項が自治体に要請する経済性を実現するためである。

落札額と予算額の差額である入札差金を流用する例がいくつか見られたが（【図表1-9】参照）、緊急を要する案件に対して流用することは行政運営の柔軟性を増すものであって否定し得ないものの、安易な流用が行われれば、経済性の要請から安価な契約相手と契約を締結するべく入札を実施したにもかかわらず、民主的な手続を経ないまま当初予算額と入札による成果である落札額の差額を費消することにもなりかねず、経済性に反する結果となりかねない。

切迫した状況でない限り、補正予算で措置するのが望ましい。

#### ウ 不用額を流用する場合の問題点【添える意見】

様々な調整や交渉の結果、予算の執行額が減少したり、令和2年度は特に新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で事業が実施できなかった結果として執行額が減少し、多額の不用額が生じた（【図表1-9】参照）。

調整や交渉、不測の事態の結果、必要経費が減少して不用額が発生することは、経済性が求める結果であり、これを安易に流用してしまえば、経済性に反する結果となりかねない。

切迫した状況でない限り、補正予算で措置するのが望ましい。

【図表 1 - 9】入札差金や不要額を流用する例

(円)

	工事名等	事業名	流用額	流用元とした理由	
幹線道路推進課	令和2年度 第一東海自動車道豊田上郷スマートインターチェンジの工事等の実施に関する年度協定	越戸駅前広場	114,000,000	県との調整により、不用額が発生したため	
		内環状線建設費	72,000,000	関係自治区との調整の進捗により、執行を見送ったため	
		豊田刈谷線	10,593,852	用地交渉の進捗により、執行を見送ったため	
		豊田刈谷線	25,000,000	入札差金で不用額が発生したため	
		東海環状自動車道関連公共施設整備費	4,500,000	新型コロナの影響により、執行を見送ったため	
		国道155号(豊田南バイパス)関連整備費	3,410,000	用地交渉の進捗により、執行を見送ったため	
		国道155号(豊田南バイパス)関連整備費	36,000,000	バイパスとの工事調整により、一部の執行を見送ったため	
		特定道路調査費	3,838,600	新型コロナの影響により、執行を見送ったため	
		物件移転補償(ガスマン移設)	国道155号(豊田南バイパス)関連整備費	1,130,800	支障移転が不用となったため
			国道153号(豊田北バイパス)関連整備費	3,245,080	バイパスの計画変更により、執行を見送ったため
国道153号(豊田北バイパス)関連整備費	429,982		契約差金で不用額が発生したため		
物件移転補償(配水管移設)	国道153号(豊田北バイパス)関連整備費	5,005,670	バイパスの計画変更により、執行を見送ったため		
街路課	名鉄三河線若林駅付近連続立体交差事業 事業損失防止調査業務委託(その2)	名鉄三河線若林駅付近連続立体交差事業	10,000,000	入札差金で不用額が発生したため	
		名鉄三河線若林駅付近連続立体交差事業	5,000,000	仮線路工事の進捗に伴い、支障移転の執行を見送ったため	
		名鉄三河線若林駅付近連続立体交差事業	10,000,000	入札差金で不用額が発生したため	

## 第6 予備費の充用

### 1 意義

地方自治法第217条第1項本文は、予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、歳入歳出予算に予備費を計上しなければならないとしている。この計上は、一般会計では義務的、特別会計では任意的である。

予算の過不足は補正予算で対応するのが通常であるが、議会を招集するまでもないような軽微なものや予算の不足に対しては、予備費を設けて措置できるようにするものである。ただし、同条第2項は、議会が否決した費途に充てることはできないとしている。

令和2年度の市の予備費は、当初2億円であったが、予算の補正により5億円が追加され、合計7億円であった。その執行状況は【図表1-10】のとおりである。

## 2 充用の手続

### (1) 予備費充用の費途

地方自治法第217条第1項本文の「予算外の支出」とは、予算に計上されておらず予見できないものであったが支出不可避なものをいう。また、「予算超過の支出」とは、予算計上の金額では不足する場合の支出である（これらの支出を総称して「充用」という）。ただし、議会の否決した費途に充てることは同条第2項で禁止されている。また、支出が繰越となる経費に充てることはできず、一旦充用したあとは繰り返すこともできないと解されている（松本英昭著 逐条地方自治法第9次改訂版799頁）。

### (2) 予備費充用の措置

予備費の充用に当たっては、議会の議決を必要とせず、首長の権限で行うことが可能であるが、予備費から直接支出するのではなく、予備費を支出科目に充てて（充用）、支出する。すなわち、充用には、既存科目の予算残高を増額したり（一部充用の場合）、新たに支出科目を設けて予算額の欄に記入したり（全部充用の場合）するなどの措置が必要である。

## 豊田市予算決算会計規則

### （節の新設）

第18条 各部等の副部長は、歳入歳出予算に新たに節を設ける必要があるときは、その理由を明らかにして予算更正何書を財政担当課長に提出しなければならない。

2 財政担当課長は、前項の規定に基づいて提出された予算更正何書を審査し、意見を付して、財政担当専門監の決定を求めるものとする。

3 財政担当課長は、財政担当専門監が予算の節の新設を決定したときは、直ちに各部等の副部長及び会計管理者に通知しなければならない。

### （予備費の充用）

第19条 各部等の副部長は、予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、予備費の充用を必要とするときは、予算更正何書を財政担当課長に提出しなければならない。

2 財政担当課長は、前項の規定に基づいて提出された予算更正何書を審査し、意見を付して財政担当専門監の決定を求めるものとする。

3 財政担当課長は、財政担当専門監が予備費の充用を決定したときは、直ちに各部等の副部長及び会計管理者に通知しなければならない。

4 前項の規定により、予備費の充用が決定したときは、歳出予算の追加配当があったものとみなす。

### （他経費への流用禁止）

第20条 第17条の規定により流用した経費又は前条の規定により充用した経費は、更に他の経費に流用することができない。

【図表 1 - 1 0】予備費の予算執行一覧

課コード*	所属名	内容	充用額 (円)	区分
		当初予算	200,000,000	
		補正額	500,000,000	
		補正後額	700,000,000	
AB02	人事課	マスク購入	550,000	コロナ対策
AB09	行政改革推進課	新型コロナウイルス最前線応援事業費	11,400,000	コロナ対策
AG02	商業観光課	豊田市中小企業者等支援金の申請受付業務委託	6,048,900	コロナ対策
AG02	商業観光課	事業者への協力金	93,650,000	コロナ対策
AG11	産業労働課	助成金申請支援報償費	2,785,000	コロナ対策
AU14	防災対策課	避難所用コロナ対策備蓄物資の整備	32,460,881	コロナ対策
AX05	障がい福祉課	障がい者施設等職員に対する抗原検査	1,539,318	コロナ対策
AX07	介護保険課	高齢者施設等職員に対する抗原検査	12,593,922	コロナ対策
AX41	特別定額給付金推進室	新生児特別定額給付金事業	65,577,000	コロナ対策
AY02	保健衛生課	検査用医薬材料費	8,791,992	コロナ対策
AY02	保健衛生課	PCR検査装置、核酸自動抽出装置	15,005,198	コロナ対策
AY02	保健衛生課	検査室備品 (ワゴン等)	466,400	コロナ対策
AY03	感染症予防課	患者移設用車両購入 (2台) 自賠責保険料	59,040	コロナ対策
AY03	感染症予防課	患者移設用車両購入 (2台)	7,475,303	コロナ対策
AY03	感染症予防課	患者移設用車両購入 (2台) 重量税	22,400	コロナ対策
BA05	警防救急課	感染防護具等の購入費	1,651,155	コロナ対策
AG04	農地整備課	災害復旧	40,000,000	災害対応
AH09	道路維持課	災害復旧	1,790,000	災害対応
AH09	道路維持課	災害復旧	2,000,000	災害対応
AH09	道路維持課	災害復旧	2,317,520	災害対応
AH11	土木課	災害復旧	18,020,000	災害対応
AH17	地域建設課	災害復旧	15,164,120	災害対応
AH17	地域建設課	道路橋りょう雪氷対策	19,031,880	災害対応
AH17	地域建設課	災害復旧	7,304,000	災害対応
AH17	地域建設課	災害復旧	53,000,000	災害対応
AW04	生涯スポーツ推進課	都市対抗野球大会応援費	2,244,570	その他
AY02	保健衛生課	動物愛護寄附金の使途としてのワクチン接種費	589,501	その他
合 計			421,538,100	
残 額			278,461,900	

## 第7 財政調整基金

### 1 基金一般について

#### (1) 基金とは

基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するためのものをいう。地方自治法第241条第1項は、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができるとしている。市においても、豊田市基金条例に基づき、基金を設置している。

#### (2) 基金の種類

基金の種類には、資金積立基金（特定の目的の事業の財源として支出するための基金）、財産維持基金（運用益等を事業の財源に活用するための基金）、資金運用基金（特定の目的の事業のための資金の貸し付け、財産の取得を実施するための基金）がある。

#### (3) 基金の残高

平成28年度末から令和2年度末までの種類別の基金残高（一般会計分）と、この間の積立額と取崩額（一般会計への繰入額）の推移は、【図表1-11】のとおりである。令和2年度末の合計額は、令和元年度末の合計額と比較して91億9111万円の減額となった。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するため、財政調整基金（市財政の各年度間における財政調整に資することを設置目的とする基金）を84億円弱、保健医療福祉基金（保健医療福祉事業の推進を図ることを設置目的とする基金）を60億円取り崩したことも影響していると思われるが、そればかりではなく、幹線道路建設基金（都市計画道路その他の幹線道路の建設のための基金）を15億円、教育施設整備基金（教育施設整備のための基金）を12億円取り崩した影響もある。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大は様々な予算の増減に影響し、その結果が基金の残高にも影響している。市によると、例えば3月補正予算のうち歳出補正だけでも、一般会計の細節ベースで2400件あり、歳入の増減にも新型コロナウイルス感染症は影響しており、これらについて新型コロナウイルス感染症がどのように影響したかを分析することは困難であるとのことであった。

【図表1-1-1】各種基金残高の推移

※取崩＝一般会計への繰入額 (単位：千円)

区分	基金名	28年度末		29年度		29年度末		30年度		30年度末		元年度		元年度末		2年度末		
		残高	取崩	積立	取崩	残高	取崩	積立	取崩	残高	取崩	積立	取崩	残高	取崩	積立	取崩	
資産	財政調整基金	39,000,000	2,830,000	9,330,000	32,500,000	2,575,805	1,975,805	33,100,000	4,000,000	37,100,000	7,690,554	8,390,554	36,400,000					
	減債基金	2,150,000	1,043	2,151,043	2,152,644	2,266	2,154,910	2,398	2,157,308	284,284								
	民助観光施設整備基金	279,664		279,664														
	稲武教育施設整備基金	0																
	介護予防事業推進基金																	
	幹線道路建設基金	3,860,000	200,000	3,660,000	3,600,000	3,641,415	1,000,000	7,093,222	1,185	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	
	教育施設整備基金	2,450,902	2,000,905	4,451,807	6,000,000	18,164	156,391	23,656	23,656	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	
	公共施設安全安心基金	6,000,000																
	情報通信基盤整備基金	143,775	18,108	161,883	360,000	64	7,109	69,221	59	9,356	59,924	84	5,971	54,037	250,000	250,000	250,000	
	青少年活動施設整備基金	360,000																
	青少年ものづくり基金	85,741	9	9,484	250,000	200,000	1,389,962	200,000	1,189,962	200,000	1,189,962	200,000	989,962	989,962	989,962	989,962	989,962	
総合運動公園建設基金	250,000																	
地域づくり振興基金	1,769,962	1,003	1,800,000	827,046	1,566	81,337	747,054	1,562	1,814	746,802	1,402	10,730	737,474	737,474	737,474	737,474		
低炭素社会推進基金	827,609																	
都市高専軌道整備基金	5,000,000			5,000,000														
都心環境計画推進基金	1,000,000			1,000,000														
藤岡支所庁舎・藤岡交流館整備基金*	983,565		125,934	857,631	857,631													
ふるさと・水と土保基金	59,962	45	60,007	60,007	34	600,000	18,700,000	60,041	50	60,091	102		60,193	10,800,000	10,800,000	10,800,000		
保健医療福祉基金	19,800,000		500,000	19,300,000		605	396,704	790	4,819	392,675	499	17,824	488,530	488,530	488,530	488,530		
緑の推進基金	511,733	638	109,111	403,260	605	28,175	534,660	1,008	29,455	506,213	141	30,000	974,000	974,000	974,000	974,000		
ものづくり未来創造基金	768,205	581	206,310	562,476	359	65,000	1,034,000	4,007,821	2,849,100	82,713,005	8,246,628	17,455,079	73,504,554	73,504,554	73,504,554	73,504,554		
森づくり基金	1,190,000		91,000	1,099,000														
小計	86,491,118	4,852,332	10,753,405	80,590,045	6,242,848	5,278,609	81,554,284	20,500	126,677	20,500	126,677	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500		
クリエティブ基金	20,500																	
交通安全基金	126,677			126,677														
社会福祉基金	467,800	5,896	473,696	473,696	11,536	485,232	4,871	490,103	17,164	507,267	507,267	507,267	507,267	507,267	507,267	507,267		
奨学基金	150,837			150,837														
スポーツ振興基金	4,281			4,281	500	4,781	4,781	4,781	4,781	4,781	4,781	4,781	4,781	4,781	4,781	4,781		
青少年健全育成基金	57,849	50	57,899	57,899	50	57,949	57,949	57,949	57,949	57,949	57,949	57,949	57,949	57,949	57,949	57,949		
民芸・袋投古窯基金	40,000			40,000														
矢並小学校教育振興基金	18,430			18,430														
小計	886,374	5,946	892,320	892,320	12,086	904,406	4,921	909,327	17,341	926,668	926,668	926,668	926,668	926,668	926,668	926,668		
産業振興基金	1,600,000			1,600,000														
都心整備基金	4,315,128			4,315,128														
運土掘削基金	15,000,000			15,000,000														
小計	20,915,128	0	20,915,128	20,915,128	0	20,915,128	20,915,128	20,915,128	20,915,128	20,915,128	20,915,128	20,915,128	20,915,128	20,915,128	20,915,128	20,915,128		
合計	108,292,620	4,858,278	10,753,405	102,397,493	6,254,934	5,278,609	103,373,818	4,012,742	2,849,100	104,637,460	8,263,969	17,455,079	95,346,350	95,346,350	95,346,350	95,346,350		

\* 藤岡支所庁舎・藤岡交流館整備基金は、平成28年度までは藤岡支所庁舎整備基金

(4) 基金の運用益

令和2年度の基金別運用益は、【図表1-12】のとおりである。また、運用益の合計額の推移は、【図表1-13】のとおりである。

【図表1-12】令和2年度基金別運用益集計

(円)

基金名	証書名義	集計
豊田市クリエイティブ基金	財産維持	34,959
豊田市スポーツ振興基金	財産維持	8,152
豊田市ふるさと・水と土保全基金	資金積立	102,473
豊田市ものづくり未来創造基金	資金積立	141,167
豊田市幹線道路建設基金	資金積立	4,205,194
豊田市教育施設整備基金	資金積立	9,678,119
豊田市減債基金	資金積立	2,398,088
豊田市交通安全基金	財産維持	216,024
豊田市公共施設安全安心基金	資金積立	7,671,642
豊田市財政調整基金	資金積立	34,073,090
豊田市産業振興基金	産業振興	1,804,618
豊田市社会福祉基金	財産維持	836,613
豊田市奨学基金	財産維持	257,224
豊田市森づくり基金	資金積立	1,712,136
豊田市青少年ものづくり基金	資金積立	83,747
豊田市青少年活動施設整備基金	資金積立	381,107
豊田市青少年健全育成基金	財産維持	98,908
豊田市総合運動公園建設基金	資金積立	302,465
豊田市足助観光施設整備基金	資金積立	484,345
豊田市地域づくり振興基金	資金積立	1,669,643
豊田市低炭素社会推進基金	資金積立	1,193,757
豊田市都市高速鉄道整備基金	資金積立	5,444,520
豊田市都心環境計画推進基金	資金積立	1,705,315
豊田市都心整備基金	都心整備	1,988,883
豊田市土地開発基金	土地開発	7,585,264
豊田市保健医療福祉基金	資金積立	18,122,976
豊田市民芸・猿投古窯基金	財産維持	68,212
豊田市矢並小学校教育振興基金	財産維持	31,429
豊田市緑の推進基金	資金積立	489,498
総計		102,789,568

【図表1-13】基金運用益の推移

(円)

年度	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2
合計額	120,911,888	49,833,649	76,269,215	87,367,952	102,789,568

## 2 財政調整基金

豊田市財政調整基金は、前述のとおり市財政の各年度間における財政調整に資することを設置目的とする基金であり、①歳入歳出予算に定める金額、②毎会計年度における決算剰余金のうち市長が定める金額、③この基金の運用から生ずる収益金を積立額とする。一方、処分の目的は、①経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋める財源に充てるため、②災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋める財源に充てるため、③緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるためとされている（豊田市基金条例）。

令和2年度は、市税の減額見込みへの対応や新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために生じた経費等の財源とするために、83億9000万円余りの取崩しを行ったが、令和元年度の所得に課税された法人市民税の税収が想定よりも堅調であったこと等により、76億9000万円余りを積み立てた結果、令和2年度末の基金残高は7億円の減少に留まり、364億円であった（【図表1-14】参照）。

また、直近10年間の財政調整基金残高の推移は【図表1-15】のとおりであった。

【図表1-14】 財政調整基金の令和2年度の積立額と取崩額 (千円)

区分	令和元年度末 残高	令和2年度増減		令和2年度末 残高
		積立	取崩	
財政調整基金	37,100,000	7,690,554	8,390,554	36,400,000

【図表1-15】 財政調整基金残高の推移 (千円)

年度	年度末残高	
23年度	2011	18,700,000
24年度	2012	14,300,000
25年度	2013	11,300,000
26年度	2014	24,200,000
27年度	2015	31,000,000
28年度	2016	39,000,000
29年度	2017	32,500,000
30年度	2018	33,100,000
元年度	2019	37,100,000
2年度	2020	36,400,000



## 第8 契約等と不測の事態

### 1 不測の事態における契約事務処理

令和2年度には、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために、様々なイベントが中止や延期とされ、施設が閉鎖された。公の施設を休館とした際の事務処理については、行政改革推進課から指定管理者制度の運営方法を中心に各種通知が発出されるなど、ある程度統一的な指針が示され、概ねそれに沿った事務処理がなされたこともあり、この点は第9において概説する。

これに対し、指定管理者制度の適用がない契約や負担金協定等（以下「契約等」という）の処理に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大とその防止策が契約関係に与えた影響は一様ではなく、事務処理のあり方も千差万別であった。多くは契約内容の変更で処理されたが、契約の解消に至った例もある。そこで、令和2年度中に契約したにもかかわらず、契約変更や契約の解消（以下総称して「契約の中断等」という）に至った【図表1-16】記載の契約について、その事務処理について監査した。

個別の監査結果については、第3章第3において詳述するが、ここでは複数の契約にまたがる事項について記載する。

【図表1-16】契約変更、中断等があった契約一覧

(円)

番号	契約名	相手方	担当所属	契約金額 (当初)	中断等の事由	契約金額 (変更後)
1	リサイクルステーション資源収集運搬業務委託	豊田環境事業協同組合	ごみ減量推進課	40,321,600	緊急事態宣言期間 中リサイクルステーションを閉鎖したため	39,961,099
2	リサイクルステーション古紙等資源回収業務委託	豊田リサイクル協同組合	ごみ減量推進課	19,296,200		18,548,347
3	植物性廃食油収集運搬業務委託	ホームックス株式会社	ごみ減量推進課	960,960		926,909
4	リサイクルステーション管理等委託	(公社)豊田市シルバー人材センター	ごみ減量推進課	90,676,083		84,072,260
5	リユース工房補修等業務委託	(公社)豊田市シルバー人材センター	ごみ減量推進課	1,867,287	緊急事態宣言期間 中リユース工房を閉鎖したため	1,601,996
6	リユース工房管理等業務委託	(特)とよたエコ人プロジェクト	ごみ減量推進課	2,310,000		1,976,558
7	環境学習施設等送迎バス(1)	(株)森龍観光サービス	環境政策課	370,700	新型コロナウイルス感染症の影響による、施設見学の中止	
8	環境学習施設等送迎バス(2)	(株)森龍観光サービス	環境政策課	376,420	新型コロナウイルス感染症対策による変更	399,520
9	環境学習施設等送迎バス(3)	(株)森龍観光サービス	環境政策課	372,900	新型コロナウイルス感染症の影響による、施設見学の中止等	247,500
10	環境学習施設等送迎バス(4)	(株)森龍観光サービス	環境政策課	301,400		401,940
11	環境学習施設等送迎バス(5)	(株)森龍観光サービス	環境政策課	365,200	新型コロナウイルス感染症対策による変更	447,700
12	環境学習施設等送迎バス(6)	(株)森龍観光サービス	環境政策課	369,600		333,080
13	学習用バス借入(則定)	(株)森龍観光サービス	環境政策課	34,100		0
14	学習用バス借入(9/8~10/21 矢並等)	名鉄観光サービス(株)	環境政策課	328,900	新型コロナウイルス感染症の影響による、施設見学の中止等	223,300
15	学習用バス借入(矢並)	(有)KR B観光バス	環境政策課	55,000		0
16	矢並湿地一般公開借入	(有)KR B観光バス	環境政策課	529,100		471,350
17	喫煙所空気清浄機保守点検業務委託	広中電気(株)	清掃業務課	178,200	新型コロナウイルスに関する非常事態宣言を受けて喫煙所を閉鎖したことにより、全ての点検時期を2か月延期したため	
18	旭高原少年自然の家野外学習送迎バス借入	(株)森龍観光サービス	学校教育課	549,780	コロナ感染予防のために野外学習を中止したため	0
19	豊田市総合野外センター野外学習送迎バス借入	(株)森龍観光サービス	学校教育課	8,732,130		30,580
20	施設見学学習バス借入	名鉄観光サービス(株)	学校教育課	7,277,600	コロナ感染予防のために公共施設見学を中止したため	2,675,200
21	プール用殺菌消毒剤(液体)	昭和堂薬局	保健給食課	1,134,000	新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校プール中止	0
22	プール用凝集剤	清化工業(株)	保健給食課	913,000		0
23	プール用殺菌消毒剤(顆粒)	昭和堂薬局	保健給食課	2,756,600		0
24	学校給食配送等業務委託【その1】 (豊田市中部給食センター及び1民間会社)	日本通運(株)	保健給食課	386,163,752	新型コロナウイルスの影響による臨時休校	386,149,940
25	学校給食配送等業務委託【その2】 (豊田市平和給食センター)	日本通運(株)	保健給食課	289,620,073		289,538,600
26	学校給食配送等業務委託【その4】 (豊田市南部給食センター)	希望運輸(株)	保健給食課	237,552,000		237,397,801
27	足助給食センター学校給食配送等業務委託	トヨタ生活(同)	保健給食課	93,500,000		93,500,000
28	旭中学校給食配送等業務委託	トヨタ生活(同)	保健給食課	21,987,812	新型コロナウイルスの影響による臨時休校	21,958,561
29	学校給食用飲用牛乳紙パック(一般廃棄物)収集運搬業務委託(単価契約)	巴運輸(株)	保健給食課	4,180		0
30	給食調理等及び給食用物資調達業務委託	(公財)豊田市学校給食協会	保健給食課	2,733,924,137		2,535,397,820
31	稲武給食センター一般廃棄物処理業務委託	(有)ヤハギエコノス	保健給食課	547,470	臨時休校により給食業務が中止となったため(4・5月)	458,134
32	豊田市東部給食センター改築整備運営事業	(株)豊田東部スクールランチサービス	保健給食課	10,112,863,726	新型コロナウイルスの影響による臨時休校	10,112,863,726
33	豊田市北部給食センター改築整備運営事業	(株)豊田北部スクールランチサービス	保健給食課	9,711,317,873		9,711,317,873
34	市制70周年記念ロゴマーク応募作品展覧会実施業務委託	豊田共栄サービス(株)	経営戦略課	291,500	新型コロナウイルス感染症拡大防止	134,970

番号	契約名	相手方	担当所属	契約金額 (当初)	中断等 の事由	契約金額 (変更後)
35	逢妻子どもの居場所づくり事業業務委託	(特) あいちNPO市民ネットワークセンター	次世代育成課	11,925,474	新型コロナウイルス感染拡大防止	9,717,898
36	稲武地区子どもの居場所づくり事業業務委託	(公社) 豊田市シルバー人材センター	次世代育成課	1,803,833		1,784,758
37	浄水北小学校子どもの居場所づくり事業業務委託	浄水北小学校地域学校共働本部	次世代育成課	887,700		720,775
38	浄水小学校子どもの居場所づくり事業業務委託	浄水小学校地域学校共働本部	次世代育成課	849,750		726,000
39	追分小学校子どもの居場所づくり事業業務委託	追分小学校地域学校共働本部	次世代育成課	421,300		354,750
40	土橋小学校子どもの居場所づくり事業業務委託	土橋小学校地域学校共働本部	次世代育成課	1,137,400		契約金額に変更なし
41	平井小学校子どもの居場所づくり事業業務委託	平井小学校地域学校共働本部	次世代育成課	1,171,500		
42	青木小学校子どもの居場所づくり事業業務委託	青木小学校地域学校共働本部	次世代育成課	856,350		
43	野見小学校子どもの居場所づくり事業業務委託	野見小学校地域学校共働本部	次世代育成課	1,125,300		
44	広川台小学校子どもの居場所づくり事業業務委託	広川台小学校地域学校共働本部	次世代育成課	1,091,200		
45	東山小学校子どもの居場所づくり事業業務委託	東山小学校地域学校共働本部	次世代育成課	1,112,100		
46	井上小学校子どもの居場所づくり事業業務委託	井上小学校地域学校共働本部	次世代育成課	985,050		
47	若林西小学校子どもの居場所づくり事業業務委託	若林西小学校地域学校共働本部	次世代育成課	958,650		
48	四郷小学校子どもの居場所づくり事業業務委託	四郷小学校地域学校共働本部	次世代育成課	235,400		
49	畷部小学校子どもの居場所づくり事業業務委託	畷部小学校地域学校共働本部	次世代育成課	905,300		
50	中金小学校子どもの居場所づくり事業業務委託	中金小学校地域学校共働本部	次世代育成課	259,050		契約金額に変更なし
51	西保見小学校子どもの居場所づくり事業業務委託	西保見小学校地域学校共働本部	次世代育成課	118,250		
52	矢並小学校子どもの居場所づくり事業業務委託	矢並小学校地域学校共働本部	次世代育成課	315,700		契約金額に変更なし
53	岩滝町自治区地域子どもの居場所づくり事業業務委託	岩滝子供見守り隊	次世代育成課	251,200		200,000
54	豊南地区地域子どもの居場所づくり事業業務委託	豊南地区子どものスペース スウィンドミル	次世代育成課	250,500		200,711
55	豊松自治区地域子どもの居場所づくり事業業務委託	豊松っ子わんぱーく	次世代育成課	266,500		契約金額に変更なし
56	丸山自治区地域子どもの居場所づくり事業業務委託	丸山まちづくり協議会丸山わくわくこどもクラブ	次世代育成課	417,346		357,346
57	外根自治区地域子どもの居場所づくり事業業務委託	外根子供大きく育て隊	次世代育成課	259,000		228,500
58	平戸橋二区自治区地域子どもの居場所づくり事業業務委託	平戸橋二区ふれあいクラブ	次世代育成課	179,500		契約金額に変更なし
59	藤岡南地区地域子どもの居場所づくり事業業務委託	ふじなんキッズ	次世代育成課	273,000		106,508
60	京町自治区地域子どもの居場所づくり事業業務委託	京町子どもひろば	次世代育成課	87,300		0
61	公営美和自治区地域子どもの居場所づくり事業業務委託委	キッズクラブレインボー	次世代育成課	142,000	123,745	
62	枝下町自治区地域子どもの居場所づくり事業業務委託委	枝下わいわいクラブ	次世代育成課	152,500	38,575	
63	豊田市放課後児童健全育成事業 南東部ブロック運営業務委託	ホームメックス(株)	次世代育成課	155,000,000	152,829,785	
64	豊田市放課後児童健全育成事業 南西部ブロック運営業務委託	(学) 大和学園	次世代育成課	206,346,000	202,301,751	
65	豊田市放課後児童健全育成事業 北東部ブロック運営業務委託	(株) トライグループ	次世代育成課	110,355,100	109,785,766	
66	豊田市放課後児童健全育成事業 中部ブロック運営業務委託	(副) 大和社会福祉事業振興会	次世代育成課	212,000,000	210,651,470	
67	豊田市放課後児童健全育成事業 西部ブロック運営業務委託	(副) 大和社会福祉事業振興会	次世代育成課	141,500,000	140,823,233	
68	豊田市放課後児童健全育成事業 地域クラブ(朝日丘地区)運営業務委託	(一社) 朝日丘コミュニケーションクラブ	次世代育成課	66,800,000	66,173,466	
69	豊田市放課後児童健全育成事業 地域クラブ(浄水地区)運営業務委託	(一社) まごころスクール	次世代育成課	53,300,000	契約金額に変更なし	
70	豊田市女性しごとテラス運営業務委託	(株) パソナ	産業労働課	41,851,920		
71	若年者等就労支援業務委託	ヒューマンアカデミー(株)	産業労働課	1,571,900		
72	外国人就労支援業務委託	NPO法人トルシーダ	産業労働課	3,342,460	受講者の状況の変化(就職先が決まらない受講者の増加)	3,791,260
73	豊田市ものづくり創造拠点管理運営業務委託	公益社団法人豊田市シルバー人材センター	次世代産業課	7,315,895	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言により、施設の閉館やイベントの中止	7,167,633

番号	契約名	相手方	担当所属	契約金額 (当初)	中断等 の事由	契約金額 (変更後)	
74	人・農地プラン作成支援業務委託	(一社) 地域問題研究所	農政課	6,600,000	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため	3,861,838	
75	法律相談業務	愛知県弁護士会	市民相談課	5,973,000	新型コロナウイルス感染症拡大防止	4,389,000	
76	豊田市駅前イベント企画・運営業務委託	株式会社TB	スポーツ戦略課	24,999,250	世界ラリー選手権日本大会の中止	355,740	
77	豊田市駅下装飾業務委託	株式会社ラチスタジオ	スポーツ戦略課	313,500		115,500	
78	世界ラリー選手権PRコーナー(スポーツコーナー)制作業務委託	株式会社ラチスタジオ	スポーツ戦略課	494,450		232,650	
79	「夢の教室」in豊田業務委託	公益財団法人 日本サッカー協会	生涯スポーツ推進課	8,140,239	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため	1,551,089	
80	公金警備輸送委託	日本通運(株)	美術館	880,000	市と契約当事者として休館期間中の対応を変更した	契約金額に変更なし	
81	ミュージアムショップ運営業務委託	株式会社マイブックスサービス	美術館	3,564,000			
82	豊田市美術館清掃管理業務委託	(有) 旭クリーナー	美術館	12,870,000			
83	豊田市美術館常駐警備業務委託	(有) バトロールサービス	美術館	30,250,000			
84	豊田市美術館作品看視等会場運営業務委託	(株) コングレ	美術館	104,164,500			108,372,771
85	豊田市美術館樹木管理業務委託	(有) 丹羽造園	美術館	20,570,000			契約金額に変更なし
86	豊田市美術館設備運転及び保守点検業務委託	昭和建物管理(株)	美術館	34,320,000			
87	高性能感染防止衣上衣及びズボン	株式会社名古屋医理科商会	警防救急課 (北) 管理課 (中) 管理課 (南) 管理課 (足) 管理課	15,176,942	世界的な物流の混乱により製品輸送が停滞し、納期までに納入できなかったため		
88	複数単価契約(ディスプレイ手袋ほか)	協和医科機械株式会社	(北) 管理課	4,931,036	COVID-19の影響による供給及び価格が不安定であるため	4,302,221	
89	非常照明等電気設備修繕	宮田電工株式会社	(北) 管理課	497,200	現地確認時に不良であった箇所が正常に作動したため	485,100	
90	ディスプレイマスクほか9品目	(株) 名古屋医理科商会	(北) 管理課	349,580	COVID-19の影響による出荷&物流遅延	326,260	
91	少年消防クラブ防火防災体験ツアー	(株) ライフサービス東海	予防課	53,900	新型コロナウイルス感染症拡大のため		
92	市有バス運行管理業務委託(4~5月)	(有) KRB観光バス	(総) 庶務課	1,381,600	当初の見込みよりも運行回数及び給油量が大幅に減少したため	566,649	
93	市有バス(FCバス)運行管理業務委託	豊栄交通(株)	(総) 庶務課	3,511,200		2,522,898	
94	市有バス運行管理業務委託(4~5月)	(株) 西三交通	(総) 庶務課	7,843,825		4,510,385	
95	新規採用職員導入研修業務委託	(株) ウィル・シード	人事課	1,375,000	新型コロナウイルス感染症拡大防止		
96	マンツーマン指導者研修委託	(株) ウィル・シード	人事課	1,273,250			
97	ふるさとふれあいウォーキング「歩かまい稲武」事業負担金	ふるさとふれあいウォーキング実行委員会	稲武支所	1,439,000	新型コロナウイルス感染症拡大防止によりウォーキングイベントの開催を中止したため	455,360	
98	ラリーイベント等を活用したまちづくり事業負担金	特定非営利活動法人稲武まちづくり協議会	稲武支所	6,188,000	新型コロナウイルス感染症拡大防止によるラリーイベントの中止に伴う事業の規模を縮小したため	2,700,000	
99	稲武地区養蚕・製糸文化伝承事業負担金	稲武地区養蚕・製糸文化伝承事業実行委員会	稲武支所	4,700,000	新型コロナウイルス感染症拡大防止による事業の規模を縮小したため	2,656,800	
100	豊田市防災まちづくり啓発推進業務委託	公益社団法人愛知建築士会	建築相談課	1,188,000	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、対面形式による啓発手法の見直しをしなければならなかった。(啓発手法を対面形式からポスティングに変更し委託を履行した)		
101	豊田市戦没者春のみたま祭式典祭壇等設営委託	(株) モダン装美	総務監査課	2,079,000	新型コロナウイルス感染症拡大防止	88,008	

※表中の担当所属課名は、令和2年度現在のもの

## 2 物品購入契約について

### (1) 豊田市物品購入契約約款

市では、豊田市契約規則の様式第4号（その5）（第33条関係）として、物品購入契約書の書式を定め、豊田市物品購入契約約款を添付して契約するものとしている。不測の事態に関係する条項としては、次のような条項が定められている。

#### 豊田市物品購入契約約款

（物価変動等による契約金額の変更）

第11条 甲又は乙は、特別な要因により主要な材料の価格に著しい変動を生じ、又は予定数量と納入数量が著しく異なることにより契約金額が不相当となったと認められるときは、契約金額の変更を請求することができる。

（履行期限の延長）

第12条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により、契約の供給期限までに物品を納入することができないときは、直ちに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

### (2) 物品購入契約のうち単価契約において数量を0とする法律的な意味

プール用殺菌消毒剤（液体又は顆粒）やプール用凝集剤の物品購入契約は単価契約であり、市は、予定数量を0へ変更することにより購入を中止している。予定数量が予定に過ぎないことからすれば、変更契約や契約解除をしないで数量変更で対応するというのが誤りであったとまではいえない。しかし、市によると、契約書添付の仕様書記載の量については、個別の発注行為（個別契約）を予定しておらず、契約書を交わすことをもって個別の発注を兼ねた運用をしているということであるから、実質的には、既に成立した個別の売買契約を解除したに等しい状態である。契約相手の立場からすると、増えることは想定できても減ることは想定しにくいということである。その上、数量を著しく減少する場合には、契約約款第11条に基づいて契約変更することにより、ある程度想定外の事態に対応できるものの、単価契約において数量を0とする場合にはそのような手立てもない。

### (3) 監査の結果

#### ア 物品購入契約にも市からの解除規定を設けることを検討されたい【意見】

不要になった物品購入を継続する合理性はないが、契約相手にとって不意打ちにならないよう配慮する必要もある。そのためには、市が契約の拘束力からの解放を求めることがありうることを示しておくことが望ましく、市からの解除通知による解除規定を設けることも検討した方が良いと考えられる。このような任意解除権に関する規定は、豊田市工事関係委託契約約款第16条第1項、豊田市業務委託契約約款第14条第1項等に見られる。これらの規定は、請負の注文者による解除に関する民法第641条、委任者による解除に関する民法第651条第1項に由来すると考えられる。

なお、上記のような要請は単価契約において顕著であるが、総価契約においても不要になった物品購入を継続する合理性がない点は同様である。

#### イ 任意解除に伴う損害賠償の規定を検討されたい【意見】

売買契約を締結した場合、これを履行することによる売主の利益は法的保護に値することが通常であり、市が一方的に解除するからには、契約相手（売主）に発生する損害を、やむを得ない特別な事情がない限り、賠償する旨の規定を同時に設けることが望ましい。

### 3 賃貸借契約について

#### (1) 賃貸借契約約款

市では、賃貸借契約書を締結する際には、豊田市物品賃貸借契約約款を定めてこれを添付の上で契約を締結している。そして、詳細については仕様書に定められている。物品賃貸借契約は、基本的に目的物の引渡しと返還、そして賃料支払に関する契約である。

#### 豊田市物品賃貸借契約約款

##### (契約不適合責任)

- 第4条 甲は、引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、乙に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課すものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの規定による催告をしても履行の追完がなされる見込みがないことが明らかであるとき。

#### (2) バス借入事業と物品賃貸借契約

学校教育課が行う野外学習送迎バス借入事業（第3章第3の23及び24）、施設見学学習送迎バス借入事業（第3章第3の25）、環境政策課が行う環境学習施設見学バス借入事業等では、令和2年度も入札により契約相手を選定し、賃貸借契約を締結した。

物品借入決定書の借入概要欄には、児童・生徒等を、指定場所から目的地までの区間、送迎するための「バスの借入」と記載され、全行程分の総価契約とされている。

バスの借上料、燃料費、保険料、乗務員等諸経費及び公租公課も含めて、送迎に必要な経費は契約相手の負担である。

### (3) 不測の事態に関する規定

令和2年度は、施設の閉館や行事の自粛等が原因で、契約変更又は解約をせざるを得ない賃貸借契約が発生した。そこで、賃貸借契約約款及びその仕様書に、不測の事態に対する対処方法がどのように記載されているかを確認する。

車両の不具合に対しては、上記約款の契約不適合責任の問題であり、仕様書にも代替車両の供給義務が記載されている。物品の借入契約であるため運行に支障のない車両を供給する義務が契約相手に課されるのは当然であり、不測の事態に含める必要もない。

事故や損害に関しては、環境学習施設見学バス借入事業の仕様書に「乙（契約相手）が送迎実施中に生じた諸事故及び賠償等については、その内容等を速やかに甲（市）へ報告するとともに、乙においてその一切の責任を負うものとする。」とされており、原則として契約相手が一切の責任を負うとしている。

自然災害等に関しては、約款にも記載がなく、環境学習施設見学バス借入事業の仕様書に「送迎の実施にあたり、天災その他やむを得ない事情等により、到着・帰着予定時間に遅れが生じた場合または運行不能となった場合には、乙はその責務を負わないものとする。」とされている。新型コロナウイルス感染症の拡大も、「天災その他やむを得ない事情等」に含まれると解して差し支えない。

しかし、この規定は送迎の遅れや運行不能の場合に関する規定であり、不測の事態により送迎先である施設が閉館した場合まで想定されていない。よって、「本仕様書に記載のない事項については、甲乙協議し決定する」との規定に基づいて協議するしかない。また、送迎の遅れや運行不能であっても、乗客である児童・生徒に起因するものや、契約相手に帰責性のない事情に起因するもの、また、これらに起因する事故や損害を、「乙が送迎実施中に生じた」から契約相手の責任とするのか、「天災その他やむを得ない事情等」として市の責任となるのかは曖昧である。

### (4) 監査の結果

バス借入事業はその他業務委託契約によるべきである【指摘】

節別ハンドブック（令和2年4月1日版）では、労務管理が必要なバス運行はその他委託料として、それ以外のバス借上料は備品使用料等として予算計上することとされており、所管課も、市が保有するバスの運行を外部に委託する場合はその他業務委託として、市が保有しないバスを借り上げる場合は物品賃貸借契約を締結して事業を運営している。物品賃貸借契約は、契約目的に適合する物品を引き渡せば、基本的に契約の本旨に基づく履行はなされたことになり、借主は賃料の支払義務を免れない。目的地から送迎先まで乗客を送迎できるかは、借主の責任であると考えられがちである。そのような賃貸借契約を前提に、不測の事態で送迎先の施設が閉館したなど予測

し得なかった事態に遭遇して契約相手と協議する場合、借主の立場にある市は不利な協議を強いられることになりかねない。仕様書によって取り繕うにも、(3)で前述したような限界がある。

運転手は契約相手の職員又は契約相手の外注先職員等であり、市の職員ではないことが前提となっている。そうであれば、バス借入事業の実質は、市の契約相手が用意する運転手と車両によって、指定場所から送迎場所まで児童・生徒を送迎するという、旅客運送業務の委託関係である。このような実体を法形式に適合させる必要がある。

物品賃貸借契約のままでは、借り受けたバスは市の支配下にあり、これを運転する運転手は市の指揮命令下にあるという疑念を抱かざるを得ない。また、市の支配下にあるバスの乗客になった児童・生徒の安全に配慮する義務は一次的にも終局的にも市が負担することになる。これを運送業務委託契約と位置づけてこそ、運転手の労務管理は契約相手の責任であることが明確となり、乗客に対する安全配慮義務も一次的にはバスを運行する契約相手の負担であることが明確になる。

#### 4 不測の事態における契約からの解放

##### (1) 契約の拘束力

契約が有効に締結されると、当事者はその契約内容に拘束され、その状態は契約書に定められた終了事由によって解消されるか、当事者によって有効に消滅させられるまで続くことになる。

拘束される契約内容は契約毎に様々であるが、物品購入であれば目的物の所有権の移転と代金支払義務、物品賃貸借であれば目的物の占有の移転と賃料支払義務そして終了時の目的物の返還義務などの債権債務が発生し、個々の債権債務は履行される毎に順次満足して消滅していく。全部の債権債務が円満に消滅すれば契約そのものも消滅するよう見えるが、契約の無効、取消又は解除によって原状に復する義務が発生しない限りにおいて、契約の効力は引き続き維持される。

##### (2) 不測の事態と契約の拘束力

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、一部又は全部を中止せざるを得ない事務事業が多数発生し、契約にも影響が出た。契約内容によっては、当初予定した契約の拘束力をそのまま維持することで無意味又は有害な事象が発生した。その場合に、契約を維持したまま変更契約を締結する方法と、契約を合意解除する方法があり、実際にいずれの方法も採用されていた。そこで、それぞれにどのような違いがあるか検討する。

##### (3) 契約の拘束力の全部又は一部から解放される方法

###### ア 解除権の行使による一方的な契約の解消

民法第540条は、「契約又は法律の規定により当事者の一方が解除権を有するときは、その解除は、相手方に対する意思表示によってする」と規定している。そ



して、解除の効果として「当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う」という原状回復義務が発生する（民法第545条第1項）。

一方的意思表示で契約を解消する権利である解除権にも、①契約に基づく解除権、②法律の規定による解除権がある。

(ア) 契約に基づく解除権

① 任意解除権

理由なく解除権を定めるものである。売買契約については、手付（民法第557条第1項）や買戻しの特約（民法第579条）があれば、解除権の行使のために理由は必要ない。

豊田市工事請負契約約款第43条第1項、豊田市工事関係委託契約約款第16条第1項、豊田市業務委託契約約款第14条第1項、豊田市労働者派遣契約約款第14条第1項等には、業務が「完了するまでの間は（略）、この契約（の全部又は一部）を解除することができる」と規定されている。後述の請負契約、委任契約等の解除権に由来すると解されるが、市との契約が請負、委任に当てはまらない無名契約であっても、これら約款が契約内容に取り込まれることで任意解除権が発生する。

② 解約予告

解約の申入れ後、一定期間を経過したときに契約が終了することを契約で定めるもの。

③ 暴力団排除条項に基づく解除権

契約相手が反社会的勢力と関係があると認められる場合に解除できる旨を契約で定めるもの。

④ チェンジ・オブ・コントロール条項

契約相手である法人の支配権が移転等した場合に解除できる旨を契約で定めるもの。

⑤ その他の解除条項

契約相手が、法令に定める基準に適合しなくなったときに解除することができる旨を契約で定めるものもある（廃棄物処理法施行令第4条第8号参照）。

⑥ その他

(イ) 法令に基づく解除権

① 債務不履行責任（民法第541、542条）

契約相手が、契約に違反した場合や履行不能の場合に発生する解除権。

② 請負契約の解除権（同法第641条）

請負人が仕事を完成しない間は、注文者は、いつでも損害を賠償して契約の解除をすることができる。

③ 委任契約等の解除権（民法第651条第1項）

委任契約の各当事者は、いつでもその解除をすることができる。

④ その他

贈与契約（民法第550条）、消費貸借契約（民法第587条の2）、使用貸借契約（民法第593条の2、598条）、賃貸借契約（民法第607、610～613条）、雇用契約（民法第625～628条）、請負注文者の破産（民法第642条）、寄託契約（民法第657条の2）、商法等には契約類型毎の解除権が定められている。

（ウ）事情変更による解除権

契約にも法律にもよらない解除権の発生原因として、信義誠実の原則（民法第1条第2項）に基づく事情変更の原則が主張されることがある。この原則が適用されるためには、次のような要件を充たす必要があり、大審院時代の判例にこの原則を適用したのものがあるものの、肯定例はわずかである。

① 契約後の特別な事情の発生により契約目的が達成できなくなったこと。

② 事情変更が契約当時予見不可能であったこと。

③ 事情変更の結果、もともとの契約の拘束力をそのまま承認することが信義則に反する結果となること。

イ 合意解約による契約の解消

上記のような一方的な解除のほか、当事者が契約の解消を合意する方法もある。これは新たな契約であり、損害賠償義務の存否や額、原状回復義務の存否などを同時に合意することも可能である。変更契約の一種という捉え方も可能であるが、履行義務の一部も残存しない点で変更契約とは異なる。

不測の事態が発生し、契約書、契約約款、仕様書その他の契約書類にその事態を想定する条項が存在しない場合は、双方協議して処理を定めることになる。また、一方的な解除権の行使が可能な場合であっても、損害賠償額その他を協議して確定するために、あえて合意解約によることも多い。

ウ 変更契約

契約内容の全部又は一部を当事者の合意により変更する契約である。変更されなかった契約内容はなお効力を維持し続ける点で、解除や合意解約とは異なる。そのため、工事関係委託契約や業務委託契約では、変更契約を締結して契約金額を減額した場合には、変更後の委託料に見合う成果物の交付は受け付ける必要が残存する。

(4) 監査の結果

ア 契約の解消と損害賠償額の確定の活用【意見】

豊田市戦没者春のみたま祭式典祭壇等設営委託では、式典の中止に伴う変更契約に当たり、当初の見積になかった「祭壇用菊花手付金」の項目を追加し5万円（税別）を加算し、「運搬・設営・撤去」の業務は行われなかったにもかかわらず、当

初54万円（税別）の見積のところ3万2040円（税別）を残して積算した。

「運搬・設営・撤去」の業務の存否にかかわらず、3万3000円に相当する事務経費や手付金5万5000円に相当する業務が発生するのであれば、当初からこれを見積もり、積算根拠とする必要があったと考えられるが、そもそも、事務経費及び手付金の合計8万8008円は、実際にかかった費用（実被害額）に関する参考見積書として契約相手から徴収した資料を根拠に算定しており、豊田市業務委託契約約款第14条第2項の損害に相当する金額と考えられる。そうであれば、同条第1項に基づき契約を解除するか、契約を合意により解約の上、損害額の確定を内容とする合意書を締結するのが妥当であった。

豊田市駅前装飾業務委託においても同様の問題が見られた。

不測の事態下においては、任意解約の方法を選択しつつ、契約相手に生じる損害について合理的な積算の下に賠償に関する合意を取り交わすことが望ましい。

#### イ 変更契約書締結後の成果物の取扱い【意見】

豊田市駅前装飾業務委託では、デザイン費等実施分のみとし、31万3500円を11万5500円（税込）に減額した。契約を維持したまま変更契約した場合、デザインなど実施した成果物は納品を受ける必要がある。本事業では、デザインを受領していたが、デザインに使用されたロゴが納品後に使用できないことが分かり、結局デザインは使用することがなかったとのことである。

仮に成果物について納品を受ける意味がないのであれば、契約を解消した上で、デザイン費等実施分相当額を損害賠償として支払うのが相当である。

豊田市駅前イベント企画・運營業務委託も同様である。

## 5 不測の事態における契約変更

### (1) 変更契約締結の必要性和許容性

不測の事態が発生した場合、状況変化に応じて、契約の拘束力を維持しつつもその内容を変更することは推奨されるべきであり、不必要あるいは逆に不足したままの契約内容に固執してまで契約を履行する必要はない。経済性、効率性、有効性の観点から、需要に適合した契約内容に変更した上で、履行することが必要である。

法律的には、当事者が従前の債務に代えて、従前の給付の内容の「重要な変更」を伴う新たな債務を発生させる更改契約を締結した場合は民法第513条第1号に基づき従前の債務は消滅するが、逆に「重要な変更」に至らない変更契約を締結すれば、従前の債務を変更された内容で存続させることが可能である。

### (2) 一方的な業務内容の変更と変更契約に関する契約約款の規定の解釈運用

豊田市工事請負契約約款第17条以下、豊田市工事関係委託契約約款第12条、豊田市業務委託契約約款第10条、豊田市労働者派遣契約約款第12条等の契約約款に

は、契約変更に関する規定が存在し、協議して業務の内容や契約金額を変更することができる旨を定めている。

豊田市業務委託契約約款第10条を例にすると、市（甲）は、契約相手（乙）と協議する必要があるものの、究極の場合には乙に発生する損害を賠償（同条第2項）した上で一方的に契約を変更できる内容となっている。文言上は「必要がある場合」であれば市が一方的に業務等を変更することが可能な規定ぶりではあるが、合意によらず一方的に変更できるのは不測の事態が発生してそれ以外に方法がないほど切迫した場合に限られるというように、限定的に解釈運用するべきである。

そのような限られた場合以外は、単に協議するだけでなく変更契約書を締結するべきである。同条第1項第2文の「契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする」との規定は、このことを契約金額と契約期間の変更に関して注意的に規定したものであり、給付内容に変更が生じる場合は、地方自治法第234条第5項の趣旨から変更契約書を締結する必要がある。

また、変更契約書を締結する際には損害賠償問題も同時に解決可能であるが、変更契約によらない市の一方的な変更には、未解決の損害賠償問題が残ることを認識する必要がある。そして、変更契約書を締結せずに契約内容を合意して変更する場合は、損害賠償問題が未解決な一方的変更と区別がつかない状況にあることに注意する必要がある。

#### 豊田市業務委託契約約款

(契約変更又は一時中止)

第10条 甲は、必要がある場合は乙と協議して、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止し、若しくはこれを打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとし、賠償額は甲乙協議して定める。

3 乙は、天災地変等乙の責めに帰することができない正当な理由により、契約期間内に業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を付した契約期間延長願により、契約期間の延長を申し出ることができる。

4 甲は、前項の申出があったときは、事実を調査し、やむを得ない理由があるときは、相当の期間に限り、契約期間の延長を認めることができる。

(事情変更による業務委託料の変更)

第10条の2 甲又は乙は、履行期間内で契約締結の日から12か月を経過した後に、この契約締結時において予想することのできない社会経済情勢その他の情勢の変化により、物価又は賃金に著しい変動を生じ、そのため契約金額が著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して契約金額を変更することができる。

#### (3) 不測の事態に対処する方法

不測の事態が生じた場合の処理方法を整理すると、次のような方法が想定されている。

- ① 市の各契約約款の末尾に「契約外の事項」として存在する「この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、豊田市契約規則の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める」旨の規定に基づき、解決内容を協議の上で合意する方法。
- ② それまでの業務に対する損害を賠償して、契約そのものは市が一方的に解除する方法。
- ③ 切迫した状況下では、契約相手に生じる損害を賠償して、市が一方的に業務内容を変更する方法（豊田市業務委託契約約款第10条参照）。

#### (4) 監査の結果

##### ア 変更契約書締結の必要性【意見】

前(2)に記載したように、変更協議のみ行って変更契約書を締結していない場合は、市が一方的に業務内容を変更したのか、合意の上で変更契約を口頭で締結したのか区別がつかない法律関係にある。損害賠償問題が生じかねない一方的な変更ではないことを明確にするためにも、契約内容の変更には変更契約書の締結が必要であることを改めて確認する。なお、市によると、委託契約事務の取扱いとして、令和3年度から変更協議後の変更契約書の締結省略は、行わないことを全庁に周知したとのことである。

##### イ 市による一方的な変更が正当化・推奨される場合【意見】

豊田市美術館ミュージアムショップ運營業務委託では、年4回払いを年12回払いに変更するに際し、変更契約書を締結していた。しかし、この変更は、市が期限の利益を放棄して先払いするものであって、契約相手に不利益はない。このような場合には、豊田市業務委託契約約款第10条第1項第1文に基づいて、協議を要するものの究極的には、市が一方的に契約変更をすることが正当化される。

平時には変更協議の上変更契約書を締結して支払回数を増加することになるが、真に不測の事態下では、このような対応は推奨されるべきである。

##### ウ リスク分担の考え方を導入することを検討されたい【意見】

指定管理者制度に関する基本協定書には、リスク分担表が例外なく導入されているが、各種契約には極一部の例外（逢妻子どもの居場所づくり事業業務委託や豊田市放課後児童健全育成事業業務委託）を除きリスク分担表がない。

不測の事態が生じた場合の対応方法としては、前(3)に掲げた方法の中でも、①に記載したように、解決内容を合意する方法が主流である。

契約変更又は損害賠償額について協議して解決することは妥当であるが、協議の方向性を示す指針が何もない場合は、場当たりの解決になりかねない。そこで、各種契約についてリスク分担の考え方を、契約約款等に予め組み込んでおくことが妥当である。

リスク分担に掲げるリスクの事由は指定管理者リスク分担表と同様の事由を掲載することになると想定されるが、まずは、契約当事者双方がリスクを負担することを基本としつつ、契約の実情に即して負担者に軽重を付けることから始めるのがよいと思われる。

エ 契約金額の内訳を予め明確にしておくことが望ましい【意見】

豊田市駅下装飾業務委託や豊田市戦没者春のみたま祭式典祭壇等設営委託の変更契約に当たっては、変更契約に際して受託者から徴収した見積書を基に、当初の委託料積算書の内訳の一部単価が増額されたり、当初の委託料積算書になかった名称の項目が加算されたりした結果、変更契約が締結されていた。しかし、受託者から徴収した見積書を見ても、一部単価の増額や新たな項目の追加について合理性が判断できなかった。

不測の事態により契約に基づく業務が中断することも予め想定し、契約金額としての委託料等の内訳も当初から明確にしておくことが望ましい。

オ 金額の変更を伴わない変更契約も変更契約書を締結するべきである【意見】

令和2年度までは、契約金額の変更を伴わない場合は、軽微な変更であるとして変更契約書を取り交わさない扱いであった（公金警備輸送等業務委託等）。

しかし、そのような前提では、変更契約書を締結しなくても済むように、契約金額が変更しないよう変更内容を調整する動機づけが働く危険がある。本来、変更契約により契約金額を減額できたのに減額しなかったとすれば経済性に反する結果となり、増額するべきであったのに増額しなかったとすれば契約相手に負担を強いる不合理な結果となりかねない。

市によると、委託契約事務の取扱いとして、令和3年度から変更協議後の変更契約書の締結省略は、行わないことを全庁に周知したとのことであるが、金額に変更がなくても給付内容の変更は軽微な変更とは認められないため、改めて意見を記載する。

## 第9 公の施設の利用停止等

### 1 公の施設の閉館等

令和2年4月10日の愛知県緊急事態宣言を受け市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、公の施設については原則として閉館することとしつつも、①社会生活の維持に必要な施設、②無人施設（駐車場など）、③物理的な閉鎖措置のとれない施設（広場、公園など）は閉館しないこととした。開館とした施設は【図表1-17】、閉館とした施設は【図表1-18】及び【図表1-19】、一部開館するとした施設は【図表1-20】のとおりであった。

【図表1-17】開館する施設一覧

NO	施設名	カテゴリ
1	ツーリズムとよた	観光
2	豊田市立こども園	こども園・子育て支援施設
3	放課後児童クラブ	こども園・子育て支援施設
4	豊田市グリーン・クリーンふじの丘	ごみ処理施設
5	豊田市渡刈クリーンセンター	ごみ処理施設
6	豊田市藤岡プラント	ごみ処理施設
7	豊田市緑のリサイクルセンター	ごみ処理施設
8	市役所、支所、出張所、その他市関係事務所	市役所関連施設
9	駅西口サービスセンター	市役所関連施設
10	元城駐車場	その他
11	児ノ口駐車場	その他
12	新豊田駅西大型バス駐車場	その他
13	新豊田駅西駐車場	その他
14	豊田市役所前駐車場	その他
15	愛知環状鉄道駅前駐車場（貝津駅ほか4駅）	その他
16	市営駐輪場（愛環梅坪駅駐輪場ほか44施設）	その他
17	豊田市古瀬間聖苑	その他
18	豊田市公設地方卸売市場	その他
19	朝日丘自転車等保管所	その他
20	豊田市こども発達センター	保健・福祉施設
21	豊田市障がい者総合支援センター	保健・福祉施設
22	豊田市さくらワークス	保健・福祉施設
23	豊田市立乙ヶ林診療所	保健・福祉施設
24	中央保健センター	保健・福祉施設
25	豊田市知的障がい者グループホーム喜多ハウス	保健・福祉施設
26	地域医療センター	保健・福祉施設
27	養護老人ホーム若草苑	保健・福祉施設

【図表 1 - 1 8】閉館する施設一覧

NO	施設名	カテゴリ
28	豊田市里山くらし体験館	学習・体験施設
29	豊田市稲武どんぐり工房	学習・体験施設
30	豊田市交通安全学習センター	学習・体験施設
31	豊田市自然観察の森	学習・体験施設
32	豊田市農林漁家高齢者センター	学習・体験施設
33	豊田市防災学習センター	学習・体験施設
34	豊田市近代の産業とくらし発見館	学習・体験施設
35	環境学習施設eco-T	学習・体験施設
36	豊田市立中学校(全28校)	学校・教育施設
37	豊田市旭高原自然活用村	観光
38	豊田市香嵐渓施設	観光
39	豊田市百年草(ホテル、レストラン、ショップ)	観光
40	豊田市御内製作工房施設	観光
41	西町活性化施設	観光
42	田町活性化施設	観光
43	豊田市どんぐりの里いなぶ	観光
44	豊田市香恋の里	観光
45	豊田市石畳ふれあい広場	観光
46	老人憩の家あさひ荘	観光
47	豊田市高齢者温泉休養施設寿楽荘	観光
48	三河湖観光センター	観光
49	王滝渓谷バーベキュー場	観光
50	城跡公園足助城	観光
51	豊田市七州城址公園(隅櫓及び又日亭)	観光
52	豊田市高岡コミュニティセンター	交流館・コミュニティセンター・集会所等
53	豊田市高橋コミュニティセンター	交流館・コミュニティセンター・集会所等
54	豊田市西部コミュニティセンター	交流館・コミュニティセンター・集会所等
55	豊田市浅野会館	交流館・コミュニティセンター・集会所等
56	豊田市下山憩の家	交流館・コミュニティセンター・集会所等
57	築羽農村環境改善センター築羽会館	交流館・コミュニティセンター・集会所等
58	敷島農村環境改善センター敷島会館	交流館・コミュニティセンター・集会所等
59	豊田市高岡農村環境改善センター	交流館・コミュニティセンター・集会所等
60	笹戸生活改善センター笹戸会館	交流館・コミュニティセンター・集会所等
61	旭農林会館	交流館・コミュニティセンター・集会所等
62	豊田市小原北部生活改善センター	交流館・コミュニティセンター・集会所等
63	豊田市下山基幹集落センター	交流館・コミュニティセンター・集会所等
64	市営住宅集会所	交流館・コミュニティセンター・集会所等
65	蓬妻交流館	交流館・コミュニティセンター・集会所等
66	旭交流館	交流館・コミュニティセンター・集会所等
67	朝日丘交流館	交流館・コミュニティセンター・集会所等
68	足助交流館	交流館・コミュニティセンター・集会所等
69	井郷交流館	交流館・コミュニティセンター・集会所等
70	石野交流館	交流館・コミュニティセンター・集会所等
71	稲武交流館	交流館・コミュニティセンター・集会所等
72	梅坪台交流館	交流館・コミュニティセンター・集会所等
73	小原交流館	交流館・コミュニティセンター・集会所等
74	上郷交流館	交流館・コミュニティセンター・集会所等
75	猿投北交流館	交流館・コミュニティセンター・集会所等
76	猿投台交流館	交流館・コミュニティセンター・集会所等
77	下山交流館	交流館・コミュニティセンター・集会所等
78	浄水交流館	交流館・コミュニティセンター・集会所等
79	末野原交流館	交流館・コミュニティセンター・集会所等
80	崇化館交流館	交流館・コミュニティセンター・集会所等
81	高橋交流館	交流館・コミュニティセンター・集会所等
82	藤岡交流館	交流館・コミュニティセンター・集会所等
83	藤岡南交流館	交流館・コミュニティセンター・集会所等
84	豊南交流館	交流館・コミュニティセンター・集会所等
85	保見交流館	交流館・コミュニティセンター・集会所等
86	前林交流館	交流館・コミュニティセンター・集会所等
87	益富交流館	交流館・コミュニティセンター・集会所等
88	松平交流館	交流館・コミュニティセンター・集会所等
89	美里交流館	交流館・コミュニティセンター・集会所等
90	竜神交流館	交流館・コミュニティセンター・集会所等
91	若園交流館	交流館・コミュニティセンター・集会所等
92	若林交流館	交流館・コミュニティセンター・集会所等
93	志賀子どもつどいの広場	子ども園・子育て支援施設
94	とよた子育て総合支援センター	子ども園・子育て支援施設
95	柳川瀬子どもつどいの広場	子ども園・子育て支援施設
96	リサイクルステーション	ごみ処理施設
97	リユース工房	ごみ処理施設
98	豊田市城山森林公園	スポーツ施設・公園
99	笹戸公園	スポーツ施設・公園
100	鈴木正三史跡公園	スポーツ施設・公園
101	大井平公園	スポーツ施設・公園
102	城山公園	スポーツ施設・公園
103	名倉川遊歩道	スポーツ施設・公園
104	水別広場	スポーツ施設・公園
105	足助トレーニングセンター	スポーツ施設・公園
106	ふれあいセンター萩野	スポーツ施設・公園
107	小原トレーニングセンター	スポーツ施設・公園
108	緑の公園	スポーツ施設・公園
109	下山トレーニングセンター	スポーツ施設・公園
110	下山運動場	スポーツ施設・公園
111	矢作川島崎公園(スポーツ施設部分)	スポーツ施設・公園
112	足助農山村広場	スポーツ施設・公園
113	上郷公園(スポーツ施設部分)	スポーツ施設・公園
114	押川大滝公園	スポーツ施設・公園
115	高岡公園(スポーツ施設部分)	スポーツ施設・公園
116	中央公園(豊田スタジアム・芝生広場部分)	スポーツ施設・公園
117	運動公園(猿投公園)(スポーツ施設部分)	スポーツ施設・公園
118	昆峯公園(スポーツ施設部分)	スポーツ施設・公園
119	土橋公園(スポーツ施設部分)	スポーツ施設・公園
120	柳川瀬公園(スポーツ施設部分)	スポーツ施設・公園



【図表 1 - 1 9】閉館する施設一覧

NO	施設名	カテゴリ
121	井上公園 (スポーツ施設部分)	スポーツ施設・公園
122	井上公園水泳場	スポーツ施設・公園
123	荒井公園 (スポーツ施設部分)	スポーツ施設・公園
124	御立公園 (スポーツ施設部分)	スポーツ施設・公園
125	川田公園 (スポーツ施設部分)	スポーツ施設・公園
126	川端公園 (スポーツ施設部分)	スポーツ施設・公園
127	越戸公園 (スポーツ施設部分)	スポーツ施設・公園
128	白浜公園 (スポーツ施設部分)	スポーツ施設・公園
129	新生公園 (スポーツ施設部分)	スポーツ施設・公園
130	平井公園 (スポーツ施設部分)	スポーツ施設・公園
131	平山公園 (スポーツ施設部分)	スポーツ施設・公園
132	丸山公園 (スポーツ施設部分)	スポーツ施設・公園
133	猿投棒の手ふれあい広場	スポーツ施設・公園
134	豊田市平戸橋いこいの広場	スポーツ施設・公園
135	豊田市旭B & G海洋センター	スポーツ施設・公園
136	豊田市旭弓道場	スポーツ施設・公園
137	豊田市旭総合体育館	スポーツ施設・公園
138	豊田市旭武道場	スポーツ施設・公園
139	豊田市足助グラウンド	スポーツ施設・公園
140	豊田市足助テニスコート	スポーツ施設・公園
141	豊田市足助プール	スポーツ施設・公園
142	豊田市稲武夏焼グラウンド	スポーツ施設・公園
143	豊田市猿投コミュニティセンター (体育館、武道場)	スポーツ施設・公園
144	豊田市下山西部プール	スポーツ施設・公園
145	豊田市高岡運動広場	スポーツ施設・公園
146	豊田市藤岡運動広場	スポーツ施設・公園
147	豊田市藤岡山村広場	スポーツ施設・公園
148	豊田市藤岡総合グラウンド野球場	スポーツ施設・公園
149	豊田市藤岡体育センター	スポーツ施設・公園
150	豊田市藤岡テニスコート	スポーツ施設・公園
151	豊田市末野原運動広場	スポーツ施設・公園
152	豊田市高橋運動広場	スポーツ施設・公園
153	豊田市石野運動広場	スポーツ施設・公園
154	豊田市五ヶ丘運動広場	スポーツ施設・公園
155	豊田市岩倉運動広場	スポーツ施設・公園
156	豊田市河合池運動広場	スポーツ施設・公園
157	豊田市勘八漕艇庫	スポーツ施設・公園
158	豊田市古瀬間運動広場	スポーツ施設・公園
159	豊田市西部体育館	スポーツ施設・公園
160	豊田市逢妻運動広場	スポーツ施設・公園
161	豊田市総合体育館	スポーツ施設・公園
162	豊田市武道館	スポーツ施設・公園
163	豊田市高岡公園体育館	スポーツ施設・公園
164	豊田市東山運動広場	スポーツ施設・公園
165	豊田市東山体育センター	スポーツ施設・公園
166	豊田市保見運動広場	スポーツ施設・公園

NO	施設名	カテゴリ
167	豊田市保見マレットゴルフ場	スポーツ施設・公園
168	豊田市松平運動広場	スポーツ施設・公園
169	豊田市若園運動広場	スポーツ施設・公園
170	豊田市教職員会館テニスコート	スポーツ施設・公園
171	豊田市梅坪浄水運動広場	スポーツ施設・公園
172	とよた市民活動センター	相談・活動
173	とよた男女共同参画センター	相談・活動
174	豊田市森林会館	その他
175	ものづくり創造拠点SENTAN	その他
176	豊田高等職業訓練校	文化・教育施設
177	国際交流協会	その他
178	豊田市和紙のふるさと	文化・教育施設
179	豊田市六鹿会館	文化・教育施設
180	豊田市藤岡ふれあいの館	文化・教育施設
181	豊田市総合野外センター	文化・教育施設
182	豊田市旭郷土資料館	文化・教育施設
183	豊田市足助資料館	文化・教育施設
184	豊田市足助資料館大河原分館	文化・教育施設
185	豊田市足助中馬館	文化・教育施設
186	豊田市稲武郷土資料館	文化・教育施設
187	豊田市藤岡民俗資料館	文化・教育施設
188	豊田市棒の手会館	文化・教育施設
189	喜楽亭	文化・教育施設
190	豊田市郷土資料館	文化・教育施設
191	豊田市民会館	文化・教育施設
192	豊田市陶芸資料館 (さなげ古窯本多記念館)	文化・教育施設
193	松平郷館	文化・教育施設
194	豊田市中央図書館	文化・教育施設
195	豊田市こども図書室	文化・教育施設
196	豊田市美術館	文化・教育施設
197	旧松本家長屋門	文化・教育施設
198	民芸の森	文化・教育施設
199	豊田市歌舞伎伝承館	文化・教育施設
200	豊田地域文化広場	文化・教育施設
201	豊田市民文化会館	文化・教育施設
202	豊田市民ギャラリー	文化・教育施設
203	豊田市コンサートホール・能楽堂	文化・教育施設
204	豊田市視聴覚ライブラリー	文化・教育施設
205	豊田産業文化センター	文化・教育施設
206	豊田市青少年センター	文化・教育施設
207	豊田市福祉就業センター	保健・福祉施設
208	豊田市温浴施設じゅわじゅわ	保健・福祉施設
209	サン・アビリティーズ豊田	保健・福祉施設
210	ものづくりサポートセンター	文化・教育施設
211	童子苑 (茶室)	文化・教育施設
212	地域子育て支援センター (こども園併設型)	こども園・子育て支援施設

【図表 1 - 2 0】一部開館する施設一覧

NO	施設名	カテゴリ
213	豊田市低炭素社会モデル地区「とよたエコフルタウン」	学習・体験施設
214	豊田市立小学校（全 7 5 校）	学校・教育施設
215	豊田市立豊田特別支援学校	学校・教育施設
216	ふじの回廊	観光
217	鞍ヶ池緑地	観光
218	道の駅観光案内所	観光
219	西山公園	スポーツ施設・公園
220	青木台ふれあい広場ほか 5 8 4 地域広場	スポーツ施設・公園
221	梅坪公園ほか 1 7 5 都市公園	スポーツ施設・公園
222	稲武シシナド運動公園ほか 3 市民広場	スポーツ施設・公園
223	平戸橋公園（豊田市民芸館に係る部分を除く。）	スポーツ施設・公園
224	豊田市古瀬間城址公園	スポーツ施設・公園
225	豊田市七州城址公園	スポーツ施設・公園
226	豊田市曾根遺跡公園	スポーツ施設・公園
227	古瀬間墓地公園	スポーツ施設・公園
228	新豊田駅東口駅前広場（新とよパーク）	スポーツ施設・公園
229	ポケットパーク（Nパーク）ほか 3 広場	スポーツ施設・公園
230	豊田市駅東口まちなか広場（芝生広場）	スポーツ施設・公園
231	加茂川公園	スポーツ施設・公園
232	とよた子どもの権利相談室	相談・活動
233	若者サポートステーション	相談・活動
234	青少年相談センター	相談・活動
235	就労支援室・女性しごとテラス	その他
236	消費生活センター	相談・活動
237	農ライフ創生センター	その他
238	動物愛護センター	その他
239	豊田市福祉センター	保健・福祉施設
240	豊田市百年草（老人デイサービスセンター）	保健・福祉施設
241	豊田市小原福祉センターふくしの里	保健・福祉施設
242	豊田市下山保健福祉センターまどいの丘	保健・福祉施設
243	豊田市藤岡福祉センターふじのさと	保健・福祉施設
244	豊田市東山デイサービスセンター	保健・福祉施設
245	豊田市老人福祉センター豊寿園	保健・福祉施設
246	豊田市稲武福祉センター	保健・福祉施設
247	足助まめだ館	保健・福祉施設
248	豊田市老人福祉センターぬくもりの里	保健・福祉施設
249	豊田市障がい者福祉会館	保健・福祉施設
250	豊田浄水特定土地区画整理組合事務所	その他
251	豊田平戸橋土地区画整理組合事務所	その他
252	豊田四郷駅周辺土地区画整理組合事務所	その他
253	レストえきまえ	その他
254	おいでんバス	その他
255	旭地域バス（旭コッキーバス）	その他
256	足助地域バス（あいま〜る）	その他
257	稲武地域バス（どんぐりバス）	その他
258	小原地域バス（おぼら桜バス）	その他
259	上郷地域バス（にこにこバス）	その他
260	石野地域バス	その他
261	保見地域バス	その他
262	下山地域バス（しもやまバス）	その他
263	高岡地域バス（ふれあいバス）	その他
264	藤岡地域バス（ふじバス）	その他
265	松平地域バス（松平ともえ号）	その他

## 2 指定管理者制度に対する影響

予備調査で、感染拡大防止、災害その他のため、公の施設の使用を中断等したことがあるものについて、施設名、契約名又は指定管理名、担当部署、当初契約額又は指定管理料、変更後の契約額又は指定管理料等について照会し、回答を得たもののうち、指定管理者制度で運営している施設に関するものは、【図表 1-21】のとおりであった。

【図表1-21】予備調査で回答を得た指定管理施設

(円)

番号	施設名	相手方	担当所属	当初指定管理料	変更後の金額
1	自然観察の森	(公財)日本野鳥の会	環境政策課	78,088,012	変更なし
2	猿投棒の手ふれあい広場	ホームックス㈱	文化財課	45,818,463	46,527,278
3	平戸橋いこいの広場	技研サービス㈱	文化財課	23,171,700	23,301,351
4	喜楽亭	(公財)豊田市文化振興財団	文化財課	2,706,000	変更なし
5	豊田市歌舞伎伝承館	(公財)豊田市文化振興財団	文化財課	4,095,000	変更なし
6	豊田スタジアム	㈱豊田スタジアム	スポーツ戦略課	614,423,115	変更なし
7	豊田市総合体育館及び豊田市武道館	(公財)豊田市スポーツ協会	スポーツ戦略課	171,543,000	変更なし
8	猿投公園	(公財)豊田市スポーツ協会	生涯スポーツ推進課	114,190,000	115,770,027
9	五ヶ丘運動広場	(公財)豊田市スポーツ協会	生涯スポーツ推進課	24,092,749	23,600,416
10	毘森公園	(公財)豊田市スポーツ協会	生涯スポーツ推進課	26,611,000	変更なし
11	保見運動広場・土橋公園・松平運動広場・石野運動広場・高橋運動広場・末野原運動広場	(公財)豊田市文化振興財団	生涯スポーツ推進課	22,863,148	変更なし
17	東山体育センター・東山運動広場・古瀬間運動広場	(特非)美里スポーツクラブ	生涯スポーツ推進課	30,953,098	変更なし
20	柳川瀬公園	(特非)かみごうスポーツクラブ	生涯スポーツ推進課	50,753,000	変更なし
21	井上公園	(特非)いさとスポーツクラブ	生涯スポーツ推進課	24,468,100	変更なし
22	梅坪浄水運動広場	(一社)梅坪・浄水スポーツクラブ	生涯スポーツ推進課	20,269,004	変更なし
23	井上公園	井上公園水泳場運営企業体	生涯スポーツ推進課	42,440,000	52,427,522
24	高岡公園体育館	ホームックス㈱	生涯スポーツ推進課	37,045,962	37,134,320
25	高岡公園				
26	若園運動広場				
27	西部体育館	ハマダスポーツ企画㈱	生涯スポーツ推進課	20,770,000	23,149,482
28	逢妻運動広場	旭支所	旭支所	798,000円	変更なし
29	笹戸生活改善センター笹戸会館				
30	豊田市浅野会館				
31	敷島農村環境改善センター敷島会館				
32	老人憩の家あさひ荘				
33	築羽農村環境改善センター築羽会館				
34	豊田市旭総合体育館ほか3施設				
35	豊田市旭農林会館				
36	豊田市旭高原自然活用村				
37	どんぐりの里いなぶ				
38	どんぐり工房	稲武支所	稲武支所	119,376,000	121,224,124
39	農林漁家高齢者センター	(公財)豊田市シルバー人材センター	稲武支所	4,447,000	変更なし
40	夏焼グラウンド	(公財)豊田市シルバー人材センター	稲武支所	5,163,000	変更なし
41	豊田市高岡コミュニティセンター・豊田市六鹿会館・豊田市高岡運動広場	アクティオ㈱	高岡支所	61,384,630	62,257,277
42	小原トレーニングセンター緑の公園	(公財)豊田市シルバー人材センター	小原支所	22,526,320	変更なし
43	小原北部生活改善センター	小原北部開発推進協議会	小原支所	1,680,000	変更なし
44	上郷公園	(公財)豊田市文化振興財団	上郷支所	5,206,000	変更なし
45	豊田市西部コミュニティセンター	㈱豊田ほっとかん	地域支援課	44,828,872	42,416,412
46	豊田市藤岡体育センター・豊田市藤岡総合グラウンド野球場・豊田市藤岡運動広場・豊田市藤岡テニスコート	㈱都市環境サービス	藤岡支所	11,101,852	11,173,248
47	豊田市藤岡ふれあいの館	ホームックス㈱	藤岡支所	22,649,617	22,880,149
48	豊田市藤岡山村広場	藤岡石畳地区地域づくり協議会	藤岡支所	1,769,167	変更なし
49	豊田市石畳ふれあい広場	藤岡石畳地区地域づくり協議会	藤岡支所	9,130,000	変更なし
50	豊田市教職員会館テニスコート	(公財)豊田市文化振興財団	学校教育課(教育センター)	330,000円	変更なし
51	豊田市老人福祉センター豊寿園	(福)豊田市社会福祉協議会	高齢福祉課	75,277,592	68,385,684
52	豊田市高齢者温泉休養施設寿楽荘	㈱平畑温泉観光サービス	高齢福祉課	77,846,124	78,985,851
53	豊田市温浴施設じゅわじゅわ	㈱豊田ほっとかん	高齢福祉課	91,242,162	94,141,580
54	豊田市障がい者福祉会館	(福)豊田市社会福祉協議会	障がい福祉課	46,199,000	変更なし
55	サン・アビリティーズ豊田	(福)豊田市社会福祉協議会	総務監査課	86,813,000	変更なし
56	豊田市福祉センター	(福)豊田市社会福祉協議会	総務監査課	29,904,000	変更なし
57	豊田市老人福祉センターぬくもりの里	(福)豊田市社会福祉協議会	総務監査課	36,979,000	変更なし
58	足助まめだ館	(福)豊田市社会福祉協議会	総務監査課	10,830,000	変更なし
59	豊田市百年草(老人デイサービスセンター)	(福)豊田市社会福祉協議会	総務監査課	46,227,000	変更なし
60	豊田市稲武福祉センター	(福)豊田市社会福祉協議会	総務監査課	55,615,000	変更なし
61	豊田市小原福祉センターふくしの里	(福)豊田市社会福祉協議会	総務監査課	47,146,000	変更なし
62	豊田市下山保健福祉センターまどいの丘	(福)豊田市社会福祉協議会	総務監査課	37,185,000	変更なし
63	豊田市藤岡福祉センターふじのさと	(福)豊田市社会福祉協議会	総務監査課	6,524,400	変更なし
64	豊田高等職業訓練校	職業訓練法人豊田職業訓練協会	産業労働課	13,480,000	変更なし
65	豊田市森林会館	(一社)ウッディーラー豊田	森林課	184,435,000	変更なし
66	豊田産業文化センター	(公財)豊田市文化振興財団	商業観光課・市民活躍支援課・次世代育成課	20,433,000	変更なし
67	豊田市高岡農村環境改善センター	農村環境改善センター管理協会	農地整備課	7,972,000	変更なし
68	豊田市青少年センター	(公財)豊田市文化振興財団	次世代育成課	70,201,000	変更なし
69	豊田市総合野外センター	(公財)豊田市文化振興財団	次世代育成課		

また、本調査で資料を求めたところ追加で資料提出された指定管理施設は【図表 1 - 2 2】のとおりであった。

【図表 1 - 2 2】本調査で回答を得た指定管理施設 (円)

番号	施設名	相手方	担当所属	当初指定管理料	変更後の金額
1	とよた市民活動センター	(公財)豊田市シルバー人材センター	市民活躍支援課	13,092,917	変更なし
2	豊田市逢妻交流館ほか27館	(公財)豊田市文化振興財団	市民活躍支援課	503,353,000	変更なし
3	豊田地域文化広場	ホームメックスグループ共同企業体	市民活躍支援課	117,033,276	118,936,892
4	豊田市コンサートホール・能楽堂	(公財)豊田市文化振興財団	文化振興課	83,921,000	77,017,694
5	豊田市民文化会館・豊田市民ギャラリー	(公財)豊田市文化振興財団	文化振興課	159,973,000	147,973,000
6	豊田市視聴覚ライブラリー	(公財)豊田市文化振興財団	文化振興課	12,908,000	6,040,538
7	豊田市香恋の里	(株)香恋の里	下山支所	61,405,601	60,472,147
8	豊田山下山基幹集落センター・下山憩の家	(公財)豊田市シルバー人材センター	下山支所	10,528,543	8,423,129
9	下山トレーニングセンター・下山運動場	しもやまスポーツクラブ	下山支所	12,075,583	11,389,196
10	豊田市高橋コミュニティセンター・加茂川公園	ホームメックス(株)	高橋支所	58,972,222	60,560,428
11	豊田市香嵐渓施設	(株)三州足助公社	足助支所	120,499,500	124,081,984
12	豊田市百年草(老人デイサービスセンターを除く)	(株)三州足助公社	足助支所	66,000,000	64,467,064
13	豊田市御内製作工房施設	御内自治区	足助支所	526,800	変更なし
14	西町活性化施設	(有)あすけ町づくり工房	足助支所	222,500	変更なし
15	田町活性化施設	田町自治会	足助支所	175,300	変更なし
16	豊田市里山くらし体験館	(一社)おいでん・さんそん	足助支所	9,146,867	変更なし
17	足助トレーニングセンター他3施設	(公財)豊田市文化振興財団	足助支所	13,985,000	変更なし
18	城跡公園足助城	(株)三州足助公社	足助支所	7,700,000	7,572,182
19	豊田市足助プール	(株)メイギガードサービス	足助支所	7,185,600	変更なし
20	豊田市猿投コミュニティセンター体育館・豊田市猿投コミュニティセンター武道場	(公財)豊田市文化振興財団	猿投支所	12,535,000	変更なし

### 3 市の通知

市では、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、関係各部署に対して、施設の閉鎖及び指定管理施設の閉館に関する統一的な見解を示し、通知や報道発表等（以下「通知等」という）を行った。以下にその内容と経過の概略を記載する。

#### (1) 令和元年度について

ア 総務部において、令和2年2月頃より新型コロナウイルス感染症拡大の防止のための検討が行われ、以下の通知を発出した。

(ア) 令和2年2月25日付け「新型コロナウイルス感染症への対応に係る使用料等の取扱いについて（通知）」の概要

- a 使用料等を納付した者に対し、新型コロナウイルスの拡散防止を理由として、使用目的（イベント等）の中止による当該許可の取消し等をその使用日の前日までに申し出た場合に使用料等を全額還付する。
- b 令和2年2月19日から遡及して適用する。
- c 積極的な周知ではなく、自発的な申出があった場合のみの対応とする。
- d 指定管理施設については、同様の対応を行うよう指定管理者への連絡を求める。

(イ) 令和2年3月5日付け「新型コロナウイルス感染症の影響による指定管理施設の休業に伴う対応について（通知）」の概要

- a 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために休業する指定管理施設を所管する所属を対象とする。
- b 該当施設の指定管理者とそれぞれ協議の上、①休業に伴う利用料金収入の減少に対して補填を行うこと、②休業に伴う管理運営経費の減少に対して指定管理料を減額することを求める。
- c 令和2年2月29日から年度内に遡及して適用する。

(ウ) 令和2年3月13日付け「協会公社等における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る出勤の取扱い等について（通知②）」の概要

#### a 概要

協会公社等に対して、豊田市の新型コロナウイルス感染症への職場の対応に関する取扱いの方針につき通知する。

#### b 内容

特別休暇等の適用について以下のとおりとする。

- ① 理由：小中学校等の休校に伴い、小学生及び特別支援学校の子を持つ職員が、子の世話をを行うために勤務しないことがやむを得ない場合  
正規・特定業務職員：特別休暇（事故）  
限定・臨時職員：特別休暇（交通遮断）又はみなし勤務

- ② 理由：業務停止等により、通常業務が無くなった場合（施設等の休業・停止により、通常業務がなくなり、他の業務へ従事変更の調整を行ってもなお業務がない場合の取扱い）  
 正規・特定業務職員：職務専念義務免除  
 限定・臨時職員：正規職員の例に準ずる
- ③ 理由：職員本人が感染した場合（発熱等の症状がないが検査の結果「陽性」である場合や診察の結果、疑いありと診断され、結果が出るまでの間を含む）  
 正規・特定業務職員：病気休暇  
 限定・臨時職員：特別休暇（交通遮断）又はみなし勤務
- ④ 理由：職員が感染者と濃厚接触した場合（同居親族が感染した場合、感染者と対面したり、会議等で長時間至近距離にいた等の場合）  
 正規・特定業務職員：特別休暇（事故）  
 限定・臨時職員：特別休暇（交通遮断）又はみなし勤務
- ⑤ 理由：発熱等がある場合  
 正規・特定業務職員：年次休暇又は病気休暇  
 限定・臨時職員：年次休暇又は病気休暇
- ⑥ 理由：未就学児及び小学生並びに特別支援学校の子の感染が疑われ、子の看護を行うために勤務しないことがやむを得ない場合  
 正規・特定業務職員：職務専念義務免除（未就学児については特別休暇（子の看護）を優先）  
 限定・臨時職員：正規職員の例に準ずる

イ 総務部（行政改革推進課）に対し、令和2年3月30日付けで指定管理者から、施設休止に伴う、従業員のつなぎ止め、収入減に対する不安が訴えられ、地域文化広場における新型コロナウイルス感染症対策に伴う損失補填等について相談がされたという事例がある。

(2) 令和2年度について

総務部において、令和2年度における新型コロナウイルス感染症拡大の防止のため、以下のような各種通知等を発出した。

ア 総務部において、検討し、全市で統一的に閉鎖する施設等を定めることとした。

(ア) 令和2年4月9日付け「新型コロナウイルス緊急事態宣言による公共施設の開館・閉館対応について（通知）」の概要

- a 開館閉館を検討した公共施設の施設を所管する所属を対象とする。
- b 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため市の公共施設を基本的に閉館するが、次のいずれかに該当する施設は閉館しない。

- ① 社会生活の維持に必要な施設

- ② 無人施設
- ③ 物理的な閉鎖措置のとれない施設

具体的な各施設の開館・閉館は、【図表 1-17】から【図表 1-20】までのとおりであった。

c 指定管理者の減収に対する補償の方針は、詳細が決まり次第通知する。

(イ) 令和2年4月10日付け「新型コロナウイルス緊急事態宣言に伴う指定管理施設の閉館に係る対応について（通知）」の概要

a 新型コロナウイルスの感染拡大防止のために休業する指定管理施設を所管する所属のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により利用料金収入の減少が予想される指定管理施設を所管する所属も対象とする。

b 施設の閉館の基本的な考え方は、上記（ア）と同様である。

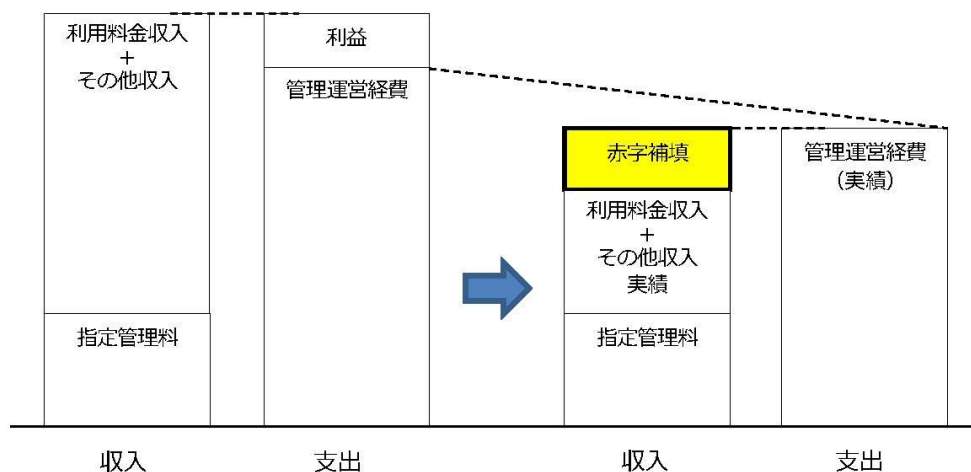
c 指定管理者の減収に対する補償の方針の検討状況は次のとおりであるが、詳細は別途通知する。

① 新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少に伴い発生した施設管理運営収支の赤字部分を補填する（補填方法の詳細は、指定管理者と協議する）。

② 必要に応じて通常より早期に指定管理料の支払を実施する。

補填のイメージは【図表 1-23】のとおりである。

【図表 1-23】補填イメージ図



イ 公共施設の閉鎖に関するその後の通知等

緊急事態宣言の発出・延長と解除がなされることに伴い、通知や報道発表等がなされた。また、利用料金収入の補填等について、方針が定まっていた。



- (ア) 令和2年5月5日付け「緊急事態宣言の延長に伴う公共施設の休館期間の延長について（報道発表）」の概要
- a 国の緊急事態宣言の期間延長決定に伴い、休館期間を令和2年5月31日まで延長する。
  - b 福祉施設等の市民生活の維持に必要な施設は引き続き開館するが、市民に対し、不要不急の利用自粛を要請する。
- (イ) 令和2年5月15日付け「新しい生活様式」を踏まえた公共施設の利用再開について（報道発表）」の概要
- a 国の緊急事態宣言の対象地域から除外されたことに伴い、休館している公共施設について、「新しい生活様式」を踏まえた利用を段階的に再開する。
  - b 美術館、中央図書館、交流館、コミュニティーセンター及び市民文化会館の再開日は令和2年5月19日、リサイクルステーション及び鞍ヶ池公園の再開日は同月18日。
  - c 「新しい生活様式」の定着に向けた取組を行う。具体的には、3つの密の防止、マスクの着用等基本的な衛生対策の徹底。施設ごとに、利用方法や人数制限をする等の運用。一部施設において、利用者への利用者名簿の記載を要請。5月中は市内在住、在勤、在学の者に利用を限定。
  - d 運動施設は、屋内・屋外を問わず引き続き閉鎖。ただし、運動目的以外の利用は、感染拡大防止措置をとって再開。
- (ウ) 令和2年5月22日付け「公共施設（スポーツ施設等）の利用再開について（報道発表）」の概要
- a 県の休業協力要請の対象施設から体育館・水泳場等が解除されたことに伴い、休館しているスポーツ施設等の利用を段階的に再開する。
  - b 豊田市運動公園陸上競技場を除く屋外スポーツ施設の再開日は令和2年5月26日、トレーニングジムを除く屋内スポーツ施設及び豊田市運動公園陸上競技場の再開日は同年6月2日。入浴施設等は、同年5月25日以降順次再開とする。
  - c 「新しい生活様式」の定着に向けた取組を行う。具体的には、上記（イ）c 参照。
- (エ) 令和2年5月27日付け「公共施設の利用制限の緩和に関する方針について（通知）」の概要
- a 新型コロナウイルス感染拡大防止策を徹底した上で、公共施設の利用制限を段階的に緩和していく方針を示し、国及び県の示す指針等を参考に、各施設の利用状況及び機能等を踏まえて、具体的な対応策の検討を求める。
  - b 新型コロナウイルス感染拡大防止策の内容は次のとおり。3つの密の防止、マスクの着用等基本的な衛生対策の徹底。施設ごとに、利用方法や人数制限を

する等の運用（十分な間隔（できれば2メートル）の確保、屋内施設の場合は収容率50パーセント以内等）。一部施設において、ロビー等のフリースペースの利用者に対する利用者名簿の記載を要請。5月中は市内在住、在勤、在学の者に利用を限定。

- c 施設の利用制限に対する段階的緩和の基本的方針は、令和2年6月1日から同月18日までをステップ①、同月19日から同年7月9日までをステップ②、同月10日から同月31日までをステップ③、同年8月1日以降を移行期間後とし、それぞれの段階で、催事・イベント等につき、屋内施設・屋外施設ごとに、収容率や人数で制限をし、観光客誘致の対象も県内と県外に分け、県をまたぐ移動等について可能な範囲を定める。
- d 地域の行事について、ステップ①の時点で、特定の地域からの来場を見込み、人数の管理ができるものは開催可。

(オ) 令和2年6月10日付け「公共施設の段階的な利用再開を踏まえた使用料等の取扱いの変更等について（通知）」の概要

- a 使用料等の還付について、令和2年2月25日付け「新型コロナウイルス感染症への対応に係る使用料等の取扱いについて（通知）」の適用期間を令和2年2月19日から当分の間とされていたものを、令和2年2月19日から同年7月31日までとした。なお、期間内での申出を条件とする。
- b 対応内容には変更はない。
- c 指定管理施設について、同様の対応を行うよう指定管理者への連絡を求める。

(カ) 令和2年7月22日付け「新型コロナウイルス感染症への対応に係る使用料の取扱いの変更について（通知）」の概要

- a 感染者の増加傾向を踏まえ、令和2年2月25日付け「新型コロナウイルス感染症への対応に係る使用料等の取扱いについて（通知）」に関し、令和2年6月10日付け「公共施設の段階的な利用再開を踏まえた使用料等の取扱いの変更等について（通知）」にて適用期間を変更したものを、さらに変更する。
- b 適用期間につき、変更前は、令和2年2月19日から同年7月31日までとしていたものを、同年2月19日から当分の間に、変更する。なお、期間内での申出を条件とする。
- c 対応内容に変更はなく、指定管理施設について、同様の対応を行うよう指定管理者への連絡を求める。

(キ) 令和2年12月7日付け「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る指定管理料の精算について（通知）」の概要

- a 市の新型コロナウイルス感染症に係る指定管理者の減収等への対応方針を示し、必要に応じて、3月の補正予算等での対応を行うことを求める。

- b 指定管理施設のうち、主に全部精算を実施しない施設を所管する所属を対象とする。
  - c 指定管理業務への対応として、年度協定書上の収支計画書に基づき、収入減少額を算定し、この収入減少額から、事業の未実施等による管理運営経費の減少額を差し引いて、精算額を算出することを求める。
  - d 精算の対象とする経費を、以下のとおり指定する。
    - ① 例年精算対象としている項目として、修繕費、利用料金減免補填金、利用料金負担金（消費増税に伴う指定管理者負担増分）及び物価変動リスク調整対象経費（協定で定めるもの）。
    - ② 本通知により精算対象に含めるものとして、利用料金等収入（利用料金収入（施設利用料、駐車場代、ロッカー利用料等）、公共の給付金のうち指定管理業務に係るもの（雇用調整助成金、持続化給付金等））及び管理運営経費（新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経費（指定管理者の運営上の工夫や努力など、感染症の影響でない経費は除く））。
  - e 自主事業への対応につき、自主事業剰余金を年度協定書上の収支計画書の収入に組み込んでいるものは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものについて精算の対象とし、これ以外の自主事業については、原則、精算の対象外とするよう求める。ただし、指定管理者との協議の上、対応を必要とする案件については、行政改革推進課に相談すること。
  - f 精算額の算出と3月補正予算対応として、次のことを求める。精算額計算書と精算額算出表を作成し、精算見込額を算出し、精算見込額がプラスの場合（指定管理料が不足する場合）、見込額に応じて、財源は予算の流用か3月補正予算の増額で対応すること、精算見込額がマイナスの場合（指定管理料が余った場合）、見込額に応じて3月補正予算の減額で対応すること。そして、年度終了後の実際の精算は、変更協定により行うこと。
- (ク) 財政課によると、上記の通知に関し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る指定管理料の精算のための対応としては以下のとおりであった。
- a 3月補正予算で対応したものは該当がない。
  - b 予算流用で対応したものは、以下のとおり。
    - (a) 所属：足助支所 予算事業名（親）：香嵐溪費 予算事業名（枝）：施設管理費 案件名：香嵐溪施設指定管理料 流用額：358万1984円
    - (b) 所属：稲武支所 予算事業名（親）：どんぐりの里費 予算事業名（枝）：管理運営費 案件名：どんぐりの里いなぶ指定管理料 流用額：182万2824円

- (c) 所属：高岡支所 予算事業名（親）：支所・コミュニティセンター管理費  
 予算事業名（枝）：施設管理費 案件名：高岡コミュニティセンター、六鹿会館、高岡運動公園広場指定管理料 流用額：87万2277円
  - (d) 所属：高橋支所 予算事業名（親）：支所・コミュニティセンター管理費  
 予算事業名（枝）：施設管理費 案件名：高橋コミュニティセンター、加茂川公園指定管理料 流用額：18万6985円
  - (e) 所属：藤岡支所 予算事業名（親）：藤岡ふれあいの館費 予算事業名  
 （枝）：管理運営費 案件名：藤岡ふれあいの館指定管理料 流用額：23万0149円
  - (f) 所属：市民活躍支援課 予算事業名（親）：地域文化広場費 予算事業名  
 （枝）：管理運営費 案件名：地域文化広場指定管理料 流用額：140万5892円
  - (g) 所属：生涯スポーツ推進課 予算事業名（親）：豊田市運動公園費 予算  
 事業名（枝）：管理運営費 案件名：猿投公園指定管理料 流用額：158万0027円
  - (h) 所属：生涯スポーツ推進課 予算事業名（親）：西部体育館・逢妻運動広  
 場費 予算事業名（枝）：管理運営費 案件名：西部体育館・逢妻運動広場指  
 定管理料 流用額：237万9482円
  - (i) 所属：生涯スポーツ推進課 予算事業名（親）：井上公園費 予算事業名  
 （枝）：管理運営費 案件名：井上公園指定管理料 流用額：621万2622円
  - (j) 所属：高齢福祉課 予算事業名（親）：高齢者温泉休養施設費 予算事業  
 名（枝）：管理運営費 案件名：寿楽荘指定管理料 流用額：33万5851円
  - (k) 所属：高齢福祉課 予算事業名（親）：温浴施設費 予算事業名（枝）：管  
 理運営費 案件名：じゅわじゅわ指定管理料 流用額：140万4580円
- (ケ) 令和3年1月14日付け「愛知県における緊急事態宣言に伴う公共施設の対応方針について（通知）」の概要
- a 緊急事態措置として、運動施設、集会場、博物館、美術館、図書館、ホテル（集会の用に供する部分）等を対象施設として、20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供、人数上限を5000人、かつ、収容率50パーセント以下とする。
  - b 公共施設における対応の基本方針は、以下のとおり。
    - ① 各施設条例に定める「利用の許可」の規定に基づき、利用時間に係る条件を設定し、利用時間を午後8時までとする。

② 利用時間ごとに利用区分を設定している施設の場合、各施設条例に定める「使用料」又は「使用料の減免」の規定に基づき、使用料を減免する。減免額は、条例又は規則に定める利用区分の使用料から短縮後の利用時間に係る使用料を差し引いた額とし、短縮後の利用時間に係る使用料としては、条例又は規則の定める時間単位の使用料として、条例又は規則の定めがない場合は、 $(\text{使用料}) \div (\text{利用区分の時間数}) \times (\text{短縮後の利用時間数})$ として算出する。

③ 対象期間は、1月18日から2月7日まで。

c そのほかの対応として以下のことを求める。

① 午後8時以降の時間帯を含む利用区分につき、既納の使用料がある場合は、減免相当額を還付すること。

② 午後8時以降の時間帯に係る使用料の減免は、本通知をもって総括的に決定する。個々の利用申請に対する減免決定は不要であること。また、新規の予約の受付の際には、減免後の金額で納付を求めること。

③ 利用者から、利用時間の短縮等を理由とするキャンセルの申出がある場合、令和2年2月25日付け通知に基づき、使用料等を還付すること。

④ 指定管理施設における対応は、同様の対応を行うよう指定管理者に連絡すること。なお、還付の際の振込手数料は、指定管理料から支払うこと。

⑤ 本通知の方針によらない対応をする場合、施設の条例・規則の範囲内で、方針決定をすること。決裁区分は部長決定（利用日、利用時間に係る場合は総務部長合議、使用料に係る場合は企画政策部長合議が必要）。

⑥ 行政財産目的外使用料の対応は、財産管理課の情報を参照すること。

(コ) 令和3年2月3日付け「緊急事態宣言の期間延長に伴う公共施設の対応について（通知）」の概要

令和3年1月14日付け「愛知県における緊急事態宣言に伴う公共施設の対応方針について（通知）」につき、愛知県において緊急事態宣言の延長がなされたため、対応期間について、1月18日から2月7日までであったものを、1月18日から3月7日までと変更する。

(サ) 令和3年2月26日付け「緊急事態宣言の解除に伴う公共施設の対応について（通知）」の概要

a 愛知県において緊急事態宣言が解除されたこと、愛知県独自の厳重警戒措置が出されていることに鑑み、対応期間について、1月18日から3月14日までとする。

b 対応の変更内容は、利用時間短縮が午後8時までであったところ、午後9時までとし、使用料は短縮時間変更後の利用時間に基づく使用料を徴収する。利用者の制限は、定員の50パーセント以内かつ上限1万人とする。なお、市外

在住者等への利用自粛呼びかけと業種別ガイドラインに沿った感染防止対策は、引き続き継続する。

(シ) 令和3年3月12日付け「愛知県嚴重警戒措置の期間延長に伴う公共施設の対応について（通知）」の概要

a 令和3年1月14日付け「愛知県における緊急事態宣言に伴う公共施設の対応方針について（通知）」につき、愛知県独自の嚴重警戒措置の期間延長がなされたため、対応期間について、1月18日から3月14日までとされていたものを、1月18日から3月21日までとする。

b 利用者数の制限の修正として、催物の開催制限に従い、定員を以下の収容率及び人数上限のうち、どちらか小さい方と定める。収容率としては、大声なしでは100パーセント以内、大声ありでは50パーセント以内。人数上限としては、5000人又は収容定員50パーセント（上限1万人）のいずれか大きい方。

(ス) 令和3年3月19日付け「愛知県嚴重警戒措置の期間延長に伴う公共施設の対応について（通知）」の概要

a 令和3年1月14日付け「愛知県における緊急事態宣言に伴う公共施設の対応方針について（通知）」につき、愛知県独自の嚴重警戒措置の解除がなされたため、対応内容を以下のとおりとする。

b 3月22日から、利用時間の短縮（対象施設：市民文化会館等16施設、利用時間：午後9時まで）と市外在住者等への利用自粛呼びかけについて解除する。

c 以下は、3月22日以降も引き続き実施する。

- ① 「業種別ガイドライン」に沿った感染防止対策
- ② 「催物の開催制限」に沿った定員を設定すること

#### 4 リスク分担

(1) 指定管理者の減収等に対する対応方針とその根拠

市は、令和2年12月7日付け通知（前3(2)イ（キ）参照）により、主に全部精算を実施しない施設を所管する所属を対象に、精算の対象とする経費として、例年精算対象としている項目である、「修繕費、利用料金減免補填金、利用料金負担金（消費税に伴う指定管理者負担増分）、物価変動リスク調整対象経費（協定で定めるもの）」に加えて、「利用料金等収入（利用料金収入（施設利用料、駐車場代、ロッカー利用料等）、公共の給付金のうち指定管理業務に係るもの（雇用調整助成金、持続化給付金等）、管理運営経費（新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経費（指定管理者の運営上の工夫や努力など、感染症の影響でない経費は除く）」を加えた。

そしてその根拠は、閉館期間中については、指定管理者制度リスク分担表（以下単に「リスク分担表」ということもある）の「政治、行政的理由から施設の管理運営の継続に支障が生じた場合又は業務内容に変更を余儀なくされた場合の経費の増加」は市の負担とする記載であり、閉館期間以外については、同表の「暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象等に伴う施設修復等の経費増加」は市の負担とする記載にあるとした。

なお、例年精算対象の利用料金負担金とは、消費税率8%を前提に利用料金収入を見込んで指定管理料を算出している施設（平成30年度以前に公募を実施した施設等）は、令和元年10月1日に実施された消費税率引上げに伴う利用料金改定を実施しない場合、当初の見込みより指定管理者の収入（消費税抜の金額）が減少することになるため、この減少額を市が補填するものである。

(2) 剰余金精算制度適用施設と剰余金精算制度非適用施設

市によると、指定管理者制度導入施設は、大きく分けて剰余金精算制度適用施設と剰余金精算制度非適用施設に分類でき、それぞれの内容と精算内容は【図表1-24】のとおりであるところ、上記令和2年12月7日付け通知（前3(2)イ（キ）参照）の対象である「全部精算を実施しない施設」とは主に後者の施設をいう。

【図表1-24】剰余金精算制度適用施設と剰余金精算制度非適用施設の分類表

	名称		内容	精算内容
1	剰余金精算制度適用施設	全部精算を実施する施設	市の外郭団体のうち、人件費等の運営経費を市が補助金等で支援している団体が単独指名（非競争）で指定管理者となっている施設（使用料制を適用）	災害等の有無にかかわらず、実績に応じて全ての経費の増減を精算し、指定管理者に収益を生じさせない
2	剰余金精算制度非適用施設	一部精算を実施する施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募（競争）により選定されたものが指定管理者である施設（利用料金制（施設の使用料は指定管理者の収入となる制度）を適用）</li> <li>・株式会社である市の外郭団体が単独指名となっている施設（主に利用料金制を適用）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として精算を実施しない（指定管理者の努力による経費減、利用料金収入増は指定管理者の収益）</li> <li>・ただし、リスク分担細則に基づき一部の経費（修繕料、利用料金減免補填金、利用料金負担金及び物価変動リスク調整対象経費）の増減について、災害等の有無にかかわらず精算する</li> </ul>

(3) 2種類のリスク分担表

リスク分担表には、「政治、行政的理由から施設の管理運営の継続に支障が生じた場合又は業務内容に変更を余儀なくされた場合の経費の増加」は市の負担とするものと、同じくその場合の「経費の増減」を市の負担とするものがある。

そして、上記「経費の増加」を市の負担とするリスク分担表は不可抗力の項目についても「暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象等に伴う施設修復等の経費増加」を市の負担とし（【図表 1-25】の 1 参照）、上記「経費の増減」を市の負担とするリスク分担表は「暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象等に伴う施設修復等の経費増減」を市の負担としている（【図表 1-25】の 2 参照）。

【図表 1-25】 2 種類のリスク分担表の記載方法の分類

	項目	政治、行政的理由による 事業変更	不可抗力
1	経費の「増加」を市の負担とするリスク分担表の記載方法	政治、行政的理由から施設の管理運営の継続に支障が生じた場合又は業務内容に変更を余儀なくされた場合の経費の「増加」	暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象等に伴う施設修復等の経費「増加」
2	経費の「増減」を市の負担とするリスク分担表の記載方法	政治、行政的理由から施設の管理運営の継続に支障が生じた場合又は業務内容に変更を余儀なくされた場合の経費の「増減」	暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象等に伴う施設修復等の経費「増減」

#### (4) 施設とリスク分担表の適用関係

市によると、2種類のリスク分担表を使用するようになったのは、公募で指定管理者を選定するようになった平成20年度からで、利用料金制を採用する施設では利用料金が指定管理者の収入になることから、不測の事態によって経費が増加する場合のみ市が指定管理料でその増加分を補填するために、【図表 1-25】の 1 記載のような経費の増加を市のリスク分担とするリスク分担表が作成され、剰余金精算制度非適用施設で主に利用料金制を採用する施設（【図表 1-24】の 2 参照）に適用するようになった。しかし、不測の事態により経費が減少することは想定していなかった。公募することなく市の単独指名によって指定管理者を選定する施設であって剰余金精算制度適用施設では、【図表 1-25】の 2 記載のようなリスク分担表を使用しているとのことである。

#### (5) 物価変動リスク分担細則

市では、電気、都市ガス、重油、軽油、灯油、ガソリン及びプロパンガス（以下「特定経費」という）について、平成20年頃に物価変動が激しかったことを踏まえ



て、主に剰余金精算制度非適用施設の指定管理者には、別途物価変動リスク分担細則を取り決めて適用している。

同細則では、特定経費年度協定額と物価変動調整後所要額を次のア～エの計算式又は方法で算出し、物価変動調整後所要額合計が特定経費年度協定額合計の110%又は90%を超えて変動した場合は、±10%を超える部分（千円未満切捨て）を全額精算（市が追加負担又は市に返納）するものである。

また、これにかかわらず、特定経費年度協定額合計と物価変動調整後所要額合計の差が50万円を超える場合は50万円を超える分（千円未満切捨て）を追加負担又は返納するものとしている。

なお、物価変動リスク分担・指定管理料の調整イメージは、次頁【図表1-26】のとおりである。

#### ア 物価指数及び調達単価

区 分	物価指数	調達単価
電 気	電気料金支払月額を使用量（kwh）で除して得た数値	指定申請時点の年間積算金額を年間計画使用量で除して得た金額
都市ガス	都市ガス支払月額を使用量（m <sup>3</sup> ）で除して得た数値	指定申請時点の年間積算金額を年間計画使用量で除して得た金額
重 油	豊田市契約単価（特A重油・4kl未満）	指定申請時点において指定管理者が様式8で示した金額
軽 油	豊田市契約単価（店頭）	指定申請時点において指定管理者が様式8で示した金額
灯 油	総務省小売物価統計調査 主要品目の都市別小売価格（3701）・名古屋市	指定申請時点において指定管理者が様式8で示した金額
ガソリン	総務省小売物価統計調査 主要品目の都市別小売価格（7301）・名古屋市	指定申請時点において指定管理者が様式8で示した金額
プロパンガス	総務省小売物価統計調査 主要品目の都市別小売価格（3616）・名古屋市	指定申請時点の年間積算金額を年間計画使用量で除して得た金額

#### イ 特定経費年度協定額

$$\frac{\text{年度協定締結直近1月物価指数}}{\text{指定申請直近10月物価指数}} \times \text{調達単価} \times \text{指定申請時の年間計画使用量}$$

#### ウ 物価変動の判定月

特定経費に係る物価変動リスクの分担における物価変動の判定月は4月、7月、10月及び1月とする。

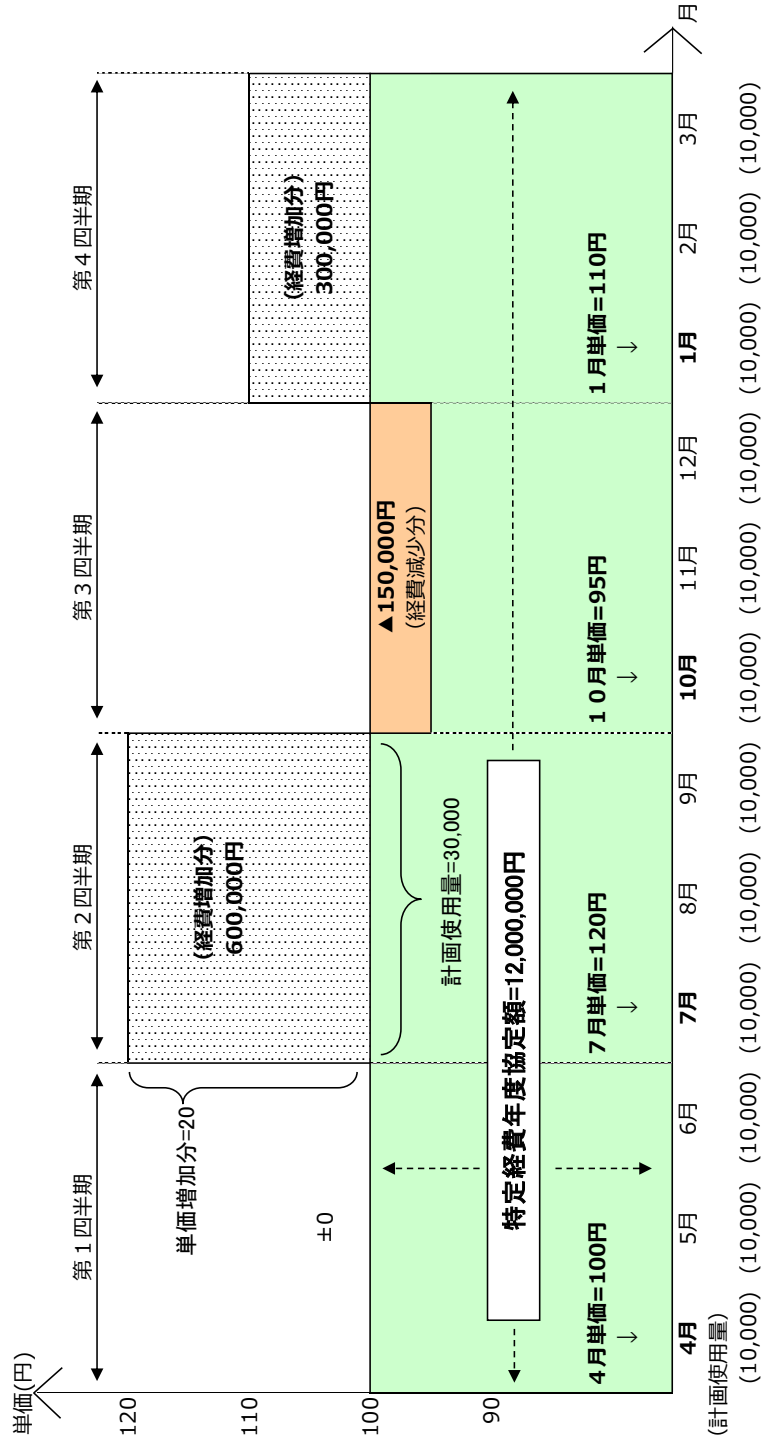
#### エ 物価変動調整後所要額

$$\text{物価変動調整後所要額} = \frac{\text{判定月物価指数の平均値}}{\text{年度協定締結直近1月物価指数}} \times \text{特定経費年度協定額}$$

【図表1-26】物価変動リスク分担・指定管理料の調整イメージ図

物価変動リスク分担・指定管理料の調整イメージ図

◆物価変動リスク分担に係る追加負担・返還の基準◆  
 物価変動調整後所要額が特定経費年度協定額合計の110%又は90%を超えて変動した場合は、±10%を超える部分を全額精算（追加負担又は返納）する。ただし、変動した額が50万円（物価変動リスク分担細則で定める額）を超える場合は50万円を基準額とする。



◆物価変動調整額の算出◆

第1四半期増減～第4四半期増減額の合計 = 0円 + 600,000円 + (-150,000円) + 300,000円 = 750,000円  
 ※「判定月の単価の平均値×年間計画使用量」で算出する金額と同じ。  
 ⇒750,000円のうち、500,000円を超える250,000円を市が追加負担する。

## 5 監査の結果

### (1) 変更協定書を締結しこれに基づく精算を行うよう通知すべき【指摘】

リスク分担表は責任に関するリスク負担者の配分表であって、経費や損害の負担方法を想定しており、収入の減少（需要リスク）を想定した表ではない。上記令和2年12月7日付け通知（前3(2)イ（キ）参照）において収入の「減少」を経費の「増加」と解釈したことは、文言の解釈としても不自然であるし、閉館期間中とそれ以外の期間の収入減少をいずれも補填するために、「政治、行政的理由」と「不可抗力」を使い分ける点も技巧的に過ぎる。

また、経費に着目してみれば、閉館期間中の経費は、水道光熱費を中心にむしろ減額している施設がある。主に剰余金精算制度非適用施設では、不可抗力と政治、行政的理由による事業変更の項目に関し「経費の増加」のみについて市がリスクを負担し、「経費の減少」はリスク分担表の対象としていない。この場合、水道光熱費等の経費の減少については精算対象とせず、収入の減少のみを「経費の増加」とみなして補填対象とすれば、指定管理者によっては水道光熱費の減額分を指定管理料としてそのまま取得し、さらに収入の減少分を「経費の増加」として補填されるという、極めて不合理な結果となるのが論理的帰結である。

そのため、収入の減少（需要リスク）は、リスク分担表の「経費の増加」とみなすべきではなく、リスク分担表が想定しない不測の事態であったと解さざるを得ない。

そうであれば、市としては、精算対象として「利用料金等収入（利用料金収入（施設利用料、駐車場代、ロッカー利用料等）、公共の給付金のうち指定管理業務に係るもの（雇用調整助成金、持続化給付金等）、管理運営経費（新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経費（指定管理者の運営上の工夫や努力など、感染症の影響でない経費は除く））」を追加する方向性を通知するだけでなく、その趣旨にしたがって変更協定書を締結した場合には、当該変更協定書に基づき、精算するように通知すべきであった。

この点市は、令和2年12月7日付け通知の3項に「年度終了後の実際の精算は、同計算書を用いて変更協定により対応します。」と記載していることでよしとするが、年度終了後に精算の結果について変更協定を締結するだけでなく、基本協定書又は年度協定書に予め精算の根拠を明記し、それに基づいて実際の精算を行う必要があった。

### (2) 管理運営経費の減少は民法第536条第2項の趣旨に基づき精算すべき【意見】

前(1)記載の精算対象のうち、管理運営経費（新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経費（指定管理者の運営上の工夫や努力など、感染症の影響でない経費は除く。以下同じ））に関連して、施設の閉鎖中に減少した電気料金を電気料金に関する物価変動リスクとしてリスク分担表を適用して精算した施設（豊田市旭高原自然活用村）や、灯油の使用量の減少について灯油の単価に関する物価変動リスクとしてリスク分担表を適用した結果精算しなかった施設（どんぐりの里いなぶ）があった。また、令

和2年12月7日付け通知を根拠としたり、リスク分担表の「その他」の項目に「上記以外の事案は、市及び指定管理者の協議による（業務の一部変更等）」と記載されていることを根拠としたりする施設（豊田市高岡コミュニティセンター、豊田市六鹿会館及び豊田市高岡運動広場）もあるなど、様々であった。

しかし、市が施設を閉鎖する判断を下し、さらに利用料金等収入（利用料金収入（施設利用料、駐車場代、ロッカー利用料等）、公共の給付金のうち指定管理業務に係るもの（雇用調整助成金、持続化給付金等））を精算対象としながら施設の管理運営経費（新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経費）が減少した場合、指定管理者はこれによる利益を得る結果となるため、市にその利益を償還するべきである（民法第536条第2項参照）。

そうであれば、リスク分担表を適用するまでもなく、また、前(1)のうち管理運営経費（新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経費）に関する限り協定書の変更を要することなく、施設の閉鎖による経費の減少分を精算するよう通知するべきであった。

#### (3) 需要リスクに関するリスク分担表の必要性【意見】

不測の事態により指定管理施設の経費が減少することを想定していなかったとのことであるが、利用料金制を採用する施設では、経営努力の結果ではない不測の事態による経費の減少のほか、収入の減少をも想定した対応を予め検討し、リスク分担表に盛り込むことが望ましい。

そこでリスク分担表の項目には、利用者や来館者の減少のうち市による利用制限や不可抗力の場合は市がそのリスクを負担し、指定管理者のサービス低下や競業他者の出店を原因とするリスクは指定管理者が負担するなど、収入の減少という需要リスクに対しても対応可能なリスク項目を追加することが望ましい。

なお、市、指定管理者のいずれか一方がリスクを負担することとした場合に、過大な負担が想定される場面では、負担の上限を設けたり、両者が割合的に負担しあう旨を協定書等に規定したりすることも考えられる。

当然であるが、基本協定書の期間中にリスク分担表や協定書の内容を変更するには、変更基本協定書の締結が必要である。

#### (4) 自主事業収入の減収補填について【意見】

自主事業は本来的には指定管理者が指定管理業務と無関係に自らの責任で行う事業であり、市がその需要リスクについてリスク分担することは全く想定されてこなかったと思われる。しかし、指定管理者によっては、自主事業による収益をも精算対象として、余剰が多ければその分、指定管理料を返還することを打ち出す指定管理者もいる。このような場合まで全面的に指定管理者のリスク分担として放置することは、公平性の観点から妥当ではない。しかし、協定書やリスク分担表に予め記載のないことについて、市が一方的に取り決めることも相応しくない。基本的には、市と指定管理者が協議してリスク分担を決めるべき問題である。

市は、令和2年12月7日付け通知（前3(2)イ（キ）参照）により、自主事業の余剰金のうち年度協定書上の収支計画の収入に組み込んでいるものは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものについて精算の対象とし、これ以外の自主事業については、原則、精算の対象外とするよう指示した。

しかし、影響を受けたか受けていないかの判断も容易ではなく、本来的には市と指定管理者との対話に基づき、変更協定書を締結して解決すべき問題である。市としても「指定管理者との協議の上、対応を必要とする案件については、行政改革推進課に相談すること」として、所管課と指定管理者間の協議に配慮を示しているが、地方自治法第234条第5項の趣旨から変更協定書の締結が必要である。

【図表1-27】経費の増加のみをリスク負担としている施設

	施設名	収入区分	第3章第4
1	笹戸生活改善センター笹戸会館	利用料金制	1
2	豊田市浅野会館	利用料金制	2
3	敷島農村環境改善センター敷島会館	利用料金制	3
4	築羽農村環境改善センター築羽会館	利用料金制	4
5	豊田市旭高原自然活用村	利用料金制	5
6	豊田市香嵐溪施設	利用料金制	
7	豊田市百年草（老人デイサービスセンターを除く）	利用料金制	
8	豊田市御内製作工房施設	利用料金制	
9	西町活性化施設	利用料金制	
10	田町活性化施設	利用料金制	
11	城跡公園足助城	利用料金制	
12	豊田市足助プール		
13	小原トレーニングセンター及び緑の公園		8
14	小原北部生活改善センター	利用料金制	9
15	豊田市高岡コミュニティセンター・豊田市六鹿会館・豊田市高岡運動広場	利用料金制	10
16	豊田市高橋コミュニティセンター・加茂川公園	利用料金制	
17	豊田市藤岡体育センター・豊田市藤岡総合グラウンド野球場・豊田市藤岡運動広場・豊田市藤岡テニスコート	利用料金制	11
18	豊田市藤岡ふれあいの館	利用料金制	12
19	とよた市民活動センター		
20	豊田地域文化広場	利用料金制	
21	五ヶ丘運動広場		
22	高岡公園体育館・高岡公園・若園運動広場	利用料金制	
23	西部体育館・逢妻運動広場	利用料金制	
24	井上公園水泳場	利用料金制	
25	平戸橋いこいの広場	利用料金制	
26	猿投棒の手ふれあい広場	利用料金制	
27	豊田市高齢者温泉休養施設寿楽荘	利用料金制	16
28	豊田市老人福祉センター豊寿園		17
29	豊田高等職業訓練校		

(5) 2種類のリスク分担表と利用料金制適用施設との対応関係【意見】

【図表1-27】は、不可抗力等の項目について経費の増加のみを市のリスク分担とするリスク分担表を採用している施設である。

予備調査及び本調査で回答された【図表1-21】及び【図表1-22】掲載施設の範囲で、経費の増加のみを市のリスク分担とするリスク分担表を採用している施設が利用料金制適用施設か否か調査したところ、経費の増加のみをリスク負担としている施設は【図表1-27】に記載とおりであり、利用料金制を採用している施設は、収入区分に「利用料金制」と記載した施設であった。空欄の施設は使用料制を採っている。これによると、経費の増加のみを市のリスク分担とするものの利用料金制を適用していない施設が複数見られた。

小原トレーニングセンター及び緑の公園や豊田市老人福祉センター豊寿園は、使用料制適用施設かつ経費の増加を市のリスク分担とするリスク分担表を採用しているが、実質的には経費を全部精算する剰余金精算制度適用施設であり、リスク分担表と実際の取扱いの間に捻れが見られた。

逆に、豊田市老人福祉センターぬくもりの里ほか6施設、どんぐりの里いなぶや豊田市温浴施設じゅわじゅわは、経費の増減を市のリスク分担とするリスク分担表を採用する剰余金精算制度適用施設であるが、利用料金制適用施設である。

2種類のリスク分担表と利用料金制の適用関係について、整合性が取れているか否かについて、指定管理者制度を適用する施設全体について改めて確認することを推奨する。

(6) 使用料、利用料金、占用料及び行政財産目的外使用料の還付について【意見】

行政財産の使用又は公の施設の利用については使用料を徴収することができ、使用料に関する事項は条例で定めなければならない（地方自治法第225条、第228条第1項）。また利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとし、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない（地方自治法第244条の2第9項）。

市でも、公の施設に関する各種使用料及び利用料金条例、各種設置及び管理に関する条例、豊田市行政財産目的外使用料条例、豊田市道路の管理及び占用に関する条例等を制定し、施設利用や行政財産の目的外使用の許可を受けた者は使用料を、市道や準用河川その他の占用許可を受けた者は占用料を納付しなければならない旨が規定されている。そして、これら条例には、使用料、占用料の還付に関して、原則として還付しない旨を、また条例によっては、市長が相当の理由があると認めた場合には還付できる旨を規定している。そうした条例の規定について、一部の例を下記のとおり掲載する。

既納の使用料等は原則として還付しない点ではほぼ一致しているが、例外的に還付できる場合については、①市長が利用を中止したとき、②使用者等の責めによらない事由で許可を取り消したとき、③天災その他特別の事情（不可抗力）により利用できなくなったとき、④使用者等が使用等の前日までに許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めた場合、⑤市長において特別の事情があると認めたとき、⑥指定管理者が特別の事情があると認めたときなどと規定している条例があり、様々である。

一方、豊田市高齢者温泉休養施設条例のように既納の使用料（利用料金）に関する定めがそもそも存在しない条例もある。

令和2年2月25日付け「新型コロナウイルス感染症への対応に係る使用料等の取扱いについて（通知）」で、市は使用料等を納付した者に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を理由として、使用目的（イベント等）の中止による当該許可の取消し等をその使用日の前日までに申し出た場合に使用料等を全額還付することとし、同月19日から遡及して適用し、実際にも各種施設において許可の取消申請を受け付け、使用料等の還付を実施した。新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために、使用者の自発的な許可の取消しを促すべく、申出者に対して一律使用料等の返還を取決めた判断は妥当であるが、施設によっては条例上の根拠を欠く対応方法になり得た可能性も否定できない。

使用料等の返還に関しては、施設の特性に配慮しつつも、ある程度統一的な条例の取決めが求められる。

なお、営業時間短縮による使用料等の減額や一部還付についても、同様の問題があり、一部の施設では条例上の根拠を欠く対応になり得たため、ある程度統一的な条例の取決めがなされることが好ましい。

#### 豊田市コンサートホール・能楽堂条例の記載例

（使用料の減免）

第11条 市長は、特に公益上必要があると認めたときは、使用料を減免することができる。

（使用料の不還付）

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

#### 豊田市体育施設条例の記載例

（使用料）

第12条 別表（略）に掲げる施設及び設備の利用者は、許可を受けたときは、これらの表に定める使用料を納付しなければならない。

2 市長は、公益上特に必要があると認めたときは、使用料を減免することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（利用料金）

第13条 1～4（略）

- 5 指定管理者は、市長が定める基準により、利用料金を減免することができる。
- 6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者において特別の事情があると認めるときは、市長が定める基準により、その全部又は一部を還付することができる。

豊田地域文化広場条例の記載例

第12条 1～4（略）

- 5 指定管理者は、市長が定める基準により、利用料金を減免することができる。
- 6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者において特別の事情があると認めるときは、市長が定める基準により、その全部又は一部を還付することができる。

豊田市都市公園使用料及び利用料金条例の記載例

（使用料及び利用料金の不還付）

第5条 既納の使用料及び利用料金は、還付しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が利用期限内に公共の目的のため利用を禁止し、若しくは利用者の申請によって利用の中止を認めるとき、又は利用者が天災その他特別の事情により利用することができなくなったときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者が特別の事情があると認めるときは、市長が定める基準により、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

（使用料及び利用料金の減免又は徴収の延期）

第6条 市長は、貧困その他特別の事情があると認める者に対して使用料を減免し、又はその徴収を延期することができる。

- 2 指定管理者は、市長が定める基準により、利用料金を減免することができる。

豊田市保健所条例の記載例

（使用料）

第3条 診療等に係る保健所の施設の利用については、別表に定める使用料を徴収する。

2（略）

- 3 既納の使用料は、還付しない。

豊田市行政財産目的外使用料条例の記載例

（使用料の還付）

第4条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他不可抗力による事由のため当該財産が使用できなくなったとき。

- (2) 使用者の責めによらない事由で使用許可を取り消したとき。

（使用料の減免）

第5条 市長は、特別な理由があるときは使用料を減免することができる。

豊田市道路の管理及び占用に関する条例の記載例

（占用料の還付）

第15条 既納の占用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 占有者の責めによらない理由によって占有することができない場合

- (2) 法第71条の規定により市長が道路管理上必要なため許可の取消しをした場合



- (3) 占有者が占有しようとする日の前日までに許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めた場合

#### 豊田市法定外公共物管理条例の記載例

##### (占有料等の還付)

第14条 既納の占有料等は、還付しない。ただし、第18条第2項の規定により、占有等の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更したとき、又は天災その他特別の理由により占有等ができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

##### (監督処分)

##### 第18条 (略)

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、占有者等に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。

- (1) 国等が法定外公共物に関する工事を施行するためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、法定外公共物の保全又は利用上やむを得ない公益上の必要が生じた場合

- (7) 使用料等還付対応は積極的に周知し感染拡大の防止効果を高められたい【意見】

令和2年2月25日付け「新型コロナウイルス感染症への対応に係る使用料等の取扱いについて（通知）」には、「当該対応については、市から使用者へ積極的に周知するものではありません。自発的に申出があった場合のみの対応としてください」と記載され、その後も基本的にこの対応が維持されている。しかし、条例で定められた原則と例外を逆転し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために本来の例外的取扱いである還付を一般的に実施するからには、これを多くの市民に周知してこそ、感染拡大の防止にとって有効な効果を発揮したであろうと考えられる。

今後、何らかの感染症等が蔓延し、拡大防止のために使用料等を還付する取扱いをする際には、是非、これを広く周知していただきたい。

- (8) 指定管理者との協定締結事務の手引について【意見】

行政改革推進課発の「指定管理者との協定締結事務の手引10頁（8）の税制改正（消費税8%→10%）に伴う利用料金の負担について」の中段には、「精算方法は、「利用料金負担金」として「利用料金減免補填金」などと合わせて精算しますので、年度協定書には「指定経費の精算」に「利用料金減免補填金等」と記載してください。」とある。

しかし、「利用料金減免補填金」（市が定める利用料金減免制度により、通常より減少した利用料金を市が指定管理者に補填するもの）と「利用料金負担金」（消費税率引上げに伴う利用料金改定を行わない指定管理者にこれによる利用料金の減少を補填するもの）は、前者は市の制度による利用料金の減少を補填するものであるのに対し、後者は市の制度外の事情により一時的に生じた利用料金の減少を補填するものであって、性質が異なるものであり、「利用料金減免補填金等」に「利用料金負担金」を含むとは一般的には解しがたい。

そのため、年度協定書の「利用料金減免補填金等」の記載をもって、「利用料金負担金」を「指定経費」に含むとはいえ、地方自治法第234条第5項の趣旨から当初協定書に記載し又は変更協定書を締結して利用料金負担金を補填すべきである。

## 第10 不測の事態に対する事前の備え

### 1 豊田市公共施設等総合管理計画

#### (1) 問題の所在

第3章第2の5及び8で後述する総務監査課や学校づくり推進課の流用案件では、福祉センターや学校の施設設備の修繕や更新のための財源として、予算の流用が行われていた。同種の施設や設備が多数存在する場合、その修繕・更新を予算の流用に任せると、場当たりの対応に終始して、修繕・更新計画の立案など計画的な施設修繕・設備更新が後手に回り、ある時点で大事故、大規模な損傷・故障等その他不測の事態を招きかねない。また、豊田市温浴施設じゅわじゅわは市が所有する施設ではないものの、設置以来20年以上経過していることもあり、大規模修繕を所有者と協議すべき時期に来ていないか検討が必要と思われた。

この点、市によると、豊田市公共施設等総合管理計画を策定し、予防保全及び事後保全に分類して施設設備の維持管理は計画的に行っているとのことであった。

#### (2) 豊田市公共施設等総合管理計画の背景

2003年度に、市では公共建築物延命計画を策定し、翌年度からこの計画に基づき、屋根・外壁、指定設備の計画的な修繕を行っていたが、2005年度には市町村合併により、市域の拡大とともに、更に多くの公共施設等を保有するようになった。そうしたところ、2012年に発生した中央自動車道笹子トンネルでの天井板落下事故を契機として、国がインフラ長寿命化基本計画を策定し、2014年度には公共施設等総合管理計画の策定を地方自治体に要請した。そして市は、2017年3月、豊田市公共施設総合管理計画（以下「本計画」という）を策定し、2021年3月にこれを改定（以下「本計画改定版」という）した。

#### (3) 公共施設等の管理に関する全体方針と個別施設計画

本計画は、第8次豊田市総合計画・後期実践計画の重点施策である「まちの課題解決力の強化」における「持続可能な地域経営」を具体化するものである。本計画改定版第3章によれば、公共施設等の管理に関する全体方針のうち、不測の事態と関連するものは以下のとおりである。なお、公共施設等は、市が保有する公共建築物とインフラ施設に大別され多岐に及ぶところ、本書では学校施設（第3章第2の8参照）、コミュニティ施設及び高齢者福祉施設（第3章第4参照）を含む公共建築物に焦点を当てて紹介する。

##### ア 基本方針

###### (ア) 安全・安心な施設の管理

公共施設等の総量と施設ごとの状態を把握し、点検や診断に基づく修繕による計画的な管理を行い、施設の安全性を確保する。

###### (イ) 計画的な管理の推進

定期的な点検や診断等により施設の状態を把握した上で、適切な管理手法、管理体制の下、計画的な管理を個別施設計画に基づき PDCA サイクルにより継続的に進める。

#### イ 公共建築物の管理方針

これまでも、公共建築物をより長く安全に使用していくため、長寿命化の取組を計画的に進めてきた。今後は、引き続き取組を進めていく中で、施設の更新時期の平準化を図るとともに、施設の総量抑制等により、トータルコストの縮減を図る。また、更新については、将来の施設需要を適宜判断し、統合（機能の集約化・複合化）や廃止などにより、総量抑制の取組を進める。

#### ウ 公共施設の管理に関する基本的な考え方

##### （ア）点検・診断等の実施方針

- ・施設の安全性を確保するため、建築基準法等による法定点検を実施し、施設の状態把握に努める。
- ・点検結果等の情報を集約し、その後の修繕計画等に反映することで、結果の有効活用を行う。

##### （イ）維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・部材の耐用年数を踏まえ、施設の状態に合わせた維持管理を計画的に行う。
- ・維持管理の実施に当たっては、施設の利用状況や運営コストなどを踏まえ実施内容を検討する。あわせて、耐久性の高い材料を使用することや省エネ機器の導入等を検討することなどにより、経費の縮減を図る。

##### （ウ）安全確保の実施方針

- ・施設の点検等で、危険箇所を発見した場合は、同種又は竣工年次が近い施設についても順次点検等を実施し、事故の未然防止に努める。
- ・建物の耐久面から危険性が高いと思われる施設については、早期の更新等を検討する。

##### （エ）耐震化の実施方針

- ・法改正を始めとした国の動向等を注視しつつ、耐震化を推進する。

##### （オ）長寿命化の実施方針

- ・特性に応じた予防保全型及び事後保全型の管理を行い、長寿命化対策を適切な時期に実施し、目標使用年数を原則 5 7 年以上（学校施設（小学校、中学校及び特別支援学校）は原則 8 0 年以上）に設定する。

#### エ 公共建築物個別施設計画の概要

##### （ア）対象施設

原則、床面積 1 0 0 m<sup>2</sup>を超える建築物を有する施設

※ 2 0 1 9 年 3 月 末 時 点 の 市 有 建 築 物 を 対 象

※ 解体・譲渡・売却予定施設、利用予定のない施設等は対象外

※消防団施設は100㎡以下も対象

(イ) 計画期間

原則、2021年度から2026年度までの6年間とする。

(ウ) 基本的な方針の定義

現状維持 : 部分的な修繕・改修等により、適切な施設管理を行う

※以下のいずれにも該当しない場合は「現状維持」

施設更新 : 施設の全部又は一部の建替えを予定

集約化 : 同じ用途の複数の施設を1つの施設に統合することを予定

大規模修繕 : 一定規模以上の修繕を予定

大規模改修 : 一定規模以上の改修を予定

(エ) その他の用語の定義

予防保全 : 損傷が軽微な早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法のこと。

事後保全 : 保守点検等によって判明した機能低下を把握し、設備・部品の限界管理基準に達した段階で対策を講じる管理手法のこと。浄化槽、濾過器、小荷物昇降機等に適用する（用語集に定義なし）。

維持管理 : 施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修などのこと。※この計画でいう維持管理には、施設の運用（電気代や人件費等）は含まない。

更新 : 劣化した部位・部材・機器等を新しいものに取り替えること。また、施設そのものを建て替えること。

改修 : 劣化した施設の性能・機能を、社会変化等により新たに求められることとなった水準まで（建設当初の水準以上に）改善すること。

修繕 : 劣化した施設の性能・機能を、建設当初の水準まで回復すること。広義には、補修及び改修も含む。予防保全型と事後保全型の両輪で行う。

補修 : 劣化した施設の性能・機能を、利用に支障のない程度まで回復すること。

長寿命化 : 施設の構造部分（建物の場合は躯体）が健全である限り、適切な維持・保全によって、寿命を永らえさせること。

オ 公共建築物個別施設計画総括表

(ア) 学校施設

① 対象施設ごとの基本的な方針

【図表1-28】のとおり。

② 対策の優先順位の考え方

当該施設は、建設から30年以上経過している建物が大半を占めており、児童生徒が安全・安心で快適に学べる教育環境を維持するために、施設の老朽化への対応や、社会環境の変化に伴う新たなニーズ（多様な学習活動の実施、安全性への配慮、環境負荷の低減、地域との連携等）に対応した整備が必要である。加えて、特別支援学校については、障がいの重度・重複化、多様化等の状況を踏まえつつ、障がいのある児童生徒の一人一人の教育的ニーズに対応した施設環境づくりが重要である。

それらを踏まえ、国が示す使用年数80年を目標に、施設の状態に応じ、長期にわたって使い続けるために、長寿命化改修を実施する必要がある。

実施に当たっては、施設の劣化状況や点検・診断結果等を踏まえ、財政負担の平準化等も考慮しながら、計画的に行うものとする。

#### (イ) コミュニティ施設

##### ① 対象施設ごとの基本的な方針

【図表1-29】のとおり。

##### ② 対策の優先順位の考え方

当該施設は、市民の連帯意識の高揚、健康の増進、ふれあいの場として位置づけられており、一部のコミュニティセンターは支所、交流館、スポーツ施設などの機能も持ち合わせている。

今後、劣化状況や点検・診断結果等を踏まえ、財政負担の平準化等も考慮しながら計画的な施設の維持保全を進めていくことが重要である。

#### (ウ) 高齢者福祉施設

##### ① 対象施設ごとの基本的な方針

【図表1-30】のとおり。

##### ② 対策の優先順位の考え方

当該施設は、年々高齢化が進んでいる日本社会において特に重要な施設である。したがって、今後も安定的に機能を維持していくことが求められる。

このニーズに応えるためには、劣化状況や点検・診断結果等を踏まえ、財政負担の平準化等も考慮しながら計画的な施設の維持保全を進めていくことが重要である。

#### (4) ヒアリングの結果

##### ア 学校施設に関する個別施設計画

学校づくり推進課によると、上記エ（エ）に記載した予防保全型（特に重要な設備や、施設では建物の屋根・外壁等、それが損傷等すると全体が停止するようなものに対して計画修繕を行うもの）と事後保全型（浄化槽、ろ過器、小荷物昇降機等の保守点検等によって機能低下が判明したものや部品の限界管理基準に達したもの

に対して修繕を行うもの)を両輪に、全体的な施設の維持管理を行っている。この両輪があることで、施設の適正な維持管理と経費の縮減を両立させている。

対象施設ごとの基本的な方針は【図表1-28】【図表1-29】等本計画改定版の巻末資料1：公共建築物個別施設計画の概要に記載されたとおりであるが、個々具体的な設備については、一部設備において更新年数を基に予防保全型として本計画で定めている。ただし、学校施設については都市整備部と別に建築部門の職員の下、都市整備部の判断を学校施設に合わせてカスタマイズしつつ運営している。

イ 学校施設の設備に対する事後保全型修繕における流用案件

各学校の小荷物専用昇降機保守点検業務委託、プールろ過装置保守点検業務委託、消防用設備等保守点検業務委託等は事後保全型であり、例えばプールろ過装置保守点検業務委託では、受託業者の保守点検により受託業者から取替えを早急に必要とする設備はC、取替えを推奨するものはB、それ以外はAにランク付けした結果が契約で定めた時期に提出され、その結果に応じて協議の上、部品や設備の取替えを判断している。予算的には小学校の場合4000万円程度の修繕料を計上し、保守点検の結果を受けた修繕はこの予算で基本的に行っている。数量的あるいは金額的に当初予算の想定を超える場合に、予算の流用をすることはある。令和2年度はこのような流用が多く発生した。

第3章第2の8に記載した流用案件のうち、(5)放送設備備品(小学校)豊田市立滝脇小学校ほか5校放送設備修繕、(6)放送設備備品(中学校)豊田市立滝脇小学校ほか5校放送設備修繕及び(7)放送設備備品(小学校)豊田市立東山小学校ほか3校放送設備修繕については、業者による保守点検ではなく、各学校からの不具合の連絡を受けて把握した事案であった。これに対し、(3)施設維持管理費(小学校)のうち豊田市立高嶺小学校浄化槽ブロワ等取替修繕並びに(3)施設維持管理費(小学校)と(4)施設維持管理費(中学校)にいずれも掲載の豊田市立若林東小学校ほか1校浄化槽ブロワー修繕、豊田市立美山小学校ほか17校消防設備修繕、豊田市立童子山小学校ほか34校消防設備修繕、豊田市立寿恵野小学校ほか28校小荷物専用昇降機修繕及び豊田市立童子山小学校ほか34校プールろ過装置修繕は、保守点検委託における点検結果報告を基に修繕発注した。

ただし、点検結果報告を業者から受ける際に担当者が業者にヒアリングした上で、交換等が必要と判断したものについて順次修繕を実施しており、不具合があったものを全て修繕発注するわけではない。そのため、「不具合が見つかった時期が古いから」という観点では捉えておらず、中には何回か前の点検で不具合が判明しており、しばらく様子見とした後に今回修繕すると判断したものもある。

【図表 1 - 2 8】対象施設ごとの基本的な方針（学校施設）

小学校	施設名	所在地	基本的な方針
1	童子山小学校	御幸町	大規模改修
2	拳母小学校	平芝町	大規模改修
3	根川小学校	下林町	大規模改修
4	小清水小学校	田町	大規模改修
5	前山小学校	前山町	大規模改修
6	山之手小学校	山之手	大規模改修
7	美山小学校	美山町	大規模改修
8	寺部小学校	上野町	現状維持
9	平井小学校	百々町	大規模改修
10	野見小学校	野見町	現状維持
11	古瀬間小学校	志賀町	大規模改修
12	矢並小学校	矢並町	現状維持
13	高嶺小学校	広美町	大規模改修
14	寿恵野小学校	鴛鴨町	大規模改修
15	畝部小学校	畝部西町	大規模改修
16	堤小学校	堤本町	大規模改修
17	若園小学校	中根町	大規模改修
18	竹村小学校	住吉町	現状維持
19	駒場小学校	駒場町	現状維持
20	大林小学校	大林町	大規模改修
21	大畑小学校	大畑町	大規模改修
22	伊保小学校	保見町	現状維持
23	加納小学校	加納町	大規模改修
24	青木小学校	青木町	大規模改修
25	西広瀬小学校	西広瀬町	現状維持
26	東広瀬小学校	東広瀬町	現状維持
27	中金小学校	中金町	現状維持
28	上鷹見小学校	上高町	大規模改修
29	幸海小学校	幸海町	大規模改修
30	岩倉小学校	岩倉町	大規模改修
31	九久平小学校	九久平町	大規模改修
32	滝脇小学校	滝脇町	大規模修繕
33	豊松小学校	坂上町	現状維持
34	東山小学校	渋谷町	大規模改修
35	元城小学校	八幡町	現状維持
36	梅坪小学校	梅坪町	大規模改修
37	朝日小学校	朝日町	大規模改修
38	若林東小学校	若林東町	現状維持
39	東保見小学校	保見ヶ丘	大規模改修
40	四郷小学校	四郷町	大規模改修
41	浄水小学校	浄水町	大規模改修
42	平和小学校	平和町	大規模改修
43	市木小学校	市木町	大規模改修
44	若林西小学校	若林西町	現状維持
45	衣丘小学校	三軒町	大規模改修
46	土橋小学校	土橋町	現状維持



47	広川台小学校	渋谷町	大規模改修
48	井上小学校	井上町	大規模改修
49	五ヶ丘小学校	五ヶ丘	大規模改修
50	西保見小学校	保見ヶ丘	大規模改修
51	五ヶ丘東小学校	五ヶ丘	大規模改修
52	浄水北小学校	浄水町	現状維持
53	飯野小学校	藤岡飯野町	大規模改修
54	石畳小学校	石畳町	大規模修繕
55	御作小学校	御作町	大規模改修
56	中山小学校	西中山町	大規模改修
57	道慈小学校	千洗町	大規模改修
58	本城小学校	市場町	現状維持
59	小原中部小学校	遊屋町	現状維持
60	足助小学校	足助町	大規模改修
61	冷田小学校	四ツ松町	大規模修繕
62	追分小学校	近岡町	大規模修繕
63	佐切小学校	上脇町	大規模修繕
64	則定小学校	則定町	大規模修繕
65	萩野小学校	桑田和町	大規模改修
66	明和小学校	平沢町	大規模修繕
67	新盛小学校	新盛町	大規模修繕
68	大蔵小学校	大蔵町	大規模改修
69	御蔵小学校	御蔵町	大規模修繕
70	花山小学校	下山田代町	大規模改修
71	大沼小学校	大沼町	現状維持
72	巴ヶ丘小学校	大桑町	大規模改修
73	小渡小学校	下切町	大規模改修
74	敷島小学校	杉本町	大規模改修
75	稲武小学校	稲武町	大規模改修
中学校	施設名	所在地	基本的な方針
1	崇化館中学校	栄町	大規模改修
2	朝日丘中学校	朝日ヶ丘	大規模改修
3	豊南中学校	水源町	大規模改修
4	高橋中学校	高橋町	大規模改修
5	上郷中学校	上郷町	大規模改修
6	高岡中学校	若林西町	大規模改修
7	保見中学校	保見町	大規模改修
8	猿投中学校	加納町	現状維持
9	猿投台中学校	青木町	大規模改修
10	石野中学校	力石町	現状維持
11	松平中学校	九久平町	現状維持
12	竜神中学校	竜神町	大規模改修
13	美里中学校	美里	大規模改修
14	逢妻中学校	新町	大規模改修
15	若園中学校	花園町	大規模改修・施設更新・複合化
16	梅坪台中学校	西山町	大規模改修
17	前林中学校	前林町	大規模改修
18	益富中学校	志賀町	大規模改修

19	末野原中学校	豊栄町	大規模改修
20	井郷中学校	井上町	大規模改修
21	浄水中学校	大清水町	現状維持
22	藤岡中学校	木瀬町	大規模改修
23	藤岡南中学校	西中山町	現状維持
24	小原中学校	永太郎町	大規模改修
25	足助中学校	足助町	大規模改修
26	下山中学校	大沼町	大規模改修
27	旭中学校	杉本町	大規模改修
28	稲武中学校	桑原町	現状維持
特別支援学校	施設名	所在地	基本的な方針
1	豊田特別支援学校	大清水町	現状維持

【図表 1-29】対象施設ごとの基本的な方針（コミュニティ施設）

	施設名	所在地	基本的な方針
1	猿投コミュニティセンター	四郷町	現状維持
2	松平コミュニティセンター	九久平町	大規模修繕
3	上郷コミュニティセンター	上郷町	大規模修繕
4	高岡コミュニティセンター	高岡町	大規模修繕
5	高橋コミュニティセンター	東山町	現状維持
6	西部コミュニティセンター	本新町	大規模修繕

【図表 1-30】対象施設ごとの基本的な方針（高齢者福祉施設）

	施設名	所在地	基本的な方針
1	豊田市百年草	足助町	大規模修繕
2	老人福祉センター豊寿園	渡刈町	大規模修繕
3	高齢者温泉休養施設「寿楽荘」	平畑町	大規模修繕
4	東山デイサービスセンター	東山町	現状維持
5	足助まめだ館	足助町	現状維持

## 2 不測の事態に対する備え

個別事業に関する監査の結果は第3章に掲載するが、複数の事業にまたがる監査の結果に添える意見をここに記載する。

### (1) 対価を伴わない実質的な補助金に対応するルールの整備の必要性【添える意見】

フリーパーキング事業に関連しては、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるフリーパーキング事業継続に関する覚書」（第3章第2の7(2)）に基づき負担金の名目で実質的な補助金が支出されていた。また、豊田市美術館作品看視等会場運営業務委託（第3章第3の13）では、契約相手の職員が自宅研修をすることに対して委託料を支出することで、実質的な補助金を支出していた。

補助金として支出する場合は、公益上の必要性について補助金等ガイドラインに示しているほか、補助金要綱の新規創設や改正に当たっては、緊急時を含めて補助金等

適正化委員会に付議することとし、さらには予算要求時や予算執行伺い決裁時にも、公益上の必要性の有無の審査をしている。

しかし、負担金や委託料の名目で実質的な補助金が支出される場合は、このような審査が欠落する結果となる。実質的な補助金が委託料として支出された例は、令和元年度の本監査でも公益財団法人豊田市国際交流協会に関連して見受けられたが（令和元年度豊田市包括外部監査結果報告書180頁）、不測の事態の下では、補助金以外の名目で実質的な補助金が支出される際に、上記公益上の必要性に関する検討が欠落する可能性は高まる。

各種補助制度の公益上の必要性の有無に関しては、補助金等ガイドラインや補助金等適正化委員会での審査等、これを判断するスキームがすでに存在するが、名目が負担金や委託料であっても、対価関係のない支出は民法上の贈与であり実質的な寄附又は補助（地方自治法第232条の2）であることを認識し、適切な執行節で予算執行なされるよう、周知徹底やチェック体制の構築が望まれる。

(2) 崩落、クレーム、危険木等の情報を集積し経過観察されたい【添える意見】

王滝地区そのまんま公園遊歩道法面（第3章第2の7(1)参照）は、2年余りの期間に二度崩落を繰り返した。従来想定していた程度の補修では十分ではない場合もあることを想定し、今後の土砂災害に備える必要がある。また、古瀬間小学校の諸営繕工事（第3章第2の8(9)）では、竹木の越境や日照権侵害について近隣からクレームがあった。さらに、豊田市美術館樹木管理業務委託（第3章第3の14）では、美術館の休館日にもできる危険木の伐採業務等を行った。

このような事故、クレーム、管理業務等の中にも、市民の身体財産を脅かす不測の事態を事前に予防することに繋がる貴重な情報提供が含まれている可能性があることを認識し、情報を集積し、経過観察することが望まれる。

### 第3章 各論

#### 第1 予算の補正

##### 1 新型コロナウイルス感染症対策協力金交付費

###### (1) 概要

愛知県が発表した新型コロナウイルス感染症に係る休業協力要請等に応じた事業者に対して協力金を支給することを目的とする補正予算である。

###### (2) 補正予算の内容

令和2年4月補正予算 一般会計補正予算説明書（第1号）

#### 7 款 商工費 — 1 項 商工費 (千円)

目	補正前の額	補正額の 財源内訳	節	
	補正額		区 分	金 額
	計			
1 商工総務費	372,321	国県支出金	1 1 役務費	5,000
	745,000	372,500	1 8 負担	740,000
	1,117,321	一般財源	金、補助及び 交付金	

###### (3) 補正予算に基づく事業の概要

###### ア 支給対象者

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、愛知県の休業協力要請に応じて、要請期間中、休業要請と営業時間短縮の要請に全面的に協力した豊田市内の中小事業者等

###### イ 関連規定

愛知県・豊田市新型コロナウイルス感染症対策協力金交付要綱

豊田市新型コロナウイルス感染症対策テナント事業者協力金交付要綱

豊田市新型コロナウイルス感染症対策理容業・美容業休業協力金交付要綱

###### ウ 支給金額

(ア) 愛知県・豊田市新型コロナウイルス感染症対策協力金

1 事業者当たり 50 万円

(イ) 豊田市新型コロナウイルス感染症対策テナント事業者協力金

1 事業者当たり 50 万円

(ウ) 豊田市新型コロナウイルス感染症対策理容業・美容業休業協力金

1 事業者当たり 10 万円

###### エ 支給件数・支給実績

(ア) 愛知県・豊田市新型コロナウイルス感染症対策協力金

1799件 8億9950万円

(イ) 豊田市新型コロナウイルス感染症対策テナント事業者協力金

39件 1925万円 (なお、うち1件は支給額25万円)

(ウ) 豊田市新型コロナウイルス感染症対策理容業・美容業休業協力金

(組合員) 238件 2380万円

(非組合員) 156年 1560万円

※愛知県理容生活衛生同業組合及び愛知県美容業生活衛生同業組合

## 2 信用保証料補助金

### (1) 概要

中小企業等が融資を受けた場合に支払う信用保証料の補助金に関し、新型コロナウイルス感染症に関する補助金の増加等に対応するための補正予算である。

### (2) 補正予算の内容

令和2年4月臨時会 一般会計補正予算説明書(第1号)

7款 商工費 — 1項 商工費 (千円)

目	補正前の額	補正額の 財源内訳	節	
	補正額		区分	金額
	計			
4 金融対策費	567,555 720,000 1,287,555	一般財源 720,000	18 負担 金、補助及び 交付金	720,000

### (3) 補正予算に基づく事業の概要

#### ア 信用保証料補助金制度の概要

市では、信用保証料の補助の制度として、次の3種を実施している。

(ア) 信用保証料策補助金 (補助率75% 上限50万円)

(イ) 連鎖倒産防止関連融資信用保証料補助金 (補助率100% 上限100万円)

(ウ) 信用保証料緊急経済対策補助金 (補助率100% 上限100万円)

このうち、(ウ) 信用保証料緊急経済対策補助金は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、令和2年3月から、セーフティネット4号及び5号認定関連融資資金、危機関連保証関連融資資金並びに経済環境適応資金〔経営あんしん(ウ)〕に係る信用保証料に対する補助金として実施されたものである。

#### イ 補助実績

	令和2年度
補助件数	579件 (うち、(ウ)は443件)
交付決定金額	2億6490万円 (うち、(ウ)は2億5348万円)

ウ 関連規定

豊田市信用保証料補助金交付要綱

豊田市信用保証料緊急経済対策補助金交付要綱

3 特別定額給付金給付費

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言の下、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、住民1人当たり10万円を世帯単位に給付することを目的とする補正予算である。

(2) 補正予算の内容

令和2年5月専決 一般会計補正予算説明書（第2号）

2款 総務費 — 1項 総務管理費 (千円)

目	補正前の額	補正額の 財源内訳	節	
	補正額 計		区分	金額
19 特別 定額 給付 金費	0	国県支出金 42,675,000	3 職員手当等	1,200
	42,675,000		10 需用費	350
	42,675,000		11 役務費	20,450
			12 委託料	140,000
			13 使用料及び賃借料	13,000
			18 負担金、補助及び交付金	42,500,000

(3) 補正予算に基づく事業の概要

特別定額給付金に関する事務のうち、次の事務を外部委託した。

委託業務名	概要	金額（円） （当初契約金額）	委託先
帳票作成等業務委託	申請書印刷・封入封緘 郵送申請データ作成 支給決定通知書印刷	34,609,435 (39,049,164)	(株) イセトー 名古屋支店
申請受付等業務委託	申請書受付・通訳・コールセンター2次対応（10人） 申請書審査（40人～5人）	33,733,667 (36,080,000)	トヨタすまいる ライフ（株）
コールセンター業務委託	コールセンター（20人～5人）	21,915,437 (25,566,200)	アクティオ(株) 名古屋営業所
オンライン申請審査等業務委託	オンライン申請審査（20人）	2,570,143 (3,917,844)	(公財)豊田市文化振興財団
オンライン申請書データパンチ業務委託	オンライン申請データ作成（15,000件）	657,360 (1,369,500)	(株) メイケイ
申請書データパンチ業務委託	郵送申請データ作成（60,000件）	5,439,896 (7,392,000)	(株) メイケイ

#### 4 子育て世帯への臨時特別給付金給付費

##### (1) 概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当を受給する世帯（0歳児～中学生のいる世帯）に対し、臨時特別の給付金（一時金）を支給することを目的とした補正予算である。

##### (2) 補正予算の内容

令和2年5月1日専決 一般会計補正予算説明書（第2号）

#### 3 款 民生費 — 4 項 児童福祉費 (千円)

目	補正前の額	補正額の 財源内訳	節	
	補正額		区 分	金 額
	計			
6 子育て世帯への臨時特別給付金費	0	国県支出金 597,972	1 報酬	100
	597,972		3 職員手当等	1,200
	597,972		1 0 需用費	316
			1 1 役務費	2,356
			1 8 負担金、補助及び交付金	594,000

##### (3) 補正予算に基づく事業の概要

###### ア 対象児童

児童手当（本則給付）の令和2年4月分の対象となる児童（3月分の対象となる児童含む）

###### イ 支給対象者

対象児童に係る令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）受給者

###### ウ 給付額

対象児童1人につき1万円

###### エ 給付総額

5億3088万円（令和2年6月～令和3年3月）

#### 5 ふるさと寄附金推進費

##### (1) 概要

WE LOVE とよた応援寄附金（いわゆる、ふるさと納税）の事務や返礼に係る費用に充てることを目的とした補正予算である。

##### (2) 補正予算の内容

令和2年6月補正予算 一般会計補正予算説明書（第3号）

## 2 款 総務費 — 1 項 総務管理費

(千円)

目	補正前の額	補正額の 財源内訳	節	
	補正額		区 分	金 額
	計			
1 3 企画費	237,311	一般財源 97,700	1 1 役務費	2,500
	97,700		1 2 委託料	84,200
	335,011		1 3 使用料及び賃借料	11,000

## (3) 補正予算に基づく事業の概要

## ア 予算要求理由

新型コロナ回復期における市民生活の応援やまちの活性化のための支援策として「ふるさと寄附金」制度を活用することにより、目標寄附額を1億円から3億円に拡大する。当該寄附額の増加により、当初予定していた事務委託等に係る費用も増加することが見込まれることから、寄附による歳入（一般寄附金）及び事務に係る歳出（委託料等）について、予算の補正が必要となった。

## イ 「ふるさと寄附金」の活用について

新型コロナ対策に係るメニューを設置し、寄附金による応援を市内外から募ることを目指す。市外在住者については、返礼品として「豊田市共通宿泊・飲食券」を検討する。

また、市内事業者を支援し、豊田市の魅力を市外に発信するため、公共的なサービスが主であった返礼サービスについて、民間製品の取扱いを拡大する。

そして、これらの寄附金を「プレミアム商品券」等の財源や子育て世帯への支援に充てる。

## ウ 「ふるさと寄附金」の事務委託の概要

## (ア) 目的

新規返礼品開拓やプロモーション及び寄附金受入事務等に、民間事業者の持つスキームやノウハウを活用することで効率的かつ効果的な事業の実施を図る。

## (イ) 主な委託業務内容

ポータルサイトに係る業務、返礼品の受注・発注・発送・管理及び清算業務、寄附金額及び寄附者のデータ管理業務、プロモーション業務等

## (ウ) 委託先（契約相手方）

(株) J T B ふるさと開発事業部

## (エ) 契約期間

令和2年7月16日から令和3年3月31日まで

## (オ) 契約金額

1 9 8 0 万円（予定総額）



## 6 豊田地域医療センター施設等整備費、豊田地域医療センター運営費負担金、医療従事者応援金負担金

### (1) 概要

公益財団法人豊田地域医療センター運営費負担金に関する協定書に基づく、負担金の不足額を補うための補正予算である。

### (2) 補正予算の内容

令和2年6月補正予算 一般会計補正予算説明書（第3号）

#### 4 款 衛生費 — 1 項 保健衛生費 (千円)

目	補正前の額	補正額の 財源内訳	節	
	補正額 計		区 分	金 額
1 保 健衛生 総務費	10,198,869	一般財源 779,020	1 2 委託料	26,500
	779,020		1 4 工事請負費	176,500
	10,977,889		1 8 負担金、補助及び交付金	576,020

### (3) 補正予算に基づく事業の概要

#### ア 支給対象者

(公財) 豊田地域医療センター

#### イ 関連規定

公益財団法人豊田地域医療センター運営費負担金に関する協定書（平成31年4月1日締結）

#### ウ 負担金額

(ア) 変更前の金額 4億円

変更後の金額 9億6千万円

#### (イ) 主な変更理由

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響等による収入減
  - ・ 健診事業の中止・縮小（約2億3000万円の減収）
  - ・ 外来診療の受診自粛者増（約2億5000万円の減収）
- ② 南棟改修工事期間の長期化による収入減
  - ・ 健診事業の縮小（約8000万円の減収）

## 7 臨時特別水道事業補助金

### (1) 概要

水道事業の健全な経営を図るため、新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策として水道料金軽減又は免除時におけるその相当額その他必要な経費を補助することを目的とする補正予算である。

(2) 補正予算の内容

令和2年6月補正予算 一般会計補正予算説明書(第3号)

4款 衛生費 - 2項 環境費 (千円)

目	補正前の額	補正額の 財源内訳	節	
	補正額		区分	金額
	計			
1 環境衛生費	851,557 800,000 1,651,557	一般財源 800,000	18 負担金、 補助及び交付金	800,000

(3) 補正予算に基づく事業の概要

ア 補助対象者

事業管理者(水道事業会計)

イ 関連規定

豊田市新型コロナウイルス感染症対策水道事業会計補助金交付要綱

ウ 補助金交付決定額

8億円(うち4億円を令和2年7月30日に支払い、残り4億円を令和2年9月30日に支払う)

エ 補助金対象経費

7億5247万7066円(令和2年6月から9月までの減免額合計)

(内訳) 令和2年6月 1億6911万3626円

7月 2億0692万9019円

8月 1億6917万2586円

9月 2億0726万1835円

オ 補助金確定額

7億2400万円

カ 超過交付額(返還額)

7600万円

8 中小企業緊急雇用対策費、働き方改革推進費

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経済情勢下の中小企業等の雇用の安定と維持を図るために交付する補助金のための補正予算である。

(2) 補正予算の内容

令和2年6月補正予算 一般会計補正予算説明書(第3号)

## 5 款 労働費 — 1 項 労働費

(千円)

目	補正前の額	補正額の 財源内訳	節	
	補正額		区 分	金 額
	計			
1 労働費	146,769 760,000 906,769	一般財源 760,000	1 8 負担金、 補助及び交付金	760,000

## (3) 補正予算に基づく事業の概要

## ア 豊田市中心企業等雇用調整補助金

## (ア) 補助対象者

中小企業に適用される助成率で雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の支給決定を受けた事業主のうち、休業を実施した事業所を市内に有する者

## (イ) 関連規定

豊田市中心企業等雇用調整補助金交付要綱

## (ウ) 補助金額

市内事業所における休業期間のうち、令和2年4月1日から同年9月30日までにおける休業手当に要する経費（ただし、1事業所当たり上限200万円）

※本補助制度は、その後、国の特例延長に合わせ、随時、対象期間を延長し、繰越明許を設定した上で、令和3年11月30日までの休業に対し、補助を行った。

- ① 国の助成金の助成率が10/10に満たない事業主に対し、市が、1から国の助成率を差し引いた率を補助
- ② 国の助成金の日額上限1万5千円（又は1万3千5百円）を超える部分について、市が10/10を補助

## イ 豊田市テレワーク導入支援補助金

## (ア) 補助対象者

- ① 国の助成金等の支給決定を受けていること。
- ② 市内に事業所を有すること。
- ③ 国の助成金等の申請に当たり、テレワークを新たに導入していること。

## (イ) 関連規定

豊田市テレワーク導入支援補助金交付要綱

## (ウ) 補助金額

国の助成金等の対象経費のうち、市内事業所におけるテレワーク導入に要した経費に、市の補助率を乗じた額と、機器購入費を合わせた額とする。ただし、1事業者につき上限100万円。

## 9 新型コロナウイルス感染症対策協力金交付費、中小企業者等支援費

### (1) 概要

新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少している事業者を支援するため、一定の条件を満たす中小企業者等に対し支援金を給付することを目的とした補正予算である。

### (2) 補正予算の内容

令和2年6月補正予算 一般会計補正予算説明書（第3号）

#### 7 款 商工費 — 1 項 商工費 (千円)

目	補正前の額	補正額の 財源内訳	節	
	補正額		区 分	金 額
	計			
1 商工総務費	1,117,321 1,210,000 2,327,321	国県支出金 659,109 一般財源 550,891	1 8 負担金、補 助及び交付金	1,210,000

### (3) 補正予算に基づく事業の概要

ア 新型コロナウイルス感染症対策協力金（5億1000万円）

前記1の追加分に関するもの

イ 中小企業者等支援補助金

(ア) 補助対象者

- ① 市内の法人・個人事業主であること。
- ② 資本金が10億円未満であること（個人事業主を除く）。
- ③ 令和2年の4月又は5月の事業所の売上額が、前年同月と比較して25%以上減少していること。
- ④ 「愛知県・豊田市新型コロナウイルス感染症対策協力金」、「豊田市新型コロナウイルス感染症対策理容業・美容業休業協力金」又は「豊田市新型コロナウイルス感染症対策テナント事業者協力金」の申請を本市に行っていないこと（ただし、申請後に不交付決定を受けた事業者を除く）。
- ⑤ 令和2年1月31日時点で開業しており、営業実態が確認できること。
- ⑥ 交付申請日から交付決定日までにおいて倒産・廃業をしていないこと。

(イ) 関連規定

豊田市中心小企業者等支援金交付要綱

(ウ) 補助金額

1事業者当たり10万円（経営する事業所が複数の場合も1業者当たり10万円）

## 10 WE LOVE とよた応援商品券事業費

### (1) 概要

市内店舗等で使用できるプレミアム付き商品券の発行及びそれに付随する消費喚起事業に関する負担金の支払を目的とする補正予算である。

### (2) 補正予算の内容

令和2年6月補正予算 一般会計補正予算説明書(第3号)

#### 7款 商工費 - 1項 商工費 (千円)

目	補正前の額	補正額の 財源内訳	節	
	補正額 計		区分	金額
2 商業振興費	839,111 500,000 1,339,111	その他の特定財源 188,127 一般財源 311,873	18 負担金、補助及び交付金	500,000

### (3) 補正予算に基づく事業の概要

#### ア 支給対象者

とよた元気プロジェクト実行委員会(委員長 三宅英臣)

#### イ 関連規定

プレミアム付商品券事業に関する協定書(令和2年6月22日締結)

プレミアム付商品券事業に付随する消費喚起事業に関する協定書(上記同日締結)

#### ウ 負担金額

##### (ア) プレミアム付商品券事業

- ・プレミアム付商品券の作成、販売及び換金に関する事業
- ・商品券を使用できる店舗の募集及び登録に関する事業

支出額 4億6000万円

確定額 4億1455万1444円

精算額 ▲4544万8556円

##### (イ) プレミアム付商品券事業に付随する消費喚起事業

支出額 4000万円

確定額 3842万5570円

精算額 ▲157万4430円

## 11 GIGAスクール構想推進事業費

### (1) 概要

新型コロナウイルス感染症対策の緊急経済対策の一環として、国が示すGIGAスクール構想の実現に向けて、豊田市立小・中・特別支援学校の学習者用1人1台及び

教職員用タブレット端末の整備を行うとともに、緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備等を行うことを目的とした補正予算である。

(2) 補正予算の内容

令和2年6月補正予算 一般会計補正予算説明書(第3号)

10款 教育費 — 2項 小学校費、3項 中学校費、4項 特別支援学校費

(千円)

目	補正前の額	補正額の 財源内訳	節	
	補正額 計		区分	金額
2 教育振興費等	1,017,249	国県支出金 35,172	10 需用費	30,300
	877,595	その他の特定財源 11,873	11 役務費	1,256
	1,894,844	一般財源 830,550	17 備品購入費	846,039

(3) 補正予算に基づく事業の概要

ア 学習用タブレット等の購入

(ア) 購入物品 タブレット端末ほか11品目

(イ) 契約金額 23億7600万円

イ モバイルルーターの購入

(ア) 購入物品 モバイルルーター

(イ) 契約金額 1996万5000円

ウ スピーカーフォン等の購入

(ア) 購入物品 スピーカーフォンほか5品目

(イ) 契約金額 694万7380円

※なお、学習用タブレット等の購入の財源は、令和2年6月補正予算のほか、令和元年度3月補正予算で計上され、繰越明許費として処理された財源(48億4000万円)学習用タブレット購入費と小中学校等の校内ネットワークの改修費を含む)が充てられた。

12 ひとり親世帯臨時特別給付金給付費

(1) 概要

ひとり親世帯を支援するために臨時特別給付金を支給することを目的とした補正予算である。

(2) 補正予算の内容

令和2年6月補正予算(追加議案) 一般会計補正予算説明書(第4号)

3款 民生費 — 4項 児童福祉費 (千円)

目	補正前の額	補正額の 財源内訳	節	
	補正額		区 分	金 額
	計			
7 ひとり親 世帯臨時特別 給付金 費	0	国県支出金 354,248	1 報酬	2,087
	354,248		3 職員手当等	2,500
	354,248		4 共済費	705
			8 旅費	133
			10 需用費	569
			11 役務費	1,714
			13 使用料及び賃借料	323
			18 負担金、補助及び交付金	346,217

令和2年12月専決 一般会計補正予算説明書(第10号)

3款 民生費 — 4項 児童福祉費 (千円)

目	補正前の額	補正額の 財源内訳	節	
	補正額		区 分	金 額
	計			
7 ひとり親 世帯臨時特別 給付金費	354,248 117,323 471,571	国県支出金 117,323	18 負担 金、補助及び 交付金	117,323

(3) 補正予算に基づく事業の概要

ア 支給対象者

次のいずれかに該当するひとり親世帯

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給された者
- ② 公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される者
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している者と同じ水準となっている者

イ 給付額

1世帯当たり5万円、第2子以降1人につき3万円(再支給分も同額)

ウ 給付総額

2億1602万円(令和2年7月～令和3年3月)

1億5867万円(令和2年12月～令和3年3月 再支給分)

### 1.3 学校保健特別対策事業費

#### (1) 概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大のリスクを最小限にするため、校長判断で迅速かつ柔軟に感染症対策ができるよう、マスクや消毒液等の保健衛生用品等の購入に充てるための経費を各学校に配分し、児童及び生徒が安心して学ぶことができる体制の整備を促進することを目的とした補正予算である。

#### (2) 補正予算の内容

令和2年7月専決 一般会計補正予算説明書（第5号）

#### 10 款 教育費 — 6 項 学校教育費 (千円)

目	補正前の額	補正額の 財源内訳	節	
	補正額 計		区分	金額
4 学校 保健費	341,034	国県支出金 155,640	10 需用費	52,015
	155,640		11 役務費	20,150
	496,674		13 使用料及び賃借料	15,150
			15 備品購入費	68,325

#### (3) 補正予算に基づく事業の概要

##### ア 感染症対策支援事業

(ア) 事業費 1395万0436円

(イ) 事業内容 消毒液やマスク等を一括購入し、各学校に配付。

##### イ 学校再開支援事業

(ア) 事業費 1億5622万4126円

(イ) 事業内容 学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る物品を、校長判断により購入。

(1校当たりの事業費上限) 児童・生徒数	1校当たり事業費(上限額)	対象学校数
1～300人	200万円	48校
301人～500人	300万円	21校
501人以上	400万円	34校
特別支援学校	500万円	1校

### 1.4 バス運行推進費、愛知環状鉄道整備促進費

#### (1) 概要

①基幹バスの運行事業者に対し、新型コロナウイルス感染症の影響で減少した運賃収入を補填すること及び②愛知環状鉄道(株)に対し、豪雨災害により被害を受けた施設の復旧を行うための費用等を補助することを目的とした補正予算である。

#### (2) 補正予算の内容



令和2年9月補正予算 一般会計補正予算説明書（第8号）

8款 土木費 — 5項 都市計画費 (千円)

目	補正前の額	補正額の 財源内訳	節	
	補正額		区 分	金 額
	計			
9 総合交通 対策費	1,196,679 82,355 1,279,034	地方債 11,200 一般財源 71,155	18 負担 金、補助及び 交付金	82,355

(3) 補正予算に基づく事業の概要

ア 基幹バス運行負担金（豊栄交通分）

(ア) 対象者

豊栄交通（株）

(イ) 対象路線

- ① 基幹バス（中心市街地玄関口バス）
- ② 基幹バス（下山・豊田線）
- ③ 基幹バス（さなげ・足助線）
- ④ 基幹バス（藤岡・豊田線（加納経由））

(ウ) 負担金額

路線	当初予算	変更後	増減額
①中心市街地玄関口バス	23,283,470円	21,559,076円	▲1,724,394円
②下山・豊田線	57,308,837円	61,658,258円	+4,349,421円
③さなげ・足助線	97,263,116円	108,683,984円	+11,420,868円
④藤岡・豊田線（加納経由）	35,152,062円	39,884,609円	+4,732,547円

中心市街地玄関口バスは、令和2年4月から9月までの利用者が前年比－23.9%であったものの、当初利用者見込みが低かったため、結果的に当初見込みより収入が多かった。高校生の利用がないため、他路線より新型コロナウイルス感染症の影響が少なかった。

イ 基幹バス運行負担金（名鉄バス分）

(ア) 対象者

名鉄バス（株）

(イ) 対象路線

- ① 基幹バス（土橋・豊田東環状線）
- ② 基幹バス（小原・豊田線）
- ③ 基幹バス（保見・豊田線）
- ④ 基幹バス（藤岡・豊田線（西中山経由））

⑤ 基幹バス（旭・豊田線）

（ウ）負担金額

路線	当初予算	変更後	増減額
①土橋・豊田東環状線	144,873,549 円	209,733,267 円	+64,859,718 円
②小原・豊田線	28,576,939 円	54,418,552 円	+25,841,613 円
③保見・豊田線	32,931,099 円	49,028,265 円	+16,097,166 円
④藤岡・豊田線（西中山経由）	10,636,854 円	17,746,727 円	+7,109,873 円
⑤旭・豊田線	51,684,034 円	58,410,755 円	+6,726,721 円

ウ 基幹バス運行負担金（オーワ分）

（ア）対象者

（株）オーワ

（イ）対象路線

① 基幹バス（稲武・足助線）

② 基幹バス（旭・足助線）

（ウ）負担金額

路線	当初予算	変更後	増減額
①稲武・足助線	94,010,240 円	97,567,703 円	+3,557,463 円
②旭・足助線	26,789,753 円	27,568,387 円	+778,634 円

エ 愛知環状鉄道災害対策費補助金

（ア）補助対象者

愛知環状鉄道（株）

（イ）補助対象事業

令和2年7月の豪雨による法面崩落及び土砂流入の災害を受けた施設に対して、鉄道の安全安定輸送を確保するために愛知環状鉄道（株）が行う仮復旧を含めた復旧事業

（ウ）補助対象経費

9649万3079円

（エ）補助金交付決定額

905万2494円

（補助対象経費の1/2から国庫補助額（1091万6666円）を控除した残額のうち、豊田市負担分（485/2000））

## 第2 予算の流用と予備費の充用

### 1 財政課

#### (1) 節別ハンドブック

財政課では、節別ハンドブック（令和2年4月1日版）（以下「ハンドブック」という）を作成し、各節毎にその概要、各細節区分とその概要、当該節で予算計上するもの、当該節で予算計上しないもの（判断に迷うもの）、予算要求前に関係課と調整が必要なもの、予算要求に関するポイント等、支出負担行為日、検査・検収等の要否、標準的な添付書類と留意事項等を取りまとめている。そして、執行時の注意点の問合せ先も財政課である。

#### (2) 当初予算計上と流用対応の区別

令和2年度の予算更正伺書によると、令和3年度当初予算要求していたり、令和2年度の補正予算に計上したりしていたところ、財政課と調整の上、流用で対応することとされたものが散見された。そこで、財政課に対して、当初予算計上と流用対応の区別に関して、令和3年度当初予算に計上するものと令和2年度予算流用にて対応するものの振分けについて、考え方を確認した。

財政課によると、予算上の目節の流用については、法令上の定めはなく、首長の裁量となるが、運用上のルールとして、豊田市予算決算会計規則において「人件費と物件費の相互流用及び食糧費に対する流用をしてはならない」と定められている。その上で、当初予算計上と流用対応の区別については、原則は当初予算計上として考えている。ただし、例えば「緊急のもの」「軽微なもの」については、個々の事情や政策判断に応じて流用対応としているとのことであった。

#### (3) 計上外執行と予算外執行

予算更正伺書に、「計上外執行」や「予算外執行」という文言が記載されていることがある。条例及び規則に規定された用語ではないが、いずれも市内部で使用されている用語である。市によると、それぞれの意義は次のとおりであった。

##### ア 計上外執行

計上外執行とは、当初予算編成時点で想定していなかった事項に関して、同事業、同節細節の範囲で予算執行を行うものであり、「流用」ではなく、通常の予算執行であり、手続は必要ない。

##### イ 予算外執行

予算外執行は、計上外執行と同義（流用ではない予算執行）に使われている場合があるが、予算に計上がなく「流用」で執行する案件に「予算外執行」と記している場合もある。流用は、次の①②に大別できるところ、②の場合に、所管課と財政課が流用手続の中で判別しやすくするため、必要に応じて、内部の連絡用語として

「予算外執行」と記している場合がある。ただし、予算外執行と表記がなくても、手続上の問題はない。

- ① 予算計上していた案件の単価や数量の変更である場合（例えば光熱水費の増加）
- ② 予算計上していない新たな案件の場合（例えば新たな備品購入）

#### (4) 監査の結果

##### ア 予算外執行の用語は意義を統一すべきである【意見】

予算更正伺書の書式によっては予め「予算外執行」の文言が印字されているものもあり、その文言にチェックを付して財政課に提出された予算更正伺書もあった。予算外執行が計上外執行と同義に使用されるときは、同事業、同節の範囲内の通常の執行方法であるのに対し、流用手続の中で使用されるときは不測の事態を予想させる執行方法であり、両者は異なるといわざるを得ない。そうであれば、ハンドブックに定義を記載するなどして、両者の使い分けを図るのが妥当である。

##### イ 目節の流用基準について【意見】

議会の議決の対象となる歳入歳出予算は、款項であり、これらは「議決科目」、目節は「執行科目」と呼ばれ、予算上の目節の流用については、首長の裁量となる。

流用が許されるかどうかは、補正予算措置を待っている時間的余裕があるかどうかという緊急性と、補正予算措置を待つまでもない軽微さ、流用を必要とする個別事情を総合的に判断して、流用を許す運用とするのが妥当である。

## 2 人事課

### (1) 予算更正伺書（令和3年3月26日付け）必要額200万円

#### ア 流用事由

「年度当初、マスクの購入により、別紙（略）のとおり執行したため、消耗品費が不足するため」と記載されている。

#### イ 支出負担行為日

44万5528円につき令和3年3月30日

17万8719円につき令和3年3月31日

#### ウ 支出日

44万5528円につき令和3年3月31日

17万8719円につき令和3年4月8日

#### エ 経緯

市によると、経緯は次のとおりであった。

予算更正伺書提出の要因となったのは、物品の支払に際し、必要な予算額が不足したため。支出負担行為日は、上記の支払を実施するために不足する額（流用額）を決定した日、支出は、財政課へ流用処理を依頼した日を記載した。

しかし、支出負担行為日については、本来、物品の契約日である令和2年11月16日が正しいところ、誤って流用額を決定した日を財政課へ伝えていた。

流用処理が、連日となってしまったのは、令和3年4月9日に予定していた物品の支払が実行できるだけの予算額を令和3年3月30日に決定したが、必要額の計算に誤りがあったことが発覚し、改めて、令和3年4月8日に必要額の流用処理を財政課へ依頼したため。

オ 監査の結果

(ア) 支出負担行為日及び必要額の正確性に留意されたい【指摘】

豊田市予算決算会計規則第26条は、「支出負担行為は、予算配当額又は債務負担行為、継続費若しくは繰越明許費の金額を超えてはならない」としており、支出負担行為日は予算残額の有無を確認すべき日として重要な意義がある。

ハンドブック17頁には、消耗品費の支出負担行為日の記載方法について、下表のとおりとされている。この点は、同規則第28条第1項の要請を詳細化したものである。

また、必要額の計算ミスにより流用処理を連日行ったとのことであるが、予算の流用に当たり必要額を明示することも、同規則第17条第1項の要請である。

不測の事態下で形式的なミスにより時間を浪費しないためにも、日頃から事務の正確性に留意されたい。

消耗品費に関する「支出負担行為日」(ハンドブック17頁)

支出負担行為決議兼支出伝票(12伝票)で作成したもの	請求日 (請求日が年度を超える場合は、3月31日)
支出命令伝票(21伝票)で作成したもの	
契約書を作成するもの	契約日
契約締結決定書のみ作成するもの	契約締結決定書決定日

ただし、別表(85頁)「従来どおりの基準による支出負担行為日」での取扱いも可

(イ) 支出負担行為に当たり予算残高を確認するべき【指摘】

前述のとおり、豊田市予算決算会計規則第26条には、支出負担行為は、予算配当額の金額を超えてはならないと記載されている。しかし、年度当初のマスク購入により、本来の支出負担行為日(物品の契約日である令和2年11月16日)において予算残高が既に不足していたものであり、同条に違反していた。

支出負担行為に当たっては、予算残高を確認するべきである。

### 3 財産管理課

(1) 予算更正伺書（令和2年8月7日付け）必要額358万0165円

ア 必要額 358万0165円（流用等の額）

	流（充）用元	流（充）用先
所属	AN02 財政課	AB11 財産管理課
会計・款・項・目	会計A 款2 項1 目10	会計A 款2 項1 目10
事業コード	(38403-01) 35025-03	35024-01
事業名称	庁舎等整備費（2 款執行停止分費／ 費）	庁舎管理費／事務費
節・細節	12-02（測量設計等委託費）	10-01（消耗品費）
予算額	(130, 101, 000 円)	5, 178, 000 円
予算残額	(130, 101, 000 円)	217, 865 円

#### イ 概要及び算出基礎（特定財源・補正処理等）

「新型コロナウイルス感染症緊急対策として、本庁舎等において適切な執務環境や業務継続性の確保の視点から飛沫防止対策（アクリル板の設置）や感染拡大防止対策（手指消毒液の設置）を当初計上外支出として消耗品費より緊急的に執行してきたが、当初予定している経費の不足が生じたため予算更正を依頼する」と記載されている。新型コロナウイルス感染症緊急対策として執行済の322万8005円に同じく今後執行予定の35万2160円を加えた358万0165円について、流用を求めるものである。

#### ウ 監査の結果

計上外支出、計上外執行、予算外執行の用語を整理する必要がある【意見】

予算更正伺書には「計上外支出」として消耗品費より緊急的に執行してきた旨が記載されており、前1(3)の計上外執行又は予算外執行とも異なる表記であったため、予算を緊急時において超法規的に別の用途に使用したものかと思われた。

この点市によると、庁舎管理費の需用費として、当該案件を執行したことは、「予算を別の用途に使用した」のではなく、適正な執行の範囲である。豊田市予算決算会計規則第17条では、流用を必要とする場合には予算更正伺書の提出を求めているが、本件は当初執行段階では流用することなく執行は可能であったため、同規則に基づく予算更正伺書の提出は義務付けされていない。また、当初執行段階は予算の範囲内の執行であり、同規則第26条にも抵触しない。なお、「計上外執行」に関する案件は、予算更正伺書を用いて処理しているが、同規則に基づく手続ではなく、財政課と所管課が必要に応じて任意に行っているものである、とのことであった。

そうであれば、計上外支出、計上外執行、予算外執行の用語を整理し、使用することが望ましい。

#### 4 保育課

(1) 予算更正伺書（令和3年2月15日付け）必要額166万1854円

##### ア 流用事由

「こども園で新型コロナウイルス感染症の感染対策のために空気清浄機を購入するため（国から10/10補助金あり）。また、年度末に購入する増組備品が当初の想定より多くなる予定であるため（大草こども園の乳児室改修等）」と記載されている。増組とは、クラスの増加の意味である。

##### イ 支出負担行為日

令和3年3月31日

##### ウ 支出

令和3年4月15日

##### エ 事情

支出負担行為日や執行のスケジュールが上記のようになった理由は、次のとおりであった。

① 事業コード36104-01のその他備品購入費には緊急地震速報を購入する予算があった。

※緊急地震速報は納品が年度末となっており、請求書が業者から来ておらず、令和3年4月に支払をする予定であった。（3月10日に検収済）

② 事業コード35193-01のその他備品購入費はコロナ対策及び園児の増加により、想定以上に備品費を使用し、事業コード36104-01のその他備品購入費である緊急地震速報のための予算から支出してしまっていた。

③ 緊急地震速報の請求書が令和3年4月に届き、支払事務を行ったところ、事業コード35193-01から支出されており、事業コード36104-01のその他備品購入費にはあるべき予算がなかった。

④ 令和3年4月15日に財政課と調整し、事業コード36104-01から支出して不足した金額を事業コード35193-01に予算を流用した。

⑤ 令和3年4月流用後に緊急地震速報の支払事務を行った。

##### オ 監査の結果

(ア) 予算残額を上回る支出をしたことは豊田市予算決算会計規則違反である【指摘】

上記エ②は、豊田市予算決算会計規則第17条第1項で必要とされる予算更正伺書の提出や同条第3項の流用決定を経ないまま事業コード36104-01のその他備品購入費（緊急地震速報購入費）を事業コード35193-01のその他備品購入費として使用したものであり、必要な手続を経ていない。会計規則上必要な手続を履践すべきである。

(イ) 年度末に執行が確実に見込まれる予算は注意喚起しておくべき【意見】

不測の事態下であればこのようなことが許されるとすれば、財政の規律は失われかねないので、年度末まで執行されない予算であっても別の用途に使用されないよう、別の用途に支出できないシステムにするか、少なくとも本来の用途が何であるか注意喚起するシステムを構築すべきである。

## 5 総務監査課

### (1) 予算更正伺書（令和2年4月13日付け）必要額730万0000円

#### ア 概要

公共建築課から、工事請負費（14-00）についている予算を修繕料（10-06）へ移すよう指示があったため、当該業務の予算を流用するもの。

設計図書「福祉センターほか2施設天井落下防止部材取付修繕」の中の図面名称「天井落下防止工法詳細図」によれば、作業内容は、以下の修繕内容を行うものとのことだった。

- 1) 改修範囲内の天井の吊りボルト全てにBBクリッパーを設置すること。
- 2) 補強部についてはWB Bカチットワイヤーを設置し、野縁クリップをカバークリップにて補強すること。
- 3) 吊りボルト全てのハンガーは開き防止金具を取り付けること。

#### イ 監査の結果

不測の事態を未然に予防するためにも正確性に留意する必要がある【指摘】

ハンドブックによると、工事請負費は土地の造成、工作物等の建築、製造、改造、移転及び解体の工事に要する経費である。

一方、修繕料は本体の維持管理、原状復旧を目的とするもので、備品の修繕、部品の取替えのための費用又は家屋等の小修繕で、工事の概念に入らないものに要する経費である。

前者については、豊田市契約規則等で契約手続がルール化されているが、後者については全市的なルールが見られない（なお、令和3年4月、建築予防保全課において「建築物等に関する修繕発注事務の手引」を制定し、修繕料の執行について全市内統一的なルールを確認したとのことである）。そのため、市では工事請負費とするか修繕料とするかによって契約手続が異なってくるので、執行節の分類には重要な意味があり、その正確性には留意する必要がある。

とりわけ天井落下防止のような不測の事態を予防するための修繕は、必要と判断した以上速やかに実施するべきであり、形式的な事務処理に時間を浪費することは許されない。

形式的な事務処理のために時間を費やし、不測の事態が現実化することがないように、日頃の事務処理において常に正確性に留意されたい。



## 6 福祉総合相談課

(1) 予算更正伺書（令和2年4月20日付け）必要額390万0000円

### ア 概要

新型コロナウイルス感染拡大の状況の中、離職、休業等に伴い急増する生活困窮者等の相談に対応するため、生活困窮者自立支援業務委託について変更契約し、支援員（事務・通訳員）を配置する必要があると記載されている。

### イ 流用元について

予算更正伺書の流用元の内訳欄に「6月補正時に流用で協議済」との記載がある。予算の流用ではなく、補正予算で措置する方法も検討されたものである。

市によると、新型コロナウイルスの影響による生活困窮者の増加に対応するため、委託業務に係る職員を増員し、相談業務に迅速に対応できる体制を確保する必要性があったところ、増員に伴う委託費の増額分について、補正予算と流用のどちらの対応で進めるべきか財政課と協議した結果、部内の業務のうち、新型コロナウイルスの影響で中止となる事業（豊田市戦没者春のみたま祭式典祭壇等設営委託）に要する予算を流用財源としたとのことであった。

### ウ 市委託本来と社協業務の兼務の臨時職員の人件費負担の適否

また、予算更正伺書の流用元の内訳欄下部には、「人件費計と流用額との差額（210万円）については、生活福祉資金貸付事業（市委託外事業との兼務）分として、社会福祉協議会（社協）が負担する。」との記載がある。

市によると、新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者の増加に対応するため、委託業務に係る職員を増員し相談業務等に迅速に対応できる体制を確保する必要性があったところ、体制検討に当たっては、生活困窮業務（市委託事業）に必要な業務時間を確保した上で、社協業務である生活福祉資金貸付業務にも充てるために、4名の臨時職員を雇用し、生活困窮者の支援に必要な体制を確保したとのことである。

必要経費（人件費計600万円）のうち、社協業務である生活福祉資金貸付業務に係る費用（210万円）は社協が、生活困窮業務（市委託事業）に係る費用（流用額390万円）は市が負担するよう調整したものである。

### エ 算定根拠

市の回答は以下のとおりであった。

- ① 市から社会福祉協議会に対して市委託事業の見積徴収をしていたが、雇用する臨時職員は、市委託外事業（生活福祉資金貸付事業分）と兼務で行うことから、市委託事業分と市委託外事業分を含めた見積書（委託費積算書）が社会福祉協議会から提出された。

- ② 市委託分 390 万円に関して、「貸金等支払報告書」が別紙として添付されている。下段に「生活困窮者自立支援事業人件費増額分」「臨時職員分」「3900000」の記載がある。
- ③ 390 万円の積算の詳細は不明。
- ④ 市委託外分 210 万円の根拠も不明。
- ⑤ 4 名の臨時職員を雇用。市支払分か社協負担分か、従事した業務の実績に基づく積算や確認はしていない。

オ 監査の結果

市委託事業と市委託外事業の兼務職員の人件費の算出根拠について【意見】

市委託事業と市委託外事業の兼務職員の人件費のうち、市委託事業分の人件費を市が負担する場合、契約相手の提出資料をそのまま鵜呑みにするのではなく、市委託事業分が全体に占める割合や具体的な金額等を合理的な根拠資料に基づいて把握し、市の負担額を算出すべきである。

## 7 商業観光課

- (1) 予算更正伺書（令和 2 年 9 月 8 日付け）必要額 139 万 0300 円

ア 概要

「令和 2 年 7 月豪雨により、王滝地区そのまま公園遊歩道法面が広範囲にわたり崩落した。昨年度も同一箇所で崩落が発生していることから、利用者の安全確保と更なる被害の拡大・発生を防ぐため、崩土除去及び法面の補修を行う」と記載されている。

イ 同一箇所で崩落

昨年度も同一箇所で崩落が発生と記載されている点は、平成 30 年度の誤りとのことであった。平成 30 年 5 月に残土処理の上、土のうを積む法面修繕工事を 22 万 1400 円で施工したが、令和 2 年 7 月豪雨で、土のうごと流されてしまったとのことである。そこで、令和 2 年度にも 9 月 8 日、208 万 6700 円で崩土除去修繕工事の契約を締結した。

市によると、平成 30 年度の法面修繕の際に、法面に対して雨水の流入を防ぐため排水設備を補強していたが、近年の異常気象による長雨の影響（当時も長期間の降雨あり）で、十分に雨水が排水されず地盤が軟弱化したことで崩落が発生したものと考えられる。排水設備の管理に関しては、公園の管理委託においても土砂の流入があった場合は土砂を取り除く等の日常管理を行っていたが、結果として排水機能が追い付かず地盤の軟弱化、法面の崩落につながった可能性が考えられるとのことであった。

ウ 監査の結果

(ア) 当初から十分な修繕工事を行うべき【意見】

平成30年に修繕工事を行ったものの十分でなく、改めて、令和2年に崩土除去修繕工事が必要となった。市に二重の負担が発生する結果を生じている。結果から見ると、一度目の土のうを積む法面修繕工事は不十分なものであったと言わざるを得ず、2年以上にわたって危険な状態が続いていた。土のうを積むだけでなく、当初から十分な費用をかけて二度目のような崩土除去修繕工事で対応をすべきであった。

(イ) 過去の崩落箇所について情報を集約し経過観察するべき【添える意見】

仮に一度目の修繕工事が十分なものであったとすれば、近年の異常気象による雨量は想定を超えるものであることを念頭に置く必要がある。そこで、崩落のような新たな不測の事態にも備えるべく、過去の崩落箇所について全市的に情報を集約し、経過観察を続けることが望ましい。第2章第10の2を参照されたい。

(2) 予算更正伺書（令和2年4月15日付け）必要額990万円

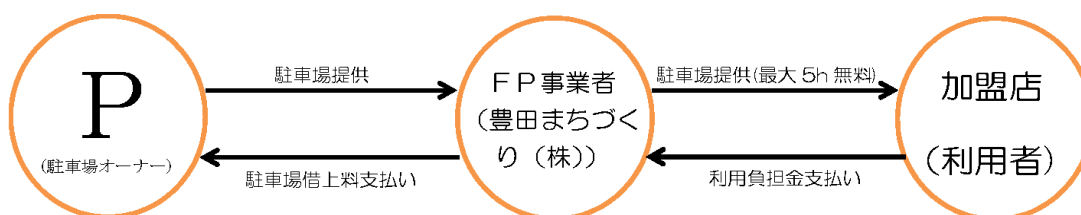
ア 概要

「新型コロナウイルス感染拡大の影響により、市内の消費が落ち込み、中心市街地においても各店舗の売り上げが減少している。中心市街地における駐車場の取組であるフリーパーキング事業（豊田まちづくり(株)（運営））では加盟店から利用料金（2年前の実績をもとに算出）を徴収しているが、経営状況の悪化により利用料金の支払が困難な加盟店が発生している。まちなかの回遊促進に必要不可欠なフリーパーキング事業継続のため、令和2年4月から6月の3か月間、フリーパーキング運営事業者である豊田まちづくり(株)が支援対象加盟店に利用料金の一律減額措置を行う。豊田市は、減額措置をした金額の負担を行う。」と記載されている。

フリーパーキング（以下「FP」ともいう）事業の仕組みは【図表2-1】のとおりであり、加盟店が豊田まちづくり(株)（以下「運営事業者」という）に支払う利用料金（【図表2-1】の利用負担金）を減額措置し、市がその負担を行うものである。

なお、市は運営事業者との間で「豊田市中心市街地駐車無料サービスフリーパーキング駐車場利用に関する覚書」を毎年度締結し、市の施設利用者がFPを利用する負担金として令和3年度には1億3750万円を支払っている。

【図表2-1】フリーパーキング事業の仕組み



イ コロナウイルス感染症拡大の影響によるフリーパーキング事業継続に関する覚書  
市が運営事業者との間で締結した令和2年4月20日付けコロナウイルス感染症拡大の影響によるフリーパーキング事業継続に関する覚書によると、本覚書は、フリーパーキング運営事業者である乙がコロナウイルス感染症拡大による影響で売上が減少した加盟店に対し利用料金の一律減額措置を実施するに当たって、甲（市）が減額措置分の金額を負担することで、本事業の継続を図ることを目的として、甲が同事業継続のための負担金として、運営事業者に990万円以内の金額を支払うものとされている。

ウ フリーパーキング(FP)加盟店の新型コロナウイルスに係る緊急支援（案）

前イの覚書に先立ち、運営事業者が令和2年4月13日付けで市に提出した「フリーパーキング(FP)加盟店の新型コロナウイルスに係る緊急支援（案）」には次のように記載されている。

(ア) 前文

「昨今の新型コロナウイルスによるFP加盟店の売上および客数等の減少、駐車場のFP認証実績も前年同月比で60%であり、事業者に及ぼす影響は日を追うごとに深刻さを増しています。ついては、加盟店事業継続とFP利用支援並びに事業者の負担軽減を目的に、官民連携で展開するFP事業の緊急支援として、以下のとおりといたします。」と記載されている。

(イ) 支援対象

加盟店が運営事業者に支払うFP利用に係る「利用料金」

(ウ) 支援期間

令和2年4月から6月までの3か月間

(エ) 支援内容

- |   |
|---|
| <p>(1) 支援対象の加盟店および支援内容</p> <p>支援要否の指標：2020年3月分の認証料金実績、特約利用契約の加盟店負担率</p> <p>① 認証料金の前年同月比で100%未満の加盟店→利用料金を一律10%減額</p> <p>② 認証料金の前年同月比で50%未満の加盟店、および利用料金固定制の特約契約で負担率が前年の2倍以上の加盟店→利用料金を一律50%減額（①と併用しない）</p> <p>*①について、全ての加盟店の2018年度認証に対する利用料金の負担率は平均30%、2020年3月度は認証が減少し平均負担率が39%まで上昇。差異の10%を利用料金から減額支援します。</p> <p>*②は業績への影響が大きい加盟店の支援として、認証料金の前年同月比が50%を下回る業種（飲食業、ジム・観光・宿泊等のサービス業）のうち、利用料金が固定制の特約利用契約の加盟店で2020年3月の負担率が前年の2倍以上となる加盟店に対し、利用料金の50%を減額支援します。（料金変動制の加盟店は2年後の利用料金に反映されるため除外します）</p> <p>*前年の月の中途加盟など何らかの理由で正確な前年対比のない加盟店は、当年前月以前の利用実績を鑑み個別に判断します。</p> <p>(2) 支援対象から除外する加盟店及び項目</p> |
|---|

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 大型店等の特約利用契約で2018年度(H30年度)の負担率が20%未満の加盟店</li> <li>② 支援期間中、新規加盟の初回利用料金を設定する加盟店</li> <li>③ 豊田市の加盟店の利用料金・豊田市負担金、全ての加盟店の認証ライター保守料金</li> </ul> |
|---|

(オ) 減額支援額

減額支援額は次のように算定されている。

減額前の4月FP利用料金 3905万2549円

減額後の4月FP利用料金 3604万0897円

減額支援額(月額) 301万1652円

330万円(301万1652円+その他予備費)

減額支援額(3か月間) 990万円

(カ) 確定金額

令和2年7月20日に運営事業者から実績報告が提出され、市の確定負担金は833万2774円(▲156万7226円)であった。

エ 監査の結果

本負担は補助金として公益上の必要性を検討して実施するべきである【指摘】

「豊田市中心市街地駐車無料サービスフリーパーキング駐車場利用に関する覚書」では、市の施設利用者がFPを利用する負担金としての駐車料金が約定され、市から運営事業者に対して年間1億3000万円を超える負担金が別途支払われている。これについては、市の施設利用者が負担するべき駐車料金を政策的に無料(上限5時間)として市がこれを肩代わりする点で対価を伴う金銭の給付(負担金)であると理解できる。

しかし、加盟店の駐車料金を運営事業者が減額支援したことに対して、市がこれを補填することはフリーパーキング事業の継続のために、対価なく支出する補助金である。そうであれば、地方自治法第232条の2に従い、「公益上必要」であることが求められるので、この点に関する検討が必要であった。

第2章第10の2(1)【添える意見】も参照されたい。

(3) 予算更正伺書(令和2年6月8日付け) 必要額4500万円

ア 事業名

新型コロナウイルス感染症対策テナント事業者協力金(定額)

イ 概要

事業概要については、第1の1参照。

ウ 監査の結果

重複受給を回避するために周知を徹底するほか、申請書類を工夫するべき【意見】

豊田市新型コロナウイルス感染症対策テナント事業者協力金交付要綱第3条第5号の規定する他の協力金を重複して受給していたため、本協力金の交付決定を取り消し、返還させた例が7件存在した（全件納入済み）。

他の協力金の重複受給を回避するために周知の徹底を図る、申請書類に他に受給した協力金や申請中のものを記載させるなど、対応を工夫すべきである。

(4) 予算更正伺書（令和2年9月1日付け）必要額620万0000円

ア 事業名

WE LOVEとよた応援花火

イ 必要額 620万0000円（流用等の額）

	流（充）用元①	流（充）用先
所属	コード AG02 課名 商業観光課	コード AG02 課名 商業観光課
会計・款・項・目	A会計 07款 01項 06目	A会計 07款 01項 02目
事業コード	37443-01	37123-01
事業名称	豊田おいでんまつり開催負担金	商業活性化対策費
節・細節	18-01	12-04
予算額	198,000,000円	9,216,000円
予算残額	0円 (168,000,000円) ※1	66,531円 ※2

ウ 概要及び算出基礎（特定財源・補正処理等）

「新型コロナウイルスの早期収束を願うとともに、市民及び事業者への励みとするため、(仮) WE LOVEとよた応援花火の財源として流用したい。また、豊田おいでんまつり中止に伴う市内花火業者の支援の一環でもある。告知等は行わずに実施する（予定）。

実施回数：3回（9月、12月、3月）を予定

発注事業者：市内事業者2社

積算額100万0000円×2社×3回+20万0000円（広報動画の作成）  
=620万0000円

※おいでん負担金は9/3時点では予算残0円ですが、商観の7-1-2-12-04は予算残で807万5331円あるので、負担金減額後の流用として認めます」と記載されている。

エ 随意契約

地方自治法施行令167条の2第1項2号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの）に該当するものとして、随意契約で締結した。

オ 随意契約が推奨される場合

本契約の契約相手を市内事業者2社に限定することの是非については、最高裁判所昭和62年3月20日判決に照らして、地方自治法施行令167条の2第1項2号の要件に該当するか否か検討すべきである。

この点上記判決は、同号に掲げる「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、不動産の買入れ又は借入れに関する契約のように当該契約の目的物の性質から契約の相手方がおのずから特定の者に限定されてしまう場合や契約の締結を秘密にすることが当該契約の目的を達成する上で必要とされる場合など当該契約の性質又は目的に照らして競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難というべき場合がこれに該当することは疑いがないとした。

不測の事態下であっても、安易に随意契約によって契約相手を選定することは裁量権の範囲を逸脱することも否定し得ないが、新型コロナウイルス感染症の早期収束を願うイベントの応援花火を市民に対して秘密裏に企画し実施すること、そして豊田おいでんまつり中止に伴う市内花火業者を支援する目的は市民の福祉の増進に適うものであり、そのために入札することなく市内業者と随意契約することにはむしろ推奨すべき理由があったと認められる。

(5) 予算更正伺書（令和3年2月25日付け）必要額33万3000円

ア 事業名

新型コロナウイルス感染対策事業補助金

イ 概要

「令和2年11月10日に豊田市中心企業団体等事業費補助金交付要綱を改正し、新型コロナウイルス感染対策事業補助金を新設した。この度、新型コロナウイルス感染対策事業補助金の交付申請があるため、財源の流用を実施したい」と記載されている。

ウ 算出基礎

申請件数（予定）1件

交付申請額（予定）20万8000円

エ 支出負担行為日

20万8000円につき令和3年2月25日

12万5000円につき令和3年2月26日

オ 支出日

20万8000円につき令和3年3月3日

12万5000円につき令和3年3月22日

カ 周知方法と実績について

市によると、本補助金制度は対象となる各商店街や商工会等に個別に制度開始のお知らせやチラシの送付を行うとともに、2月上旬に実施した補助金説明会でも再

度広報を実施する等して周知した。しかし、以下の理由により、申請数が思うように伸びなかったとのことであった。

- ・要綱改正前に感染対策用品を買ってしまっていたため。
- ・新型コロナウイルスの影響により原資が減ってしまった商店街にとって補助率が50%では心もとなく、商店街として感染対策用品を購入するのが厳しいため。

#### キ 監査の結果

支出の法的根拠が薄弱である【意見】

要綱を根拠として、財源を予算の流用に求めた場合、支出の法的根拠は極めて薄弱であることに注意されたい。

豊田市中小企業団体等事業費補助金交付要綱を改正し、本補助金を新設した令和2年11月10日当時、財源の手当があったとは考え難いことから、始めから流用を予定していたと考えられる。しかし、補助金のような公益性を必要とする事業については、仮に新型コロナウイルス感染症対策であっても、補正予算で措置すべきである。特に、支出根拠を要綱で定め、予算を流用した場合には、民主的な意思決定が一切なされていないことに注意が必要である。

## 8 学校づくり推進課

### (1) 学校配分予算（小学校・消耗品費）

予算更正伺書（令和3年3月4日付け）必要額300万円

#### ア 概要

各学校の学校運営に必要なコピー用紙等の消耗品が想定より多くかかることが分かり、消耗品費が不足するため流用するものである。市は、各学校に予算を配分し、各学校が執行計画を定め、各学校で購入伺を作成して執行し、配分総額における各費目の金額は学校の要望により決定している。また、学校の予算の範囲内で組替（費目間の流用）を認めているとのことであった。学校の予算の詳細は以下のとおりである。

#### イ 学校の予算について

市立学校の予算管理、物品・備品・教材等の整備、学校の施設・設備・用地の管理、施設整備・施設計画などに関することは、学校づくり推進課が所管している。

#### (ア) 配分予算

学校の予算は、教育活動の目的をより効果的に達成するため、各学校の児童・生徒数等の学校規模に応じて配分される財務的裏付けである。

年度当初に各学校長に配分額が通知され（令和2年度各学校の当初配分額につき【図表2-2】参照）、各学校は配分予算の執行計画を定めた上で、計画的で効率的な支出をする。

#### (イ) 執行方法



a 学校づくり推進課一括発注

消耗品・印刷物は前期と後期の2回、管理用備品・教材用備品は年に1回、市が全校分を一括して発注する。

b 学校発注

学校発注は迅速な対応を必要とすることから校長（内部委任された場合はその職）の決裁で契約を行い、配分予算の範囲内で学校が発注する。

科目別契約可能金額 使用料：40万円以下

修繕料、手数料、筆耕翻訳料：50万円以下

その他：80万円以下

【図表 2 - 2】令和 2 年度各学校の当初配分額

(円)

No.	学校名	配分合計	No.	学校名	配分合計
101	青木小学校	5,213,300	154	石畳小学校	2,845,200
102	朝日小学校	4,428,600	155	中山小学校	5,173,700
103	市木小学校	3,752,400	156	御作小学校	2,983,600
104	五ヶ丘小学校	3,341,500	157	小原中部小学校	2,682,900
105	五ヶ丘東小学校	2,712,400	158	道慈小学校	3,067,300
106	井上小学校	3,989,200	159	本城小学校	2,691,200
107	伊保小学校	3,804,700	160	足助小学校	3,050,600
108	岩倉小学校	3,693,200	161	追分小学校	2,356,000
109	畷部小学校	4,403,500	162	大蔵小学校	2,767,300
110	梅坪小学校	4,802,900	163	佐切小学校	2,806,900
111	大畑小学校	3,161,800	164	新盛小学校	2,182,400
112	大林小学校	5,168,800	165	則定小学校	2,608,600
113	加納小学校	3,614,200	166	萩野小学校	3,157,300
114	上鷹見小学校	3,198,400	167	冷田小学校	3,050,100
115	九久平小学校	3,511,200	168	御蔵小学校	2,485,700
116	幸海小学校	2,625,800	169	明和小学校	2,845,400
117	小清水小学校	5,863,100	171	大沼小学校	2,850,500
118	古瀬間小学校	4,369,900	174	花山小学校	3,005,800
119	駒場小学校	4,196,400	176	小渡小学校	2,715,900
120	拳母小学校	4,626,000	177	敷島小学校	3,426,800
121	衣丘小学校	4,757,500	179	稲武小学校	3,059,400
122	四郷小学校	3,811,300	180	巴ヶ丘小学校	2,881,700
123	浄水小学校	5,472,900	181	浄水北小学校	4,870,000
124	寿恵野小学校	4,958,800	201	逢妻中学校	8,554,800
125	高嶺小学校	5,174,100	202	朝日丘中学校	8,560,800
126	滝脇小学校	3,570,200	203	井郷中学校	6,538,300
127	竹村小学校	4,649,000	204	石野中学校	4,021,200
128	土橋小学校	3,702,200	205	梅坪台中学校	6,085,200
129	堤小学校	5,539,400	206	上郷中学校	6,730,400
130	寺部小学校	5,331,500	207	猿投中学校	7,490,500
131	童子山小学校	5,013,800	208	猿投台中学校	7,432,700
132	豊松小学校	2,901,700	209	末野原中学校	7,821,200
133	中金小学校	3,115,700	210	崇化館中学校	7,057,200
134	西広瀬小学校	3,084,200	211	高岡中学校	7,175,100
135	西保見小学校	5,619,600	212	高橋中学校	7,874,000
136	根川小学校	4,447,500	213	豊南中学校	8,385,200
137	野見小学校	4,044,600	214	保見中学校	6,506,300
138	東広瀬小学校	2,680,600	215	前林中学校	7,220,900
139	東保見小学校	4,559,500	216	益富中学校	5,627,600
140	東山小学校	4,004,100	217	松平中学校	5,739,500
141	平井小学校	3,509,300	218	美里中学校	7,476,700
142	広川台小学校	3,642,700	219	竜神中学校	8,226,800
144	平和小学校	3,537,300	220	若園中学校	5,288,000
145	前山小学校	5,326,700	222	藤岡中学校	5,051,200
146	美山小学校	5,703,800	223	小原中学校	4,628,000
147	元城小学校	4,668,300	224	足助中学校	4,871,300
148	矢並小学校	3,255,400	225	下山中学校	3,921,000
149	山之手小学校	5,517,400	226	旭中学校	4,799,900
150	若園小学校	5,400,300	228	藤岡南中学校	5,170,000
151	若林西小学校	4,242,500	227	稲武中学校	3,645,700
152	若林東小学校	4,488,000	230	浄水中学校	8,043,800
153	飯野小学校	3,343,200	229	豊田特別支援学校	8,356,000

(ウ) 学校の予算の組替え(費目間の流用)

配分総額における各費目の金額変更の調査を9月と1月に行う。学校は、調査時に執行計画を見直し、配分総額を上限として、必要な金額を各費目に割振りし

直す。学校づくり推進課においては、要望調査の全学校分の集計を基に予算の過不足を調整する。

【図表 2 - 3】令和 2 年度学校別組替額 (円)

小学校名	消耗品費10-01	食糧費10-03	印刷製本費10-04	修繕料(備品) 1-10-06	修繕料(楽器) 2-10-06	贈材料費10-07	燃料費10-08	手数料(一般) 1-11-03	手数料(楽器) 2-11-03	筆研磨料 11-04	使用料・貸借料 13-02	原材料費 15-00	管理用品費 1-17-02	教材用品費 2-17-02
童子山小学校	142,088	0	20,448	-36,800	-10,000	-3,520	0	2,000	-10,000	0	0	0	-48,116	-56,100
季母小学校	248,229	0	0	-121,804	-36,000	-3,680	0	-175,630	-30,000	9,140	0	0	172,395	-62,650
根川小学校	-67,682	0	0	387,200	0	0	0	0	0	0	0	0	-31,550	-287,968
小清水小学校	208,081	0	0	-78,770	0	3,560	0	-54,950	0	0	0	0	-72,860	-5,061
前山小学校	0	0	0	0	0	-92	0	-498	0	590	0	0	0	0
山之手小学校	0	0	158	0	0	0	0	-8,408	0	0	0	-53,940	23,936	8,250
美山小学校	0	0	0	-39,500	-9,000	0	0	-120,000	-9,000	0	0	-8,000	215,320	-29,820
寺部小学校	44,170	0	-3,670	-21,900	0	0	0	0	0	0	0	0	-18,600	0
平井小学校	-40,528	0	0	70,375	0	-1,110	0	-20,000	0	0	0	0	-1,470	-7,267
野見小学校	-10	0	0	-81,110	-8,000	-498	0	0	-17,000	10	0	0	107,210	-602
古瀬間小学校	0	0	0	0	-100	-265	-1,867	0	0	0	0	0	0	0
矢並小学校	0	0	0	0	-13,000	-3,947	-2,000	0	-8,000	0	0	0	0	0
高嶺小学校	0	0	0	-24,000	0	0	0	0	-600	0	0	0	0	24,093
寿恵野小学校	0	0	-2,330	-49,680	0	-965	0	47,553	0	-111	0	0	57,662	-52,129
欽部小学校	0	0	-1,234	0	0	0	0	0	0	140	0	0	0	0
堤小学校	418,254	0	-1,280	0	-30,000	0	0	0	-20,000	0	0	0	-112,240	-254,734
若園小学校	-10,000	0	10,000	0	0	0	0	6,700	0	0	0	0	266,300	-273,000
竹村小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
駒場小学校	77,164	0	0	-200,000	0	0	0	0	0	0	0	0	122,836	0
大林小学校	-119,192	0	373	0	0	0	0	0	0	0	0	0	114,965	-17,880
大畑小学校	0	0	0	0	0	-5,000	0	5,000	0	0	0	0	0	0
伊保小学校	-103,065	0	0	-30,360	7,700	0	0	27,255	0	-2,000	0	0	43,560	56,910
加納小学校	0	0	0	-50,000	0	0	-13,095	-62,600	0	0	0	0	125,319	0
青木小学校	201,424	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	94,820	-53,730
西広瀬小学校	266,102	0	1	-100,000	-520	-50	-7,383	-40,000	-5,000	0	0	0	-2,750	-110,400
東広瀬小学校	201,793	0	-10,000	-168,800	0	-1,293	0	-19,000	0	-2,000	0	0	0	-700
中金小学校	-76,147	0	-12,200	-2,953	0	-10,638	-5,000	66,600	0	-6,784	-10,000	-30,000	187,110	-99,988
上鷹見小学校	0	0	0	-76,860	-20,000	-8,682	-7,948	-58,040	-20,000	300	0	-17,000	0	208,230
幸海小学校	-45,940	0	-636	-53,000	0	-2,500	0	77,330	0	0	0	-2,872	70,830	-43,212
岩倉小学校	-36,597	0	1,151	-100,782	0	0	0	0	0	0	0	0	58,860	77,368
九久平小学校	202,971	0	0	-100,000	0	0	0	-15,430	0	0	0	0	21,369	-22,930
滝脇小学校	112,924	0	88	0	0	-424	-7,500	0	0	-88	0	0	-42,886	-62,114
豊松小学校	35,301	0	8,112	-127,260	13,000	-10,564	-11,000	-32,324	-9,000	0	0	6,340	491,853	-364,458
東山小学校	0	0	0	-22,040	-15,000	-1,500	0	38,540	0	0	0	0	0	0
元城小学校	-4,460	0	-36,858	49,060	0	-275	0	0	0	0	0	0	1,707	-9,174
梅坪小学校	-13,360	0	0	0	0	0	0	9,510	0	0	0	0	15,300	-11,450
朝日小学校	149,565	0	3,143	143,230	0	0	0	-79,520	0	-1,000	0	-10,000	124,790	-256,398
若林東小学校	0	0	7,555	131,281	0	0	0	0	0	0	0	0	-96,258	-42,578
東保見小学校	83,074	0	0	-8,800	-2,000	-216	0	-40,000	-4,000	0	0	0	-7,289	-20,769
四郷小学校	390,512	0	2,343	-141,750	20,000	-3,000	0	-192,000	0	0	-80,000	0	3,895	0
浄水小学校	-256,436	0	0	-150,000	-20,000	0	0	66,400	-10,000	0	0	0	306,286	63,750
平和小学校	0	0	0	0	0	-4,000	0	118,700	0	0	0	0	0	-114,700
市木小学校	0	0	-529	-48,000	0	0	0	72,230	0	-4,000	0	0	0	-19,701
若林西小学校	-50,000	0	-73	0	0	0	0	-50,000	0	0	0	0	0	100,073
衣丘小学校	102,582	0	1,848	-62,390	0	-8,000	0	0	0	0	680	0	-42,410	27,690
土橋小学校	200,100	0	0	-80,100	-30,000	0	0	0	-30,000	0	0	0	-60,000	0
広川台小学校	413,281	0	0	-18,760	0	-4,000	0	-1,500	0	0	0	0	-23,930	-50,000
井上小学校	26,320	0	0	-45,740	-8,320	0	0	23,760	-18,000	0	0	0	21,980	0
五ヶ丘小学校	272,285	0	0	-105,940	0	0	-21	-89,152	0	0	0	-10,000	278,384	-346,156
西保見小学校	81,291	0	0	0	0	0	0	-65,774	0	0	0	-15,517	0	0
五ヶ丘東小学校	39,909	0	5,600	-25,000	0	0	-527	-12,400	0	0	0	-10,000	9,070	-33,566
飯野小学校	144,014	0	-261	286,180	0	0	0	307,240	0	-2,200	0	-210	408,739	0

石畳小学校	50,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-10,000	0	-50,000
御作小学校	-125,300	0	0	0	-5,000	0	0	0	-5,000	0	0	0	0	135,300	0
中山小学校	319,440	0	-1,602	-48,520	-66,900	-1,700	-110	-120,850	-44,000	0	0	0	0	-35,758	0
道慈小学校	0	0	-2,000	-77,900	-20,000	0	0	70,497	0	0	0	0	0	0	29,403
本城小学校	0	0	-5,000	-67,000	0	-10,000	-18,000	-97,250	0	0	-700	0	0	197,950	0
小原中部小学校	0	0	13,398	-6,947	0	-1,797	0	3,020	0	1,500	0	0	-29,831	-10,000	0
足助小学校	0	0	0	0	0	-418	0	-34,460	0	0	0	0	0	151,635	0
冷田小学校	-151,286	0	-8,482	-100,000	0	0	0	0	0	0	-700	0	0	-75,640	-153,826
追分小学校	-22,743	0	-3,994	0	0	0	0	30,000	-11,000	0	0	-11,000	-5,690	24,298	0
佐切小学校	141,460	0	0	-66,360	0	0	0	-35,100	0	0	0	-40,000	0	0	0
則定小学校	144,029	0	0	-51,240	-10,000	-1,037	0	34,185	-10,000	0	0	-15,387	-86,000	-4,550	0
萩野小学校	201,858	0	-48	-50,000	0	-587	0	-33,400	0	-4,000	0	0	0	-72,500	-41,323
明和小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新盛小学校	-10,700	0	0	7,700	0	0	0	3,000	0	0	0	-5,000	-44,065	-19,400	0
大蔵小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御蔵小学校	0	0	0	0	30,000	0	0	-10,000	-20,000	0	0	0	0	0	0
花山小学校	-154,323	0	0	-15,000	30,000	0	-7,500	169,300	-20,000	-3,600	0	68,123	-19,000	-48,000	0
大沼小学校	0	0	0	0	0	0	0	-114,760	0	0	0	-10,000	84,069	0	0
バヶ丘小学校	-104,123	0	70	-40,280	-8,000	-2,180	-602	24,538	-20,000	-432	0	-7,477	387,406	-228,920	0
小渡小学校	0	0	-10,000	-100,027	0	-497	0	-3,737	0	0	0	0	0	0	114,261
敷島小学校	100,000	0	0	-90,300	0	0	0	15,329	0	0	-9,700	0	0	-15,329	0
稲武小学校	0	0	6,299	0	-27,000	0	0	-23,350	0	0	0	-1,876	90,100	-103,600	0
浄水北小学校	-21,460	0	0	0	254	-12	0	0	0	760	0	0	20,108	0	0
崇化館中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
朝日丘中学校	735,047	0	-12,686	-168,350	-34,150	-776	0	77,310	-41,700	-875	-1,800	0	-394,720	-157,300	0
豊南中学校	0	0	-8,148	-53,192	-20,000	-5,000	0	0	0	0	0	0	0	86,340	0
高橋中学校	19,943	0	-3,890	-31,649	0	0	0	19,360	0	0	0	0	20,496	-24,260	0
上郷中学校	-215,485	0	0	0	0	0	0	123,500	0	30,000	0	0	14,321	47,664	0
高岡中学校	463,961	0	-2,483	-73,280	0	-8,384	0	17,400	0	-364	-10,000	-164,760	-261,250	0	0
保見中学校	256,249	0	-85,000	-50,000	0	-10,068	0	-80,370	0	-30,000	0	-811	0	0	0
猿投中学校	0	0	2,387	0	0	0	0	0	0	0	-2,500	0	-4,206	0	0
猿投台中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石野中学校	256,638	0	-2,500	0	-8,000	0	0	49,100	0	0	0	0	-61,718	-184,420	0
松平中学校	-15,552	0	10,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,552	0	0
竜神中学校	-440,890	0	-5,635	-66,959	19,200	0	0	-18,300	-19,200	0	0	0	89,694	442,090	0
美里中学校	99,010	0	-5,568	0	-34,800	-1,050	0	13,200	-21,200	0	0	0	12,760	-62,352	0
逢妻中学校	0	0	0	0	0	-10,000	0	-20,000	0	30,000	0	0	-50,000	50,000	0
若園中学校	-70,848	0	0	71,060	0	0	0	-22,348	0	0	0	0	-18,792	1,980	0
梅坪台中学校	-405,791	0	-88,100	0	0	-2,249	0	0	0	4,988	0	0	-41,050	532,202	0
前林中学校	0	0	-355	0	-500	-3,000	0	0	-30	0	0	0	20,615	139,539	0
益富中学校	0	0	0	-200,000	-500	0	0	60,800	-10,300	-800	0	0	200,330	-50,000	0
末野原中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70,262	-70,262	0
井郷中学校	-35,653	0	-2,417	0	0	0	0	54,300	0	-200	0	0	143,454	-9,532	0
藤岡中学校	-100,000	0	-2,530	0	0	-4,504	0	0	0	0	-1,000	0	0	0	0
小原中学校	-12,100	0	6,097	-43,800	0	-10,000	0	0	0	-3,600	0	-50,000	0	0	0
足助中学校	77,631	0	0	0	0	0	0	40,700	0	852	-700	-16,000	-102,483	0	0
下山中学校	53,987	0	0	-30,695	0	-2,000	0	0	0	48	0	0	-21,340	0	0
旭中学校	211,554	0	36,745	28,500	500	0	0	-129,000	-105,000	0	-108,000	0	32,751	31,950	0
稲武中学校	0	0	0	0	0	0	0	-810	0	810	0	0	0	0	0
藤岡南中学校	0	-5,000	0	0	0	-3,000	0	5,428	0	0	0	-15,000	-100,000	0	0
浄水中学校	0	0	0	0	0	0	0	-65,663	0	0	0	0	0	0	65,663
豊田特別支援学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(エ) 各学校の配分額の変更(組替)内容

市によると、令和2年度学校別組替額は、【図表2-3】のとおりであった。

ウ 実際の流用額

実際の流用額は109万3707円であった。小学校75校に配分している予算の合計額である。

(2) 学校配分予算（小学校・備品購入費）

予算更正伺書（令和3年3月4日付け）必要額1028万円

ア 概要

予算更正伺書には、「コロナ感染予防用備品等を購入したことにより、当初の見込み以上の費用が発生し予算が不足するため、流用して執行したい。主には学級増への対応備品（400万円弱）。その他配分予算内での執行節変更」と記載されている。

イ 支出負担行為日

予算更正伺書が令和3年3月4日付けで、支出負担行為日が令和2年12月21日と記載されていたため事情を確認したところ、備品購入費の未払の伝票の中で、支出負担行為日が最も古いものとしたとのことであった。

ウ 実際の流用額

流用額は251万6350円であった。小学校75校に配分している予算による、複数の伝票の合計額で、各学校に予算を配分し、各学校が執行計画を定め、各学校で購入伺を作成して執行し、配分総額における各費目の金額は学校の要望により決定している。また、学校の予算の範囲内で組替（費目間の流用）を認めている。これは、前(1)と同様の説明であった。

(3) 施設維持管理費（小学校）

予算更正伺書（令和2年11月26日付け）必要額5983万2360円

ア 豊田市立元城小学校ほか35校非常通報装置取替修繕

(ア) 概要

平成29年6月古瀬間小で非常通報装置に不具合が発生した。令和2年度修繕一覧表（令和2年10月作成）に元城小ほか9校448万8000円の非常通報装置の修繕料を予算計上したが、交換が必要な学校が予定よりも多かったため、予算を流用した。

予算執行伺書（令和3年2月9日）の修繕摘要・執行理由には「非常通報装置が経年劣化により不具合が多数発生しており、修理部品も不足している。現在の状態では、緊急時に警察及び消防への通報が遅れてしまい、被害拡大の可能性が高まるため、機器の取替修繕を行う」と記載されている。

(イ) 対象校（小学校30校 中学校6校）

元城小、東広瀬小、青木小、加納小、若園小、畝部小、梅坪小、朝日小、美山小、堤小、大畑小、伊保小、中金小、若林東小、寿恵野小、上鷹見小、九久平小、矢並小、四郷小、土橋小、平和小、若林西小、衣丘小、市木小、古瀬間小、西広瀬小、駒場小、岩倉小、石畳小、道慈小、上郷中、豊南中、高岡中、高橋中、逢妻中、藤岡南中

(ウ) 修繕内容

非常通報装置修繕一式

(エ) 支出負担行為兼支出命令の金額

1306万8000円 (小学校30校)

257万4000円 (中学校6校)

当初予算では、非常通報装置の修繕として元城小ほか9校、448万8000円を計上していたが、交換が必要な学校が予定よりも多かったため、予算流用した。

イ 豊田市立若林東小学校ほか1校浄化槽ブローワー修繕

(ア) 修繕摘要・執行理由

保守点検委託でブローワーの不具合が見つかったため、修繕を行う。

(イ) 支出負担行為兼支出命令の金額

162万1510円

ウ 豊田市立高嶺小学校浄化槽ブロワ等取替修繕

(ア) 修繕摘要・執行理由

法定点検で見つかった浄化槽の水中ブローワー及びチェッカープレートの修繕を行う。

(イ) 支出負担行為兼支出命令の金額

72万3250円

エ 豊田市立美山小学校ほか17校消防設備修繕

(ア) 修繕摘要・執行理由

防火設備保守点検を実施したところ不具合があることが判明した。緊急時に作動しない状況にあるため修繕を行う。

(イ) 対象校 (小学校12校 中学校6校)

小学校：美山小、高嶺小、寿恵野小、畝部小、堤小、若園小、竹村小、駒場小、大林小、若林東小、若林西小、土橋小

中学校：上郷中、高岡中、竜神中、若園中、前林中、末野原中

(ウ) 支出負担行為兼支出命令の金額

808万9345円

オ 豊田市立童子山小学校ほか34校消防設備修繕

(ア) 修繕摘要・執行理由

防火設備保守点検を実施したところ不具合があることが判明した。緊急時に作動しない状況にあるため修繕を行う。

(イ) 対象校 (小学校 25校 中学校 10校)

小学校：童子山小、根川小、小清水小、山之手小、平井小、野見小、元城小、梅坪小、朝日小、浄水小、前山小、古瀬間小、東山小、矢並小、幸海小、岩倉小、九久平小、滝脇小、豊松小、東山小、市木小、平和小、広川台小、五ヶ丘小、五ヶ丘東小

中学校：崇化館中、朝日丘中、高橋中、逢妻中、梅坪中、浄水中、豊南中、松平中、美里中、益富中

(ウ) 支出負担行為兼支出命令の金額

611万7408円

カ 豊田市立寿恵野小学校ほか28校小荷物専用昇降機修繕

(ア) 修繕摘要・執行理由

小荷物専用昇降機保守点検において、小・中学校29校で不良箇所があることが判明した。安全が給食運搬に支障があるため、修繕を行う。

(イ) 対象校 (小学校 24校 中学校 5校)

小学校：寿恵野小、東広瀬小、四郷小、衣丘小、西保見小、浄水小、高嶺小、豊松小、市木小、中金小、幸海小、敷島小、加納小、竹村小、青木小、五ヶ丘小、岩倉小、若園小、小原中部小、若林西小、小清水小、駒場小、平和小、山之手小

中学校：逢妻中、石野中、高橋中、崇化館中、竜神中

(ウ) 修繕内容

小荷物専用昇降機修繕一式

(エ) 支出負担行為兼支出命令の金額

451万5280円

キ 豊田市立童子山小学校ほか34校プールろ過装置修繕

(ア) 修繕摘要・執行理由

プールろ過装置修繕一式

後期プールろ過装置保守点検において、小・中学校35校のプールろ過装置に不良箇所がみられたため、修繕を行う。

(イ) 対象校 (小学校 24校 中学校 11校)

小学校：童子山小、挙母小、根川小、美山小、平井小、古瀬間小、高嶺小、寿恵野小、畝部小、青木小、西広瀬小、中金小、幸海小、岩倉小、豊松小、梅坪小、四郷小、浄水小、五ヶ丘小、西保見小、浄水北小、飯野小、道慈小、小渡小

中学校：朝日丘中、上郷中、保見中、猿投中、松平中、逢妻中、井郷中、藤岡中、下山中、旭中、稲武中

(ウ) 支出負担行為兼支出命令の金額

518万0978円

(4) 施設維持管理費（中学校）

予算更正伺書（令和2年11月26日付け）必要額3045万3755円

ア 豊田市立若林東小学校ほか1校浄化槽ブローワー修繕

(ア) 修繕摘要・執行理由

保守点検委託でブローワーの不具合が見つかったため、修繕を行う。

(イ) 対象校

若林東小学校、竜神中学校

(ウ) 支出負担行為兼支出命令の金額

186万1310円

イ 豊田市立美山小学校ほか17校消防設備修繕

(ア) 修繕摘要・執行理由

防火設備保守点検を実施したところ不具合があることが判明した。緊急時に作動しない状況にあるため修繕を行う。

(イ) 対象校（小学校12校 中学校6校）

小学校：美山小、高嶺小、寿恵野小、畝部小、堤小、若園小、竹村小、駒場小、大林小、若林東小、若林西小、土橋小

中学校：上郷中、高岡中、竜神中、若園中、前林中、末野原中

(ウ) 支出負担行為兼支出命令の金額

236万0655円

(エ) 支出負担行為日

令和3年3月31日

(オ) 支出命令日

令和3年4月8日

ウ 豊田市立童子山小学校ほか34校消防設備修繕

(ア) 修繕摘要・執行理由

防火設備保守点検を実施したところ不具合があることが判明した。緊急時に作動しない状況にあるため修繕を行う。

(イ) 対象校（小学校25校 中学校10校）

小学校：童子山小、根川小、小清水小、山之手小、平井小、野見小、元城小、梅坪小、朝日小、浄水小、前山小、古瀬間小、東山小、矢並小、幸海



小、岩倉小、九久平小、滝脇小、豊松小、東山小、市木小、平和小、  
広川台小、五ヶ丘小、五ヶ丘東小

中学校：崇化館中、朝日丘中、高橋中、逢妻中、梅坪中、浄水中、豊南中、松  
平中、美里中、益富中

(ウ) 支出負担行為兼支出命令の金額

180万2592円

(エ) 支出負担行為日

令和3年3月31日

(オ) 支出命令日

令和3年4月8日

エ 豊田市立寿恵野小学校ほか28校小荷物専用昇降機修繕

(ア) 修繕摘要・執行理由

小荷物専用昇降機保守点検において、小・中学校29校で不良箇所があることが判明した。安全が給食運搬に支障があるため、修繕を行う。

(イ) 対象校（小学校24校 中学校5校）

小学校：寿恵野小、東広瀬小、四郷小、衣丘小、西保見小、浄水小、高嶺小、  
豊松小、市木小、中金小、幸海小、敷島小、加納小、竹村小、青木小、  
五ヶ丘小、岩倉小、若園小、小原中部小、若林西小、小清水小、駒場  
小、平和小、山之手小

中学校：逢妻中、石野中、高橋中、崇化館中、竜神中

(ウ) 修繕内容

小荷物専用昇降機修繕一式

(エ) 支出負担行為兼支出命令の金額

98万6700円

(オ) 支出負担行為日

令和3年3月31日

(カ) 支出命令日

令和3年4月16日

オ 豊田市立若林東小学校ほか8校エレベーター設備修繕

(ア) 修繕摘要・執行理由

保守点検委託でバッテリー、巻上ロープ等の不良箇所が見つかった。健全な学  
校運営のために修繕を行う。

(イ) 対象校（小学校7校 中学校2校）

若林東小、石畳小、御蔵小、前山小、青木小、畝部小、井上小、上郷中、猿投  
台中

(ウ) 修繕内容

エレベーター設備修繕一式

(エ) 支出負担行為兼支出命令の金額

14万5200円

(オ) 支出負担行為日

令和3年1月8日

(カ) 支出命令日

令和3年1月13日

カ 修繕名：豊田市立童子山小学校ほか34校プールろ過装置修繕

(ア) 修繕摘要・執行理由

プールろ過装置修繕一式

後期プールろ過装置保守点検において、小・中学校35校のプールろ過装置に不良箇所がみられたため、修繕を行う。

(イ) 対象校（小学校24校 中学校11校）

小学校：童子山小、拳母小、根川小、美山小、平井小、古瀬間小、高嶺小、寿恵野小、畝部小、青木小、西広瀬小、中金小、幸海小、岩倉小、豊松小、梅坪小、四郷小、浄水小、五ヶ丘小、西保見小、浄水北小、飯野小、道慈小、小渡小

中学校：朝日丘中、上郷中、保見中、猿投中、松平中、逢妻中、井郷中、藤岡中、下山中、旭中、稲武中

(ウ) 支出負担行為兼支出命令の金額

227万1522円

(エ) 支出負担行為日

令和3年3月31日

(オ) 支出命令日

令和3年4月8日

(5) 放送設備備品（小学校）

予算更正伺書（令和2年4月30日付け）流用見込額100万円

ア 豊田市立滝脇小学校ほか5校放送設備修繕

(ア) 概要

下記の小学校の運動場で電源カットリレー不良又はスピーカーユニット不良が発見された。

滝脇小：令和元年9月11日 運動場 電源カットリレー不良

市木小：令和元年9月14日 運動場 スピーカーユニット不良

石畳小：令和元年10月23日 運動場 スピーカーユニット不良

寿恵野小：令和元年12月4日 運動場 スピーカーユニット不良

駒場小：令和元年10月27日 運動場 スピーカーユニット不良  
予算執行伺書の修繕摘要・執行理由には、放送設備で不具合が発生した。現在の状態では、緊急時に構内放送が使用出来ず、初動対応が遅れてしまうため、設備修繕を行うと記載されている。

(イ) 業務内容

放送設備不良箇所修繕一式

同事業の備品購入費を流用（更正伺書提出済み）

(ウ) 支出負担行為兼支出命令の金額

197万5600円

イ 放送設備の故障が発生した時期・設備更新計画の有無

故障発見時期は、上記のとおり令和元年9月～12月であり、放送設備の計画更新（平成26年～30年）後の設備更新の計画等はない。

(6) 放送設備備品（中学校）

予算更正伺書（令和2年4月30日付け）必要額100万円

ア 豊田市立滝脇小学校ほか5校放送設備修繕

(ア) 修繕摘要・執行理由

放送設備で不具合が発生した。現在の状態では、緊急時に校内放送が出来ず、初動対応が遅れてしまうため、設備修繕を行う。

(イ) 修繕内容

放送設備不良箇所修繕一式

(ウ) 支出負担行為兼支出命令の金額

199万9800円

(エ) 支出負担行為日

令和2年6月8日

(オ) 支出命令日

令和2年8月5日

(7) 放送設備備品（小学校）

予算更正伺書（令和3年1月26日付け）流用見込額99万8800円

ア 豊田市立東山小学校ほか3校放送設備修繕

(ア) 概要

下記の小学校の運動場で設備不良が発見された。

東山小：令和2年10月27日 簡易アンプ不良

野見小：令和2年10月6日 ワイヤレスチューナーユニット不良

五ヶ丘小：令和2年12月14日 リモートマイク、インターフェイスユニット不良

修繕摘要・執行理由には、校内放送や屋外運動場放送設備が故障しているため修繕を行うと記載されている。

(イ) 支出負担行為兼支出命令の金額

99万4877円

イ 放送設備の故障が発生した時期・設備更新計画の有無

故障の時期は、令和2年10月～12月、放送設備の計画更新（平成26年～30年）後の設備更新の計画等はない。

(8) 諸営繕工事（小学校）

予算更正伺書（令和3年1月20日付け）必要額8628万6361円

予算更正伺書には、豊田市立小学校において、エアコンの老朽化や雨漏り・軒裏の爆裂等、修繕を必要としている箇所が多くある。学校運営に支障を来す可能性があるため、学校づくり推進課で危険性・緊急性を精査した上で修繕が必要だと判断した案件については、早急に執行したいとの理由が記載されている。

ア 節が工事請負費から修繕費に変更された理由

市によると、予定していた工事発注案件において、発注額が下がったことと入札差金があったため、工事請負費の残額を原資として修繕料への流用元としたとのことである。

イ エアコンの老朽化や雨漏り・軒裏の爆裂等修繕箇所の発生時期と内容

市によると、修繕箇所が発生した時期と内容は次のとおりであった。

（伊保小 保健室エアコン老朽化）令和2年12月に「空調が効かない」と学校から連絡があった。

（九久平小 雨漏り）令和2年7月に「普通教室棟の北側窓際の複数個所で雨漏りが発生している」と学校から連絡があった。

（平和小 雨漏り）令和3年1月に「屋内運動場で雨漏りが確認され、雨天時には児童が転倒するおそれがある」と学校から連絡があった。

（平井小 軒裏爆裂）令和元年8月に「校舎軒裏の広範囲に爆裂が見られる」と学校から連絡があった。児童等の安全を確保するため、状態の酷い部分については令和元年度中に緊急修繕を実施し、モルタルがすぐに落下する恐れのない部分については令和2年度に予算を確保して修繕を実施した。

ウ 修繕内容

修繕内容は、【図表2-4】のとおり。

エ 流用で対応した理由

市によると、当初予算ではなく流用対応とした理由は、次のような回答であった。

学校施設は建設から30年以上経過している建物が大半であり、修繕が必要な箇所が多くあるが、当初予算額の範囲内で修繕を実施するために優先度をつけて実施している。実施できなかった修繕についても児童等の安全安心の確保のために、他の事業の予算執行状況を見ながら流用対応で財源を確保することで修繕を推進している。

#### オ 修繕内容

予算更正伺書に添付された別紙の修繕内容と予算執行伺書の別紙修繕内容である【図表2-4】を比較対照すると執行内容に相違がある。予算更正伺書別紙は、更正伺作成時に修繕を行う予定だった案件の一覧であり、このうち予算状況や修繕の優先度を踏まえて実際に修繕を行う案件について、予算執行伺書の【図表2-4】を作成しているため、相違が生じていた。

【図表 2 - 4】修繕内容一覧

(円)

	見積額	実施しない案件 (R3実施or不必要)	学校名	(誰から)	場所	要望の内容	対応	緊急性(リストから選択)	担当長チェック
例	600,000		中山	校務主任	体育館	雨漏りするので修繕要望	亀裂部分にシーリング	A 優先度 高	
1	3,970,000		寿恵野	校長	グラウンド	水はけが悪い	土入れ替え	A 優先度 高	A 優先度 高
2	1,000,000		大林小ほか3校		室外機周り	フェンス修繕	フェンス修繕	A 優先度 高	A 優先度 高
3	0	5,000,000	滝脇小		校舎内	教室不足	教室改修	A 優先度 高	C 優先度 低(実施しない)
4	401,500		本城小	校務主任	校地内	舗装通路下の土が雨で侵食している	修繕	B 優先度 中	B 優先度 中
5	181,500		道慈小	校務主任	運動場	国旗掲揚塔の支柱が壊れている	上部取替え	A 優先度 高	B 優先度 中
6	583,000		道慈小	事務職員	トイレ	入り口から男子便所が見えになる	パーテーション設置	B 優先度 中	B 優先度 中
7	126,500		道慈小	事務職員	配膳室前	配膳車用高さ調整木材が割れている	取替え	B 優先度 中	B 優先度 中
8	0	4,968,700	大沼小	ヤマダ	太陽光	パソコン取替	パソコン取替	C 優先度 低	C 優先度 低(次年度)
9	0	817,300	土橋小	ヤマダ	風力発電	制御盤取替	制御盤取替	C 優先度 低	C 優先度 低(次年度)
10	0	4,000,000	伊保小	校長・校務	教室	ロッカーの劣化	修繕	A 優先度 高	C 優先度 低(次年度)
11	1,000,000		追分小	教頭	油庫	取替	取替	A 優先度 高	A 優先度 高
12	2,617,000		九久平小	事務職員	廊下等	校舎内の雨漏り	修繕	A 優先度 高	A 優先度 高
13	4,449,920		幸海小	教頭	廊下等	校舎内のかびの発生	換気扇の取付、防カビ塗装	A 優先度 高	A 優先度 高
14	3,970,000		朝日小	保全改修業者	更衣室屋上	更衣室の雨漏り	修繕	B 優先度 中	A 優先度 高
15	1,023,000		平和小	校務主任	体育館	体育館の雨漏り	修繕	C 優先度 低	A 優先度 高
16	3,640,000		朝日小	校務主任	多目的室	パーテーション設置	修繕	B 優先度 中	B 優先度 中
17	12,000,000		則定小		体育館	外壁修繕	修繕	A 優先度 高	A 優先度 高
18	0	5,000,000	滝脇小	教頭	相談室	クラス不足	教室改修	A 優先度 高	C 優先度 低(実施しない)
19	0	10,000,000	稲武小	校長	職員室ほか	空調設備修繕	取替修繕	A 優先度 高	C 優先度 低(実施しない)
20	2,500,000		敷島小		屋上、天井	校舎内の雨漏り	修繕	A 優先度 高	A 優先度 高
21	200,000		道慈小	事務職員	校舎壁面	校舎上にある時計塔(3面)が壊れている	修繕	B 優先度 中	B 優先度 中
22	14,484,000		平井小	校長	校舎軒裏	軒裏に爆裂している箇所がある。	修繕	A 優先度 高	A 優先度 高
23	0	10,000,000				屋外運動場トイレ修繕	修繕	A 優先度 高	C 優先度 低(次年度)
24	0	5,000,000				体育館トイレ修繕	修繕	A 優先度 高	C 優先度 低(次年度)
25	0	5,000,000				モニュメント撤去	修繕	A 優先度 高	C 優先度 低(次年度)
26	951,500		中金小	議員さん	駐車場	雨水が側溝にたまってしまう	側溝・配管修繕	A 優先度 高	A 優先度 高
27	8,000,000		足助小		理科室	廊下の新設(2方向避難路の確保)	修繕		A 優先度 高
28	918,500		小渡小	教頭	校舎軒下	軒下部分の補修	修繕	A 優先度 高	A 優先度 高
29	18,000,000		小学校3校 (堤・若園・五ヶ丘)			教室改修(普通教室へ)	修繕	A 優先度 高	A 優先度 高
30	275,000		寿恵野小	校務主任	南側門扉	レール不具合によって完全に閉まらない	修繕	A 優先度 高	A 優先度 高
31	209,000		寿恵野小	校務主任	バスケットゴール	昇降させるワイヤーが劣化により故障	修繕	A 優先度 高	A 優先度 高
32	1,000,000		畝部小	校長	ビオトープ	水回り設備の故障により、使用不可となっている(水が循環しない)	修繕	A 優先度 高	B 優先度 中
33	2,200,000		若林西小	校務主任	配膳室	床の劣化	修繕	B 優先度 中	B 優先度 中
34	2,500,000		堤小	校務主任	外構	樹木の根による凹凸	修繕	B 優先度 中	B 優先度 中
35	3,000,000		本城小		エアコン	職員室・保健室のエアコン不具合	修繕	A 優先度 高	A 優先度 高
36	1,100,000		伊保小	校務主任	エアコン	保健室空調不具合	修繕	A 優先度 高	A 優先度 高
37	2,750,000		市木小	校務主任	体育館	電球不点及び昇降機故障	体育館電球のLED化	B 優先度 中	B 優先度 中
38	2,204,500		市木小	校務主任	門扉	門扉が故障により閉まらない。	修繕	A 優先度 高	A 優先度 高
39	10,405,000		広川台小	校長	中庭	駐車場の数が足りない。	駐車場修繕	A 優先度 高	A 優先度 高
40	3,063,500		平井小	校務主任	北校舎	手摺の塗装がはがれている。	修繕	C 優先度 低	A 優先度 高
41	2,600,000		童子山小	校長	多目的トイレ			A 優先度 高	A 優先度 高
42	2,500,000		御蔵		体育館	体育館屋根がさびている	塗装		
	113,823,420	49,786,000							

(9) 諸営繕工事（小学校）

予算更正伺書（令和2年12月21日付け）必要額1043万3955円

ア 概要及び算出基礎

予算更正伺書には、次のような説明が記載されている。

- 1 今年度、新型コロナウイルス感染症により消毒が必要となった小学校が複数校あった。当初予算要求の段階では不測の状況であり、必要な予算が確保できていなかったため流用が必要である。
- 2 古瀬間小学校の敷地内にある木が市民の土地にはみ出しており、伐採するようクレームが入った。適正な学校運営のため、早急に伐採する必要がある。
- 3 美山小学校の敷地内にある木が隣の家の壁に接触しており剪定するようクレームが入った。適正な学校運営のため、早急に剪定する必要がある。

イ 近隣クレーム対応（古瀬間小学校）

令和2年11月9日、近隣住民から「学校の樹木がはみ出しているため切っほしい」と電話連絡があったのをきっかけにクレームが始まり、翌年2月2日、市内造園会社との間で竹の伐採のための請負契約を131万8900円にて締結していたところ、同月15日には住民の代理人弁護士から「日照等の対応について住民から委任を受け、竹林については全て伐採し、住民の土地利用に支障がないように要求する」と内容証明郵便が届いた。弁護士とも日程調整し、同月23日に竹の伐採を行った。

ウ 監査の結果

近隣クレームを集積し経過観察することで不測の事態を予防するべき【意見】

近隣からのクレームは、市にとってはそれ自体不測の事態であるが、放置すれば竹木の根の越境問題や日照権の侵害など、近隣住民に不測の事態を生じさせかねない。近隣からのクレームを集積し、経過観察を続けることで不測の事態を予防するのが望ましい。

(10) 保全改修費

予算更正伺書（令和2年6月22日付け）必要額3740万円

ア 高岡中学校のトイレ再整備事業

(ア) 概要及び算出基礎（特定財源・補正処理等）

「高岡中学校のトイレ再整備事業について、執行節を見直した結果、修繕の内容と判断したため、工事請負費から修繕料に切り替えて執行したい。（老朽化に伴い発生した主にトイレの3K（臭い・汚い・暗い）を解消して衛生環境を確保することが目的である。）なお、本事業は国庫補助金「学校施設環境改善交付金（2/7）」を活用した事業であり、一般競争入札が求められており、修繕での

契約はそれができない。そのため、他校のトイレ再整備事業実施においては、従来どおり工事案件として執行する。今回は、工事案件として一般競争入札を行った結果、2回入札不調となったことを受けての執行節変更であり、国庫補助金は対象となる。」と記載されている。

国庫補助金「学校施設環境改善交付金（2／7）」は、地方公共団体が作成した施設整備計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるために、国が交付する交付金で、交付対象事業は、危険建物、不適格建物の改築のほか、地震防災対策、トイレ洋式化やバリアフリー化などを行う大規模改造などである。

#### (イ) 節変更の理由

市によると、工事案件として一般競争入札を行ったものの2回入札不調（一回目は入札者なし、二回目は入札者あり（1者辞退、1者失格））となり、夏休みを利用した改修を行うためには早急に発注する必要があるため、実施する内容を節別ハンドブックと照らし合わせるとともに財政課等とも協議するなどした上で、執行節を見直し修繕として発注したとのことである。

#### (ウ) 修繕料での契約では一般競争入札ができない理由

修繕料と工事請負費のハンドブックにおけるそれぞれの意義と両者の契約手続の異同は、前5イに記載したとおりである。

市によると、修繕料としての契約で一般競争入札しないのは、「修繕での契約方法は、全庁での統一的ルールが整備されておらず、一般競争入札の仕組みがないため、指名競争入札で行っている」からであるとのことであった（なお、令和3年4月、建築予防保全課において「建築物等に関する修繕発注事務の手引」を制定し、修繕料の執行について全市内統一的なルールを確認した）。

また、概要の欄には、他校のトイレ再整備事業実施については工事案件として執行すると記載されていたため、他校については修繕料ではなく工事請負費として執行する理由を照会したところ、他校については、広く市内業者へ入札機会を与えるため、一般競争入札が可能な工事請負費で執行している、との回答であった。

#### (エ) 監査の結果

恣意的な執行節の選択は避けるべき【指摘】

工事請負費から修繕料に流用すれば、ハンドブック記載のルールが修繕料について曖昧であるために指名競争入札によることができるというのでは、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の潜脱であると言わざるを得ない。国による交付金の交付対象事業は、危険建物、不適格建物の改築のほか、地震防災対策、トイレ洋式化やバリアフリー化などを行う大規模改造等であることから、修繕料ではなく工事請負費というべき経費である。



そして、修繕料について市内のルールが存在しない場合には、大原則を定める地方自治法を始めとする関係法令に則って処理されるべきである。この場合、一般競争入札を原則とする必要がある。

財政課としても、予算更正伺書から法令潜脱の意図が確認できた場合には、豊田市予算決算会計規則第17条第2項の「審査」に基づくチェック権限を駆使し、流用を認めない決定をしなければならない。

地方自治法（契約の締結）  
第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。  
2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

地方自治法施行令（指名競争入札）  
第167条 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。  
一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。  
二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。  
三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

### 第3 個別の契約等事務と不測の事態

#### 1 市制70周年記念ロゴマーク応募作品展覧会実施業務委託

##### (1) 概要

###### ア 業務内容（業務委託）

令和3年に市制施行から70周年を迎えるに当たり、市民から公募したロゴマーク作品を展示することで、70周年を祝福する機運を高めるために、市から提供されるデータに基づき展示物を作成すること、展示物を展示すること、キャプションを作成すること、展示会に必要な備品等の調達をすること及び展示会の設営、撤去をすることなどを委託するもの。

###### イ 委託場所

豊田市西町地内

###### ウ 受託者

豊田共栄サービス（株）

###### エ 委託期間

令和2年12月18日から令和3年2月6日まで

###### オ 契約金額（税込）

29万1500円

なお、令和2年12月9日付け案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）では、流用予定としている。

###### カ 費用の精算

豊田市業務委託契約約款において、次のとおり定められている。甲は市、乙は受託者である（以下同じ）。

（契約変更又は一時中止）

第10条 甲は、必要がある場合は乙と協議して、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止し、若しくはこれを打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとし、賠償額は甲乙協議して定める。

3 乙は、天災地変等乙の責めに帰することができない正当な理由により、契約期間内に業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を付した契約期間延長願により、契約期間の延長を申し出ることができる。

4 甲は、前項の申出があったときは、事実を調査し、やむを得ない理由があるときは、相当の期間に限り、契約期間の延長を認めることができる。

##### (2) 変更協議（第1回）

###### ア 協議日

令和3年1月13日

#### イ 概要

展覧会の中止に伴い、契約期間を令和3年1月14日までとする。変更による減額は、当初金額（29万1500円）から当該委託に既に要した費用（（印刷費9万2500円＋キャプション印刷費2万4200円＋進行管理費6000円）×1.1）を控除した金額（15万6530円）とする。

#### ウ 理由

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発令（令和3年1月13日）に伴い、展覧会を中止したため。

#### エ 変更契約

第1回変更協議の結果、令和3年1月13日付け変更委託契約書を締結し、契約金額につき、減額変更して13万4970円とすること、契約期間を令和2年12月18日から令和3年2月6日までであったのを、終期を令和3年1月14日とすることを合意した。

#### (3) ヒアリングの内容

令和3年11月29日、経営戦略課からヒアリングを行った。その概要は、以下のとおりである。

減額変更に関する進行管理費の算出方法については、当初委託における進行管理費の積算方法と同様の考え方で積算した。当初委託における進行管理費は、進行管理費を除く積算金額に概ね5%を乗じて積算しており、減額変更においても、実際に行われた印刷費とキャプション印刷費の合計に概ね5%を乗じた金額を既に要した進行管理費として算出している。進行管理費の定め方は、業種や業務内容等により異なるため、当初積算時は仮見積等を参考に積算している。

なお、納品された印刷物等を活用し、令和3年度に展示会を開催した。

また、案件発注決定書に流用予定とあるのは、当初予算では8万8000円程度の事業の予定であったが、年度当初から令和2年秋にかけて準備する中で、規模を拡大する必要があると考えたため、予算の使用状況を確認の上「流用予定」とした。

#### (4) 監査の結果

進行管理費の精算額の算出方法について【意見】

展覧会の中止に伴い、契約金額をどのように変更するかは豊田市業務委託契約約款第10条の趣旨に基づき、市と受託者とで協議して定める必要がある。進行管理費の精算についても双方の協議次第という側面はあるものの、協議結果は合理的なものである必要がある。

この点、「進行管理費」という名称からは、進行管理業務に対する対価と解され、委託料の一部に対する一定割合の金額とするよりは、具体的に遂行された進行協議業務の業務内容やこれに割いた執務時間を考慮して算出額を積算するのが合理的で妥当な解決方法であったと考えられる。

## 2 ふるさとふれあいウォーキング「歩かまい稲武」事業負担金

### (1) 概要

#### ア 協定内容（負担金）

名古屋市及び岐阜県中津川市との「ふれあい協定」（昭和61年10月締結）の趣旨に基づく交流事業の一環として、稲武地区において、ウォーキング大会を開催するもの。

#### イ 協定締結者

ふるさとふれあいウォーキング実行委員会

#### ウ 開催予定日時

令和2年5月17日（日）午前10時00分から午後2時30分まで

#### エ 協定金額

143万9000円

#### オ 費用の精算

協定書において、次のとおり定められている。

第5条 乙は、事業が完了し、費用に剰余金が生じた場合は、甲に返還するものとする。
--

### (2) 剰余金の返還

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月9日、「歩かまい稲武」の開催中止が決定された。

これにより、大幅な支出の減少があり、98万3640円の剰余金が発生し、返還された。

大会は中止になったものの、中止決定前に、大会開催準備のため、ポスター、チラシ、体温計等を購入した。また、大会中止決定後の令和2年4月20日、ウォーキング大会の看板制作費用の見積を取得し（制作費4万8950円）、その後、発注がなされた。市によると、前年度まで使用していた看板が老朽化したため発注したとのことである。

### (3) 監査の結果

ウォーキング大会看板について令和2年度内に制作する必要性がない【意見】

ウォーキング大会看板は、令和2年度の中止が決定された後発注されているところ、令和2年度内に制作する必要性はない。

次年度以降に使用することがあるかも知れないが、次年度以降の開催の可否は不明であるし（実際、令和3年度も中止となっている）、保管しているだけでも看板の老朽化は進むのであるから、令和2年度に作成しても行政効率が悪い。必要となった年に新たに制作すべきであった。

### 3 ラリーイベント等を活用したまちづくり事業負担金

#### (1) 概要

##### ア 協定内容（負担金）

地方ラリーイベント（シロキヤラリー）の実施、同イベント及びWRC世界ラリー選手権を活用して、稲武地区のPR等を行うもの。

##### イ 協定締結者

特定非営利活動法人稲武まちづくり協議会

##### ウ 協定期間

令和2年7月6日から令和3年3月31日まで

##### エ 協定金額

618万8000円

##### オ 費用の精算

協定書において、次のとおり定められている。

第3条 乙は、前条の決算結果に基づき、甲に精算後の負担金を返還するものとする。
---

#### (2) 年度協定の変更

##### ア 変更協定の締結

令和2年11月2日、変更協議が行われ、新型コロナウイルス感染症の影響のため、地方ラリーイベント（シロキヤラリー）が中止となったことにより、会場設営、観客輸送、出演者謝礼、映像中継等に関する経費合計453万8000円が減額された。

他方で、次年度以降の開催に向けた地域の盛り上げやPRを効果的に実施するため、ラリーイベント等のPRグッズを新たに制作する経費105万円が増額された。この時点では、制作するグッズとして、国道掲示用の懸垂幕や配布用のノベルティ（クリアファイル、ステッカーなど）、販売も想定するノベルティ（エコバッグ、缶バッジなど）が想定され、過去の別事業でグッズを制作した時の実績を参考に、概算で計上された金額が105万円であった。

その結果、市の負担金は270万円となり、同日、変更協定書が締結された。変更協定書に添付された収支予算書（変更）においては、PRグッズ等制作欄の備考において「企画・デザイン、懸垂幕、ノベルティ 等」と記載されている。

##### イ 制作されたPRグッズの内容

実際に制作されたPRグッズは、変更協定書作成時に予定されていた上記グッズとは異なり、トートバッグ（900個）、マスキングテープ（900個）、オリジナルコイン（1000個）、ウレタンマスク（1500個）である。これらは、ガチャガチャの景品・用品である。

市によると、制作するグッズの変更は、協定締結者との口頭での協議により行ったとのことである。

### (3) 監査の結果

#### ア PRグッズ制作の必要性の検討が不十分である【意見】

変更協定書作成時点において、制作するPRグッズは国道掲示用の懸垂幕や配布用のノベルティ（クリアファイル、ステッカーなど）、販売も想定するノベルティ（エコバッグ、缶バッチなど）を想定し、別事業の実績を参考にした概算で105万円という金額を計上したとのことである。しかし、結果として上記グッズは制作されていない。

上記懸垂幕やノベルティを制作する必要性の検討が不十分であったといわざるをえない。

#### イ 制作するグッズを変更する場合は再協議し、再度変更協定書を作成すべき【指摘】

実際に制作された「PRグッズ」は、変更協定書作成時点において想定され、収支予算書の備考欄にも記載されていたグッズ（懸垂幕やノベルティ）とは異なるガチャガチャの景品等であった。

このように、変更協定時に予定されていたグッズとは異なるグッズを製作することになったのであれば、その必要性や必要経費も異なるのであるから、再度変更協議を行い、当該グッズを制作すること及びその費用の必要性、相当性等を検討した上で、変更協定書を作成すべきである。

#### ウ 令和2年度内にグッズを制作する必要性がない【指摘】

PRグッズが制作されたのは令和3年3月であり、制作されたグッズを年度内に利用することは予定されておらず、具体的な使用時期や使用場所も決まっていなかった。このような状況の下、グッズを制作する必要性は見受けられない。

## 4 豊田市和紙のふるさと和紙漉き体験業務委託

### (1) 概要

#### ア 委託場所

豊田市永太郎町地内

#### イ 契約内容（業務委託）

豊田市和紙のふるさと和紙工芸館において和紙漉き体験に関する業務、和紙工芸館の日常管理業務等を委託するもの。

主要な業務内容は、仕様書によると以下のとおりである。

- ① 和紙漉き体験、和紙漉き体験者の実習指導に関する業務
- ② 和紙漉き体験者の使用料の収納事務
- ③ 和紙のふるさと及び豊田小原和紙工芸の紹介に関する業務
- ④ 和紙漉き体験業務に付随する和紙工芸館の運営業務
- ⑤ 和紙工芸館の日常管理業務
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた業務

ウ 受託者

和紙のふるさと運営協議会

エ 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

オ 契約金額（税込）

1657万9200円

(2) 新型コロナウイルス感染拡大の影響

令和2年4月11日から5月18日まで臨時休館となった。休館中、和紙漉き体験に関する業務は実施できなかったが、委託金額の変更はなされなかった。

その理由は、市によると、休館期間中、施設管理業務として通常実施することができない箇所の清掃等環境美化業務を実施したほか、「市長が必要と認める業務」（上記(1)イ⑥）として、和紙原料栽培業務（コウゾ畑の手入れ、トロロアオイ畑の準備、コウゾの苗づくりなど）を実施し、契約の範囲内で全体の業務量を調整したためであるとのことであった。

(3) 監査の結果

ア 「市長が必要と認める業務」という規定の解釈運用のあり方【指摘】

臨時休館により、業務内容が変更されているが、仕様書に定める「市長が必要と認める業務」であるとして契約の変更はなされていない。

しかし、市長が必要と認めた決定等はなく、所管部署が判断したのみとのことである。そうすると、「市長が必要と認める業務」には該当しない。所管部署の判断のみで、安易に「市長が必要と認める業務」に該当するとされるのであれば、容易に業務内容の変更が可能となってしまう相当ではない。

市によると、豊田市職務権限規程第19条、並びに別表第1（第19条、第21条、第28条関係）各課共通決定区分表中、「4 契約 3 契約内容の変更（契約金額の変更を除く。）」、及び別表第2（第19条、第20条、第21条、第28条関係）財務関係決定区分表中「2 支出負担行為 12 委託料」の3000万以下の区分（副課長）に基づき、小原支所において、判断したとのことであった。

しかし本件は、変更協議書は作成されておらず契約変更をしたものではなく、仕様書の「市長が必要と認める業務」であるとして、契約変更手続を経ずに、小原支所のみで判断したことが問題なので、上記市の反論は当たらない。

「市長が必要と認める」という言葉は多用されているが、これが空文化して所管課のみで判断することが常態化しているのであれば、認識を改める必要がある。

イ 変更契約締結の必要性【指摘】

和紙原料栽培業務は、上記(1)イ①～⑤とは性質が異なる業務なのであるから、これを委託対象業務とするのであれば、変更協議の上、変更契約書を作成すべきである。

## 5 「夢の教室」 in 豊田業務委託

### (1) 概要

#### ア 契約内容（業務委託）

日本サッカー協会（JFA）が全国各地で実施している「夢の教室」事業をトヨタ自動車（株）や中京大学の協力を得るなど、豊田市独自の方法で開催する業務を委託するもの。

#### イ 受託者

（公財）日本サッカー協会

#### ウ 委託期間

令和2年5月1日から令和3年3月19日まで

#### エ 契約金額（税込）

814万0239円

#### オ 締結日

令和2年4月30日

### (2) 変更協議（第1回）

#### ア 協議日

令和2年9月24日

#### イ 概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため、以下2点の変更を行う。

- ・5月から9月までの事業中止及び10月以降の実施予定校を変更する。
- ・10月以降については、夢先生が学校へ訪問する事業形態から、ICT機器を活用したオンラインでの事業形態へ運営方法を変更する。

#### ウ 変更金額（概算）

約620万円の減額

#### エ 理由

- ・5月から9月までの事業中止のため、対象経費を減額する。
- ・10月以降のオンラインによる運営形態への変更に伴い、事業内容（仕様書変更）、事業経費及び変更後の実施予定学校数を踏まえた変更を行う。

### (3) 変更契約

#### ア 締結日

令和2年10月1日

#### イ 概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため、以下2点の変更を行う。

- ・5月から9月までの事業中止及び10月以降の実施予定校を変更する。
- ・10月以降については、夢先生が学校へ訪問する事業形態から、ICT機器を活用したオンラインでの事業形態へ運営方法を変更する。



- ウ 変更金額（税込）  
619万3129円の減額
- エ 委託期間  
令和2年5月1日から令和3年3月19日まで
- (4) 変更協議（第2回）
- ア 協議日  
令和3年3月3日
- イ 概要  
夢先生の派遣元の回数変更  
JFA派遣（有償）：18回（7回減少）  
トヨタ自動車・中京大学・豊田市派遣（無償）：27回（7回増加）  
実施回数は、計21校45クラスで変更なし。
- ウ 変更金額（概算）  
約39万6000円の減額
- エ 理由
- ・ JFA派遣（有償）及びトヨタ自動車・中京大学・豊田市派遣（無償）の夢先生登壇回数に変更が発生したため、金額変更を行う。
  - ・ 夢先生の派遣先の変更に伴い、ディレクターに係る活動回数や行程に変更が発生したため、金額変更を行う。
- (5) 変更契約
- ア 締結日  
令和3年3月11日
- イ 概要  
夢先生の派遣元の回数変更。  
JFA派遣（有償）：18回（7回減少）  
トヨタ自動車・中京大学・豊田市派遣（無償）：27回（7回増加）  
実施回数は、計21校45クラスで変更なし。
- ウ 変更金額（税込）  
39万6021円の減額
- エ 委託期間  
令和2年5月1日から令和3年3月19日まで
- (6) 監査の結果
- ア 変更協議は速やかに行うべき【意見】  
5月から開催を中止しているにもかかわらず、9月に第1回変更協議を行っているが、変更契約締結は遅れても協議は速やかに行うべきである。
- イ 変更契約書は速やかに締結するべき【意見】

有償・無償の変更が早くに決定していたのであれば、その時点で変更協議を行い、変更契約を締結すべきであった。

## 6 豊田市駅前イベント企画・運営業務委託

### (1) 概要

#### ア 契約内容（業務委託）

令和2年11月19日から同月22日までに開催される世界ラリー選手権に合わせ、豊田市駅前イベントを実施することで、子どもから大人まで幅広い世代が、WRCを知り、楽しめるきっかけとなる場及び機会を創出するとともに、市内において「宿泊」「飲食」等の地域経済の活性化にもつなげることを目的とするもの。

#### イ 受託者

（株）JTB

#### ウ 委託期間

令和2年7月30日から令和3年2月26日まで

#### エ 契約金額（税込）

2499万9250円

#### オ 締結日

令和2年7月29日

### (2) 変更協議（第1回）

#### ア 協議日

令和2年9月1日

#### イ 概要

イベント中止に伴う企画・運営に係る費用の減額及び契約期間の変更。

#### ウ 変更金額（概算）

約2464万4000円の減額（減額率98.58%）

#### エ 理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、世界ラリー選手権が中止となったことに伴い、豊田市駅前イベントも中止となったため。契約締結後の中止のため、イベント企画制作費及び打合せ関連の費用のみが発生する。

### (3) 変更契約

#### ア 締結日

令和2年9月1日

#### イ 概要

新型コロナウイルス感染症によるイベント中止に伴う企画・運営に係る費用の減額及び契約期間の変更。

#### ウ 変更金額（税込）

2464万3510円の減額

エ 委託期間

令和2年7月30日から同年9月30日まで

(4) 監査の結果

任意解除の規定により合意解約する方法も検討すべきであった【意見】

契約を存続させた場合、委託検査が必要であり、企画書等の成果物に関する権利が市に帰属することになる（仕様書7項）。この点、本件業務委託においては、成果物が存在しないとのことであった。そうすると、委託検査の対象が存しないか、極めて限定されるため、委託検査の実効性が乏しい。また、市に帰属する成果物に係る権利も存しないことから、契約を存続させる必要性が乏しい。端的に契約の解消と損害額の確定のため、合意解約書を締結すべきであった。

## 7 豊田市駅下装飾業務委託

(1) 概要

ア 契約内容（業務委託）

令和2年11月19日から同月22日に開催される世界ラリー選手権のPRのため、豊田市駅下の窓面にデザインされたシールを貼付する業務等を委託するもの。

イ 受託者

（株）クラチスタジオ

ウ 委託期間

令和2年6月1日から同年7月15日まで

エ 契約金額（税込）

31万3500円

オ 締結日

令和2年5月29日

(2) 変更協議（第1回）

ア 協議日

令和2年7月10日

イ 概要

契約期間を延長する。

ウ 変更金額（概算）

金額の変更はなし。

エ 理由

ラリージャパンからのデータ提供が大幅に遅れ、期間内に委託業務が完了しないため。

(3) 変更契約

- ア 締結日  
令和2年7月10日
  - イ 概要  
契約期間を延長する。
  - ウ 変更金額（税込）  
金額の変更はなし。
  - エ 委託期間  
令和2年6月1日から同年8月28日まで
- (4) 変更協議（第2回）
- ア 協議日  
令和2年8月20日
  - イ 概要  
豊田市駅下装飾を中止するため、デザイン費等実施分のみの支払とし、契約金額を減額する。
  - ウ 変更金額（概算）  
19万8000円の減額
  - エ 理由  
ラリージャパン中止に伴い、豊田市駅下装飾を中止することとしたため。
- (5) 変更契約
- ア 締結日  
令和2年8月20日
  - イ 概要  
豊田市駅下装飾を中止するため、デザイン費等実施分のみの支払とし、契約金額を減額する。
  - ウ 変更金額（税込）  
19万8000円の減額
  - エ 委託期間  
令和2年6月1日から同年8月28日まで
- (6) 監査の結果
- ア 変更契約締結決定書の誤記【意見】  
令和2年8月20日付け「変更契約締結決定書」における原契約締結日欄に「令和2年7月10日」とあるのは、「令和2年5月29日」の誤記である。
  - イ 変更後の委託料算出方法【指摘】  
本委託業務の内容は、デザイン制作、印刷、施工の各工程である。当初の委託費積算書においては、他の入札業者の見積書を根拠にデザイン制作の単価として4万

円を積算したにもかかわらず、受託者の見積書を根拠に10万5000円と大幅な増額となっている。なお、各業務内容と積算単価の対比は以下のとおりである。

【図表2-5】委託料積算書と契約（変更）金額の対比 (円)

業務内容	委託料積算書	契約金額	変更後積算単価
デザイン制作	40,000	285,000	105,000
印刷	300,000		0
施工（剥離含む）	95,200		0
消費税	43,520	28,500	10,500
合計	478,720	313,500	115,500

本件業務委託が中止となり、印刷工程に進んでいないのであれば、当初積算単価のとおりであれば、最大4万円の支出で済んでいたにもかかわらず、積算単価の変更により、11万5500円（税込）の支出となったのは、恣意的に単価を変更し、受託者の利益を図ったとしか考えられない。現に、市に対するヒアリングにおいては、当初積算単価では受託者に不利益になるためと回答していた。

また、変更契約の根拠資料となる受託者作成の上記見積書は令和2年8月28日付けとなっているのに対し、変更契約は令和2年8月20日に締結されている。仮に上記見積書が令和2年8月28日に市に提出されたのであれば、根拠資料を確認することなく上記積算単価の増額に係る変更契約を締結していたこととなる。

この点、市は令和2年8月20日に令和2年8月28日付けの上記見積書を受領したと回答するが、そうであれば直ちに日付の修正を受託者に求めるべきであった。ウ 任意解除の規定により合意解約する方法も検討するべきであった【意見】

受託者の見積書が令和2年8月20日までに提出されていたことを裏付ける資料がなく、増額した根拠は明らかにならなかったが、仮に、11万円余りの支出が、精算方法としてやむを得ない金額であったのであれば、デザイン制作料の根拠不明な増額ではなく、契約の解消と最終的に支払うべき損害額の確定のため、合意解約書を締結する過程で、11万5000円の算出根拠を明確にする方法もあった。

エ 契約金額の内訳を予め明確にしておくことが望ましい【意見】

当初契約金額である31万3500円（税込）については、積算根拠が不明である。変更契約のために受託者から提出された見積書を信じれば、印刷と施工の工程の委託料内訳は18万円（13万円+5万円）であったことになるが、市による当初の委託料積算書の39万5200円（30万円+9万5200円）とは大きな乖離がある。不測の事態により委託業務が中断することも予め想定し、契約金額としての委託料の内訳も明確にしておくことが望ましい。

## 8 世界ラリー選手権PRコーナー制作業務委託

### (1) 概要

#### ア 契約内容（業務委託）

令和2年11月19日から同月22日に開催される世界ラリー選手権のPRのため、市庁舎内のスポーツコーナーにおいて、背面ラッピングシート制作及び貼付、展示品及び展示台の設置等の業務を委託するもの。

#### イ 受託者

（株）クラチスタジオ

#### ウ 委託期間

令和2年7月10日から同年11月30日まで

#### エ 契約金額（税込）

49万4450円

#### オ 締結日

令和2年7月10日

### (2) 変更協議（第1回）

#### ア 協議日

令和2年8月20日

#### イ 概要

スポーツコーナー制作を中止するため、契約期間の変更を行う。また、デザイン費等実施分のみの支払とし、契約金額を減額する。

契約期間（変更前）令和2年7月10日から同年11月30日まで

（変更後）令和2年7月10日から同年8月28日まで

契約金額（変更前）49万4450円

（変更後）23万2650円

#### ウ 変更金額（概算）

26万1800円の減額

#### エ 理由

ラリージャパン中止に伴い、スポーツコーナー制作を中止するため。

### (3) 変更契約

#### ア 締結日

令和2年8月20日

#### イ 概要

契約期間を延長する。

#### ウ 変更金額（税込）

26万1800円の減額

#### エ 委託期間

令和2年7月10日から同年8月28日まで

(4) 監査の結果

変更契約の根拠資料である見積書の提出時期【意見】

変更契約の根拠資料となる受託者作成の見積書は令和2年8月28日付けとなっているのに対し、変更契約は令和2年8月20日に締結されている。仮に見積書が令和2年8月28日に市に提出されたのであれば、根拠資料を確認することなく変更契約を締結していたこととなる。

この点、市は令和2年8月20日に令和2年8月28日付けの上記見積書を受領したと回答するが、そうであれば直ちに日付の修正を受託者に求めるべきであった。

9 公金警備輸送等業務委託

(1) 概要

ア 契約内容（業務委託）

美術館の公金等を集荷し、金融機関の店舗まで運搬する業務等を委託するもの。

イ 受託者

日本通運（株）

ウ 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

エ 契約金額（税込）

88万円

(2) 変更協議（第1回）

ア 協議日

令和2年4月21日

イ 概要

美術館が、令和2年4月11日から同年5月6日まで臨時休館となることに伴い、当該期間中の集金業務を3回分減らした。

ウ 理由

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月10日に愛知県知事が「緊急事態宣言」を発出したことにより、美術館が翌日の令和2年4月11日から同年5月6日まで臨時休館となり、観覧料等の取扱いがなくなり、公金の集金や警備輸送の必要がなくなったため。

(3) 変更協議（第2回）

ア 協議日

令和2年5月7日

イ 概要

美術館の臨時休館期間が令和2年6月1日まで延長されたことに伴い、新たに延長された臨時休館期間の集金業務を2回分減らした。

ウ 理由

「緊急事態宣言」延長を受け、美術館が令和2年6月1日まで臨時休館となり、観覧料等の取扱いがなくなり、公金の集金や警備輸送の必要がなくなったため。

(4) 変更協議（第3回）

ア 協議日

令和2年12月1日

イ 概要

臨時休館に伴う開館日の変更により、集金日を変更した。年度を通しての集金回数は当初とおりとした。

当初の集金回数・・・・・・・・４０回

集金しなくなった回数・・・・１０回（変更協議で減らした分を含む）

新たに集金する回数・・・・１０回

変更後の集金回数・・・・・・・・４０回

ウ 理由

「緊急事態宣言」を受け、美術館が臨時休館となり、展覧会スケジュール及び開館日が変更となった。これに伴い、公金警備輸送の集金日の変更が必要となったためとされている。

エ 変更契約

金額の変更を伴わない軽微な変更であるため、変更契約書を交わさない。

(5) ヒアリングの結果

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「緊急事態宣言」が発出され、臨時閉館となり、その臨時休館期間における公金の集金等の必要性がなくなった。これらは、2回の変更協議において協議され、臨時休館期間内に予定されていた公金警備輸送業務が10回分減少した。しかしながら、3回目の変更協議によって、令和3年1月以降、従前週に0回か1回であった集金頻度を最大週3回まで高めている。そして、減少した10回分を新たに追加して、変更後の集金回数を当初集金回数に合わせている。

これについては、集金の必要性がないにもかかわらず、当初の集金回数を確保するために恣意的に設定されたようにも見受けられた。

この点、市は、令和3年1月以降、二つの美術展を同時開催したことから、「集金頻度を増やした」、また、「極力現金を保管せず、公金は速やかに市へ入金するように過去に市の監査委員から指導されたことから、収入が多くなる期間内の集金回数を契約回数の範囲内で最大限増やし、現金をなるべく保管しないようにした」とのことであった。そこで念のため集金記録を確認したところ、たしかに展覧会同時開催期間（年度末）は、集金日毎の集金額が多いことが認められた。



(6) 監査の結果

金額の変更を伴わない変更契約も変更契約書を締結する必要がある【意見】

前(5)に記載した疑念は、変更協議書（第3回）に、その他として「金額の変更を伴わない軽微な変更であるため、変更契約書を交わさない」と記載されていたことから生じたものである。契約金額の変更を伴わない変更契約は変更契約書を締結する必要がないとしてしまうと、第三者から見ると変更契約書を締結しないために契約金額が変更しないように変更内容を意図的に調整したとの疑いが生じる。また、契約当事者にもそのような動機づけが働かないとは言い切れないと解される。

なお、市によると、委託契約事務の取扱いとして、令和3年度から変更協議後の変更契約書の締結省略は、行わないことを全庁に周知したとのことであるため、指摘ではなく意見として記載する。

## 10 豊田市美術館ミュージアムショップ運営業務委託

(1) 概要

ア 契約内容（業務委託）

美術館及び美術館主催の実行委員会が制作するカタログ、書籍及びグッズのほか前売券等を販売し、その管理を行うこと等を委託するもの。

イ 受託者

（株）マイブックサービス

ウ 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

エ 契約金額（税込）

356万4000円

オ 支払回数

4回（6月、9月、12月及び3月）

(2) 変更協議（第1回）

ア 協議日

令和2年4月1日

イ 概要

委託料の支払回数について、年4回の分割払いを毎月払いに変更する変更協議をした。

ウ 理由

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、国内外において、景気が大幅に落ち込み、経済的な打撃を受けたことで、契約当初予定していた四半期支払いでは受託者の経営上厳しい状況であり、経営ができなためとされている。

(3) 変更協議（第2回）

ア 協議日

令和2年4月15日

イ 概要

美術館が、令和2年4月11日から同年5月6日まで臨時休館となるに伴い、出勤日等を変更した。

ウ 変更金額

臨時休館期間内は、書籍の通信販売を継続して行うため、毎週木曜日に出勤し、事務処理を行うものとし、委託料の変更はなしとする。

エ 理由

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための「緊急事態宣言」を受け、美術館が臨時休館となり、臨時休館期間内の館内での商品販売業務等が不可能となったためとされている。

(4) 変更契約

ア 締結日

令和2年4月30日

イ 概要

委託料の支払回数について、年4回の分割払いを毎月払いに変更する変更契約書を締結した。

(5) 変更協議（第3回）

ア 協議日

令和2年5月7日

イ 概要

美術館の臨時休館期間の延長に伴い、出勤日等を変更した。具体的には、延長期間の出勤日数22日のうち、4日（毎週木曜日）は出勤し、書籍の通信販売の事務処理を行うこととし、出勤しない18日分は、混雑が予想されるデザインあ展会期の混雑日の出勤人数1人増に振り替える。

ウ 変更金額

委託料の変更はなしとする。

エ 理由

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための「緊急事態宣言」を受け、美術館が臨時休館となり、臨時休館期間内の館内での商品販売業務等が不可能となった。また、臨時休館に伴う展覧会スケジュールの変更により、デザインあ展は上社会展と同時開催となり、会期中は、ミュージアムショップの混雑が予想される。このことから、来店者対応の出勤者増が必要となるため。

オ 変更契約

金額の変更を伴わない軽微な変更であるため、変更契約書を交わさない。

## (6) 監査の結果

### ア 不測の事態において支払回数を増やす変更には変更契約は不要である【意見】

市は当初契約では年4回払い（6月、9月、12月及び3月）の約定であったところ、変更協議により毎月の12回払いに変更し、さらに4月30日に変更契約書を締結している。市にとっては契約で定められた期限の利益を放棄するものであり、受託者にとって不利益はない。平時であれば今回のように変更契約書を締結して支払回数を増加するところ、真に不測の事態下では、変更契約書を締結するまでもなく、受託者に不利益のないこのような変更は行うべき場合がある（豊田市業務委託契約約款第10条第1項第1文、第2章第8の5(4)イ参照）。

### イ 出勤日の変更を伴う業務内容の変更には変更契約書を締結する必要がある【意見】

委託料に変更がない場合でも、出勤日の変更は業務内容の重要な変更であり、変更契約書を締結して対処するべきである。変更協議書（第3回）に、その他として「金額の変更を伴わない軽微な変更であるため、変更契約書は交わさない」と記載されていたが、変更契約書を締結しないために契約金額が変更しないように変更内容を意図的に調整したとの疑念を抱かれないためにも、変更契約書の締結は必要である。なお、市によると、委託契約事務の取扱いとして、令和3年度から変更協議後の変更契約書の締結省略は、行わないことを全庁に周知したとのことであるため、指摘ではなく意見として記載する。

## 1.1 豊田市美術館清掃管理業務委託

### (1) 概要

#### ア 契約内容（業務委託）

美術館の清掃管理業務等を委託するもの。

#### イ 受託者

（有）旭クリーナー

#### ウ 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

#### エ 契約金額（税込）

1287万円

### (2) 変更協議（第1回）

#### ア 協議日

令和2年4月11日

#### イ 概要

美術館が、令和2年4月11日から同年5月6日まで臨時休館となることに伴い、業務日数が8日減少するため、この8日分を休館中でも作業を行うことができる定期清掃業務に充てた。

ウ 変更金額

計8日分の業務追加により、金額の変更はなしとする。

- ①カーペット清掃1回追加
- ②足場不要ガラス清掃2回追加
- ③大池丸池清掃1回追加
- ④感染症対策のための消毒作業の追加

エ 理由

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月10日に愛知県知事が「緊急事態宣言」を発出したことにより、美術館が翌日の令和2年4月11日から同年5月6日まで臨時休館となり、委託業務のスタッフポスト数の減少が余儀なくされたため。

オ 変更契約

変更契約書は交わさない。

(3) 変更協議（第2回）

ア 協議日

令和2年5月15日

イ 概要

美術館の臨時休館期間が令和2年5月18日まで延長されたことに伴い、業務日数が10日減少するため、この10日分を5月19日以降に実施する定期清掃業務と、日常清掃に充てた。

ウ 変更金額

計10日分の業務追加により、金額の変更はなしとする。

エ 理由

「緊急事態宣言」延長を受け、美術館の臨時休館期間が延び、委託業務のスタッフポスト数の減少が余儀なくされたため。

オ 変更契約

変更契約書は交わさない。

(4) 監査の結果

業務内容の変更には変更契約書を締結すべきである【意見】

委託料に変更がない場合でも、委託業務の内容の変更は重要な変更であり、変更契約書を締結して対処すべきである。

なお、市によると、委託契約事務の取扱いとして、令和3年度から変更協議後の変更契約書の締結省略は、行わないことを全庁に周知したとのことであるため、指摘ではなく意見として記載する。

## 1 2 豊田市美術館常駐警備業務委託

### (1) 概要

#### ア 契約内容（業務委託）

美術館における異常事態の予防及び早期発見並びにその被害の拡大防止等を目的として警備業務等を委託するもの。

#### イ 受託者

（有）パトロールサービス

#### ウ 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

#### エ 契約金額（税込）

3025万円

### (2) 変更協議（第1回）

#### ア 協議日

令和2年4月11日

#### イ 概要

美術館が、令和2年4月11日から同年5月6日まで臨時休館となることに伴い、ポスト数が31ポスト減少するため、5月7日以降の業務において、この31ポストをポスト数設定の変更により増加させた。

#### ウ 変更金額

計31ポスト分の業務追加により、金額の変更はなしとする。

5月7日以降の平日3ポスト設定を、6月21日まで平日（火曜日から金曜日まで）を4ポストに増加させ（計26ポスト増）、5月7日から同月31日までの土日（4ポスト）のうち、5月9日、10日、16日、17日及び23日の5日間を1ポスト増加する（計5ポスト増）。

#### エ 理由

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月10日に愛知県知事が「緊急事態宣言」を発出したことにより、美術館が翌日の令和2年4月11日から同年5月6日まで臨時休館となり、委託業務のスタッフポスト数の減少が余儀なくされたため。

#### オ 変更契約

変更契約書は交わさない。

### (3) 変更協議（第2回）

#### ア 協議日

令和2年5月15日

イ 概要

美術館の臨時休館期間が令和2年5月18日まで延長されたことに伴い、ポスト数が45ポスト減少するため、この45ポストをポスト数設定の変更により増加させた。

ウ 変更金額

計45ポスト分の業務追加により、金額の変更はなしとする。

5月19日以降の平日3ポスト、休日（祝日）4ポストを、8月6日まで平日4ポスト、休日5ポストに増加する。

エ 理由

「緊急事態宣言」延長を受け、美術館の臨時休館期間が延び、委託業務のスタッフポスト数の減少が余儀なくされたため。

オ 変更契約

変更契約書は交わさない。

(4) 変更協議（第3回）

ア 協議日

令和3年2月25日

イ 概要

美術館の作品展示替え等作業に伴う立会業務が増加し、ポスト数が4ポスト不足するため、ポスト数を増加する。

ウ 変更金額

不足する4ポスト分の業務追加により、15万7000円の増額となる。

エ 理由

美術館の作品展示替え作業立会等で、当初の想定以上にポストの追加が必要となったため。

オ 変更契約

変更契約は年度末に行うこととする。

(5) 変更契約

ア 締結日

令和3年3月9日

イ 概要

不足する4ポスト分の業務を追加する。

(6) 監査の結果

ア 不測の事態下であっても、契約変更の理由は合理的に記載すべき【意見】

令和2年4月11日の第1回変更協議において、美術館の臨時休館に伴い、その期間におけるポスト数が減少し、減少したポスト数を臨時休館期間終了直後から、平常のポスト数に1ポストを加える形で総ポスト数に変更が生じないよう調整して

いるが、この早期の調整によって、結果として、委託期間終了間際にポスト数が不足するに至っている。臨時休館終了直後のポスト数の増加の調整は、ただ総ポスト数を変更することなくいわば消化するためだけに調整されており経済性に反しているように思われた。

この点市によると、美術館の再開館時にも新型コロナウイルス感染症は収束したわけではなく、来館者や美術館スタッフに対して、より一層の感染対策（3密対策等）を実施しての美術館運営をする必要があった。具体的には、休館期間前は、マスクをしない来館者とのトラブル（大声を出す、居座る等）がしばしば問題となっていたことから、美術館再開後はその対応は警備員を中心に行うこととし、加えて全ての来館者のマスク着用の徹底（声掛け、マスクをしていない人には予備マスクを渡す等）や、手指消毒の徹底、チケット購入カウンター等で来館者同士が距離を保つ等の徹底、体調不良者の早期発見と初期対応（声掛け、検温チェック、他の来館者との隔離等）も行うこととした。そのために巡回等の回数が平常時よりも増えて、来館者の行動様式（マスク着用や間隔を空けて並ぶ等）が落ち着くまでの間は、ポスト数を増やす必要があった。また、委託期間終了間際にポスト数が不足したことは、上記の理由と直接関係なく、3月中頃に終了した展覧会の作品の入替え（取外し、荷積み、搬出、搬入、荷解き、展示）において、展示室や収蔵庫、トラックヤードにおける警備員の立会い頻度が当初の見込みよりも多くなったためである、とのことであった。

しかし、変更協議書（第1回）の変更理由には、「臨時休館となり、委託業務のスタッフポスト数の減少が余儀なくされたため」と記載されており、ポスト数の減少が変更の主たる理由であることが明確にされている。逆に、再開後の警備体制や必要ポストについて何も触れることなく臨時休館による減少ポスト数と同数を再開後に増加させ、金額の変更なし、変更契約書は交わさないと結論している。これらのことから、市が述べる上記理由は後付けと見られても仕方がない。

不測の事態下であっても、変更の理由は合理的に記載する必要がある。

#### イ ポスト数の調整についても変更契約書を締結する必要がある【意見】

金額の変更を伴わない変更契約は軽微な変更であるとして変更契約書の締結を不要とすると、変更契約書を締結しないために安易にポスト数を調整して総ポスト数に変更が生じないようにする動機づけが働きかねない。ポスト数の変更は受託者の給付内容の変更を伴うものであり軽微とはいえず、また、ポスト数の変更について慎重を期するためにも、変更契約書の締結は必要である。

なお、市によると、委託契約事務の取扱いとして、令和3年度から変更協議後の変更契約書の締結省略は、行わないことを全庁に周知したとのことであるため、指摘ではなく意見として記載する。

### 1 3 豊田市美術館作品看視等会場運営業務委託

#### (1) 概要

##### ア 契約内容（業務委託）

美術館における美術品の保護、来館者の安全確保及び事故防止等を目的として美術館としての会場運営業務等を委託するもの。

##### イ 受託者

（株）コングレ

##### ウ 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

##### エ 契約金額（税込）

1億0416万4500円

#### (2) 変更協議（第1回）

##### ア 協議日

令和2年4月15日

##### イ 概要

美術館が、令和2年4月11日から同年5月6日まで臨時休館となることに伴い、臨時休館期間中は、電話交換のポストのみ出勤とした。

##### ウ 変更金額

交通費相当分である67万0500円（1ポスト当たり1500円の447ポスト分）を減額する。

受付・看視業務のポスト（447ポスト）は自宅待機とし、自宅にて研修を実施する。

##### エ 理由

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月10日に愛知県知事が「緊急事態宣言」を発出したことにより、美術館が翌日の令和2年4月11日から同年5月6日まで臨時休館となり、委託業務のスタッフポスト数の減少が余儀なくされたため。

##### オ 変更契約

変更契約書は交わさない。

#### (3) 変更協議（第2回）

##### ア 協議日

令和2年5月7日

##### イ 概要

美術館の臨時休館期間が令和2年5月31日まで延長されたことに伴い、臨時休館期間中は、電話交換のポストのみ出勤とした。受付・看視業務のポストは自宅待機（自宅にて研修）とした。



ウ 変更金額

協議中

エ 理由

「緊急事態宣言」延長を受け、美術館の臨時休館期間が延び、委託業務のスタッフポスト数の減少が余儀なくされたため。

オ 変更契約

変更契約書は交わさない。

(4) 変更協議（第3回）

ア 協議日

令和2年5月19日

イ 概要

美術館の臨時休館期間が令和2年5月18日までに短縮し、余剰となっていた204ポストは同月19日以降に振り替える。204ポストの振替内容は調整する。

5月19日以降、当面の間

ライブラリー：閉鎖のため、当該ポストは展示室2へ移動し、展示室2を2ポスト対応とする。

茶室（童子苑）：5月31日まで、茶室での展示は行わないため、当該ポストは、チケットカウンターの列整理等に移動する。

ウ 変更金額

金額の変更はなしとする。

エ 理由

令和2年5月14日における国の「緊急事態宣言」の解除を受けて、同月19日から開館することとしたため。

(5) 変更協議（第4回）

ア 協議日

令和2年7月1日

イ 概要

美術館の展覧会スケジュールの変更により、ポスト数を変更する。全体で433ポストを増加する。

ウ 変更金額

約628万4000円増額

エ 理由

展覧会スケジュールの変更により、ポスト数の増加・減少が必要となったため。

(6) 変更協議（第5回）

ア 協議日

令和2年12月1日

イ 概要

「デザインあ展」及び「上社会展」の会期中におけるポスト数を変更する。1日当たり8時間のポストを234ポスト、1日当たり5時間のポストを49ポスト増加する。また、「デザインあ展」の予行練習を令和2年12月29日に実施し、1日当たり3時間のポストを22ポスト増加する。

ウ 変更金額

約409万3000円増額

エ 理由

「デザインあ展」の開催に当たり、実行委員会形式から直営へと変更したため。

(7) 変更契約

ア 締結日

令和3年3月31日

イ 概要

全5回の協議に基づき、ポストの増減の調整を行い、委託料を増額するもの。

ウ 変更金額（税込）

420万8271円増額

(8) 監査の結果

ア 自宅研修は本業務委託の内容とは関連性が認められない【指摘】

本業務委託は、美術館における美術品の保護、来館者の安全確保及び事故防止等を目的として美術館としての会場運營業務等を委託するものである。これに対して、令和2年4月14日付け受託者の「豊田市美術館受付・看視スタッフ在宅研修について」によると、自宅待機とした受付・看視業務のポスト（447ポスト）に課した自宅研修の内容は、接遇の基本、豊田市美術館での業務に当たっての知識の確認、就業意識等であり、受託者の職員教育ではあるが、市に対する委託業務の履行とは認められない。

イ 業務内容の変更には変更契約書を締結すべきである【指摘】

自宅研修が本業務委託の内容であるとするためには、変更契約書を締結しなければならない。委託料に変更がない場合でも、委託業務の内容の変更は重要な変更であり、変更契約書を締結して対処すべきである。ただし、市の職員ではない受託者の職員が自宅研修することを内容とする業務委託の変更契約は、合理的とは認め難い。

このような不合理性を自覚するためにも、契約金額の変更を伴わない場合にも変更契約書を締結する必要がある。

ウ 自宅研修のために支出した委託料は実質的な補助金である【指摘】

受託者の職員が自宅研修をして研鑽を積むことは、受託者の業務との関係では対価関係はあるものの、市の業務委託との関係では対価関係が認められない。市が対

価なく受託者に金員を支払うことには、実質的に補助金支出としての意味がある。市が補助金を支出できるのは、公益上必要な場合に限られる（地方自治法第232条の2）。本委託料の支出に当たってはこのような公益上の必要性についての検討が必要であった。

なお、【添える意見】（第2章第10の2(1)）を参照されたい。

エ 休館期間中の減少ポストを自宅研修に当てたことは経済性に反していた【指摘】

美術館の臨時休館に伴い、その期間におけるポスト数が減少し、減少したポスト数を自宅研修に当てることで令和2年4月11日から同年5月6日まで臨時休館のポスト数に変更が生じないように調整したが、この早期の調整によって、結果として、委託期間終了が近づいた1月下旬にはポスト数が不足するに至っており経済性に反している。

この点市によると、美術館の再開館時にも新型コロナウイルス感染症は収束したわけではなく、来館者や美術館スタッフに対して、より一層の感染対策（3密対策等）を実施しての美術館運営をする必要があった。まず、コロナ禍により令和2年度の展覧会自体が当初の計画と大きく変更したため、当初のポスト数に変更が生じた。さらに、展示室内における安全対策として、展示室内の暗幕を来館者が来る度に看視員が開閉したり、手指消毒及び鑑賞する際に他の来館者と一定の間隔をあけること等を、来館者へ徹底してもらうためにポストの増加が必要となった。特に、1月から開催した「デザインあ展」は子ども向けの体験型の展覧会であり、来館者自らが作品を動かしたり触ったりする展示品が多く、1人触る毎にその都度看視員がそこを消毒して、次の人を案内する等の対応が、基本的な感染対策に加えて必要となりポスト数が増加した。総ポスト数に変更が生じないように調整したのではなく、来館者への感染対策を行うために増加したポストであり、消化するためだけに調整されたものではない、とのことであった。

しかし、変更協議書（第1回）の変更理由には、「臨時休館となり、委託業務のスタッフポスト数の減少が余儀なくされたため」と記載されており、ポスト数の減少が変更の主たる理由であることが明確にされている。逆に、再開後の作品看視等体制や必要ポストについて何も触れることなく臨時休館による減少ポスト数と同数を自宅研修に当てることで増加させ、「今後は、臨時休館終了後その都度、変更金額等を調整していく」として変更契約書は交わしていない。むしろ、令和2年4月11日から同年5月6日までに關しては、交通費相当分を減額した以外は金額変更していない。この期間について自宅研修に当てて委託料を支払うのではなく、適正に減額変更して再開後の業務に当てていけば年度末の増額は圧縮することが可能であった。

これらのことから、市が述べる上記理由は後付けと言わざるを得ない。不測の事態下であっても、ポスト数の調整は慎重に行う必要がある。

## 1 4 豊田市美術館樹木管理業務委託

### (1) 概要

#### ア 契約内容（業務委託）

美術館及び童子苑の樹木管理業務等を委託するもの。

#### イ 受託者

（有）丹羽造園

#### ウ 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

#### エ 契約金額（税込）

2057万円

### (2) 変更協議（第1回）

#### ア 協議日

令和2年4月15日

#### イ 概要

美術館が、令和2年4月11日から同年5月6日まで臨時休館となることに伴い、業務日数が11日減少するため、この11日分を休館中でも作業を行うことができる業務（危険木の伐採作業等）に充てた。

#### ウ 変更金額

金額の変更はなしとする。

#### エ 理由

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月10日に愛知県知事が「緊急事態宣言」を発出したことにより、美術館が翌11日から同年5月6日まで臨時休館となり、委託業務の従事日数の減少が余儀なくされたため。

#### オ 変更契約

変更契約書は交わさない。

### (3) 変更協議（第2回）

#### ア 協議日

令和2年5月15日

#### イ 概要

美術館の臨時休館期間が令和2年5月18日まで延長されたことに伴い、業務日数が合計で17日減少するため、うち16日分を危険木の伐採作業等に充てた。

#### ウ 変更金額

金額の変更はなしとする。

#### エ 理由

「緊急事態宣言」延長を受け、美術館の臨時休館期間が延び、委託業務のスタッフポスト数の減少が余儀なくされたため。

オ 変更契約

変更契約書は交わさない。

(4) 監査の結果

ア 業務内容の変更には変更契約書を締結すべきである【意見】

委託料に変更がない場合でも、委託業務の内容の変更は重要な変更であり、変更契約書を締結して対処すべきである。なお、市によると、委託契約事務の取扱いとして、令和3年度から変更協議後の変更契約書の締結省略は、行わないことを全庁に周知したとのことであるため、指摘ではなく意見として記載する。

イ 視野を広げて委託料の有効活用を【意見】

樹木管理業務等の業務内容を、美術館の臨時休館を受けて合計27日分の業務日数を休館中でも作業を行うことができる業務（危険木の伐採作業等）に充てたが、その成果については確認することができなかった。危険木や支障木は、美術館に限らず様々な公共施設に共通する問題であるから、変更契約を締結の上、他の公共施設の危険木や支障木の点検を受託者に依頼するなど、不測の事態下であっても既存の委託契約に基づく委託料を有効活用されたい。なお、危険木や支障木の情報収集して経過観察をすることが望ましいと考えるので、第2章第10の2(2)記載の【添える意見】を参照されたい。

## 1.5 豊田市美術館設備運転及び保守点検業務委託

(1) 概要

ア 契約内容（業務委託）

美術館における異常事態の予防及び早期発見並びにその被害の拡大防止等を目的として警備業務等を委託するもの。

イ 受託者

昭和建物管理（株）

ウ 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

エ 契約金額（税込）

3432万円

(2) 変更協議（第1回）

ア 協議日

令和2年4月11日

イ 概要

美術館が、令和2年4月11日から同年5月6日まで臨時休館となることに伴い、ポスト数が9ポスト減少するため、5月7日以降の業務において、この9ポストをポスト数設定の変更により増加させた。

ウ 変更金額

令和2年5月7日から同月31日まで、計9ポスト分の業務追加により、金額の変更はなしとする。

通常業務6ポスト増加（5月7日、12日、15日、18日、21日及び31日）  
長時間業務3ポスト増加（5月11日、22日及び25日）

エ 理由

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月10日に県知事が「緊急事態宣言」を発出したことにより、美術館が翌11日から同年5月6日まで臨時休館となり、委託業務のスタッフポスト数の減少が余儀なくされたため。

オ 変更契約

変更契約書は交わさない。

(3) 変更協議（第2回）

ア 協議日

令和2年5月15日

イ 概要

美術館の臨時休館期間が令和2年5月18日まで延長されたことに伴い、ポスト数が11ポスト減少するため、この11ポストをポスト数設定の変更により増加させた。

ウ 変更金額

令和2年5月18日から同年6月30日まで、計11ポスト分の業務追加により、金額の変更はなしとする。

通常業務9ポスト増加  
長時間業務2ポスト増加

エ 理由

「緊急事態宣言」延長を受け、美術館の臨時休館期間が延び、委託業務のスタッフポスト数の減少が余儀なくされたため。

オ 変更契約

変更契約書は交わさない。

(4) 監査の結果

業務内容の変更には変更契約書を締結すべきである【意見】

委託料に変更がない場合でも、委託業務の内容の変更は受託者の給付内容の変更を伴う重要な変更であり、変更契約書を締結して対処すべきである。

なお、市によると、委託契約事務の取扱いとして、令和3年度から変更協議後の変更契約書の締結省略は、行わないことを全庁に周知したとのことであるため、指摘ではなく意見として記載する。

## 16 子どもの居場所づくり事業業務委託

### (1) 中断した事業一覧

本事業では、【図表2-6】のとおり事業が中断した。

【図表2-6】中断した事業一覧

事業名	受託者	委託期間	契約金額 (税込)	変更 契約	変更後の金額 (税込)	変更概要
逢妻子どもの居場所づくり事業業務委託	(特) あいちNPO市民ネットワークセンター	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	1192万5474円	有	971万7898円 (△220万7576円)	実施日数の変更・実施時間の変更による減額と消毒液等の購入による増額
稲武地区子どもの居場所づくり事業業務委託	(公社) 豊田市シルバー人材センター	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	180万3833円	有	178万4758円 (△1万9075円)	実施日時数の変更による減額と需用費及びコロナ対策費の増額
浄水北小学校子どもの居場所づくり事業業務委託	浄水北小学校地域学校共働本部	令和2年6月8日 ～令和3年3月31日	88万7700円	有	72万0775円 (△16万6925円)	実施日時数の変更による減額
浄水小学校子どもの居場所づくり事業業務委託	浄水小学校地域学校共働本部	令和2年6月8日 ～令和3年3月31日	84万9750円	有	72万6000円 (△12万3750円)	実施日時数の変更による減額
追分小学校子どもの居場所づくり事業業務委託	追分小学校地域学校共働本部	令和2年6月8日 ～令和3年3月31日	42万1300円	有	35万4750円 (△6万6550円)	実施日時数の変更による減額
土橋小学校子どもの居場所づくり事業業務委託	土橋小学校地域学校共働本部	令和2年6月8日 ～令和3年3月31日	113万7400円	有	-	実施日時数の変更による減額と新型コロナウイルス対策費の増額
平井小学校子どもの居場所づくり事業業務委託	平井小学校地域学校共働本部	令和2年6月8日 ～令和3年3月31日	117万1500円	有	-	実施日数の変更による減額と新型コロナウイルス対策費の増額
青木小学校子どもの居場所づくり事業業務委託	青木小学校地域学校共働本部	令和2年6月8日 ～令和3年3月31日	85万6350円	有	-	実施日数の変更による減額と新型コロナウイルス対策費の増額
野見小学校子どもの居場所づくり事業業務委託	野見小学校地域学校共働本部	令和2年6月8日 ～令和3年3月31日	112万5300円	有	-	実施日時数の変更による減額と新型コロナウイルス対策費の増額
広川台小学校子どもの居場所づくり事業業務委託	広川台小学校地域学校共働本部	令和2年6月8日 ～令和3年3月31日	109万1200円	有	-	実施日時数の変更による減額と新型コロナウイルス対策費の増額
東山小学校子どもの居場所づくり事業業務委託	東山小学校地域学校共働本部	令和2年6月8日 ～令和3年3月31日	111万2100円	有	-	実施日数の変更による減額と新型コロナウイルス対策費の増額
井上小学校子どもの居場所づくり事業業務委託	井上小学校地域学校共働本部	令和2年6月8日 ～令和3年3月31日	98万5050円	有	-	実施日数の変更による減額と新型コロナウイルス対策費の増額
若林西小学校子どもの居場所づくり事業業務委託	若林西小学校地域学校共働本部	令和2年6月8日 ～令和3年3月31日	95万8650円	有	-	実施日数の変更による減額と新型コロナウイルス対策費の増額
四郷小学校子どもの居場所づくり事業業務委託	四郷小学校地域学校共働本部	令和2年6月8日 ～令和3年3月31日	23万5400円	有	-	実施日数の変更による減額と新型コロナウイルス対策費の増額
畷部小学校子どもの居場所づくり事業業務委託	畷部小学校地域学校共働本部	令和2年6月8日 ～令和3年3月31日	90万5300円	有	-	実施日時数の変更による減額と新型コロナウイルス対策費の増額
中金小学校子どもの居場所づくり事業業務委託	中金小学校地域学校共働本部	令和2年6月8日 ～令和3年3月31日	25万9050円	有	-	実施日数の変更による減額と新型コロナウイルス対策費の増額
西保見小学校子どもの居場所づくり事業業務委託	西保見小学校地域学校共働本部	令和2年8月19日 ～令和3年3月31日	11万8250円	有	7万5680円 (△4万2570円)	スタッフ配置人数の変更による減額と需用費及び新型コロナウイルス対策費の増額
矢並小学校子どもの居場所づくり事業業務委託	矢並小学校地域学校共働本部	令和2年10月12日 ～令和3年3月31日	31万5700円	有	-	実施日数の変更による減額と新型コロナウイルス対策費の増額
岩滝町自治体地域子どもの居場所づくり事業業務委託	岩滝子供見守り隊	令和2年6月8日 ～令和3年3月31日	25万1200円	有	20万0000円 (△5万1200円)	定期外開催(イベント)の実施回数変更に伴う管理費・報償費・需用費の減額
豊南地区地域子どもの居場所づくり事業業務委託	豊南地区子どものスペースウィンドミル	令和2年6月8日 ～令和3年3月31日	25万0500円	有	20万0711円 (△4万9789円)	報償費・需用費の減額
豊松自治体地域子どもの居場所づくり事業業務委託	豊松つ子わんぱーく	令和2年6月8日 ～令和3年3月31日	26万6500円	有	-	定期外開催(イベント)の実施回数変更に伴う管理費・報償費の減額と消毒液等の需用費の増額
丸山自治体地域子どもの居場所づくり事業業務委託	丸山まちづくり協議会丸山わくわく子どもクラブ	令和2年6月8日 ～令和3年3月31日	41万7346円	有	35万7346円 (△6万0000円)	実施回数の変更に伴う管理費・報償費の減額
外根自治体地域子どもの居場所づくり事業業務委託	外根子供大きく育て隊	令和2年6月8日 ～令和3年3月31日	25万9000円	有	22万8500円 (△3万0500円)	実施回数の変更に伴う管理費・需用費の減額
平戸橋二区自治体地域子どもの居場所づくり事業業務委託	平戸橋二区ふれあいクラブ	令和2年4月2日 ～令和3年3月31日	17万9500円	有	-	実施回数の変更に伴う管理費・報償費の減額と需用費の増額
藤岡南地区地域子どもの居場所づくり事業業務委託	ふじなんキッズ	令和2年6月8日 ～令和3年3月31日	27万3000円	有	10万6508円 (△16万6492円)	実施回数の変更に伴う管理費・報償費・需用費の減額
京町自治体地域子どもの居場所づくり事業業務委託	京町子どもひろば	令和2年6月8日 ～令和3年3月31日	8万7300円	合意 解約	0円 (△8万7300円)	
公営美和自治体地域子どもの居場所づくり事業業務委託	キッズクラブレインボー	令和2年4月9日 ～令和3年3月31日	14万2000円	有	12万3745円 (△1万8255円)	実施回数の変更に伴う報償費・需用費の減額
枝下町自治体地域子どもの居場所づくり事業業務委託	枝下わいわいクラブ	令和2年6月8日 ～令和3年3月31日	15万2500円	有	3万8575円 (△11万3925円)	実施回数の変更に伴う管理費・報償費・需用費の減額

## (2) 概要

### ア 契約内容（業務委託）

各仕様書によれば、いずれも概ね、子どもが主体となった遊びを見守ることや、子どもの異年齢交流、異世代交流を図ること等の業務を委託するものである。逢妻子どもの居場所づくり事業業務委託のみ、それに加えて施設の清掃及び受付管理業務がある。

### イ 中止・中断に関連する規定

各契約書に添付された豊田市業務委託契約約款には次の規定がある。市によると、令和2年度に同第10条第2項に基づく損害賠償の要請があった事例はない。

（契約変更又は一時中止）

第10条 甲は、必要がある場合は乙と協議して、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止し、若しくはこれを打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとし、賠償額は甲乙協議して定める。

3 乙は、天災地変等乙の責めに帰することができない正当な理由により、契約期間内に業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を付した契約期間延長願により、契約期間の延長を申し出ることができる。

4 甲は、前項の申出があったときは、事実を調査し、やむを得ない理由があるときは、相当の期間に限り、契約期間の延長を認めることができる。

（甲の任意解除権）

第14条 甲は、業務が完了するまでの間は、次条から第18条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

また、施設の清掃及び受付管理業務が委託業務に含まれている逢妻子どもの居場所づくり事業業務委託には、仕様書に責任分担の定めがある。

### 9 責任分担

（1）事業に係る甲乙間の責任の分担については、別表2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

（2）上記に規定する「リスク分担表」に定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、甲乙双方協議の上で当該事態に係る責任分担を決定する。

別表2

リスク分担表

項目	内容	負担者	
		甲	乙
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から施設の運営の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費の増減	○	
不可抗力	暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象等に伴う施設修復等の経費増減	○	

※抜粋 ※甲＝市、乙＝受託者



(3) 変更契約（変更理由）

各変更協議書の変更理由及び各案件発注決定書の変更（執行）理由の欄には、いずれも新型コロナウイルス感染症拡大防止のためである旨が記載されている。

変更事務取扱要領第3条第2項ウに該当すると判断してなされたものである。

金額変更を伴わない変更契約が交わされた事業は、減額と増額の金額が一致しているものであるが、これは、市によると、新型コロナウイルス感染対策にかかった費用を当初金額の範囲内で認めているためである。

（変更のできる範囲）

第3条 変更のできる範囲は、次に掲げる理由により、やむを得ず変更する必要がある場合とする。

（1）（略）

（2）発注時において予期することが困難な要因に基づくもの

ア 法改正等に伴う場合

イ 社会情勢の急激な変化による場合

ウ その他予期することが困難な要因等でやむを得ない場合

（3）～（5）（略）

(4) 監査の結果

ア 増額の必要性について【意見】

市は、新型コロナウイルス感染症対策にかかった費用を当初金額の範囲で認めているが、契約変更の是非は、減額と増額それぞれについて検討されるべきであるから、減額と増額を一致させることに必然性は認めがたく、むしろ感染対策のために必要かつ十分な費用かどうか十分検討がなされたか疑問である。

1月に発注した逢妻子どもの居場所づくり事業業務委託を除いて、いずれも新型コロナウイルス感染症が明らかになってから発注されており（最も多いのが令和2年5月29日発注、同年6月8日締結である）、委託費積算書には初めから新型コロナウイルス対策費が計上されている。それでもなお増額が必要になった理由は、契約変更に当たっての案件発注決定書、変更協議書及び契約締結決定書からは不明である。また、その増額で子どもやスタッフの安全が確保されたといえるかどうかの検証もできない。増額が必要な理由や金額の正当性については、具体的な事情に基づいて検討し、記載する必要がある。

イ 豊松自治区地域子どもの居場所づくり事業業務委託における増額の必要性【意見】

上記アとも関連するが、特に本事業では、令和3年3月2日の案件発注決定及び変更協議でイベントの実施回数の変更に伴う管理費・報償費の減額9500円と消毒液等の需用費の増額9500円を行うことが決まり、同月5日に変更契約が交わされているところ、その間の同月4日午後3時31分、受託者から、余白に「※2/22『代休日わんぱーく』休止の為、人弁費（ママ）4500円、講師料5000円 返金します。」と付記された「令和2年度地域子どもの居場所づくり事業見込み収支決算書」がFAXにより提出されている。その後、最終的な「令和2年度地域子どもの居場所づくり事業収支決算書」には、余白に「代休日休止の為、95

00円返金予定でしたが コロナ対策用品と事務用品を購入させていただきました。」と付記され、支出欄には「事務用品（ペン・マジック）」が3000円、「コロナ対策費（マスク・ウォッシュフォーム ペーパータオル）」が6500円追加されていた。

つまり、受託者は、3月4日から同月31日までの間に上記物品を購入していると思われるが、契約終了まで1か月を切った段階で増額の変更契約をしてまで購入しなければならない事情は不明である。実際、その間に事業が実施されたのは、「令和2年度地域子どもの居場所づくり事業管理費支払報告書」及び「令和2年度地域子どもの居場所参加人数報告書」によると、3月4日、5日及び11日の3回のみである（3月4日の午後3時31分の時点で購入されていなかったとすると実質的には2回である）。しかも「新型コロナウイルス感染拡大防止対策」により「事務用品（ペン・マジック）」が必要になる理由も不明である。増額の必要性や金額の妥当性を慎重に検討するべきであった。

#### ウ 変更協議は予め行うべきである【意見】

本件各事業では、逢妻子どもの居場所づくり事業業務委託及び京町自治区地域子どもの居場所づくり事業業務委託を除いて、令和3年3月2日に変更協議及び変更契約の発注決定がなされ、同月5日に契約締結決定及び変更契約締結が行われている。しかし、委託業務の一部を中止したり、費用を追加したりするのであれば、本来、そのこと自体を将来に向かって意思決定するべきである。感染拡大状況に応じて臨機応変に対応しなければならなかったことを思えば、変更契約締結が3月5日となったことが直ちに遅滞であるとはいえないが、少なくとも感染拡大に合わせて一部中止とすることや、対策費を追加することについては事前に決定し（その他業務委託変更事務取扱要領第5条は変更金額を「概算」とすることができると規定している）、受託者と変更協議しておくべきである。さもなければ、あくまで当初契約に拘束されている受託者としては、十分な感染対策をとることができないまま事業を継続しなければならず、利用者を危険に晒しかねない。したがって、少なくとも変更協議や変更契約の発注決定については、方針を固めた段階で行う必要がある。

## 1.7 豊田市放課後児童健全育成事業業務委託

### (1) 中断した業務一覧

本事業では、【図表2-7】のとおり事業が中断した。

【図表 2-7】 中断した事業一覧

事業名	受託者	委託期間	契約金額	変更契約	変更後の金額	変更概要
豊田市放課後児童健全育成事業 南東部ブロック運営業務委託	ホームメックス（株）	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	1億5500万0000円	有	1億5282万9785円 (△217万0215円)	開設時間短縮による支援員及び補助員の人件費の減額と消毒作業等の人件費等の増額
豊田市放課後児童健全育成事業 南西部ブロック運営業務委託	(学) 大和学園	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	2億0634万6000円	有	2億0230万1751円 (△404万4249円)	開設時間短縮による支援員及び補助員の人件費の減額と消毒作業等の人件費等の増額
豊田市放課後児童健全育成事業 北東部ブロック運営業務委託	(株) トライグループ	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	1億1035万5100円	有	1億0978万5766円 (△56万9334円)	開設時間短縮による支援員及び補助員の人件費の減額と消毒作業等の人件費等の増額
豊田市放課後児童健全育成事業 中部ブロック運営業務委託	(副) 大和社会福祉事業振興会	令和1年12月26日 ～令和3年3月31日	2億1200万0000円	有	2億1065万1470円 (△134万8530円)	開設時間短縮による支援員及び補助員の人件費の減額と消毒作業等の人件費等の増額
豊田市放課後児童健全育成事業 西部ブロック運営業務委託	(副) 大和社会福祉事業振興会	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	1億4150万0000円	有	1億4082万3233円 (△67万6767円)	開設時間短縮による支援員及び補助員の人件費の減額と消毒作業等の人件費等の増額
豊田市放課後児童健全育成事業 地域クラブ（朝日丘地区）運営業務委託	(一社) 朝日丘コミュニティクラブ	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	6680万0000円	有	6617万3466円 (△62万6534円)	開設時間短縮による支援員及び補助員の人件費の減額と消毒作業等の人件費等の増額
豊田市放課後児童健全育成事業 地域クラブ（浄水地区）運営業務委託	(一社) まごころスクール	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	5330万0000円	無	—	

## (2) 概要

### ア 契約内容（業務委託）

各仕様書によれば、いずれも、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る放課後児童クラブの運営を委託するものである。

### イ 中止・中断に関連する規定

各契約書に添付された豊田市業務委託契約約款には次の規定がある。

#### （契約変更又は一時中止）

第10条 甲は、必要がある場合は乙と協議して、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止し、若しくはこれを打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとし、賠償額は甲乙協議して定める。

3 乙は、天災地変等乙の責めに帰することができない正当な理由により、契約期間内に業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を付した契約期間延長願により、契約期間の延長を申し出ることができる。

4 甲は、前項の申出があったときは、事実を調査し、やむを得ない理由があるときは、相当の期間に限り、契約期間の延長を認めることができる。

#### （甲の任意解除権）

第14条 甲は、業務が完了するまでの間は、次条から第18条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

また、仕様書には次のとおり費用の分担区分の定めがある。

コ 業務又は費用の分担区分			
(ア) (イ) (略)			
(ウ) 業務のリスク分担区分は別表 3 のとおりとする。			
(別表 3) リスク分担区分			
項目	費用区分	受託者	市
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から施設の運営の継続に支障が生じた場合、受託者が業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費の増減		○
不可抗力	暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他市又は受託者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象等に伴う施設修復等の経費増減		○

※抜粋

(3) 変更契約 (変更理由)

各変更協議書の変更理由の欄には、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響による学校の休校に伴い、夏季休業中に授業を実施したため、開設時間が短縮された旨が記載されている。また、各案件発注決定書の変更 (執行) 理由の欄には、減少した開設時間の人件費を減額することに加えて、職員が勤務時間外に消毒作業等を実施する場合の人件費等のかかり増し経費を増額する旨が記載されている。

変更事務取扱要領第 3 条第 1 項アに該当すると判断してなされたものである。

<p>(変更のできる範囲)</p> <p>第 3 条 変更のできる範囲は、次に掲げる理由により、やむを得ず変更する必要が生じた場合とする。</p> <p>(1) 発注後に発生した外的条件によるもの</p> <p>ア 自然現象その他不可抗力による場合</p> <p>イ 他事業等に関連して影響を受ける場合</p> <p>ウ 地元調整等の処理による場合で、円滑な事業実施上やむを得ず、かつ、合理的なものに限る。</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p>
--

(4) 監査の結果

ア 変更協議は予め行うべきである【意見】

本件各事業では、令和 3 年 3 月 1 1 日から 1 9 日までの間に変更協議が行われ、同月 2 4 日に変更契約の発注決定が、同月 3 1 日に契約締結決定及び変更契約締結が行われている。しかし、委託業務の一部を中止したり、費用を追加したりするのであれば、本来、そのこと自体を将来に向かって意思決定するべきである。感染拡大状況に応じて臨機応変に対応しなければならなかったことを思えば、変更契約締結が 3 月 3 1 日となったことが直ちに遅滞であるとはいえないが、少なくとも夏休みの変動に合わせて一部中止とすることや、対策費を追加することについては事前に決定し (その他業務委託変更事務取扱要領第 5 条は変更金額を「概算」とすることができると規定している)、受託者と変更協議しておくべきである。さもなければ、あくまで当初契約に拘束されている受託者としては、事業を継続しなければな

らない。したがって、少なくとも変更協議や変更の発注決定については、方針を固めた段階で行う必要がある。

イ 増額と減額それぞれについて変更協議すべきである【意見】

本件各事業における変更契約は、いずれも契約金額を減額するものであるが、具体的には増額と減額を積算した結果であり、減額が増額を上回ったために減額となったものである。

このように増額と減額の双方がある場合には、増額と減額が一体の関係にない限り、それぞれ是非を検討する必要がある、そのため変更協議書の「変更金額（概算）」の欄には「増額分」を記載する欄と「減額分」を記載する欄が設けられている。ところが、本件各事業の変更協議書では、「変更金額（概算）」の「増額分」の欄は「0千円」であり、「減額分」の欄に増額と減額の差額が記載されているのみである。「協議事項」の欄でも、増額への言及は全くない。

変更の委託費積算書や案件発注決定書には増額の記載があるので、市として増額の検討はなされているものの、変更協議に当たっても、増額と減額それぞれについて協議して、記録に残すべきである。

## 18 リサイクルステーション資源収集運搬業務委託

### (1) 概要

#### ア 委託場所

末野原中学校北側（大林町11丁目8番地2）ほか22箇所

#### イ 契約内容（業務委託）

リサイクルステーションにある資源物（ガラスびん、有害ごみ、危険ごみ、飲料缶、ペットボトル及びプラスチック製容器包装）の収集及び運搬を委託するもの。

#### ウ 受託者

豊田環境事業（同）

#### エ 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

#### オ 契約金額

4032万1600円（税込）

### (2) 契約の変更

#### ア 変更理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるリサイクルステーションの閉鎖に伴い、収集の中止及び特別収集の追加（再開に伴う収集量の増加に対応するため）を行った。また、東梅坪町リサイクルステーションの閉鎖による収集の中止、台風の接近等による緊急の収集を行った。

これらにより、収集回数に変更があり、36万501円の減額となった。

イ 変更契約

上記事情による数量変更の結果、令和3年3月2日、36万501円（税込）委託金額を減少する内容の変更委託契約が締結された。

(3) 監査の結果

ア 追加された特別収集の単価が不相当である【意見】

仕様書において、特別収集の収集品目はプラスチック製容器包装、ペットボトル及び飲料缶の3品で、単価は1回1万3700円とされている。

リサイクルステーション再開に伴い追加された特別収集について、ペットボトル及び飲料缶の2品やペットボトルの1品しか収集されない日があった。このような収集日についても、決算においては、3品収集された日と同じ単価である1万3700円で計算されていた。

収集品目の減少により、業務量も減少するのであるから、2品又は1品の場合の単価を定め、これを適用するのが相当である。

イ 数量変更の場合の委託費の増減を契約書に明記しておくべきである【指摘】

数量変更があった場合の委託費の増減ルールについて、委託契約書に定められていない。委託先が協議に応じない場合、紛争となるおそれがある。

そこで、数量変更があった場合のルールを契約書に明記しておくべきである。

## 19 リサイクルステーション管理等委託

(1) 概要

ア リサイクルステーション設置場所

リサイクルステーション資源収集運搬業務委託と同様。

イ 契約内容（業務委託）

市が設置するリサイクルステーションにおいて、確実に資源化を図り、リサイクルステーションの円滑な管理運営を行うため、必要となる管理業務を委託するもの。

ウ 受託者

（公社）豊田市シルバー人材センター

エ 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

オ 契約金額（税込）

9067万6083円

(2) 変更契約

ア 変更理由

以下の事情により、契約の変更が必要となった。

- ①令和2年4月の緊急事態宣言により、全リサイクルステーションを37日間閉鎖した。

- ②閉鎖期間中、不法投棄等トラブルの未然防止のため、臨時で巡回業務を行った。
- ③閉鎖期間終了後、利用者の一時的な増加が見込まれたため、1か月間は、繁忙開設日とした。
- ④解体工事の都合から、東梅坪町リサイクルステーションは当初予定より1か月早く、令和2年11月末に廃止した。
- ⑤東梅坪町リサイクルステーション廃止に伴い、四郷町リサイクルステーションの利用者の増加が見込まれたため、1月から常時繁忙開設日とした。

#### イ 変更契約の内容

上記事情によるリサイクルステーション開設日数変更の結果、令和3年3月24日に、660万3823円（税込）を減少する内容の変更委託契約が締結された。

#### (3) 監査の結果

数量変更の場合の委託費の増減を契約書に明記しておくべきである【指摘】

数量変更があった場合の委託費の増減ルールについて、委託契約書に定められていない。委託先が協議に応じない場合、紛争となるおそれがある。

そこで、数量変更があった場合のルールを契約書に明記しておくべきである。

## 20 リユース工房管理等業務委託

### (1) 概要

#### ア 委託場所

豊田市清掃事業所内（渡刈町大明神39番地3）

#### イ 契約内容（業務委託）

家庭から排出された粗大ごみを再使用する「リユース工房」の円滑な管理運営に必要な業務を委託するもの。

#### ウ 受託者

（特）とよたエコ人プロジェクト

#### エ 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

#### オ 契約金額（税込）

231万円

### (2) 変更契約

#### ア 変更理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、リユース工房の臨時閉館及び出張イベントが一部中止となった。

また、閉館期間中の粗大ごみの受入れ、エコットウィークフェスタ期間中（令和2年12月8日から13日まで）の臨時開館を行った。

イ 変更契約の内容

上記事情による数量変更の結果、令和3年3月12日、33万3442円（税込）を減少する内容の変更委託契約が締結された。

(3) 監査の結果

数量変更の場合の委託費の増減を契約書に明記しておくべきである【指摘】

数量変更があった場合の委託費の増減ルールについて、委託契約書に定められていない。委託先が協議に応じない場合、紛争となるおそれがある。

そこで、数量変更があった場合のルールを契約書に明記しておくべきである。

## 2.1 豊田市戦没者春のみたま祭式典祭壇等設営委託

(1) 概要

ア 契約内容（業務委託）

豊田市戦没者春のみたま祭式典（令和2年4月18日午前10時から11時30分まで）の祭壇設営のための事前打合せ、設営作業、撤去作業等に関する委託契約である。

イ 受託者

（株）モダン装美

ウ 委託期間

令和2年4月1日から令和2年4月18日まで（変更前）

変更による完了期日 令和2年4月18日

エ 契約金額（税込）

207万9000円（変更前）

変更契約により8万8008円（△199万0992円）

(2) 変更契約

ア 変更概要

原契約締結の翌日である4月2日に変更協議が行われ、原契約の委託費積算書から「運搬・設営・撤去」を残し、当初54万円の見積のところ3万2040円に変更された。また、「祭壇用菊花手付金」の項目がなかったところこれを追加して5万円増額させ、「祭壇用菊花」から「映写スクリーン」までの項目に関して、「数量」を全て0に変更した（金額はいずれも税別）。結果として、変更後は8万8008円（税込）とされた。

市によると、実際にかかった費用（実被害額）を参考見積書（令和2年4月2日付け）として受託者から入手したところ、品名・仕様欄には、「事前準備」として祭壇用菊花手付金1式5万円及び運搬・設営・撤去（祭壇費用）1式3万円の合計金額8万8000円（税込）が見積もられており、これに請負率（予定価格に対す



る落札金額の割合)の関係で生じた端数8円を加算して、変更後の委託料8万8008円(税込)を支出したとのことである。

イ 変更理由

新型コロナウイルスの影響により、令和2年度豊田市戦没者春のみたま祭の開催を中止したため。

(3) 監査の結果

ア 当初の見積の委託費積算方法について【意見】

変更契約に当たり、当初の見積になかった「祭壇用菊花手付金」の項目を追加し5万円を加算したこと、「運搬・設営・撤去」の業務は行われなかったにもかかわらず、当初54万円の見積のところ3万2040円を残して支出した点は、受託者の参考見積書しか根拠がなく、妥当性に疑問が残る処理であった。

「運搬・設営・撤去」の業務の存否にかかわらず、事前準備として3万2040円に相当する事務経費や祭壇用菊花手付金5万円に相当する業務が発生するのであれば、当初からこれを見積の積算根拠とする必要がある。

イ 解約合意書締結による契約解消も検討するべきであった【意見】

豊田市業務委託契約約款第14条第1項には、任意解除権に関する規定があり、市は、必要があるときは契約を解除できる。解除した場合、同条第2項により、市は受託者に損害を賠償しなければならない。変更契約後の契約金額である8万8008円は、実際にかかった費用(実被害額)に関する参考見積書の金額を基にしており、同項の損害に相当する金額と考えられる。そうであれば、契約の解消と損害額の確定を内容とする解約合意書を締結するのが妥当であった。

## 2.2 少年消防クラブ防火防災体験ツアー設営業務委託

(1) 概要

ア 業務内容(業務委託)

少年消防クラブ防火防災体験ツアーで使用するWi-Fiルーター等の通信機器設営と熱中症予防対策のため氷菓の搬送を委託するもの。

イ 委託場所

豊田市下林町地内

ウ 受託者

(株)ライフサービス東海

エ 委託期間

令和2年7月28日から同年8月8日まで

オ 契約金額(税込)

5万3900円

カ 契約日

令和2年7月28日

(2) 合意解約

ア 合意日

令和2年8月5日

イ 概要

令和2年7月28日付け委託契約を合意解約した。解約金額は、契約金額全てで、既済はないため、支払は生じない。

ウ 理由

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、令和2年8月8日開催予定であった少年消防クラブ防火防災体験ツアーを中止した。開催中止に伴い、原契約の履行は不可能のため、合意の上、原契約を解約するものとしたため。

(3) 監査の結果

原契約を締結する必要があったとは認められない【意見】

委託契約の契約日から1週間余りで合意解除に至っている。令和2年5月下旬から6月にかけて全国の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は減少していたが、6月中旬から7月中旬にかけて急拡大しており、愛知県内でも7月22日にそれまでで最多の53名の新規感染者が報告されていた。少年消防クラブ防火防災体験ツアーの開催対応について、事前の検討が不十分であったといわざるをえない。

## 2.3 旭高原少年自然の家野外学習送迎バス借入

(1) 概要

ア 契約内容（物品借入）

仕様書記載の事業内容は、旭高原少年自然の家で実施する野外学習に際し、児童・生徒を、各小中学校から活動場所まで、行程表に基づき送迎するためのバスを借り入れるものである。

イ 賃貸人

(株) 森龍観光サービス

ウ 借入期間

令和2年6月26日から同年7月31日まで

エ 契約金額（税込）

54万9780円

オ 中止・中断に関連する規定

契約の解除に関する定めとして、契約書添付の「豊田市物品賃貸借契約約款（単年度）R2.4.1改正」に第7条（甲の催告による解除権）、第8条（甲の催告に

よらない解除権)、第9条(談合その他不法行為に係る解除)及び第10条(暴力団等排除に係る解除)がある。任意の解除権又は解約申入れに関する規定はない。

また、契約の変更に関する定めとして、「送迎バス借入事業仕様書」に「3. 送迎日時等の連絡等(変更を含む。) やむを得ない事情等により日程等を変更する場合、違約料は一般貸切旅客自動車運送事業標準約款による。」との記載がある。一般貸切旅客自動車運送事業標準約款(昭和62年1月23日運輸省告示第49号)(以下「運送事業標準約款」ともいう)には、次のとおり違約料に関する条項がある。

(違約料)

第15条 当社は、契約責任者が、その都合により運送契約を解除するときは、その者から、次の区分により違約料を申し受けます。

配車日の14日前から8日前まで 所定の運賃及び料金の20%に相当する額

配車日の7日前から配車日時の2 所定の運賃及び料金の30%に相当する額

4時間前まで

配車日時の24時間前以降 所定の運賃及び料金の50%に相当する額

2 当社は、契約責任者が、その都合により配車車両数の20%以上の数の車両の減少を伴う運送契約の内容の変更をするときは、その者から、減少した配車車両につき、前項の例により算出した額の違約料を申し受けます。

3 当社は、前2項の場合において、第13条の規定により契約責任者から収受した運賃及び料金があるときは、これを違約料に充当することがあります。

4 当社は、当社の都合により運送契約を解除し、又は配車車両数の減少を伴う運送契約の内容の変更をするときは、契約責任者に対し、第1項又は第2項の例により、違約料を支払います。

5 前4項の規定は、天災その他やむを得ない事由による場合には適用しません。

(2) 合意解約

ア 契約締結及び解約の概要

令和2年2月、借入期間として令和2年4月16日から同年7月31日までを予定した入札が行われ、122万2600円(税抜)で落札された。

令和2年3月31日、契約締結に先立って変更協議が行われ、同年5月1日までに実施予定だった6校の中止を理由に借入期間及び契約金額が変更され、同年4月1日、(1)記載の内容で契約が締結された。

その後、令和2年6月1日付け合意解約書によって合意解約された。

イ 解約理由

合意解約書には、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、旭高原での野外学習中止を決定した旨が記載されている。

(3) 監査の結果

貸切バスであることを踏まえた確認の必要性【意見】

貸切バスの運送については、道路運送法や国土交通省自動車局策定の「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」等があり、契約に当たってはそれらを遵守することが求められる。

そして、上記ガイドラインは、貸切バス事業者の選定に関する留意点として、事業許可を受けた者であるか否か、営業区域、任意保険・共済の加入状況等を確認するよ

う要請している。また、運送契約に関する留意点として、運賃及び料金は乗車時において地方運輸局長等に届け出て実施しているものによらなければ事業者が行政処分を受けること等が記載されている。さらに、貸切バスの調達に係る入札等における留意点として、運賃制度の概要を説明するとともに「公示運賃の下限を下回る運賃での落札は、運行に必要な安全コストが計上されておらず、したがって、当該運行において利用者の生命身体の安全が十分確保されないおそれがあることに十分ご留意ください。」と注意喚起し、入札時には応札者に対して届出運賃により入札額を積算した旨の確約書や国税及び地方税の納税証明書の提出を求めることにより、応札者が安全コストを含んだ届出運賃を基に入札額を積算したか、安定的に事業運営している事業者か等を確認することを勧めている。そして、当地域の運賃及び料金の具体的内容については、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」（平成26年3月26日付け中部運輸局公示第167号）に定められている。

ところが、市では、運賃の算定については上記公示に沿って積算していることがうかがえるものの、貸切バス事業者の事業許可や営業区域、保険・共済加入の有無、運輸局に届け出た運賃及び料金の確認は行っていないとのことである。安全な運送を確保するために重要な事項であるから、上記ガイドラインに従った確認を行うことが必要である。

## 2.4 豊田市総合野外センター野外学習送迎バス借入

### (1) 概要

#### ア 契約内容（物品借入）

仕様書によれば、豊田市総合野外センターで実施する野外学習に際し、児童・生徒を、各学校から豊田市総合野外センターまで、行程表に基づき送迎するためのバスを借り入れるものである。

#### イ 賃貸人

（株）森龍観光サービス

#### ウ 借入期間

令和2年6月2日から同年11月30日まで

変更による完了期日 令和2年8月31日

#### エ 契約金額（税込）

873万2130円（変更前）

変更契約により3万0580円（△870万1500円）

#### オ 中止・中断に関連する規定

契約の解除に関する定めとして、契約書添付の「豊田市物品賃貸借契約約款（単年度）R2.4.1改正」に第7条（甲の催告による解除権）、第8条（甲の催告に

よらない解除権)、第9条(談合その他不法行為に係る解除)及び第10条(暴力団等排除に係る解除)がある。任意の解除権又は解約申入れに関する条項はない。

また、契約の変更に関する定めとして、「送迎バス借入事業仕様書」に「3. 送迎日時等の連絡等(変更を含む。) やむを得ない事情等により日程等を変更する場合、違約料は一般貸切旅客自動車運送事業標準約款による。」との記載がある。

## (2) 変更契約

### ア 変更概要

令和2年5月29日、日にち変更に伴うバス料金の増額について変更協議が行われ、事業完了後に運行実績に基づいて変更契約を交わす方針となった。

令和2年6月30日、6月に予定していた野外学習を中止したことによるバス運行台数の減少に伴う減額について変更協議が行われた。

令和2年7月31日、7月に予定していた野外学習を中止したことによるバス運行台数の減少に伴う減額について変更協議が行われた。その際、運送事業標準運送約款第15条第1項(前23(1)オ参照)に基づく違約料が1校発生するため、その違約料を残して減額する方針となった。

令和2年8月31日、9月以降に予定していた野外学習を全て中止したことによるバスの借入キャンセルに伴う減額及び契約期間の短縮について変更協議が行われ、同日、契約金額を違約料1校分に減額する変更契約が締結された。

市によると、キャンセル料はバス借入費と同じく備品使用料の執行節で支払うことになっており、一部運行をキャンセルした場合には、運行費及びキャンセル料を同じ契約に基づいて支払うため、変更契約の形式をとったということである。また、変更協議の前提となっている個別の運行の中止(キャンセル)は、担当者から契約者に対する電話にて行われており、記録は存在しない。

### イ 変更理由

変更物品借入決定書の変更(執行)理由の欄には、新型コロナウイルス感染症の影響で、全件キャンセルとなったためである旨が記載されている。

### ウ 違約料について

市によると、8月7日付けで令和2年度の野外学習を中止する旨の通知が出るまでは、キャンセルの判断は学校に委ねられており、各学校にキャンセルする場合はできるだけ2週間前までにしよう働きかけていたが、1校のみ直前まで実施予定のところ、新型コロナウイルス感染症の拡大状況から、キャンセル決定が10日前になった。また、そのキャンセルは新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うもので、「天災その他やむを得ない事由」(運送事業標準約款第15条第5項、前23(1)オ参照)には該当しないと判断したとのことである。

### (3) 監査の結果

#### ア 中止（キャンセル）の記録を残すべきであったこと【指摘】

本契約には、運送事業標準約款第15条に従った違約料を支払う旨の約定があり、違約料発生の有無及び金額は、運送契約の解除（同条第1項）又は内容の変更（同条第2項）が配送日時との時間的間隔によって区分されている。そうであれば、解除又は内容の変更をいつ行ったかは違約料の発生及び金額を左右する重要な事項である。個別の運行の中止（キャンセル）を電話のみで済ませ、記録化しなかったことは適切とはいえない。

感染状況が随時変動する中で判断する必要があったことを思えば、野外学習を実施するかどうかの判断自体が容易でなかったことは理解でき、実施の判断が直前になることはある程度やむを得ないし、中止の決定をしたことを賃貸人に迅速に伝達する必要性はあるから、電話により中止を伝えたことが不適切であったとはいえない。しかし、違約料の有無及び金額を左右する事情である以上、何らかの記録を残しておくべきであり、仮に事後的になったとしても速やかに書面（ファクシミリや電子メールを含む）を差し入れることが望ましい。少なくとも各運行の中止を伝えた際の経過記録だけでも残しておくとか、変更協議書に各運行の中止をいつ行ったか具体的に記載する等の工夫はしておくべきであった。

#### イ キャンセル料の支払を内容とする変更契約について【意見】

本件では、全ての運行が中止され、キャンセル料の金額で変更契約が交わされているが、中止するのであれば、もはやバス貸出の履行は想定されなくなったのであるから、変更契約ではなく、契約を解除するのが本来である。キャンセル料は、賠償額の予定と考えるのが自然であり、物品借入の対価そのものではない。

市は、同じ契約に基づいて支払うため、変更契約の形式をとったとのことであるが、解除によって原状回復したとしても、損害賠償の請求が妨げられないことは民法第545条4項に規定されているところであり、契約関係を維持しなければならない理由はない。市においても、キャンセル料の支払について合意解約書に明記することで支払は可能ということであり、支障はない。

したがって、全てを中止するときには合意解約をする方が望ましい。

#### ウ キャンセル料の要否【意見】

市が14日以内のキャンセルとなった1校分のキャンセル料を支払ったことは、契約書に基づく標準的な対応ではあるものの、「(天災) その他やむを得ない事由」(運送事業標準約款第15条第5項、前23(1)参照)というのは、発注者の責めに帰すことができないような客観的事情や通常解除を回避できないような客観的事情を指す趣旨と解され、新型コロナウイルス感染症の拡大もその該当性を直ちに否定する必要はないようにも思われる。また、違約料の持つ賠償額の予定という趣旨からすれば、賃貸人の損害の発生状況も確認の上、判断するのも一つの方法である。

## エ 貸切バスであることを踏まえた確認の必要性【意見】

貸切バスの運送については、道路運送法や国土交通省自動車局策定の「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」等があり、契約に当たってはそれらを遵守することが求められる。

そして、上記ガイドラインは、貸切バス事業者の選定に関する留意点として、事業許可を受けた者であるか否か、営業区域、任意保険・共済の加入状況等を確認するよう要請している。また、運送契約に関する留意点として、運賃及び料金は乗車時において地方運輸局長等に届け出て実施しているものによらなければ事業者が行政処分を受けること等が記載されている。さらに、貸切バスの調達に係る入札等における留意点として、運賃制度の概要を説明するとともに「公示運賃の下限を下回る運賃での落札は、運行に必要な安全コストが計上されておらず、したがって、当該運行において利用者の生命身体の安全が十分確保されないおそれがあることに十分ご留意ください。」と注意喚起し、入札時には応札者に対して届出運賃により入札額を積算した旨の確約書や国税及び地方税の納税証明書の提出を求めることにより、応札者が安全コストを含んだ届出運賃を基に入札額を積算したか、安定的に事業運営している事業者か等を確認することを勧めている。そして、当地域の運賃及び料金の具体的内容については、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」（平成26年3月26日付け中部運輸局公示第167号）に定められている。

ところが、市では、運賃の算定については上記公示に沿って積算していることがうかがえるものの、貸切バス事業者の事業許可や営業区域、保険・共済加入の有無、運輸局に届け出た運賃及び料金の確認は行っていないとのことである。安全な運送を確保するために重要な事項であるから、上記ガイドラインに従った確認を行うことが必要である。

## 2.5 施設見学学習送迎バス借入

### (1) 概要

#### ア 契約内容（物品借入）

仕様書によると、豊田市施設見学学習に際し、児童を各小学校から各見学施設までの、その都度指定する日時・行程に基づいて安全に送迎するためのバスを借り入れるものである。

#### イ 賃貸人

名鉄観光サービス（株）

#### ウ 借入期間

令和2年4月28日から同年11月30日まで

エ 契約金額（税込）

727万7600円（変更前）

変更契約により267万5200円（△460万2400円）

オ 中止・中断に関連する規定

契約の解除に関する定めとして、契約書添付の「豊田市物品賃貸借契約約款（単年度）R2.4.1改正」に第7条（甲の催告による解除権）、第8条（甲の催告によらない解除権）、第9条（談合その他不法行為に係る解除）及び第10条（暴力団等排除に係る解除）がある。任意の解除権又は解約申入れに関する条項はない。

また、契約の変更に関する定めとして、「送迎バス借入事業仕様書」に「3. 送迎日時等の連絡等（変更を含む。） やむを得ない事情等により日程等を変更する場合、違約料は一般貸切旅客自動車運送事業標準約款による。」との記載がある。

(2) 変更契約

ア 変更概要

令和2年4月10日、日程変更と中止による運行台数の減少について協議されたほか、事業完了時に実績に基づいて変更契約を交わす方針となった。

令和2年9月30日、9月の施設見学中止による減額について協議された。

令和2年10月31日、10月の施設見学を中止又は徒歩移動に変更したことによる減額について協議された。

令和2年11月30日、以上の変更について、変更契約が締結された。

市によると、変更協議の前提となっている個別の運行の中止（キャンセル）は、担当者から契約者に対する電話にて行われており、記録は存在しない。

また、変更契約書添付の「令和2年度施設見学学習計画表」では、バスの台数が増えている学校もあるが、市によると、当初契約の台数から増台した分については、学校が負担したため、本契約において増額は無い。

イ 変更理由

変更物品借入決定書の変更（執行）理由の欄には、新型コロナウイルス感染症の影響により、キャンセルする学校があったためである旨が記載されている。

(3) 監査の結果

中止（キャンセル）の記録を残すべきであったこと【指摘】

本契約には、運送事業標準約款第15条（前23(1)オ参照）に従った違約料を支払う旨の約定があり、違約料発生の有無及び金額は、運送契約の解除（同条第1項）又は内容の変更（同条第2項）が配送日時との時間的間隔によって区分されている。そうであれば、解除又は内容の変更をいつ行ったかは違約料の発生及び金額を左右する重要な事項である。個別の運行の中止（キャンセル）を電話のみで済ませ、記録化しなかったことは適切とはいえない。



感染状況が随時変動する中で判断する必要があったことを思えば、施設見学学習を実施するかどうかの判断自体が容易でなかったことは理解でき、実施の判断が直前になることはある程度やむを得ないし、中止の決定をしたことを賃貸人に迅速に伝達する必要性はあるから、電話により中止を伝えたことが不適切であったとはいえない。しかし、違約料の有無及び金額を左右する事情である以上、何らかの記録を残しておくべきであり、仮に事後的になったとしても速やかに書面（ファクシミリや電子メールを含む）を差し入れることが望ましい。少なくとも各運行の中止を伝えた際の経過記録だけでも残しておくとか、変更協議書に各運行の中止をいつ行ったか具体的に記載する等の工夫はしておくべきであった。

## 2.6 プール用殺菌消毒剤（液体）（単価契約）

### (1) 概要

#### ア 契約内容（物品購入）

仕様書によれば、学校プール衛生管理のために、プール用殺菌消毒剤（液体）を購入するというものである。

#### イ 売主

昭和堂薬局 鈴木 秀和

#### ウ 供給期間

令和2年4月14日から同年9月30日まで

#### エ 契約金額（税込）

1Kg当たり113.4円（予定数量 1万Kg）

#### オ 中止・中断に関連する規定

契約の解除に関する定めとして、契約書添付の「豊田市物品購入契約約款 R2.4.1改正」に第14条（甲の催告による解除権）、第15条（甲の催告によらない解除権）、第16条（談合その他不法行為に係る解除）及び第17条（暴力団等排除に係る解除）がある。

また、契約の変更に関する定めとして、第11条（物価変動等による契約金額の変更）がある。

（物価変動等による契約金額の変更）

第11条 甲又は乙は、特別な要因により主要な材料の価格に著しい変動を生じ、又は予定数量と納入数量が著しく異なることにより契約金額が不相当となったと認められるときは、契約金額の変更を請求することができる。

### (2) 変更協議

#### ア 変更概要

変更契約はないが、市によると、令和2年5月1日、プールの中止が決まったため、同月7日、変更協議が行われ、予定数量を1万Kgから0Kgへ変更した。

#### イ 変更理由

変更協議書によれば、学校プールの中止が決定し、プール用薬剤が不要となったためである。

#### (3) 監査の結果

任意の解除規定を設けるべきである【意見】

本件は単価契約であり、市は、予定数量を0へ変更することにより購入を中止している。予定数量が予定に過ぎないことからすれば、変更契約や契約解除をしないで数量変更で対応するというのが誤りであったとまではいえない。しかし、市によると、契約書添付の仕様書記載の量については、個別の発注行為を予定しておらず、契約書を交わすことをもって個別の発注を兼ねた運用をしているということであるから、実質的には、既に成立した個別の売買契約を解除したに等しい状態である。売主の立場からすると、増えることは想定できても減ることは想定しにくいということである。その上、数量を著しく減少する場合には、契約約款第11条に基づいて契約変更することにより、ある程度想定外の事態に対応できるものの、数量を0とする場合にはそのような手立てもない。

不要になった物品購入を継続する合理性はないが、売主にとって不意打ちにならないよう配慮する必要もある。そのためには、市が契約の拘束力からの解放を求めることがありうることを示しておくことが望ましく、物品購入においても任意の解除規定を設けることも検討した方が良いと考えられる。

## 2.7 プール用凝集剤（単価契約）

### (1) 概要

#### ア 契約内容（物品購入）

仕様書によれば、学校プール衛生管理のために、凝集剤を購入するというものである。

#### イ 売主

清化工業（株）

#### ウ 供給期間

令和2年4月14日から同年9月30日まで

#### エ 契約金額（税込）

1Kgあたり913円（予定数量 1000Kg）

#### オ 中止・中断に関連する規定

契約の解除に関する定めとして、契約書添付の「豊田市物品購入契約約款 R2.4.1改正」に第14条（甲の催告による解除権）、第15条（甲の催告によらない解除権）、第16条（談合その他不法行為に係る解除）及び第17条（暴力団等排除に係る解除）がある。

また、契約の変更に関する定めとして、第11条（物価変動等による契約金額の変更）がある。

## (2) 変更協議

### ア 変更概要

変更契約はないが、市によると、令和2年5月1日、プールの中止が決まったため、同月7日、変更協議が行われ、予定数量を1000Kgから0Kgへ変更した。

### イ 変更理由

変更協議書によれば、学校プールの中止が決定し、プール用薬剤が不要となったためである。

## (3) 監査の結果

任意の解除規定を設けるべきである【意見】

本件は単価契約であり、市は、予定数量を0へ変更することにより購入を中止している。予定数量が予定に過ぎないことからすれば、変更契約や契約解除をしないで数量変更で対応するというのが誤りであったとまではいえない。しかし、市によると、契約書添付の仕様書記載の量については、個別の発注行為を予定しておらず、契約書を交わすことをもって個別の発注を兼ねた運用をしているということであるから、実質的には、既に成立した個別の売買契約を解除したに等しい状態である。売主の立場からすると、増えることは想定できても減ることは想定しにくいということである。その上、数量を著しく減少する場合には、契約約款第11条に基づいて契約変更することにより、ある程度想定外の事態に対応できるものの、数量を0とする場合にはそのような手立てもない。

不要になった物品購入を継続する合理性はないが、売主にとって不意打ちにならないよう配慮する必要もある。そのためには、市が契約の拘束力からの解放を求めることがありうることを示しておくことが望ましく、物品購入においても任意の解除規定を設けることも検討した方が良いと考えられる。

## 28 プール用殺菌消毒剤（顆粒）（単価契約）

### (1) 概要

#### ア 契約内容（物品購入）

仕様書によれば、学校プール衛生管理のために、プール用殺菌消毒剤（顆粒）を購入するというものである。

#### イ 売主

昭和堂薬局 鈴木 秀和

#### ウ 供給期間

令和2年4月14日から同年9月30日まで

エ 契約金額（税込）

1 K g 当たり 984.5 円（予定数量 2800 K g）

オ 中止・中断に関連する規定

契約の解除に関する定めとして、契約書添付の「豊田市物品購入契約約款 R2.4.1 改正」に第14条（甲の催告による解除権）、第15条（甲の催告によらない解除権）、第16条（談合その他不法行為に係る解除）及び第17条（暴力団等排除に係る解除）がある。

また、契約の変更に関する定めとして、第11条（物価変動等による契約金額の変更）がある。

(2) 変更協議

ア 変更概要

変更契約はないが、令和2年5月1日、プールの中止が決まったため、令和2年5月7日、変更協議が行われ、予定数量を2800 K g から0 K g へ変更した。

イ 変更理由

変更協議書によれば、学校プールの中止が決定し、プール用薬剤が不要となったためである。

(3) 監査の結果

任意の解除規定を設けるべきである【意見】

本件は単価契約であり、市は、予定数量を0へ変更することにより購入を中止している。予定数量が予定に過ぎないことからすれば、変更契約や契約解除をしないで数量変更で対応するというのが誤りであったとまではいえない。しかし、市によると、契約書添付の仕様書記載の量については、個別の発注行為を予定しておらず、契約書を交わすことをもって個別の発注を兼ねた運用をしているということであるから、実質的には、既に成立した個別の売買契約を解除したに等しい状態である。売主の立場からすると、増えることは想定できても減ることは想定しにくいということである。その上、数量を著しく減少する場合には、契約約款第11条に基づいて契約変更することにより、ある程度想定外の事態に対応できるものの、数量を0とする場合にはそのような手立てもない。

不要になった物品購入を継続する合理性はないが、売主にとって不意打ちにならないよう配慮する必要もある。そのためには、市が契約の拘束力からの解放を求めることがありうることを示しておくことが望ましく、物品購入においても任意の解除規定を設けることも検討した方が良いと考えられる。

## 29 豊田市東部給食センター改築整備運営事業

### (1) 概要

#### ア 契約内容（業務委託）

東部給食センターを建設し、その維持管理や給食調理等を行うものである。民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく事業である。

#### イ 受託者

（株）豊田東部スクールランチサービス

#### ウ 事業期間（債務負担行為に基づく複数年度契約）

平成21年6月29日から令和8年3月31日まで

#### エ 契約金額（税込）

101億1286万3726円

ただし、相殺あり（△290万4004円）。

### (2) 変更協議

#### ア 概要

変更契約はないが、「豊田市東部給食センター改築整備運営事業新型コロナウイルス感染防止による小中学校の一斉臨時休校に伴う委託料の減額に関する申出について」と題する令和2年4月1日付け書面により受託者に対して同年3月2日から給食再開までの期間の減額を申し出た上、「豊田市東部給食センター改築整備運営事業新型コロナウイルス感染防止による小中学校の一斉臨時休校に伴う委託料の減額について」と題する同年6月23日付け書面により、同年3月2日から5月30日までの委託料合計290万4004円を減額し、減額分を令和2年度第2四半期委託料で相殺する旨の合意がある。減額の対象は、消耗品費、配送車燃料及び水光熱費である。

#### イ 理由

受託者に対して減額を申し出た上記書面の減額協議の理由には、新型コロナウイルス感染防止による小中学校の一斉臨時休校に伴い、給食提供が大幅に減少した旨及び事業契約書及び覚書において想定していない、定めのない事項であり、不可抗力に当たると考える旨が記載されている。

### (3) 監査の結果

#### ア 変更契約の手続を経るべきであること【指摘】

本件では変更契約の形式がとられていないものの、相殺合意をした上記書面には、「減額することとし」と記載されており、実体は委託料減額の合意のようでもある。その事情を市から聴取したところ、本契約では委託料を固定料金と変動料金（1食当たりの単価に予定給食数を乗じて計算するもの）から算出しており、もともと具体的な事業費を特定していないから、現行の契約を変更するものではなく、そのため変更契約は不要と判断し、相殺合意を行ったとのことであった。

確かに、後記する各種「学校給食配送等業務委託」や「給食調理等及び給食用物資調達業務委託」では、給食の調理や配送については光熱水費や燃料費等の費目を積算した上で契約されているのに対し、本契約にはそのような算定方法がとられていないという違いがある。しかし、だからといって契約の変更には該当しないというのでは、あたかも契約書に記載されたことを変更する場合には変更契約の手続が必要であるが、契約書に記載されていないことを行う場合には変更契約の手続は必要ないということになりかねず、不合理である。いずれもその必要性や許容性等を真摯に検討すべきことは同じである。

代金の減額を合意するのであれば、たとえ費目の変更がなくても当然契約の変更にあたるといえるし、相殺を合意する場合においても、契約に関連する合意である以上、交わす文書の表題にかかわらず、変更協議や発注決定等を行うべきである。

#### イ 相殺するのであれば対象を明確にする必要があること【意見】

そもそも「減額分は令和2年度第2四半期委託料で相殺する」という記載のみでは自働債権と受働債権が必ずしも明らかではない。そこで念のため検討すると、本契約に基づく業務の一部が不要となったのは、市の判断として行った小中学校の臨時休校に伴う給食提供の中止によるものであるから、債権者である市の責めに帰すべき事由によるものとして処理するのが自然であり、民法第536条2項（本件の場合平成29年法第44号による改正前のもの）に基づく処理をする必要がある。

そうすると、受託者は反対給付である委託料の支払を受ける権利を失わない一方、債務を免れたことによって得た利益を償還すべきということになる（民法536条2項（平成29年法律第44号による改正前のもの））。この点では、市が、消耗品費等の受託者が免れた支出を減額対象としたことは、理にかなっているが、これを法的に見れば、市は受託者に民法536条2項ただし書に基づく利益の償還請求権を有し、受託者は市に契約に基づく委託料支払請求権を有するということであり、相殺をするのであれば、これらを対当額にて相殺することとなると考えられる。

相殺するのであれば、このように対象債権を明確にした上で行う必要がある。

#### ウ 減額の計算方法について【意見】

減額は、令和2年3月から5月分までの消耗品費、配送車燃料費及び水光熱費である。消耗品費は、1月及び2月の1食当たりの平均額を算出し、それに当月中止された給食数を掛けて算出されている。配送車燃料費は、1月及び2月の1日1台当たりの平均額を算出し、それに当月走行しなかった台数及び日数を掛けて算出されている。水光熱費は、基本使用料を除いた1月及び2月の1日当たりの平均額と当月の1日当たりの日割金額の差額を算出した上、その差額に対し中止した日数を掛けて算出されている。

しかし、市は、この減額の決定を行うに当たり、減額の計算書に整合性がとれていない箇所があることを看過して、決定を行った。具体的には、3月の水光熱費に

ついて、基本使用料を除いた金額の欄に記載された金額から計算して導かれる日割金額と、日割金額の欄に記載された金額が一致していなかった。もっとも、この点について市に確認したところ、基本使用料を除いた金額の方が誤り（訂正があったことを反映していなかった）であり、平均額の欄に記載した金額の方が正しかったとのことであったため、結果的に減額金額に誤りは生じなかった。

また、受託者と書面を交わすに当たっては、計算書も綴られたが、上記水光熱費の誤記は正しく修正された一方で、1月及び2月の配送車燃料費について、決定時には正しかった走行台数及び平均額が誤って変更されていた。もっとも、減額金額にその変更は反映されていなかったため、結果的に減額金額に誤りは生じなかった。さらには、本来3月から5月までの計算書を綴るべきところ、4月及び5月の計算書が綴られていなかった。

本件では結果的に減額金額の誤りまでは免れたものの、いくつもの数字を扱いつながり、訂正を重ねていると誤りが生じやすいものであるから、契約金額や減額金額のような重要な数字を扱う際には、訂正箇所を一目で分かるようにしたり複数人で確認したりするなどして、事務処理に過誤が生じないようにする必要がある。

本監査の過程で当初誤りを含む資料が提出されたため、これを基に再精算を行うべきである旨の指摘を検討していたところ、市から以下のような説明があった。

#### 市の説明内容

監査時に提出した資料のうち、「豊田市東部給食センター改築整備運営事業新型コロナウイルス感染防止による小中学校の一斉臨時休校に伴う委託料の減額について」の決定書（令和2年6月23日起案、同日決定）に添付されていた、令和2年3月分の水光熱費の減額を計算するための資料では、外部監査結果報告書（第3稿）に記載されたとおり、基本使用料を控除した水光熱費は3,877,000円と記載されていた。

- ・しかし、実際に市と受託者が押印し、各自1通ずつ保有している書面には、同金額は4,032,000円と記載されていた。（添付資料(略)）
- ・受託者に改めて確認したところ、3月に支払った水光熱費は5,654,000円であり、基本使用料1,622,000円を控除すると4,032,000円となる。
- ・基本使用料を控除した水光熱費が4,032,000円であれば、日割り金額は192,000円となり、計算結果は誤りでなかったことになる。
- ・決定書に、誤った金額が記入された資料が添付されていた理由は不明。
- ・市と受託者が押印し保有している確認書面に添付されている計算書も、水光熱費の部分は整合がとれているが、配送車燃料費を計算する表で、1月及び2月の走行台数が、正しくは16台であるのに15台と記されており、その結果2か月平均の金額も672.1円と誤ったものが記入されている。
- ・また、4月分及び5月分の減額を計算するための資料が添付されていない。
- ・以上のことから、減額の計算自体に誤りはなく、減額申入れの対象から漏れてしまったものはなかったと、訂正を申し入れたい。
- ・しかし、決定書及び市及び受託者が交わした書面に不正確な資料を添付していたことは、反省すべき点と認識している。

### 30 豊田市北部給食センター改築整備運営事業

#### (1) 概要

##### ア 契約内容（業務委託）

北部給食センターを建設し、その維持管理や給食調理等を行うものである。民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく事業である。令和2年4月から給食提供を開始した。

##### イ 受託者

（株）豊田北部スクールランチサービス

##### ウ 事業期間（債務負担行為に基づく複数年度契約）

平成29年12月18日から令和17年3月31日まで

##### エ 契約金額（税込）

97億1131万7873円

ただし、相殺あり（△96万3014円）。

#### (2) 変更協議

##### ア 概要

変更契約はないが、「豊田市北部給食センター改築整備運営事業新型コロナウイルス感染防止による小中学校の一斉臨時休校に伴う委託料の減額について」と題する令和3年3月15日付け書面により、令和2年4月7日から5月29日までの委託料96万3014円を減額し、減額分を令和2年度第4四半期委託料で相殺する旨の合意がある。減額の対象は、消耗品費、配送車燃料及び水光熱費である。

##### イ 理由

上記減額及び相殺に際しての決裁文書には「発生した事象」として「新型コロナウイルス感染防止のため令和2年4月及び5月に小中学校が一斉臨時休校となったことで、同期間の給食調理がこども園のものだけとなった。（略）事業契約書に従うのみで委託料を支払っては、著しく不当な委託料を市は事業者を支払ってしまうことになってしまうため、市及び事業者が協議の上、委託料を精算することとした。（略）」とある。

#### (3) 監査の結果

##### ア 変更契約の手続を経るべきであること【指摘】

本件では変更契約の形式が取られていないものの、相殺合意をした上記書面には、「減額することとし」と記載されており、実体は委託料減額の合意のようでもある。その事情を市から聴取したところ、本契約では委託料を固定料金と変動料金（1食当たりの単価に予定給食数を乗じて計算するもの）から算出しており、もともと具体的な事業費を特定していないから、現行の契約を変更するものではなく、そのため変更契約は不要と判断し、相殺合意を行ったということであった。



確かに、後記する各種「学校給食配送等業務委託」や「給食調理等及び給食用物資調達業務委託」では、給食の調理や配送については光熱水費や燃料費等の費目を積算した上で契約されているのに対し、本契約にはそのような算定方法がとられていないという違いがある。しかし、だからといって契約の変更には該当しないというのでは、あたかも契約書に記載されたことを変更する場合には変更契約の手続が必要であるが、契約書に記載されていないことを行う場合には変更契約の手続は必要ないということになりかねず、不合理である。いずれもその必要性や許容性等を真摯に検討すべきことは同じである。

代金の減額を合意するのであれば、たとえ費目の変更がなくても当然契約の変更にあたるといえるし、相殺を合意する場合においても、契約に関連する合意である以上、交わす文書の表題にかかわらず、変更協議や発注決定等を行うべきである。

#### イ 相殺するのであれば対象を明確にする必要があること【意見】

そもそも「減額分は令和2年度第4四半期委託料で相殺する」という記載のみでは自働債権と受働債権が必ずしも明らかではない。そこで念のため検討すると、本契約に基づく業務の一部が不要となったのは、市の判断として行った小中学校の臨時休校に伴う給食提供の中止によるものであるから、債権者である市の責めに帰すべき事由によるものとして処理するのが自然であり、民法第536条2項（本件の場合平成29年法第44号による改正前のもの）に基づく処理をする必要がある。そうすると、受託者は反対給付である委託料の支払いを受ける権利を失わない一方、債務を免れたことによって得た利益を償還すべきということになる（民法536条2項（平成29年法律第44号による改正前のもの））。この点では、市が、消耗品費等の受託者が免れた支出を減額対象としたことは、理にかなっているが、これを法的に見れば、市は受託者に民法536条2項ただし書に基づく利益の償還請求権を有し、受託者は市に契約に基づく委託料支払請求権を有するということであり、相殺をするのであれば、これらを対当額にて相殺することとなると考えられる。相殺するのであれば、このように対象債権を明確にした上で行う必要がある。

#### ウ 水光熱費【意見】

本事業においても、令和2年4月及び5月の消耗品費、配送車燃料及び水光熱費の減額がなされている。北部給食センターについては、まさにその令和2年4月から給食提供を開始したばかりのため、東部給食センターのように直前2か月の平均を参考にすることができず、市は、半年後の令和2年10月及び11月を比較対象にした（減額の算定方法は、東部給食センターと同様の方法である）。

ところが、水光熱費については、令和2年10月及び11月の1日当たりの平均額が16万0902円であったのに対し、4月は25万1941円、5月は17万4777円といずれも上回ったため、結果的に減額とならなかった。

しかし、そもそもなぜ小中学校の給食提供がなされていない4月及び5月の水光熱費の方が高額であったのか純粋に疑問がある。原因は、減額の算定資料からも委託業務監督記録からも明らかではないが、減額の適否を検討するためには、原因の検討や10月及び11月以外との比較も行うと良かったと考えられる。

### 3.1 学校給食配送等業務委託【その1】（豊田市中部給食センター及び1民間会社）

#### (1) 概要

##### ア 契約内容（業務委託）

仕様書によれば、豊田市中部給食センター及び市が調理を委託する（株）トフスにおいて調理された給食を小中学校及びこども園等に配送回収する配送業務、回収業務等を委託するものである。

##### イ 受託者

日本通運（株）

##### ウ 委託期間（長期継続契約）

平成30年6月1日から令和5年7月31日まで

##### エ 契約金額（税込）

3億8066万7600円（変更前）

3億8616万3752円（消費税法改正に伴い、令和元年10月1日に変更）

変更契約により3億8614万9940円（△1万3812円）

##### オ 中止・中断に関連する規定

契約の解除に関する定めとして、契約書添付の「豊田市業務委託契約約款 H30.4.1改正」に第12条（甲の解除権）、第16条（乙の解除権）等がある。

また、契約の変更に関する定めとして、第10条（契約変更又は一時中止）等がある。

#### (2) 変更契約

##### ア 変更概要

変更委託契約書及び変更協議書によれば、令和2年8月18日、新型コロナウイルスの影響による臨時休校に伴い提供が中止された同年4月及び5月の小中学校の給食について、不要になった運行費（走行距離／燃費×燃料価格）が減額された。

減額対象を運行費のみとした理由は、市によると、臨時休校は小中学校のみの対応であり、契約に含まれるこども園への業務は継続して行われていたこと、及び国の指示に基づく臨時休校が原因であり、再開の見通しが不明の中で、受託者に従業員を確保させる必要があったためとのことである。

減額実施時期については、市によると、国の指示に基づく臨時休校が原因であり、また同年度中に再度臨時休校を行う可能性が否めなかったため、協議の上、学校再開後、新型コロナウイルス感染症の流行具合を見て精算することにした。減額実施

の時期は学校再開後も新型コロナウイルス感染症の収束の兆しが見えなかったため、受託者毎に精算時期が異なった。変更契約事務に係る時間の都合及び新型コロナウイルス感染症の流行状況が不透明の中で、毎月減額をしていたら支払が1か月以上遅延することが予想され、長期継続契約の期間中であり、受託者に負担を強いることになるため、精算時期を協議によって定める判断をしたとのことである。

イ 変更理由

変更協議書には、臨時休校に伴い、減少した業務に対して減額できる項目を精査した旨が記載されている。

(3) 監査の結果

「変更のできる範囲」（変更事務取扱要領第3条）の特定【意見】

変更協議書では、変更事務取扱要領の該当項目は第3条第2項ウ（発注時において予期することが困難な要因に基づくもの・その他予期することが困難な要因等でやむを得ない場合）となっているものの、保健給食課から契約課に対する説明文書には「その他業務委託変更事務取扱要領第3条に規定する自然現象その他不可抗力によりやむを得ず変更するもの」という第3条第1項アの文言があり、統一されていない。令和2年度の場合、いずれにせよ新型コロナウイルス感染症が原因であることは明らかであり、いずれも該当し得るといえるが、事務処理に当たっては、どの条項に従って処理するものか意識し、統一的に運用することが望ましい。

### 3.2 学校給食配送等業務委託【その2】（豊田市平和給食センター）

(1) 概要

ア 契約内容（業務委託）

仕様書によれば、豊田市平和給食センターにおいて調理された給食を小中学校及びこども園に配送回収する配送業務、回収業務、食器等の洗浄・消毒の補助業務及び廃棄物収集運搬業務等を委託するものである。

イ 受託者

日本通運（株）

ウ 委託期間（長期継続契約）

平成30年4月27日から令和5年7月31日まで

エ 契約金額（税込）

2億8549万8000円（変更前）

2億8962万0073円（消費税法改正に伴い令和元年10月1日に変更）

変更契約により2億8957万3007円（△4万7066円）

変更契約により2億8949万1534円（△8万1473円）

## (2) 変更契約

### ア 変更概要

変更委託契約書及び変更協議書によれば、まず令和2年3月31日、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休校に伴い提供が中止された令和2年3月の小中学校の給食について、運行費（走行距離／燃費×燃料価格）が減額された。次に、令和2年8月12日、同様に同年4月から6月までの小中学校の給食について運行費（走行距離／燃費×燃料価格）が減額された。

### イ 変更理由

変更協議書には、臨時休校に伴い、減少した業務に対して減額できる項目を精査した旨が記載されている。

## (3) 監査の結果

「変更のできる範囲」（変更事務取扱要領第3条）の特定【意見】

変更協議書では、変更事務取扱要領の該当項目は第3条第2項ウ（発注時において予期することが困難な要因に基づくもの・その他予期することが困難な要因等でやむを得ない場合）となっているものの、保健給食課から契約課に対する説明文書には「その他業務委託変更事務取扱要領第3条に規定する自然現象その他不可抗力によりやむを得ず変更するもの」という第3条第1項アの文言があり、統一されていない。令和2年度の場合、いずれにせよ新型コロナウイルス感染症が原因であることは明らかであり、いずれも該当し得るといえるが、事務処理に当たっては、どの条項に従って処理するものか意識し、統一的に運用することが望ましい。

## 3.3 学校給食配送等業務委託【その4】（豊田市南部給食センター）

### (1) 概要

#### ア 契約内容（業務委託）

仕様書によれば、豊田市南部給食センターにおいて調理された給食を小中学校及びこども園に配送回収する配送業務、回収業務、食器等の洗浄・消毒の補助業務及び廃棄物収集運搬業務等を委託するものである。

#### イ 受託者

希望運輸（株）

#### ウ 委託期間（長期継続契約）

平成30年4月27日から令和5年7月31日まで

#### エ 契約金額（税込）

2億3417万1000円（変更前）

2億3755万2000円（消費税法改正に伴い令和元年10月1日に変更）

変更契約により2億3748万7750円（△6万4250円）

変更契約により2億3733万3551円（△15万4199円）

## (2) 変更契約

### ア 変更概要

変更委託契約書及び変更協議書によれば、まず令和2年3月31日、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休校に伴い提供が中止された同年3月の小中学校の給食について、運行費（走行距離／燃費×燃料価格）が減額された。次に、同年8月12日、同様に同年4月から6月までの小中学校の給食について運行費（走行距離／燃費×燃料価格）が減額された。

### イ 変更理由

変更協議書には、臨時休校に伴い、減少した業務に対して減額できる項目を精査した旨が記載されている。

## (3) 監査の結果

「変更のできる範囲」（変更事務取扱要領第3条）の特定【意見】

変更協議書では、変更事務取扱要領の該当項目は第3条第2項ウ（発注時において予期することが困難な要因に基づくもの・その他予期することが困難な要因等でやむを得ない場合）となっているものの、保健給食課から契約課に対する説明文書には「その他業務委託変更事務取扱要領第3条に規定する自然現象その他不可抗力によりやむを得ず変更するもの」という第3条第1項アの文言があり、統一されていない。令和2年度の場合、いずれにせよ新型コロナウイルス感染症が原因であることは明らかであり、いずれも該当し得るといえるが、事務処理に当たっては、どの条項に従って処理するものか意識し、統一的に運用することが望ましい。

## 3.4 旭中学校給食配送等業務委託

### (1) 概要

#### ア 契約内容（業務委託）

仕様書によれば、旭中学校において調理された給食を敷島小学校及び小渡小学校並びに杉本こども園及び小渡こども園へ配送回収する配送業務、回収業務等を委託するものである。

#### イ 受託者

トヨタ生活協同組合

#### ウ 委託期間（長期継続契約）

令和元年11月22日から令和7年2月28日まで

#### エ 契約金額（税込）

2200万0000円（変更前）

変更契約により2198万7812円（△1万2188円）

変更契約により2195万8561円（△2万9251円）

## (2) 変更契約

### ア 変更概要

変更委託契約書及び変更協議書によれば、まず令和2年3月31日、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休校に伴い提供が中止された同年3月の小学校の給食について、運行費（走行距離／燃費×燃料価格）が減額された。次に、令和3年3月2日、同様に令和2年4月から6月までの小学校の給食について運行費（走行距離／燃費×燃料価格）が減額された。

### イ 変更理由

変更協議書には、臨時休校に伴い、減少した業務に対して減額できる項目を精査した旨が記載されている。

## (3) 監査の結果

「変更のできる範囲」（変更事務取扱要領第3条）の特定【意見】

変更協議書では、変更事務取扱要領の該当項目は第3条第2項ウ（発注時において予期することが困難な要因に基づくもの・その他予期することが困難な要因等でやむを得ない場合）となっているものの、保健給食課から契約課に対する説明文書には「その他業務委託変更事務取扱要領第3条に規定する自然現象その他不可抗力によりやむを得ず変更するもの」という第3条第1項アの文言があり、統一されていない。令和2年度の場合、いずれにせよ新型コロナウイルス感染症が原因であることは明らかであり、いずれも該当し得るといえるが、事務処理に当たっては、どの条項に従って処理するものか意識し、統一的に運用することが望ましい。

## 3 5 給食調理等及び給食用物資調達業務委託

### (1) 概要

#### ア 契約内容（業務委託）

仕様書によれば、業務の概要は、給食調理業務、園給食業務、給食用物資調達業務、施設設備等の維持管理及びその他である。

#### イ 受託者

（公財）豊田市学校給食協会

#### ウ 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

#### エ 契約金額（税込）

2 7 億 3 3 9 2 万 4 1 3 7 円（変更前）

変更契約（1回目）により2 5 億 3 5 3 9 万 7 8 2 0 円（△1 億 9 8 5 2 万 6 3 1 7 円）

変更契約（2回目）により2 4 億 1 2 1 2 万 1 4 7 円（△1 億 2 3 2 7 万 7 6 7 3 円）

変更契約（3回目）により23億7693万3599円（△3518万6548円）

## (2) 変更契約

### ア 変更概要

新型コロナウイルス感染症対策に係る小・中・特別支援学校の臨時休校による学校給食休止を経て、令和2年7月10日（1回目）に、受託者から公益財団法人愛知県学校給食会及び物資納入業者へ支払う補償費を追加計上する一方、給食材料費を減額した。また、令和3年1月4日（2回目）にはさらに実施食数の減少による給食材料費の減額を行い、同年3月31日（3回目）には、燃料費や光熱水費、給食材料費等を減額した。

### イ 変更理由

案件発注決定書（変更第1回）の変更の（執行）理由には、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休校に伴い、小中学校で給食の提供を中止したためとある。

2回目の変更契約前に行われた変更協議書の変更理由の欄には、令和2年7月10日付け変更契約時と比較し、学校給食の実施食数及び実施日数の減少が見込まれる旨が記載されている。

案件発注決定書（変更第3回）の変更（執行）理由の欄には、燃料費において重油使用料が減少し、単価も下落した旨及び光熱水費において、想定よりも使用量が減少した旨が記載されている。

変更事務取扱要領第3条第2項ウに該当すると判断してなされたものである。

## (3) 監査の結果

### 委託費積算のあり方について【意見】

本契約では、3回の変更契約の際、調理等業務内の各項目が減額されているが、全て単位が「式」で、数量が「1」であるため、単価の記載がない変更委託契約書添付の委託費積算書によっては具体的な変更内容を知ることができない。単価の記載がある案件発注決定書添付の委託費積算書を参照しなければ、各項目を減額するのかわかも判別できない。1式による積算にはこのような不都合があるため（なお、委託契約事務の手引（工事関係委託を除く）には、1式で積算した項目については、原則として変更契約ができない旨が記載されている）、各項目に応じた単価及び数量を具体化した積算方法とすることを検討するべきである。

## 第4 公の施設の利用停止

### 1 笹戸生活改善センター笹戸会館

#### (1) 概要

##### ア 施設

所在地 豊田市笹戸町平畑1番地

##### イ 指定管理者

笹戸自治区

##### ウ 基本協定（利用料金制（施設の使用料は指定管理者の収入となる制度。以下同じ。

【図表1-24】参照))

期間 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

##### エ 年度協定

###### (ア) 令和2年度指定管理料

79万8000円（税込）

###### (イ) 経費の精算

年度協定書において、次のとおり定められている。

第3条  
1～3（略）  
4 指定管理料の修繕料及び利用料金減免補填金を相殺し剰余金が生じた場合は、甲乙協議の上精算を行い、令和2年度決算終了後速やかに甲に返還するものとし、逆に不足する場合には当該不足分を補填するものとする。

#### (2) 年度協定の変更

##### ア 概要

###### (ア) 精算対象経費の変更

上記年度協定書において、利用料金負担金（※）が精算対象経費として含まれていないところ、これを精算対象経費に含めるため、令和3年3月31日付け変更年度協定書において、次のとおり変更が行われた。

第3条  
1～3（略）  
4 指定管理料の修繕料、利用料金減免補填金及び利用料金負担金を相殺し剰余金が生じた場合は、甲乙協議の上精算を行い、令和2年度決算終了後速やかに甲に返還するものとし、逆に不足する場合には当該不足分を補填するものとする。

###### (※) 利用料金負担金

消費税率8%を前提に利用料金収入を見込んで指定管理料を算出している施設（平成30年度以前に公募を実施した施設等）は、令和元年10月1日に実施された消費税率引上げに伴う利用料金改定を実施しない場合、当初の見込みより指定管理者の収入（消費税抜の金額）が減少することになる。この減少額を市が補填するものである。以下同じ。



(イ) 精算対象経費の精算

修繕料 20円剰余

利用料金減免補填金 7200円不足

利用料金負担金 832円不足

合計 8012円不足

(ウ) 新型コロナウイルス感染症の影響による精算

本施設は、令和3年4月11日から5月18日まで、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により休館となったが、これを原因とする精算は行われていない。市によると、その理由は、指定管理者との協議により、休館期間中においても施設の管理運営業務は継続して実施したこと及び期間中の利用料金収入に影響がなかったことを確認したことから、精算の必要が無いと判断したとのことである。

(エ) 精算額

8012円増額

イ 変更年度協定

令和3年3月31日付け変更年度協定書において、指定管理料が8012円（税込）増額された。

(3) 監査の結果

利用料金負担金精算の根拠を当初の年度協定書において明記しておくべき【意見】

利用料金負担金を市が補填することは、当初の令和2年度年度協定書締結時点において、市の方針として決まっていたものである。令和2年12月7日付け通知（第2章第9の3(2)イ（キ）参照）でも「例年精算対象としている項目」に挙げられている。ところが、当初の年度協定書においては定められておらず、令和3年3月31日付け変更年度協定書において、精算対象とすることが定められた。利用料金負担金を精算対象経費とすることを、当初の年度協定書において明記しておくべきであった。

## 2 豊田市浅野会館

(1) 概要

ア 施設

所在地 豊田市浅谷町下万場303番地2

イ 指定管理者

浅野自治区

ウ 基本協定（利用料金制）

期間 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

エ 年度協定

(ア) 令和2年度指定管理料

86万2000円（税込）

(イ) 経費の精算

年度協定書において、次のとおり定められている。

第3条  
1～3 (略)  
4 指定管理料の修繕料及び利用料金減免補填金を相殺し剰余金が生じた場合は、甲乙協議の上精算を行い、令和2年度決算終了後速やかに甲に返還するものとし、逆に不足する場合には当該不足分を補填するものとする。

(2) 年度協定の変更

ア 概要

(ア) 精算対象経費の変更

上記年度協定書において、利用料金負担金は精算対象経費として含まれていないところ、これを精算対象経費に含めるため、令和3年3月31日付け変更年度協定書において、次のとおり変更が行われた。

第3条  
1～3 (略)  
4 指定管理料の修繕料、利用料金減免補填金及び利用料金負担金を相殺し剰余金が生じた場合は、甲乙協議の上精算を行い、令和2年度決算終了後速やかに甲に返還するものとし、逆に不足する場合には当該不足分を補填するものとする。

(イ) 精算対象経費の精算

修繕料 18万円剰余

利用料金減免補填金 3400円不足

利用料金負担金 146円不足

合計 17万6454円剰余

(ウ) 新型コロナウイルス感染症の影響による精算

笹戸会館と同様、精算は行われていない。

(エ) 精算額

17万6454円の減額

イ 変更年度協定

令和3年3月31日付け変更年度協定書において、指定管理料が17万6454円(税込)減額された。

(3) 監査の結果

利用料金負担金精算の根拠を当初の年度協定書において明記しておくべき【意見】

利用料金負担金を市が補填することは、当初の令和2年度年度協定書締結時点において、市の方針として決まっていたものである。令和2年12月7日付け通知(第2章第9の3(2)イ(キ)参照)でも「例年精算対象としている項目」に挙げられている。

ところが、当初の年度協定書においては定められておらず、令和3年3月31日付け変更年度協定書において、精算対象とすることが定められた。利用料金負担金を精算対象経費とすることを、当初の年度協定書において明記しておくべきであった。

### 3 敷島農村環境改善センター敷島会館

#### (1) 概要

##### ア 施設

所在地 豊田市杉本町奥西山49番地

##### イ 指定管理者

敷島自治区

##### ウ 基本協定（利用料金制）

期間 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

##### エ 年度協定

###### (ア) 令和2年度指定管理料

121万6000円（税込）

###### (イ) 経費の精算

年度協定書において、次のとおり定められている。

第3条  
1～3（略）  
4 指定管理料の修繕料及び利用料金減免補填金を相殺し剰余金が生じた場合は、甲乙協議の上精算を行い、令和2年度決算終了後速やかに甲に返還するものとし、逆に不足する場合には当該不足分を補填するものとする。

#### (2) 年度協定の変更

##### ア 概要

###### (ア) 精算対象経費の変更

上記年度協定書において、利用料金負担金は精算対象経費として含まれていないところ、これを精算対象経費に含めるため、令和3年3月31日付け変更年度協定書において、次のとおり変更が行われた。

第3条  
1～3（略）  
4 指定管理料の修繕料、利用料金減免補填金及び利用料金負担金を相殺し剰余金が生じた場合は、甲乙協議の上精算を行い、令和2年度決算終了後速やかに甲に返還するものとし、逆に不足する場合には当該不足分を補填するものとする。

###### (イ) 年度協定書に従った精算

修繕料 5万1940円剰余

利用料金減免補填金 3万0900円不足

利用料金負担金 6200円不足

合計 1万4840円剰余

###### (ウ) 新型コロナウイルス感染症の影響による精算

笹戸会館と同様、精算は行われていない。

###### (エ) 精算額

1万4840円の減額

イ 変更年度協定

令和3年3月31日付け変更年度協定書において、指定管理料が1万4840円（税込）減額された。

(3) 監査の結果

利用料金負担金精算の根拠を当初の年度協定書において明記しておくべき【意見】

利用料金負担金を市が補填することは、当初の令和2年度年度協定書締結時点において、市の方針として決まっていたものである。令和2年12月7日付け通知（第2章第9の3(2)イ（キ）参照）でも「例年精算対象としている項目」に挙げられている。ところが、当初の年度協定書においては定められておらず、令和3年3月31日付け変更年度協定書において、精算対象とすることが定められた。利用料金負担金を精算対象経費とすることを、当初の年度協定書において明記しておくべきであった。

#### 4 築羽農村環境改善センター築羽会館

(1) 概要

ア 施設

所在地 豊田市榎本町落合11番地1

イ 指定管理者

築羽自治区

ウ 基本協定（利用料金制）

期間 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

エ 年度協定

(ア) 令和2年度指定管理料

92万2000円（税込）

(イ) 経費の精算

年度協定書において、次のとおり定められている。

第3条 1～3（略） 4 指定管理料の修繕料及び利用料金減免補填金を相殺し剰余金が生じた場合は、甲乙協議の上精算を行い、令和2年度決算終了後速やかに甲に返還するものとし、逆に不足する場合には当該不足分を補填するものとする。
---

(2) 年度協定の変更

ア 概要

(ア) 精算対象経費の変更

上記年度協定書において、利用料金負担金は精算対象経費として含まれていないところ、これを精算対象経費に含めるため、令和3年3月31日付け変更年度協定書において、次のとおり変更が行われた。

第3条 1～3（略）
---------------

4 指定管理料の修繕料、利用料金減免補填金及び利用料金負担金を相殺し剰余金が生じた場合は、甲乙協議の上精算を行い、令和2年度決算終了後速やかに甲に返還するものとし、逆に不足する場合には当該不足分を補填するものとする。

(イ) 年度協定書に従った精算

修繕料 7940円剰余

利用料金減免補填金 5140円不足

利用料金負担金 2677円不足

合計 123円剰余

(ウ) 新型コロナウイルス感染症の影響による精算

笹戸会館と同様、精算は行われていない。

(エ) 精算額

123円の減額

イ 変更年度協定

令和3年3月31日付け変更年度協定書において、指定管理料が123円(税込)減額された。

(3) 監査の結果

利用料金負担金精算の根拠を当初の年度協定書において明記しておくべき【意見】

利用料金負担金を市が補填することは、当初の令和2年度年度協定書締結時点において、市の方針として決まっていたものである。令和2年12月7日付け通知(第2章第9の3(2)イ(キ)参照)でも「例年精算対象としている項目」に挙げられている。

ところが、当初の年度協定書においては定められておらず、令和3年3月31日付け変更年度協定書において、精算対象とすることが定められた。利用料金負担金を精算対象経費とすることを、当初の年度協定書において明記しておくべきであった。

## 5 豊田市旭高原自然活用村

(1) 概要

ア 施設

所在地 豊田市旭八幡町根山68番地1

イ 指定管理者

(株)旭高原

ウ 基本協定(利用料金制)

期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

エ 年度協定

(ア) 令和2年度指定管理料

1億1180万0000円(税込)

(イ) 経費の精算

年度協定書において、次のとおり定められている。

(指定経費の精算)	
第4条 前条の指定管理料に含まれる修繕料及び水道使用料等（以下「指定経費」という。）は、以下の金額とする。	
修繕料	金 3,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
水道使用料	金 1,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
利用料金減免補填金等	金 1,150,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
2 指定経費に剰余金が生じた場合は、甲が指示する方法によって、令和2年度決算終了後速やかに甲に返還するものとし、逆に指定経費が不足する場合には甲が当該不足分を補填するものとする。	

(2) 年度協定の変更

ア 概要

(ア) 年度協定書に従った精算

修繕料 0円

水道使用料 6万2097円不足

利用料金減免補填金 35万7800円剰余

(イ) 利用料金負担金の精算

5万288円剰余

基本協定書及び年度協定書に規定はないが、精算対象とされた。

(ウ) 基本協定に基づくリスク分担経費の精算

基本協定書の指定管理者制度リスク分担表には、電気料金に関する物価変動リスクについて、次のような定めがある。

10%以上の物価変動がある場合について、市は10%を超える部分の金額を負担し、指定管理者は10%を下回る部分の金額を返納する。ただし、物価変動により積算の金額と実績の金額の差が50万円を超える場合は、当該50万円を超える分（千円未満切捨て）を追加負担又は返納するものとする。
---

令和2年度電気料金の実績額と予定額の差額は106万1872円であったことから、上記リスク分担表に基づく精算として、50万円を超える部分（千円未満切捨て）である56万1000円が返納対象とされた。

(エ) 新型コロナウイルス感染症の影響による精算（指定管理分）

a 収入

利用料金収入の減少 433万6600円減少

令和元年4月及び5月分と令和2年4月及び5月分の差額

事業参加料収入の減少 69万5700円減少

令和元年4月及び5月分と令和2年4月及び5月分の差額

雇用調整助成金の受給 133万2681円

持続化給付金の受給 7万8000円

愛知県新型コロナ対策協力金の受給 1万9500円

b 支出

355万2426円減少

令和元年4月及び5月分と令和2年4月及び5月分の差額

c 収支合計

4万9693円不足

(オ) 新型コロナウイルス感染拡大の影響による精算（自主事業分）

72万2552円増額

なお、令和2年12月7日付け通知（第2章第9の3(2)イ（キ）参照）によると、本指定管理者の自主事業は原則として精算対象外とされているが、担当課が行政改革推進課、財政課及び地域支援課と相談した結果、精算の対象とされた。しかし、精算の対象と決定するに当たり、協議書や決定書等の書面は作成されていない。

(カ) 精算額

13万4746円の減額

イ 変更年度協定

令和3年3月31日付け変更年度協定書において、指定管理料が13万4746円（税込）減額された。

(3) 監査の結果

ア 電気使用量の減少をリスク分担表の「物価変動」として扱うのは誤り【指摘】

上記(2)ア（ウ）のとおり、電気使用量の減少による電気料金の減少を、「物価変動」として扱い、リスク分担表に基づいて50万円を超える金額のみ精算を行った。しかし、「物価変動」とは、電気料金自体の価格変動を指しているのであり、電気使用量の増減の結果としての電気料金の増減は「物価変動」ではない。よって、電気使用量の減少による電気料金の減少を、「物価変動」として扱い、精算対象としたのは誤りである。

イ 利用料金負担金精算の根拠を当初年度協定書において明記しておくべき【意見】

利用料金負担金を市が補填することは、当初の令和2年度協定書締結時点において、市の方針として決まっていたものである。令和2年12月7日付け通知（第2章第9の3(2)イ（キ）参照）でも「例年精算対象としている項目」に挙げられている。ところが、当初の年度協定書においては定められておらず、令和3年3月31日付け変更年度協定書において、精算対象とすることが定められた。利用料金負担金を精算対象経費とすることは、当初の年度協定書において明記しておくべきであった。

ウ 自主事業の精算について協議書等を作成すべきである【指摘】

上記(2)ア(オ)について、例外として精算の対象とするのであれば、その妥当性や他の施設との公平性が問題となりうるのであるから、その決定に至る過程を協議書、決定書等で残すべきである。

## 6 どんぐりの里いなぶ

### (1) 概要

#### ア 施設

名称及び所在地

健康増進施設どんぐりの湯 豊田市武節町針原2番地1

農林水産物直売施設どんぐり横丁 豊田市武節町針原6番地1

#### イ 指定管理者

(株) どんぐりの里いなぶ

#### ウ 基本協定(利用料金制)

期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

不測の事態について、基本協定書第21条に次のように規定されている。

第21条 管理運営業務に係る甲乙間の責任の分担については、別記2「指定管理者制度リスク分担表」に定めるとおりとする。

2 別記2「指定管理者制度リスク分担表」に定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、甲乙双方協議の上で当該事態に係る責任分担を決定する。

指定管理者制度リスク分担表には、灯油の単価に関する物価変動リスクについて、次のような定めがある。

10%以上の物価変動がある場合について、市は10%を超える部分の金額を負担し、指定管理者は10%を下回る部分の金額を返納する。ただし、物価変動により積算の金額と実績の金額の差が50万円を超える場合は、当該50万円を超える分(千円未満切捨て)を追加負担又は返納するものとする。

#### エ 年度協定

##### (ア) 令和2年度指定管理料

1億1937万6000円(税込)

##### (イ) 経費の精算

年度協定書において、次のとおり定められている。

(指定経費の精算)

第4条 前条の指定管理料に含まれる修繕料及び利用料金減免補填金(以下「指定経費」という。)は、以下の金額とする。

修繕料	金5,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
利用料金減免補填金	金0円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 指定経費に剰余金が生じた場合は、甲が指示する方法によって、令和2年度決算終了後速やかに甲に返還するものとし、逆に指定経費が不足する場合には甲が当該不足分を補填するものとする。



## (2) 年度協定の変更

### ア 概要

#### (ア) 年度協定書に従った精算

修繕料 55万5060円剰余

#### (イ) 基本協定に基づくリスク分担経費の精算

灯油代に関する物価変動リスクの精算として195万9000円が返納対象とされた。

年度協定書第6条には、「基本協定書第21条に基づく物価変動リスク分担に係る特定経費の精算は、別添（略）「物価変動リスク分担細則」により行うものとする。」とされている。同細則については、第2章第9の4(5)参照。

上記195万9000円の返納は、リスク分担表（前(1)ウ）ではなく同細則に基づくものである。

#### (ウ) 新型コロナウイルス感染症の影響による精算

新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言発令を受け、令和2年4月11日から5月18日まで本施設全体が休館し、どんぐりの湯はさらに5月24日まで休館となった。また、令和3年1月8日から2月28日まで、緊急事態宣言発令を受け、1時間の時短営業を行った。

##### a 収入

利用料金収入の減少 1541万2000円減少

休館又は時短営業を行った4月、5月、1月及び2月について、それぞれの月の過去3年分の利用料金収入平均額と令和2年度の実績額の差額により計算された。

雇用調整助成金の受給 407万1503円

持続化給付金の受給 69万4000円

県市新型コロナ対策協力金の受給 17万3500円

##### b 支出

611万813円減少

燃料費及び光熱水費につき、利用料金の減少と同様、休館又は時短営業を行った4月、5月、1月及び2月について、それぞれの月の過去3年分の平均額と令和2年度の実績額の差額により計算された。ただし、灯油代については、1月及び2月について、50万円以上の減額となっているものの、使用量は例年並であるとして、精算の対象とされなかった。

##### c 収支合計

436万2184円不足

#### (エ) 精算額

184万8124円増額

イ 変更年度協定

令和3年3月31日付け変更年度協定書において、指定管理料が184万8124円（税込）増額された。

(3) 監査の結果

ア 1月及び2月の灯油代も精算対象とすべきである【指摘】

4月及び5月の灯油代は物価変動リスク分担細則に基づき概ね精算されているものの、1月及び2月の灯油代に関しては、「年間計画使用量20万7884リットルを12等分した金額以上の使用量のため「コロナ影響なし」と判断」したとして、新型コロナウイルス感染症の影響による灯油代の減少は精算されなかった。

しかし、冬である1月及び2月は他の月に比べ灯油使用量が大きく増加するのが通常であり、年間使用計画量を12等分した量と比較するのは相当ではない。実際に、過去3年間の灯油代平均金額は4月が164万1333円、5月が163万2600円であるのに対し、1月は211万1333円、2月は210万7333円となっており、4月及び5月に比べて、明らかに高くなっている（【図表2-8】参照）。そして、過去3年の平均額（月額）と比較すると、1月分は52万4933円、2月分は56万7333円の減少となっている。そうすると、1月及び2月分について、年間計画使用量を12等分した金額で比較するのではなく、過去の同じ月から減少したか否かにより判断すべきであり、金額の大きな減少が生じているのであるから、1月及び2月の灯油代の減少についても、新型コロナウイルス感染症の影響があるとして精算の対象とすべきであった。

この精算は、リスク分担表（又はその細則）の適用結果というより、民法第536条第2項の趣旨から償還することが求められる。

【図表2-8】 灯油代の過去3年間の平均額との差額 (円)

年度等	2020年度の休館月に対応する月			
	4月	5月	1月	2月
平成29年度実績	1,584,000	1,427,800	1,908,000	1,770,000
平成30年度実績	1,620,000	1,740,000	2,458,000	2,560,000
令和元年度実績	1,720,000	1,730,000	1,968,000	1,992,000
以上3年間平均(a)	1,641,333	1,632,600	2,111,333	2,107,333
令和2年度実績(b)	610,000	0	1,586,400	1,546,600
差額(a)-(b)	1,031,333	1,632,600	524,933	560,733
差額の4か月合計	3,749,600			

## イ 剰余金精算制度適用施設と利用料金制【意見】

本施設は、利用料金制（【図表 1－2 4】参照）の適用施設であると同時に、剰余金精算制度適用施設である。しかし、利用料金制は、指定管理者の努力による経費減や利用料金収入増は指定管理者の収益とすることで、指定管理者の経営努力が発揮しやすくすると同時に、施設管理の経済性、効率性を図ることを目的とする制度であり、剰余金精算制度を適用しない取扱いに親和的である（剰余金精算制度非適用施設）。

令和 3 年 3 月 1 0 日付け協定変更協議書も、変更理由に「基本協定書（リスク分担保）に規定する「政治、行政的理由から施設の管理運営の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費の増加」に該当のため」と記載されているように、本施設が剰余金精算制度非適用施設であることを前提として記載しているため、剰余金精算制度適用の適否について再検討することを推奨する。

## 7 どんぐり工房

### (1) 概要

#### ア 施設

所在地 豊田市武節町針原 1 5 番地

#### イ 指定管理者

いなぶ観光協会

#### ウ 基本協定（使用料制（施設の使用料徴収事務を指定管理者に委託し、使用料は市の収入となる制度。以下同じ。【図表 1－2 4】参照））

期間 平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

#### エ 年度協定

##### (ア) 令和 2 年度指定管理料

9 4 0 万 0 0 0 0 円（税込）

##### (イ) 経費の精算

年度協定書において、次のとおり定められている。

##### 第 3 条 1～3（略）

4 指定管理料に剰余金が生じた場合は、甲乙協議のうえ清算を行い、令和 2 年度決算終了後速やかに甲に返還するものとする。ただし、指定管理料の運用で得た利子収入等は清算対象から除外するものとする。

### (2) 剰余金の精算

#### ア 収支計算書の内容

収支決算書によると、支出は協定額を 1 2 万 5 7 5 1 円上回った。なお、新型コロナウイルス感染症の影響による休館により、事業運営費等多くの経費が減少したが、休館期間中に、通常では行うことのできない梁のホコリ落とし・清掃（3 5 万

2880円)を実施した結果、支出は協定額を上回った。この梁の清掃がなければ、経費は22万7129円の余剰となっていた。

他方で収入は、物販に伴う施設使用料(手作り作品の展示と販売の参加料として売上の5%)が協定額(1万円)を1255円上回った(決算額1万1255円)。また、「事業参加料収入の一部から補てん」することによって、事業参加料を協定額(28万円)から12万4496円増加させる(決算額40万4496円)ことにより、収支を合致させた結果、精算は0円となった。

「事業参加料収入の一部から補てん」の意味について、市によると、指定管理業務の事業参加料収入10万1970円に自主事業の事業参加料収入(118万6344円)の一部(30万2526円)を加えたものであるとのことであった。しかし、収支決算書において事業参加料収入は、指定管理業務なのか自主事業なのか区別されておらず、また、自主事業としての事業参加料収入の総額は不明である。

#### イ 事業参加料について

管理運営業務仕様書では、指定管理者が行う業務及び自主事業について、次のとおり定められている。

- |  |
|--|
| 4 指定管理者が行う業務 (1) (略)   |
| (2) 条例第3条に規定する当該施設の事業の運営に関する業務                                     |
| ① 施設内の山里体験業務の実施  |
| ア 講座の内容及び料金については、豊田市と協議の上、決定する。                                    |
| イ 講座の料金については、体験のための材料費等に係る実費として、指定管理者が徴収し、指定管理者の収入とする。             |
| ② 山里体験メニューの拡充・PR機能の強化業務  |
| ③ 山里体験ツアーのコーディネート機能の強化業務   |
| ④ 山里体験受け入れ組織の発掘、育成業務 以下(略)   |
| 5 自主事業   |
| 指定管理者は施設利用を促進するため、自主事業を実施できる。但し、自主事業の実施に際して必要な経費は、指定管理者が負担するものとする。 |

また、指定管理者自主事業実施基準では、自主事業を行う場合の事前協議及び実施報告について、次のとおり定められている。

- |  |
|--|
| (事前協議)   |
| 第3 指定管理者が自主事業を行うにあたっては、その事業内容、収支計画及び参加料等を明らかにした上で、事前に市の承認を得なければならない。 |
| (実施報告)   |
| 第5 指定管理者が自主事業を実施した場合は、参加者の状況、事業成果及び経理状況等を市に報告しなければならない。              |

これらの規定によると、指定管理者は、指定管理業務として、仕様書4(2)で定められた山里体験業務を実施するに当たり、講座の料金を徴収し、指定管理者の収入とする。

この他、事業内容、収支計画及び参加料等を明らかにした上で、事前に市の承認を得れば、自主事業を実施することができる。そして、自主事業を実施した場合、参加者の状況、事業成果及び経理状況等を市に報告しなければならない。

令和2年度事業計画書では、指定管理業務として、稲武どんぐり工房山里体験を参加料300円～1500円で実施するとされている。ほかに、事業参加料が発生する事業の記載はない。

令和2年度事業報告書によると、実際に実施された山里体験業務は、工芸体験（ストラップ、ぶんぶんこま、絵付け、たねコプター、ヒンメリ、稲武の白うさぎ、草木染め、フィルムステンド、夏限・昆虫、夏限・うちわ及びひな祭り限定 雛の絵付け）、食体験（そば打ち及び五平餅作り）、農業体験（じゃがいも堀り、ラベンダー狩り及びさつまいもほり）、自然体験（名倉川ビンゴ、川遊び及びび忍者になろう）、その他（まち巡り及び出張体験山里マルシェ（ぶんぶんこま））とのことである。市によると、このうち、工芸体験（ストラップ及びぶんぶんこま）のみが指定管理業務でそれ以外は自主事業とのことであった。しかし、自主事業について、指定管理者は市の承認を受けていないため、指定管理業務と自主事業の区別の根拠は定かではない。これらの体験業務の事業参加料について、収支決算書に決算額40万4496円、「事業参加料収入の一部から補てん」との記載があるのみで、指定管理業務としての事業参加料収入の金額や自主事業としての収入の金額は記載されていない。

### (3) 監査の結果

#### ア 山里体験業務を自主事業と扱うことはできない【指摘】

市によると、工芸体験（ストラップ及びぶんぶんこま）以外は自主事業であるとのことである。

しかし、仕様書では、施設内の山里体験業務は指定管理業務とされており、工芸体験（ストラップ及びぶんぶんこま）のみが指定管理業務であるとの定めはない。また、自主事業を行う場合、その事業内容、収支計画及び参加料等を明らかにした上で、事前に市の承認を得なければならないところ、この手続はとられていない。

よって、工芸体験（ストラップ及びぶんぶんこま）以外を自主事業と扱う根拠はないことから、山里体験業務を自主事業と扱うことはできない。

山里体験業務の収入を指定管理業務の事業参加料として扱う場合、事業参加料収入には余剰金が生じることから、精算をすることが必要となる。

#### イ 自主事業の参加者の状況、事業成果及び経理状況等を報告させるべき【指摘】

上記のとおり、体験業務を自主事業として扱うことはできないが、自主事業として扱うとしても、経理状況が市に報告されておらず、市は、指定管理者が自主事業とする事業による収支を把握していなかった。

これでは、指定管理者が自主事業によりどの程度の利益を得ているのか把握できず、適切な指定管理料を算定することができない。

よって、指定管理者自主事業実施基準に従い、自主事業の経理状況等を報告させるべきである。

## 8 小原トレーニングセンター及び緑の公園

### (1) 概要

#### ア 施設

所在地 豊田市市場町陣出 8 7 9 番地

#### イ 指定管理者

(公社) 豊田市シルバー人材センター

#### ウ 基本協定 (使用料制)

期間 平成 2 8 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで

#### エ 年度協定

##### (ア) 令和 2 年度指定管理料

2 2 5 2 万 6 3 2 0 円 (税込)

##### (イ) 経費の精算

年度協定書において、次のとおり定められている。

##### (指定経費の精算)

第 4 条 前条の指定管理料に含まれる電気 A (高圧) 料金及び修繕料 (以下「指定経費」という。) は、以下の金額とする。

電気 A (高圧) 料金	金 4,678,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)
修繕料	金 1,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

2 指定経費に剰余金が生じた場合は、甲が指示する方法によって、令和 2 年度決算終了後速やかに甲に返還するものとし、指定経費が不足する場合には甲が当該不足分を補填するものとする。

3 指定経費以外の経費が不足する場合、基本協定書別記 2 「指定管理者制度リスク分担表」において甲が負担者となる旨が規定されている場合を除き、甲は当該不足分を補填しないものとする。

4 指定経費以外の経費に剰余金が生じた場合、乙は自らの申し出により、甲へ当該剰余金を返還することができる。

### (2) 指定管理料の精算

#### ア 指定経費の精算

電気 A (高圧) 料金 4 8 万 8 3 7 8 円剰余

修繕料 4 万 2 0 1 0 円剰余

合計 5 3 万 0 3 8 8 円剰余

#### イ 指定経費以外の経費の精算

市によると、上記指定経費の剰余金 5 3 万 0 3 8 8 円から全ての経費を精算した後の剰余金 5 万 8 0 8 7 円を差し引いた 4 7 万 2 3 0 1 円を、環境整備費、光熱水費、消耗品費及び役務費にコロナ分支出として充当処理したとのことである。

そして、この処理の根拠は年度協定書第 4 条第 4 項であり、指定管理者が提出した剰余金精算報告書が同条項に定める「自らの申し出」であるとのことである。

#### ウ 精算額

上記処理の結果として、全ての経費を精算した後の剰余金 5 万 8 0 8 7 円が返還された。

### (3) 監査の結果

#### ア 指定経費以外の経費を年度協定書第4条第4項により処理したのは誤り【指摘】

年度協定書第4条第4項は、「指定経費以外の経費に剰余金が生じた場合」の処理であるところ、指定経費以外の経費は不足となっているのであるから、同条第3項により処理すべきである。同項によれば、リスク分担表に該当しない限り、市は補填しないとされている。

よって、指定経費以外の経費の不足分について、リスク分担表該当性の検討をすることなく、指定経費の剰余金を充当したのは、年度協定書に反するものである。

#### イ 指定経費以外の経費について年度協定書第4条第3項の検討が未了である【指摘】

本監査を進める中で、市は、指定経費以外の経費の不足について、年度協定書第4条第3項による処理が正しかったとしたが、それでも、リスク分担表の「政治、行政的理由から施設の管理運営の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費の増加」又は「不可抗力」に該当することから、同項により市が不足額の47万2301円を負担することは妥当であるとのことである。

市によるとリスク分担表に定める事情による経費増加と判断した理由は、「人件費の増加分は経営努力で吸収するものとして対象としないこと、指定経費である電気料金（高圧）の一部は換気しながらのエアコン使用に伴う増額で本来はコロナの影響であるものの通常精算となっていることなどを考慮した上で、指定経費以外で、人件費を除く令和元年度と令和2年度の実執行額の差48万7900円も参考に、妥当な額と総合的に判断しました。」とのことである。

しかし、同項に基づき市が経費を負担するには、リスク分担表に定められた事由により経費（本件では、環境整備費、光熱水費、消耗品費及び役務費）が増加したことが必要であるところ（【図表1-25】及び【図表1-27】参照）、各費目とリスク分担表に定められた事由との因果関係は個別に検討されていない。例えば、少なくとも役務費は、リスク分担表に定める事情によって生じたとは考えられない。

よって、この点の検討を経ずに47万2301円を年度協定書第4条第3項によって精算したものと解することはできない。

#### ウ 年度協定書及び基本協定書を実態に即したものに変更すべき【指摘】

令和2年度の処理を全体としてみれば、経費全部が精算対象となっている。市によると、過去も本施設では同様の処理をしているようである。年度協定書において、経費を全部精算する定めにしておけば、上記ア及びイの問題は生じない。この点は、使用料制を採りながら剰余金精算制度非適用施設としてのリスク分担表を採用しているという捻れから生じる問題でもあり（【図表1-24】及び【図表1-27】参照）、年度協定書及び基本協定書のリスク分担表のあり方（【図表1-25】参照）を、全部精算している実態に合わせて再検討する必要がある。

## 9 小原北部生活改善センター

### (1) 概要

#### ア 施設

所在地 豊田市雑敷町東門84番地1

#### イ 指定管理者

小原北部開発推進協議会

#### ウ 基本協定（利用料金制）

期間 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

#### エ 年度協定

##### (ア) 令和2年度指定管理料

168万円（税込）

##### (イ) 経費の精算

年度協定書において、次のとおり定められている。

第3条 1～3（略）

4 指定管理料に係る剰余金は、利用料金減免補填金及び修繕料を除き精算しない。

### (2) 年度協定の変更

#### ア 概要

##### (ア) 年度協定書に従った精算

利用料金減免補填金 3万3800円剰余

修繕料 2万4590円剰余

##### (イ) 利用料金負担金の精算

194円不足

基本協定書及び年度協定書に根拠規定はないが、精算対象とされた。

##### (ウ) 新型コロナウイルス感染症の影響による精算

###### a 収入

利用料金収入の減少 15万0396円減少

市によると、下記（エ）の精算額を0円とするために、逆算して、利用料金収入の減少額を15万0396円としたとのことである。

利用料金減免補填金の減少 3万3800円減少

###### b 支出

12万6000円減少

市によると、前年度実績額を参考に妥当と思われる範囲で算出したとのことである。

###### c 収支合計

5万8196円不足



(エ) 精算額

0円

イ 精算結果

精算額0円のため、変更協定書等は作成されていない。

(3) 監査の結果

ア 利用料金負担金精算の根拠を当初年度協定書において明記しておくべき【意見】

利用料金負担金を市が補填することは、当初の令和2年度年度協定書締結時点において、市の方針として決まっていたものである。令和2年12月7日付け通知(第2章第9の3(2)イ(キ)参照)でも「例年精算対象としている項目」に挙げられている。よって、利用料金負担金を精算対象経費とすることを、当初の年度協定書において明記しておくべきであった。

イ 新型コロナウイルス感染症の影響による精算額の算出基準を明確にすべき【指摘】

上記(2)ア(ウ)のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響について、支出の減少額は前年度実績額を参考に妥当と思われる範囲で算出し、収入の減少額は、精算額が0円となるように逆算して算出されており、恣意的である。

例えば、休館期間中を精算対象にする、年間の収支を精算対象にするなど、精算額の算出基準を明確にするべきである。

10 豊田市高岡コミュニティセンター、豊田市六鹿会館及び豊田市高岡運動広場

(1) 概要

ア 施設

豊田市高岡コミュニティセンター 豊田市高岡町長根51番地

豊田市六鹿会館 豊田市高岡町長根51番地

豊田市高岡運動広場 豊田市高岡町秋葉山10番地

イ 指定管理者

アクティオ(株)

ウ 基本協定(利用料金制)

期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

エ 年度協定

(ア) 令和2年度指定管理料

6138万4630円(税込)

(イ) 経費の精算

年度協定書において、次のとおり定められている。

(指定経費の精算)	
第4条 前条の指定管理料に含まれる修繕料及び利用料金減免補填金等(以下「指定経費」という。)は、以下の金額とする。	
修繕料	金966,857円(消費税及び地方消費税を含む。)

利用料金減免補填金等	金 960,200 円（消費税及び地方消費税を含む。）
2 指定経費に剰余金が生じた場合は、甲が指示する方法によって、令和2年度決算終了後速やかに甲に返還するものとし、逆に指定経費が不足する場合には甲が当該不足分を補填するものとする。	

(2) 年度協定の変更

ア 概要

(ア) 年度協定書に従った精算

修繕料 130万2913円不足

利用料金減免補填金 5万3240円剰余

利用料金還付補填金 4万0450円剰余

(イ) 利用料金負担金の精算

1万3094円不足

基本協定書及び年度協定書に根拠規定はないが、精算対象とされた。

(ウ) 新型コロナウイルス感染症の影響による精算

a 収入

利用料金収入の減少 152万8375円減少

収支計画書年額と決算書年額の差額

自主事業剰余金の減少 2700円減少

利用料金減免補填金の減少 5万3240円減少

b 支出

193万3985円減少

c 収支合計

34万9670円剰余

(エ) 精算額

87万2647円増額

イ 変更年度協定

令和3年3月31日付け変更年度協定書において、指定管理料が87万2647円（税込）増額された。

(3) 監査の結果

ア 利用料金負担金精算の根拠を当初年度協定書において明記しておくべき【意見】

利用料金負担金を市が補填することは、当初の令和2年度年度協定書締結時点において、市の方針として決まっていたものである。令和2年12月7日付け通知（第2章第9の3(2)イ（キ）参照）でも「例年精算対象としている項目」に挙げられている。ところが、当初の年度協定書においては定められておらず、令和3年3月31日付け変更年度協定書において、精算対象とすることが定められた。よって、利用料金負担金を精算対象経費とすることを、当初の年度協定書において明記しておくべきであった。

イ 新型コロナウイルス感染症の影響による剰余分を精算対象に含める根拠【意見】

令和2年12月7日付け通知（第2章第9の3(2)イ（キ）参照）では、基本協定書（リスク分担表）を根拠に、指定管理料に剰余が生じた場合も精算対象とするものとされている。

しかし、「政治、行政的理由による事業変更」や「不可抗力」のいずれにおいても、経費が「増加」した場合に市が負担するとされているのであり、経費が「減少」した場合、指定管理者が負担するとはされていないのであるから、剰余分について、基本協定書（リスク分担表）に基づき精算をすることはできない。

ただし、民法第536条第2項の趣旨から、利用料金収入の減少を精算対象にしつつ減少した経費を精算しなければ、指定管理者が利益を得ることになるので、その利益を市に償還するべきであり、剰余分を精算したこと自体は妥当である。

## 1.1 豊田市藤岡体育センター、豊田市藤岡総合グラウンド野球場、豊田市藤岡運動広場及び豊田市藤岡テニスコート

### (1) 概要

#### ア 施設

豊田市藤岡体育センター 豊田市藤岡飯野町仲ノ下501番地

豊田市藤岡総合グラウンド野球場 豊田市木瀬町徳万場1151番地3

豊田市藤岡運動広場 豊田市折平町松葉坂507番地3

豊田市藤岡テニスコート 豊田市藤岡飯野町井ノ脇401番地

#### イ 指定管理者

(株)都市環境サービス

#### ウ 基本協定（利用料金制）

期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

#### エ 年度協定

##### (ア) 令和2年度指定管理料

1110万1852円（税込）

##### (イ) 経費の精算

年度協定書において、次のとおり定められている。

(指定経費の精算)	
第4条 精算する経費は、修繕料及び利用料金減免補填金等（以下「指定経費」という。）とする。	
2 前条の指定管理料に含まれる指定経費は、以下の金額とする。	
修繕料	金 500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
利用料金減免補填金等	金 43,298 円（消費税及び地方消費税を含む。）
3 指定経費に剰余金が生じた場合は、甲が指示する方法によって、令和2年度決算終了後速やかに甲に返還するものとし、指定経費が不足する場合には甲が当該不足分を補填するものとする。	

## (2) 変更協定

### ア 概要

(ア) 年度協定書（下記変更後の年度協定）に従った精算

修繕料 84,510円剰余

利用料金減免補填金 2万1,188円剰余

利用料金負担金 4万0,321円不足

(イ) 新型コロナウイルス感染症の影響による精算

#### a 収入

利用料金収入の減少 24万4,790円減少

収支計画書年額と決算書年額の差額

#### b 支出

18万4,076円減少

4月及び5月分の光熱水費減少額及びコロナ対策消耗品購入費支出

#### c 収支合計

6万0,714円不足

(ウ) 精算額

7万1,396円増額

### イ 変更年度協定

令和3年3月31日付け変更年度協定書において、利用料金負担金及び新型コロナウイルス感染症の影響による精算を指定経費に加えた上で、指定管理料が7万1,396円（税込）増額された。

## (3) 監査の結果

### ア 収入の減少と支出の減少は同じ期間で計算すべき【指摘】

上記(2)ア(イ)のとおり、収入は年間の減少額で計算しているのに対し、支出は4月及び5月分の減少分しか計算されていない。市によると、その理由は、開館時間短縮等に伴う減少額の算出が難しいため、閉館期間（4月及び5月分）のみで算出したとのことである。

しかし、利用者の減少は、収入を減少させるとともに、経費の支出も減少させるのであるから、同じ期間で計算すべきである。減少額の算出方法については、収入の減少額の算出方法と同様に、収支計画書年額と決算書年額の差額によるのが相当と考えられる。

### イ 利用料金負担金精算の根拠を当初の年度協定書において明記しておくべき【意見】

利用料金負担金を市が補填することは、当初の令和2年度年度協定書締結時点において、市の方針として決まっていたものである。令和2年12月7日付け通知（第2章第9の3(2)イ(キ)参照）でも「例年精算対象としている項目」に挙げられている。ところが、当初の年度協定書においては定められておらず、令和3年3

月 31 日付け変更年度協定書において、精算対象とすることが定められた。利用料金負担金を精算対象経費とすることを、当初の年度協定書において明記しておくべきであった。

## 1.2 豊田市藤岡ふれあいの館

### (1) 概要

#### ア 施設

所在地 豊田市藤岡飯野町大川ケ原 7 7 2 番地 5

#### イ 指定管理者

ホームックス (株)

#### ウ 基本協定 (利用料金制)

期間 平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

#### エ 年度協定

##### (ア) 令和 2 年度指定管理料

2 2 6 4 万 9 6 1 7 円 (税込)

##### (イ) 経費の精算

年度協定書において、次のとおり定められている。

(指定経費の精算)	
第 4 条 前条の指定管理料に含まれる修繕料及び利用料金減免補填金 (以下「指定経費」という。) は、以下の金額とする。	
修繕料	金 365,000 円 (うち、消費税及び地方消費税の額金 33,181 円)
利用料金減免補填金等	金 100,000 円 (うち、消費税及び地方消費税の額金 9,090 円)
2 指定経費に剰余金が生じた場合は、甲が指示する方法によって、令和 2 年度決算終了後速やかに甲に返還するものとし、指定経費が不足する場合には甲が当該不足分を補填するものとする。	
(防犯カメラ電気料の精算)	
第 5 条 甲は、防犯カメラの運用にかかる電気料相当額を、電気料単価の実績に基づき前条に定める精算時に乙に支払うものとする。	

### (2) 変更協定

#### ア 概要

##### (ア) 年度協定書に従った精算

修繕料 1 3 0 0 円不足

利用料金減免補填金 8 万 2 8 0 0 円剰余

防犯カメラ電気料 9 7 2 0 円不足

##### (イ) 利用料金負担金の精算

2 万 8 5 5 7 円不足

基本協定書及び年度協定書に根拠規定はないが、精算対象とされた。

(ウ) 新型コロナウイルス感染症の影響による精算

a 収入

利用料金収入の減少 37万5080円減少

収支計画書年額と決算書年額の差額

雇用調整助成金の収入 15万6325円

b 支出

消毒用品購入 5万5000円

c 収支合計

27万3755円不足

(エ) 精算額

23万532円増額

イ 変更年度協定

令和3年3月31日付け変更年度協定書が締結され、指定管理料が23万532円（税込）増額された。

(3) 監査の結果

ア 利用料金負担金精算の根拠を当初年度協定書において明記しておくべき【意見】

利用料金負担金を市が補填することは、当初の令和2年度年度協定書締結時点において、市の方針として決まっていたものである。令和2年12月7日付け通知（第2章第9の3(2)イ（キ）参照）でも「例年精算対象としている項目」に挙げられている。ところが、当初の年度協定書においては定められておらず、令和3年3月31日付け変更年度協定書において、精算対象とすることが定められた。利用料金負担金を精算対象経費とすることを、当初の年度協定書において明記しておくべきであった。

イ 新型コロナウイルス感染症の影響による経費の減少を精算するべき【指摘】

本施設においては、新型コロナウイルス感染症の影響による支出の減少については精算対象とされていない。その理由は、指定管理者の裁量の範疇において精算対象外としているためとのことである。

しかし、令和2年12月7日付け通知（第2章第9の3(2)イ（キ）参照）においては、「事業の未実施による管理運営費の減少額を差し引いて」精算額を算出するとされている。同通知により、利用料金収入を補填するのであれば、管理運営費の減少額を適切に差し引く必要がある。休館による利用者の減少は、管理運営費である光熱水費の支出も減少させるのであるから、その減少額を差し引いて精算額を算出すべきである。

民法第536条第2項の趣旨から、市の判断で施設を閉鎖し、しかも利用料金収入を精算対象とすることで指定管理者が利益を得たときは、その利益を市に償還す

るべきであり、光熱水費の減少額を利用料金収入から差し引いて精算する必要がある。

### 1.3 豊田市産業文化センター及び豊田市青少年センター

#### (1) 概要

##### ア 業務内容

豊田市産業文化センター及び豊田市青少年センター（豊田市小坂本町1丁目25番地）の庶務業務、貸館受付業務、指定管理施設及び設備の維持管理に関する業務、とよた科学体験館の施設及び設備の維持管理に関する業務、とよた科学体験館の事業に関する業務、豊田市青少年センターの事業に関する業務、緊急業務、修繕関係業務等を行うものである。

##### イ 指定管理者

（公財）豊田市文化振興財団

##### ウ 基本協定（使用料制）

期間 平成31年4月1日から令和3年3月31日まで

##### エ 令和2年度指定管理料

1億8443万5000円

（内訳 豊田産業文化センター	1億3160万1000円
とよた科学体験館	4486万2000円
豊田青少年センター	797万2000円）

ただし、947万9164円は剰余金として返還されている。

（内訳 豊田産業文化センター	469万5370円
とよた科学体験館	360万9283円
青少年センター	117万4511円）

##### オ 利用停止に関連する規定

業務内容に関するものとして基本協定書第8条（業務内容の変更及び中止）、指定管理料のうち修繕料の精算に関するものとして基本協定書第13条（施設等の維持補修等）第3項、指定管理料の剰余金の返還に関するものとして年度協定書第3条（指定管理料）第4項がある。

基本協定書第22条第2項別記2指定管理者制度リスク分担表によれば、政治、行政的理由による事業変更（政治、行政的理由から施設の管理運営の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費の増減）や不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象等に伴う施設修復等の経費増減）のリスクを負担するのは市である。

## 基本協定書

(業務内容の変更及び中止)

第8条 甲は、必要があると認める場合は、管理運営業務の内容を変更し、その全部又は一部の履行を中止させることができる。この場合において、指定管理料又は協定の内容を変更する必要がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

2 乙は、その責に帰することができない理由その他正当な理由により、管理運営業務が履行できなくなった場合は、直ちに甲にその旨を明示して、その指示を求めなければならない。

(施設等の維持補修等)

第13条 1～2 (略)

3 指定管理料に含める修繕料は、年度協定書で定めるところにより、精算するものとする。

4～5 (略)

(責任分担)

第22条 管理運営業務に係る甲乙間の責任の分担については、別記2「指定管理者制度リスク分担表」に定めるとおりとする。

2 別記2「指定管理者制度リスク分担表」に定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、甲乙双方協議の上で当該事態に係る責任分担を決定する。

別記2 指定管理者制度リスク分担表

項目	内容	負担者	
		市	指定管理者
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から施設の管理運営の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費の増減	○	
不可抗力	暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象等に伴う施設修復等の経費増減	○	

※抜粋 ※甲＝市、乙＝指定管理者

### (2) 利用停止

新型コロナウイルス緊急事態宣言に伴い、令和2年4月11日から閉館し、同年5月19日から（科学体験館等一部の施設は6月2日から）利用者を制限するなどしながら再開した。

### (3) 経費の精算

年度協定書において、次のとおり定められている。これによると、想定されているのは剰余金が生じる場合だけで、不足が生じる場合は想定されていない。

年度協定書

第3条 1～3 (略)

4 指定管理料に剰余金が生じた場合は、甲乙協議のうえ精算を行い、令和2年度決算終了後速やかに甲に返還するものとする。ただし、指定管理料の運用で得た利子収入等は精算対象から除外するものとする。



#### (4) 使用料返還について

##### ア 概要

###### (ア) 市の通知

令和2年2月25日付け「新型コロナウイルス感染症への対応に係る使用料等の取扱いについて（通知）」において、新型コロナウイルスの拡散防止を理由として、使用目的の中止による当該許可の取消し等をその使用日の前日までに申し出た場合には、使用料等を全額還付するとした。

令和3年1月14日付け「愛知県における緊急事態宣言に伴う公共施設の対応方針について（通知）」において、利用時間を午後8時までに短縮したことに伴い、午後8時以降の時間帯を含む利用区分について、既納の使用料がある場合は、減免相当額（条例、規則の定める時間単位の使用料か条例等に定めがない場合には、使用料÷利用区分の時間数×短縮後の利用時間数）を還付することを求めている。

###### (イ) 使用料の還付の根拠

豊田産業文化センター条例第14条は、「既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。」と規定している。また、豊田産業文化センター管理規則第17条は、「条例第14条ただし書の規定による使用料の還付は、別表第3に定める基準によるものとする。」と規定し、区分に従って還付率を定めている。

同様に豊田市青少年育成施設条例第12条も、「既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。」と規定しているが、豊田市青少年育成施設管理規則には、上記豊田市産業文化センター管理規則第17条のような規定はない。

###### (ウ) 使用料の還付

###### ① 令和2年4月2日付け予算更正伺書

令和2年4月11日から豊田市産業文化センターを閉館し、小ホール・多目的ホールの利用を取り消すことで、使用料の還付が多額になるためとして、149万1400円の流用の承認を得ていた。なお、市によると予算更正伺書に同月10日からと記載されているのは、11日からの誤記である。

###### ② 令和2年5月11日付け予算更正伺書

豊田市産業文化センターの利用取消申請が多く、小ホール・多目的ホールの利用を取り消すことで、使用料の還付が多額になるためとして、93万6100円の流用の承認を得ていた。

###### (エ) 還付方法

還付請求者が、「施設使用料還付口座届出書」という書式を利用して、振込先口座を記載して、市に対し請求する。

(5) 監査の結果

還付の事由及び基準について【意見】

使用料の一部の還付について、豊田産業文化センター管理規則第17条は、「条例第14条ただし書の規定による使用料の還付は、別表第3に定める基準によるものとする。」と規定し、区分に従って還付率を定めている。しかし、豊田市青少年センターについては、条例上は使用料の一部の還付も可能であるが、どのような基準でその還付する一部の金額を計算するのか必ずしも明らかではない。豊田市青少年センターについても一部還付の場合には、その基準も定めることが望ましい。

#### 1.4 豊田市老人福祉センターぬくもりの里ほか6施設

(1) 概要

ア 施設

豊田市池島町屋ケ平2番地（豊田市老人福祉センターぬくもりの里）ほか

イ 指定管理者

（社福）豊田市社会福祉協議会

ウ 基本協定（利用料金制）

期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

なお、基本協定書別記8「指定管理料の算定について」には、豊田市社会福祉協議会が施設管理とあわせて収益性のある事業（介護保険事業等）を実施する指定管理施設について、収益確保に向けた取組が施設の収支に影響する形をとることで団体の自主性の維持・向上を図るよう、指定管理料の算定方法を定めるとしている。詳細は(3)において後記する。

また、基本協定書別記9は、剰余金精算制度適用施設としてのリスク分担表を採用している。

エ 年度協定（令和2年4月1日付け）

（ア）令和2年度指定管理料

2億6388万6000円（税込）

（イ）経費の精算

年度協定書において、次のとおり定められている。

第3条 1～3（略）

4 指定管理料に剰余金が生じた場合は、甲乙協議のうえ精算を行い、令和2年度決算終了後速やかに甲に返還するものとする。ただし、指定管理料の運用で得た利子収入等は精算対象から除外するものとする。

(2) 使用料の還付

ア 概要

(ア) 市の通知

令和3年1月14日付け「緊急事態宣言発令による福祉センターの対応について」において、豊田市福祉センター及び下山保健福祉センターまどいの丘につき、利用時間を午後8時まで短縮したことに伴い、条例及び規則に定める利用区分の使用料から短縮後の利用時間に係る使用料を差し引いた額を減免とする。同年2月5日付け通知においても同様の対応を求めている。

(イ) 使用料の還付の有無

使用料の還付は、行われなかった。市によると、利用当日に徴収する場合や、使用料が既納の場合で、その貸館の利用日を利用時間の制限解除後に変更するときは、還付は発生せず、今回、全てこれらのケースに該当したため、還付は発生しなかったとのことである。

(3) 指定管理料の算定について

基本協定書別記8では、「指定管理施設での指定管理料は通常は指定管理業務のみを対象とするが、自主事業及び委託事業についても福祉センターの業務上不可分な部分があるため、算定に一部含めることとする」として指定管理料の算定方法を定めている。

ア 精算対象

(ア) 指定管理業務の費用及び収益の全部。

(イ) 自主事業のうち介護保険事業、障がい福祉サービス事業等の給付費収入がある事業、介護予防・日常生活支援総合事業、地域生活支援事業の費用及び収益の全部。

(ウ) 委託事業である包括支援センターなどの収益の一部。

イ 指定管理料の補填・返納

(ア) 指定管理料の補填

精算の結果、7施設合計700万円を超える不足額が発生する場合、指定管理料の変更契約を締結し当該会計年度にて市が補填する。指定管理者が12月までに提示した当該年度の指定管理料の過不足の見込み額に対し、精算時に見込み額を超える不足額が確認された場合は、市からの不足額補は実施しない。

(イ) 施設ごとの補填・返還額の算出

7施設の決算額に不足と剰余が混在する場合等は、不足額又は剰余額の金額の割合に応じて按分して施設ごとに返納又は補填をすべき金額の算定を行う。

(ウ) 指定管理料の返納について

精算の結果、7施設分を合計して700万円を超える剰余額が発生した場合には、剰余金として700万円を超える金額を市が定める期日までに市へ納付しなければならない。なお、精算額の合計額に1千円未満の端数がある場合はこれを切捨てとする。

#### (4) 指定管理料剰余金の精算

##### ア 令和2年度指定管理料剰余金の納付についての決定

###### (ア) 日付

令和3年5月26日

###### (イ) 剰余金の概要

- ① 豊田市老人福祉センターぬくもりの里ほか6施設の管理運営に関する収支計算書(合算)によると、剰余金の金額は、3976万1328円である。
- ② 剰余金の内訳としては、収入として、指定管理料2億6388万6000円、利用料123万1500円、会費・寄付金85万9648円、介護保険収入5億0214万6411円、障害福祉サービス等収入2661万0584円、雑収入・事業収入192万9980円、感染症対策補助金646万3500円の合計8億0312万7623円、支出として、人件費5億4833万4779円、施設管理費2億1503万1516円、事業運営費0円であり、収入から支出を控除した残額である3976万1328円である。

###### (ウ) 剰余金返還額

剰余金の金額が700万円を超える金額(1000円未満端数切捨て)が市に対する返還を求める金額である。そこで、上記の剰余金3976万1328円から700万円を控除した金額で1000円未満の端数を切り捨てた3276万1000円が市に対する返還金となる。

###### (エ) 令和2年度指定管理料剰余金の納付

令和2年度指定管理料剰余金の納付として、納期限を令和3年6月30日として、3276万1000円(税込)の納付を指定管理者に対し求めている。

#### (5) 監査の結果

##### 剰余金精算制度適用施設の見直しが望まれる【意見】

本施設は利用料金制を採用しており、指定管理者の努力による経費減や利用料金収入増は指定管理者の収益とすることで、指定管理者の経営努力が発揮しやすくすると同時に、施設管理の経済性及び効率性を図ることを目的とする制度であり、剰余金精算制度を適用しない取扱いに親和的である(剰余金精算制度非適用施設)。基本協定書別記8にも「収益確保に向けた取組が施設の収支に影響する形を取ることで団体の自主性の維持・向上を図る」と記載されており、700万円という上限はあるものの、ある程度指定管理者の経営努力を発揮できる制度設計がなされている。

しかし、基本協定書別記9のリスク分担表は、経費の増減を全て市のリスク分担とする剰余金精算制度適用施設である前提のものを採用している。別記8の内容に適合するリスク分担表に差し替えるため、変更基本協定書を締結することが望ましい。

## 15 豊田市温浴施設じゅわじゅわ

### (1) 概要

#### ア 施設

所在地 豊田市本新町7丁目48番地6

#### イ 指定管理者

(株)豊田ほっとかん

#### ウ 基本協定(利用料金制)

期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

#### エ 年度協定(令和2年4月1日付け)

##### (ア) 令和2年度指定管理料

9124万2162円(税込)

##### (イ) 経費の精算

年度協定書において、次のとおり定められている。

第4条 前条の指定管理料に含まれる修繕費は、以下の金額とする。  
修繕費 金6,700,100円(消費税及び地方消費税を含む。)  
2 修繕料に剰余金が生じた場合は、甲が指示する方法によって、令和2年度決算終了後速やかに甲に返還するものとし、修繕料が不足する場合には甲が当該不足分を補填するものとする。

##### (ウ) 特定経費

年度協定書第6条には、「基本協定書第22条第1項に基づく「指定管理者制度リスク分担表」に係る特定経費の協定額は、別表のとおりとする。」として、別表令和2年度特定経費年度協定明細書が添付され、電気と都市ガスが特定経費とされている。しかし、物価変動リスク分担細則(第2章第9の4(5)参照)そのものは基本協定書に添付されているものの、何が特定経費に該当するかは、基本協定書別記2のリスク分担表からは明確にならない。

### (2) 剰余金の精算

#### ア 変更協議

##### (ア) 日付

令和3年3月31日

##### (イ) 変更の概要

修繕料剰余金の精算として128万6560円を指定管理者が市に対し返還することとし、コロナの影響による精算として指定管理者の収入のマイナス分である1168万4400円を市が指定管理者に補填し、コロナ関係分の支出として749万8422円を指定管理者から市に返還させることとし、これらの金額の相殺控除後の289万9418円につき市が指定管理者に対して補填をすることとした(なお、特定経費の精算はない)。その結果、指定管理料を9414万1580円に変更した。

(ウ) 変更の理由

修繕料剰余金の精算及びコロナの影響による精算、特定経費の精算のため。

(エ) 変更協定の締結

令和3年3月31日、指定管理料を9414万1580円に増額変更する旨の協定が締結された。

イ 積算の根拠等

(ア) 令和2年度修繕料剰余金の精算について

令和2年度指定管理者修繕実施報告書によると、修繕件数が30件で、修繕金額が541万3540円であった。なお、上記件数及び金額中、令和2年中のもの（5月21日から11月20日まで）は、13件で121万7403円、令和3年中のもの（2月1日から3月31日まで）は、17件で419万6137円であった。

(イ) 令和2年度指定管理料の精算について

利用料金収入に関し、収支計画書に記載の金額である2862万3200円から実績値である1695万1800円を控除した1167万1400円につきその金額をそのまま施設の休館及び利用者の減少による利用料金収入の減少分と認定していた。また、事業参加料収入に関し、収支計画書に記載の金額である2万8500円から実績値である1万5500円を控除した1万3000円につきその金額をそのまま施設の休館及び感染症対策による健康講座の中止による減少として事業参加収入の減少分と認定していた。

人件費中、臨時パート職員については、4月及び5月は休館の影響によりシフトは減少したが、特別休暇のため給与を支給したとして減額は認めなかった。

施設管理費のうち光熱水費に関し、収支計画書に記載の金額である3383万3183円から実績値である2815万9743円を控除した567万3440円のうち令和元年度と令和2年度の差分の393万5979円を新型コロナウイルス感染症の影響による減額分として認定した。なお、光熱水費につき、比較する令和元年度の9月までの消費税率が8パーセントであったので、消費税変更に伴う調整分として1.09倍（令和元年度の消費税率が上半期が8パーセント、下半期が10パーセント）して減少額を算出した。このほか当初の収支計画書に記載の金額から実績値を控除した上で、消耗品費等については休館及び利用者の減少に伴う消耗品の購入減として53万3640円の減額を、再委託費につき感染症影響分として施設管理減少分の41万8600円、クリーニング代3万9857円、インストラクター派遣代の88万円の合計133万8457円の減額を、使用料として45万7581円の減少中、感染症影響分としてマットリース料の減額分の5万4200円を認定した。

事業運営費中、当初の収支計画書に記載の諸経費 85万5000円から実績値 67万1560円のうち感染症影響分として新型コロナウイルス感染症への対応に係る休館で4月の水質検査中止による減少分の2万4600円の減額を認定した。

(ウ) 物価変動リスク分担

特定経費である電気料金及びガス料金について、物価変動リスク分担細則（第2章第9の4(5)参照）に基づき計算したところ、特定経費年度協定額と物価変動調整後所要額との差額が大きくなかった（差額が50万円を超えなかった）ため、調整はなかった。

(3) 監査の結果

ア 指定管理料の重大な金額変更之际には検討経過を書面として残されたい【意見】

基本協定書第20条には利用料金に関する規定が置かれ、同条第4項には「乙は、甲が利用料金の減免制度を定める場合には、これに従い利用料金を減免しなければならない。」、第5項には「前項の規定に基づき減免した利用料金は、年度協定書で定めるところにより、甲が補填するものとする。なお、前項で定める減免制度以外の利用料金の補填は、甲乙協議の上決定するものとする。」とされている。しかし、令和3年3月31日付け協定変更協議書、令和2年度剰余金精算報告書及び変更年度協定書に至るまで、変更協定書はもちろん変更協議の経過についても検討の経過については資料として残されていない。

利用料金収入に関し、収支計画書に記載の金額である2862万3200円から実績値である1695万1800円を控除した1167万1400円を市が補填するという変更は、金額的に見て極めて重大な変更である。そこから差し引くべき管理運営経費の算出方法も、合理的なものであることが求められるが、検討の経過が不明であった。光熱水費では、令和元年度との比較をして393万5979円の減少を算出しているが、他の項目では他年度との比較の視点を導入していない。このような差を設けることの合理性が検討された形跡がない。電気料金及びガス料金については、特定経費として物価変動リスク分担細則を適用した結果、差額が50万円を超えないとして一切の経費を運営管理費の減少から除外してしまったが、（単価ではなく）電気使用量やガス使用量が減少していればそれも利用料金収入から差し引くべきところ、それを差し引かないことの合理性が検討された形跡が認められない。

重大な金額変更を伴う変更協議には、検討の合理性を担保するため検討経過も記録として残されたい。

イ 物価変動リスク分担細則の特定経費の指定【意見】

電気料金と都市ガス料金が特定経費であることが、基本協定書別記2のリスク分担表から明確になるよう、リスク分担表を訂正することが望ましい。

## 16 豊田市高齢者温泉休養施設寿楽荘

### (1) 概要

#### ア 施設

所在地 豊田市平畑町東田722番地

#### イ 指定管理者

(株)平畑温泉観光サービス

#### ウ 基本協定(利用料金制)

期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

#### エ 年度協定(令和2年4月1日付け)

##### (ア) 令和2年度指定管理料

7784万6124円(税込)

##### (イ) 経費の精算

年度協定書において、次のとおり定められている。

第4条 前条の指定管理料に含まれる修繕費は、以下の金額とする。  
修繕費 金2,375,000円(消費税及び地方消費税を含む。)  
2 修繕料に剰余金が生じた場合は、甲が指示する方法によって、令和2年度決算終了後速やかに甲に返還するものとし、修繕料が不足する場合には甲が当該不足分を補填するものとする。

##### (ウ) 特定経費

基本協定書第22条第1項の別記2指定管理者制度リスク分担表には、特定経費として電気料金と重油料金が指定され、特定経費については物価変動リスク分担細則(第2章第9の4(5)参照)によることとされている。これを受けて年度協定書第5条には、基本協定書第22条第1項に基づく「指定管理者制度リスク分担表」に係る特定経費の協定額は、別表のとおりとする。」として、別表令和2年度特定経費年度協定明細書が添付されている。

### (2) 剰余金の精算

#### ア 変更協議

##### (ア) 日付

令和3年3月31日

##### (イ) 変更の概要

修繕料剰余金の精算として18万2417円を市が指定管理者に対し補填することとし、利用料金負担金として消費税率の8パーセントから10パーセントへの改定に伴う変更額として15万2782円を市が指定管理者に対し補填することとし、感染症の影響による精算として指定管理者の収入のマイナス分である630万2243円を市が指定管理者に対し補填し、感染症関係分の支出として531万1715円を指定管理者が市に対し返還することとし、特定経費の精算と



して物価変動リスク調整対象経費である18万6000円を指定管理者が市に対し返還することとし、これらの金額の相殺控除後の113万9727円につき市が指定管理者に対して補填をすることとした。その結果、指定管理料を7898万5851円に変更した。

(ウ) 変更の理由

修繕料剰余金の精算、感染症の影響による精算及び特定経費の精算のため。

(エ) 変更協定の締結

令和3年3月31日、指定管理料を7898万5851円(税込)に増額変更する旨の協定が締結された。

イ 積算の根拠等

(ア) 従来分の精算について

a 令和2年度修繕料剰余金の精算について

令和2年度豊田市高齢者温泉休養施設寿楽荘施設小規模修繕等実施報告書によると、修繕件数が23件で、修繕金額が255万7417円であり、年間修繕費として予定していた237万5000円を18万2417円分上回っていたため、市が指定管理者に補填した。なお、上記件数及び金額中、令和2年中のもの(5月3日から12月28日まで)は、19件で196万8327円、令和2年から令和3年にかけてのもの(12月24日から1月25日まで)は1件で40万6450円、令和3年中のもの(2月8日から3月19日まで)は3件で18万2640円であった。

b 利用料金負担金の精算について

令和2年度の利用料金実績額825万0200円を1.08で割り戻した763万9074円から、同額を1.1で割り戻した750万0181円を差し引いた13万8893円に1.1を乗じた15万2782円を市から指定管理者に補填した。

c 物価変動リスク分担

特定経費である電気料金及び重油料金について、基本協定書別記2関係物価変動リスク分担細則(第2章第9の4(5)参照)に基づき計算したところ、特定経費年度協定額と物価変動調整後所要額との差額が68万6000円となり、50万円を控除した18万6000円が調整の金額と認定され、指定管理者から市に返還された。

(イ) 新型コロナウイルス感染症の影響による精算について

利用料金収入に関し、収支計画書に記載の金額である1760万円から実績値である825万0200円を控除した934万9800円につきその金額をそのまま施設の休館及び利用者の減少による利用料金収入の減少分と認定していた。また、その他収入として、雇用調整助成金197万2557円、持続化給付金1

07万5000円が当初の収支計画書に記載のない収入として挙げられ、感染症の影響による増額分と認定された。そして、934万9800円から197万2557円と107万5000円を差し引いた630万2243円が利用料金収入の減少として市から指定管理者に補填対象とされた。

人件費中、臨時パート職員については、当初、収支計画書に1957万7500円が計上されたところ、実際には支出は0円であったが、人件費として一括で掲載（委託業務夜間警備、配管洗浄作業、庭園管理、パート賃金等）との理由で感染症影響による減少分と認定しなかった。

施設管理費のうち光熱水費に関し、収支計画書に記載の金額である1655万5950円から実績値である1260万0796円を控除した395万5154円のうち令和元年度と令和2年度の差分の321万5900円に指定管理者と協議して定めた1.09を乗じた金額である350万5331円を感染症影響の減額分として認定した。このほか当初の収支計画書に記載の金額から実績値を控除した上で、消耗品費等については、感染症対策で消毒薬等の衛生物品の購入が増えたが来客が減少してトイレトペーパー等の日常的な消耗品の購入が減少したので、57万5063円の減額を、役務費につき、感染症影響分として主にクリーニング費が減少したとして80万5293円の減額を、再委託費につき、感染症影響分として清掃等の頻度が減ったための42万6028円の減額を認定した。

以上運営管理費の減少分として合計531万1715円を利用料金収入の減少額である630万2243円から差し引いた99万0528円が新型コロナウイルス感染症の影響による精算分として市から指定管理者に補填された。

### (3) 監査の結果

#### ア 指定管理料の重大な金額変更之际には検討経過を書面として残されたい【意見】

基本協定書第20条には利用料金に関する規定が置かれ、同条第4項には「乙は、甲が利用料金の減免制度を定める場合には、これに従い利用料金を減免しなければならない」、第5項には「前項の規定に基づき減免した利用料金は、年度協定書で定めるところにより、甲が補填するものとする。なお、前項で定める減免制度以外の利用料金の補填は、甲乙協議の上決定するものとする。」とされている。しかし、令和3年3月31日付け協定変更協議書、令和2年度剰余金精算報告書及び変更年度協定書に至るまで、変更協定書はもちろん変更協議の経過についても検討の経過については資料として残されていない。

利用料金収入に関し、収支計画書に記載の金額である1760万円から実績値である825万0200円を控除した934万9800円を市が補填するという変更は、金額的に見て極めて重大な変更である。そこから差し引くべき管理運営経費の算出方法も、合理的なものであることが求められるが、検討の経過が不明であった。

光熱水費では、令和元年度との比較をして350万5331円の減少を算出しているが、他の項目では他年度との比較の視点を導入していない。このような差を設けることの合理性が検討された形跡がない。

電気料金及び重油料金については、特定経費として物価変動リスク分担細則を適用した結果、差額が50万円を超えた18万6000円のみ精算し、それ以外の経費を運営管理費の減少から除外してしまったが、(単価ではなく)電気使用量や重油使用量が減少していればそれも利用料金収入から差し引くべきところ、それを差し引かないことの合理性が検討された形跡が認められない。

重大な金額変更を伴う変更協議には、検討の合理性を担保するため検討経過も記録として残されたい。

イ 利用料金負担金精算の根拠を当初の年度協定書において明記しておくべき【意見】

利用料金負担金を市が補填することは、当初の令和2年度年度協定書締結時点において、市の方針として決まっていたものである。令和2年12月7日付け通知(第2章第9の3(2)イ(キ)参照)でも「例年精算対象としている項目」に挙げられている。ところが、当初の年度協定書においては定められておらず、令和3年3月31日付け変更年度協定書において、精算対象とすることが定められた。利用料金負担金を精算対象経費とすることを、当初の年度協定書において明記しておくべきであった。

## 17 豊田市老人福祉センター豊寿園

### (1) 概要

#### ア 施設

所在地 豊田市渡刈町5丁目200番地

#### イ 指定管理者

(社福)豊田市社会福祉協議会

#### ウ 基本協定

期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

なお、基本協定書別記1「豊田市老人福祉センター管理運営業務仕様書」には、老人デイサービスセンターの管理運営に係る費用の負担について、「地方自治法第244条の2第8項の規定により、介護保険収入及び利用料収入については、利用料金として指定管理者の収入とするため、基本的に管理運営に係る費用は全て指定管理者が負担することとする」と記載されている。

#### エ 年度協定(令和2年4月1日付け)

##### (ア) 令和2年度指定管理料

7527万7592円(税込)

##### (イ) 経費の精算

年度協定書において、次のとおり定められている。

第4条 前条の指定管理料に含まれる修繕料は、以下の金額とする。	
修繕料	金2,440,000円 (うち、消費税及び地方消費税の額金221,818円)
2 修繕料に剰余金が生じた場合は、甲が指示する方法によって、令和2年度決算終了後速やかに甲に返還するものとし、修繕料が不足する場合には甲が当該不足分を補填するものとする。	

(ウ) 特定経費

基本協定書第22条第1項の別記2指定管理者制度リスク分担表には、特定経費として電気料金と都市ガス料金が指定され、特定経費については物価変動リスク分担細則(第2章第9の4(5)参照)によることとされている。これを受けて年度協定書第5条には、基本協定書第22条第1項に基づく「指定管理者制度リスク分担表」に係る特定経費の協定額は、別表のとおりとする。」として、別表令和2年度特定経費年度協定明細書が添付されている。

(2) 剰余金の精算

ア 変更協議

(ア) 日付

令和3年3月31日

(イ) 変更の概要

修繕料剰余金の精算として157万0090円を市が指定管理者に対し補填すること、特定経費の精算として物価変動リスク調整対象経費である59万3000円を市が指定管理者に対し補填すること、感染症の影響による精算として指定管理者の収入のマイナス分である91万2000円を市が指定管理者に補填すること、感染症関係分の支出として996万6998円を指定管理者から市に返還することとし、これらの金額の相殺控除後の689万1908円につき指定管理者が市に対し返還をすることとした。その結果、指定管理料を6838万5684円に変更した。

(ウ) 変更の理由

特定経費年度協定額の変更、修繕料剰余金の精算及び感染症の影響による精算のため。

(エ) 変更協定の締結

令和3年3月31日、指定管理料を6838万5684円(税込)に減額変更する旨の協定が締結された。

イ 積算の根拠等

(ア) 従来分の精算について

a 令和2年度修繕料剰余金の精算について

令和2年度豊田市老人福祉センター豊寿園修繕実施報告書によると、修繕件数が20件で、修繕金額が401万0090円であり、年間修繕費として予定

していた244万円を157万0090円分上回っていた。なお、上記件数及び金額中、令和2年中のもの（4月16日から12月22日まで）は、27件で361万8490円、令和3年中のもの（2月8日から3月15日まで）は3件で39万1600円であった。

b 物価変動リスク分担

特定経費である電気料金及び重油料金について、基本協定書別記2関係 物価変動リスク分担細則（第2章第9の4(5)参照）に基づき計算したところ、特定経費年度協定額と物価変動調整後所要額との差額が86万8000円となり、50万円を控除した36万8000円と物価変動調整後所要額である753万3000円の3パーセント相当額である22万5000円の合計である59万3000円が調整の金額と認定され、市から指定管理者への追加負担額となった。

(イ) 令和2年度指定管理料の精算について

事業参加料収入に関し、収支計画書に記載の事業参加料収入の金額である91万2000円から実績値である0円を控除した91万2000円につき、コロナの影響による減額分と認定された。

人件費中、正規職員につき、当初、収支計画書に2294万2065円が計上されたところ、実際には支出は1997万8591円であり、臨時パート職員については、当初、収支計画書に493万3740円が計上されたところ、実際には支出は463万6820円であったが、人件費としては、休館時の人員減の際には、特別休暇で対応しているとして、感染症影響による減少分と認定しなかった。

施設管理費のうち光熱水費に関し、収支計画書に記載の金額である1719万0758円から実績値である1718万6364円を控除した金額は4394円であったが、令和元年度と令和2年度の差分であって指定管理者と協議して定めた578万1479円を感染症影響の減額分として認定した。このほか当初の収支計画書に記載の金額から実績値を控除した上で、消耗品費等については、消毒剤、消毒薬等の購入が増えたので、38万8005円の増額を、再委託費につき、感染症影響分として「湯茶管理業務委託」休止に伴うものとして212万2893円の減額を認定した。

(3) 監査の結果

指定管理料の重大な金額変更の際には検討経過を書面として残されたい【意見】

事業参加料収入に関する精算額は大きいとはいえないが、光熱水費に関し、578万1479円を感染症影響の減額分として指定管理者から市に返還を求めるといった変更は、金額的に見て極めて重大な変更であり、合理的なものであることが求められるが、検討の経過が不明であった。

光熱水費では、令和元年度との比較をして578万1479円の減少を算出しているが、他の項目では他年度との比較の視点を導入していない。このような差を設けることの合理性が検討された形跡がない。

電気料金及び都市ガス料金については、特定経費として物価変動リスク分担細則を適用したが、(単価ではなく)電気使用量や都市ガス使用量が減少していればそれも精算対象とするべきところ、それを差し引かないことの合理性が検討された形跡が認められない。

重大な金額変更を伴う変更協議には、検討の合理性を担保するため検討経過も記録として残されたい。

## 18 豊田市高岡農村環境改善センター

### (1) 概要

#### ア 施設

所在地 豊田市高岡町長根17番地

#### イ 指定管理者

農村環境改善センター管理協会

#### ウ 基本協定(使用料制)

期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

#### エ 年度協定

##### (ア) 令和2年度指定管理料

2043万3000円(税込)

##### (イ) 経費の精算

年度協定書において、次のとおり定められている。これによると、想定されているのは、剰余金が生じる場合だけで不足が生じる場合は想定されていない。

第3条 1～3(略)

4 指定管理料に剰余金が生じた場合は、甲乙協議のうえ精算を行い、令和2年度決算終了後速やかに甲に返還するものとする。ただし、指定管理料の運用で得た利子収入等は精算対象から除外するものとする。

#### オ 閉館

令和2年4月10日付け「新型コロナウイルス緊急事態宣言に伴う指定管理施設の閉館に係る対応について(通知)」及び同年5月5日付けの行政改革推進課からのメールに基づき、令和2年5月18日まで閉館した。

### (2) 使用料返還について

#### ア 令和2年4月25日付け還付の決定に関する概要

(ア) 令和2年2月25日付け「新型コロナウイルス感染症への対応に係る使用料等の取扱いについて(通知)」を踏まえ、令和2年4月25日付けで豊田市高岡農村環境改善センター使用料の還付(戻出)について決定している。

主旨としては、使用料納入後に利用内容に変更があったため、豊田市高岡農村環境改善センター条例第10条第4項及び豊田市高岡農村環境改善センター管理規則第7条第1号により使用料の還付をすることである。

豊田市高岡農村環境改善センター条例第10条 1～3 (略) 4 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特別な事情があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。 豊田市高岡農村環境改善センター管理規則第7条 条例第10条第4項ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号によるものとし、当該各号に該当する場合は既納の使用料の全部を還付する。 (1) 災害その他利用者の責めに帰することができない理由により取消しがなされたとき。 (略)
--

(イ) 還付金額

4万5200円

(ウ) 還付方法

還付請求者が、「豊田市高岡農村環境改善センター使用料の還付方法について」という書式を利用して、現金又は口座振込の手段を選択し、口座振込を選択した場合には、振込先口座を記載して、署名押印の上で、市に対し請求する。

イ 令和3年2月8日付け還付の決定に関する概要

(ア) 愛知県における緊急事態宣言（1月13日発令）に伴う施設の利用時間短縮により発生した使用料の還付を、「愛知県における緊急事態宣言発令に伴う施設の対応等について（豊農整発第2301号）」に基づき行うと決定している。令和3年1月15日付け「愛知県における緊急事態宣言発令に伴う施設の対応等について（通知）（豊農整発第2301号）」は、令和3年1月18日から同年2月7日まで、施設の利用時間が午後9時までであったものを午後8時まで短縮することに伴い、午後8時から9時までの1時間分の使用料を減免するとし、あわせて利用者から利用時間の短縮等を理由とするキャンセルの申出がある場合は使用料の還付をすることを求めている。

根拠法令等として、上記の豊田市高岡農村環境改善センター条例第10条第4項及び豊田市高岡農村環境改善センター管理規則第7条第1号を挙げている。

(イ) 還付金額

5060円

(ウ) 還付方法

還付請求者が、「豊田市高岡農村環境改善センター使用料の還付方法について」という書式を利用して、現金又は口座振込の手段を選択し、口座振込を選択した場合には、振込先口座を記載して、署名押印の上で、豊田市に対し請求をさせている。なお、一部、還付を請求する者の押印が漏れているものがある。

ウ 令和3年3月2日付け還付の決定に関する概要

(ア) 愛知県における緊急事態宣言（1月13日発令）に伴う施設の利用時間短縮により発生した使用料の還付を行うと決定している。

根拠法令等として、上記の豊田市高岡農村環境改善センター条例第10条第4項及び豊田市高岡農村環境改善センター管理規則第7条第1号を挙げている。

(イ) 還付金額

750円

(ウ) 還付方法

還付請求者が、「豊田市高岡農村環境改善センター使用料の還付方法について」という書式を利用して、現金又は口座振込の手段を選択し、口座振込を選択した場合には、振込先口座を記載して、署名押印の上で、豊田市に対し請求をさせている。

(3) 指定管理料について

農地整備課において「緊急事態宣言発出による高岡農村環境改善センター閉館に伴うセンター職員の出勤体制及び指定管理料の変更について」の検討が、令和2年4月10日に行われた。その内容として、職員の出勤体制につき、「協会公社等における新型コロナウイルス感染拡大防止に係る出勤の取扱い等について（通知②）（令和2年3月13日付け通知）」により「業施設等の休業・停止等により、通常業務がなくなり、他の業務へ従事変更の調整を行ってもなお業務がない場合は職務専念義務免除にて対応」と通知があったこと、課内において閉館時にできる業務を検討したこと（電話対応、書類整理、施設の日常点検等）、同施設の事務長から休館時にしかできない業務をヒアリングしたこと（和室の畳の交換、予約表の更新、施設の側溝の大掃除等）から、閉館時も職員は出勤し、指定管理業務を継続することを決定した（電話にて施設側に指示した）。指定管理料の変更につき、閉館していても出勤し指定管理業務を遂行するため、指定管理料を変更しないことと決定した。

(4) ヒアリングの結果

ア 使用料の一部還付について

使用料の一部還付の根拠に関し、確かに、豊田市高岡農村環境改善センター管理規則第7条第1号には明示されていないが、豊田市高岡農村環境改善センター条例第10条第4項において、市長の決定で一部の返還が可能であることから、一部還付の場合の計算方法を行政改革推進課からの通知の計算方法に基づくことで問題ないとの認識であった。また、キャンセルの理由は聴取り等で利用者からは確認をしていた。

イ 休館中の業務について

休館中にも職員が出勤して電話対応、書類整理等の指定管理業務を行っていることから、令和2年3月13日付け「協会公社等における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る出勤の取扱い等について（通知②）」に基づき、指定管理料の変更



は不要と判断した。令和2年4月10日に決定をした以後、指定管理料の変更の要否については検討していない、指定管理者の報告書等の具体的な指定管理業務で行った記録は存しないとのことであった。また、具体的な決定において、行政改革推進課等の関係部署との相談は行われていなかった。

(5) 監査の結果

ア 使用料の一部還付について基準を明確化することが望ましい【意見】

使用料の還付の根拠法令につき、豊田市高岡農村環境改善センター条例第10条第4項及び豊田市高岡農村環境改善センター管理規則第7条第1号を挙げている。

しかし、上記規則は、既納の使用料の全部を還付する場合である。そのため、閉館時間の短縮に伴う一部還付の場合には直ちに適用できる条項ではない。確かに、全部が還付できるのであれば、一部が還付が可能であるとの解釈は可能であるが、具体的な規則がない場合に、どのような基準でその還付する一部の金額を計算するのか必ずしも明らかではない。一部還付の場合には、規則で一部還付の基準を明確化すべく、その基準を定めることが望ましい。

イ 指定管理料の変更の可能性について【意見】

閉館していても出勤し指定管理業務を遂行するため、指定管理料を変更しないことと決定されている。決定が年度の早い時期（令和2年4月10日）であり、決定自体が当該年度全体としての実体を反映していない可能性があると思われた。

市によると、下記のとおり業務内容を確認したとのことであるが、休館中の具体的な業務内容については記録化していないとのことであった。休館中の業務は通常業務と全く異質なものとなり、通常の業務報告では成果を把握することができないので、日報を徴収するなどして具体的な業務内容と成果を把握する必要がある。

記

令和2年4月末改善センターにて業務内容を確認

令和2年5月7日閉館延長時、業務内容を確認

令和2年5月15日改善センターにて業務内容の確認、感染防止対策を依頼

令和2年6月3日改善センターにて出勤簿を確認

令和2年7月1日第1四半期収支報告書確認